

平成 2 4 年

第 1 回柳川市議会定例会会議録

開会：平成 2 4 年 2 月 2 9 日

閉会：平成 2 4 年 3 月 2 1 日

柳川市議会

第 1 回 柳 川 市 議 会 (定 例 会) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
2 月 29 日	水	本 会 議	開会・提案理由説明
3 月 1 日	木	考 案 日	
3 月 2 日	金	本 会 議	議案質疑
3 月 3 日	土	休 会	
3 月 4 日	日	休 会	
3 月 5 日	月	考 案 日	
3 月 6 日	火	本 会 議	一 般 質 問
3 月 7 日	水	本 会 議	一 般 質 問
3 月 8 日	木	本 会 議	一 般 質 問
3 月 9 日	金	委 員 会	
3 月 10 日	土	休 会	
3 月 11 日	日	休 会	
3 月 12 日	月	委 員 会	
3 月 13 日	火	委 員 会	予算審査特別委員会
3 月 14 日	水	委 員 会	予算審査特別委員会
3 月 15 日	木	委 員 会	予算審査特別委員会
3 月 16 日	金	事務整理日	
3 月 17 日	土	休 会	
3 月 18 日	日	休 会	
3 月 19 日	月	事務整理日	
3 月 20 日	火	休 会	
3 月 21 日	水	本 会 議	採決・閉会

第1回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議案第1号	平成23年度柳川市一般会計補正予算（第5号）について	24.3.21	原案可決
議案第2号	平成23年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	24.3.21	原案可決
議案第3号	平成23年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	24.3.21	原案可決
議案第4号	平成24年度柳川市一般会計予算について	24.3.21	原案可決
議案第5号	平成24年度柳川市国民健康保険特別会計予算について	24.3.21	原案可決
議案第6号	平成24年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について	24.3.21	原案可決
議案第7号	平成24年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について	24.3.21	原案可決
議案第8号	平成24年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について	24.3.21	原案可決
議案第9号	平成24年度柳川市下水道事業特別会計予算について	24.3.21	原案可決
議案第10号	平成24年度柳川市水道事業会計予算について	24.3.21	原案可決
議案第11号	柳川市景観条例の制定について	24.3.21	原案可決
議案第12号	柳川市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について	24.3.2	原案可決
議案第13号	柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について	24.3.21	原案可決

議案 第14号	柳川市福祉巡回バス条例の一部を改正する条例の制定について	24.3.21	原案可決
議案 第15号	柳川市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について	24.3.2	原案可決
議案 第16号	柳川市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について	24.3.2	原案可決
議案 第17号	柳川都市計画事業柳川駅東部土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例の制定について	24.3.2	原案可決
議案 第18号	柳川市公共下水道事業受益者負担に関する条例及び柳川市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について	24.3.2	原案可決
議案 第19号	柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	24.3.2	原案可決
議案 第20号	柳川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	24.3.2	原案可決
議案 第21号	柳川市消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について	24.3.2	原案可決
議案 第22号	市道路線の認定、変更認定及び廃止について	24.3.21	原案可決
議案 第23号	柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定について	24.3.21	原案可決
議案 第24号	人権擁護委員候補者の推薦について	24.3.2	同意
議案 第25号	柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について	24.3.2	同意
議案 第26号	柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について	24.3.2	同意
議案 第27号	柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について	24.3.2	同意
議案 第28号	柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について	24.3.2	同意

議案 第29号	柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について	24.3.2	同意
議案 第30号	柳川市農業委員会委員の推薦について	24.3.2	推薦
議案 第31号	柳川市農業委員会委員の推薦について	24.3.2	推薦
議案 第32号	柳川市農業委員会委員の推薦について	24.3.2	推薦
議案 第33号	柳川市農業委員会委員の推薦について	24.3.2	推薦
議案 第34号	和解について	24.3.21	原案可決
議案 第35号	柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	24.3.21	原案可決
議案 第36号	非核三原則の早期法制化に関する意見書	24.3.21	原案可決
議案 第37号	柳川市副市長の選任について	24.3.21	同意

請 願

	案 件	議 決 日	結 果
請願 第7号	非核三原則の法制化を求める議会決議・意見書採択の お願い	24.3.21	採 択

第 1 回 柳 川 市 議 会 (定 例 会) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
2 月 29 日	水	本 会 議	開会・提案理由説明
3 月 1 日	木	考 案 日	
3 月 2 日	金	本 会 議	議案質疑
3 月 3 日	土	休 会	
3 月 4 日	日	休 会	
3 月 5 日	月	考 案 日	
3 月 6 日	火	本 会 議	一 般 質 問
3 月 7 日	水	本 会 議	一 般 質 問
3 月 8 日	木	本 会 議	一 般 質 問
3 月 9 日	金	委 員 会	
3 月 10 日	土	休 会	
3 月 11 日	日	休 会	
3 月 12 日	月	委 員 会	
3 月 13 日	火	委 員 会	予算審査特別委員会
3 月 14 日	水	委 員 会	予算審査特別委員会
3 月 15 日	木	委 員 会	予算審査特別委員会
3 月 16 日	金	事務整理日	
3 月 17 日	土	休 会	
3 月 18 日	日	休 会	
3 月 19 日	月	事務整理日	
3 月 20 日	火	休 会	
3 月 21 日	水	本 会 議	採決・閉会

第1回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議案第1号	平成23年度柳川市一般会計補正予算（第5号）について	24.3.21	原案可決
議案第2号	平成23年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	24.3.21	原案可決
議案第3号	平成23年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	24.3.21	原案可決
議案第4号	平成24年度柳川市一般会計予算について	24.3.21	原案可決
議案第5号	平成24年度柳川市国民健康保険特別会計予算について	24.3.21	原案可決
議案第6号	平成24年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について	24.3.21	原案可決
議案第7号	平成24年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について	24.3.21	原案可決
議案第8号	平成24年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について	24.3.21	原案可決
議案第9号	平成24年度柳川市下水道事業特別会計予算について	24.3.21	原案可決
議案第10号	平成24年度柳川市水道事業会計予算について	24.3.21	原案可決
議案第11号	柳川市景観条例の制定について	24.3.21	原案可決
議案第12号	柳川市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について	24.3.2	原案可決
議案第13号	柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について	24.3.21	原案可決

議案 第14号	柳川市福祉巡回バス条例の一部を改正する条例の制定について	24.3.21	原案可決
議案 第15号	柳川市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について	24.3.2	原案可決
議案 第16号	柳川市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について	24.3.2	原案可決
議案 第17号	柳川都市計画事業柳川駅東部土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例の制定について	24.3.2	原案可決
議案 第18号	柳川市公共下水道事業受益者負担に関する条例及び柳川市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について	24.3.2	原案可決
議案 第19号	柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	24.3.2	原案可決
議案 第20号	柳川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	24.3.2	原案可決
議案 第21号	柳川市消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について	24.3.2	原案可決
議案 第22号	市道路線の認定、変更認定及び廃止について	24.3.21	原案可決
議案 第23号	柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定について	24.3.21	原案可決
議案 第24号	人権擁護委員候補者の推薦について	24.3.2	同意
議案 第25号	柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について	24.3.2	同意
議案 第26号	柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について	24.3.2	同意
議案 第27号	柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について	24.3.2	同意
議案 第28号	柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について	24.3.2	同意

議案 第29号	柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について	24.3.2	同意
議案 第30号	柳川市農業委員会委員の推薦について	24.3.2	推薦
議案 第31号	柳川市農業委員会委員の推薦について	24.3.2	推薦
議案 第32号	柳川市農業委員会委員の推薦について	24.3.2	推薦
議案 第33号	柳川市農業委員会委員の推薦について	24.3.2	推薦
議案 第34号	和解について	24.3.21	原案可決
議案 第35号	柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	24.3.21	原案可決
議案 第36号	非核三原則の早期法制化に関する意見書	24.3.21	原案可決
議案 第37号	柳川市副市長の選任について	24.3.21	同意

請 願

	案 件	議 決 日	結 果
請願 第7号	非核三原則の法制化を求める議会決議・意見書採択の お願い	24.3.21	採 択

柳川市議会第1回定例会会議録

平成24年2月29日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	佐々木 創 主	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	浦 博 宣	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	古 賀 澄 雄

2.欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次								
副市	長	刈茅初支								
教	育	長	北川満							
総務	部	長	大坪正明							
会計	管	理	者	藤木明						
市民	部	長	田島稔大							
保健	福	祉	部	長	山田明寛					
建設	部	長	野田彰							
産業	経	済	部	長	兼	大和	庁	舎	長	横山英真
教育	部	長	兼	三橋	庁	舎	長	高田厚		
消	防	長	古賀輝昭							
人	事	秘	書	課	長	・	見孝則			
総	務	課	長	稲又義輝						
企	画	課	長	橋本祐二郎						
財	政	課	長	石橋真剛						
税	務	課	長	山田敏昭						
健	康	づ	く	り	課	長	高巢雄三			
福	祉	課	長	高田淳治						
学	校	教	育	課	長	高崎祐二				
生	涯	学	習	課	長	石橋正次				
建	設	課	長	中村敬二郎						
農	政	課	長	成清博茂						
水	路	課	長	安藤和彦						

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	川	口	敬	司						
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	亀	崎	公	徳
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	池	末	勇	人			

5 . 議事日程

諸般の報告について

- (1) 例月出納検査の結果について (平成23年10月分、11月分、12月分)
- (2) 市長の所信表明について

- 日程（１） 議会運営委員長報告について
- 日程（２） 会議録署名議員の指名について
- 日程（３） 議案第１号 平成23年度柳川市一般会計補正予算（第５号）について
議案第２号 平成23年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
について
議案第３号 平成23年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第２号）
について
- 日程（４） 議案第４号 平成24年度柳川市一般会計予算について
議案第５号 平成24年度柳川市国民健康保険特別会計予算について
議案第６号 平成24年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について
議案第７号 平成24年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について
議案第８号 平成24年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について
議案第９号 平成24年度柳川市下水道事業特別会計予算について
議案第10号 平成24年度柳川市水道事業会計予算について
- 日程（５） 議案第11号 柳川市景観条例の制定について
議案第12号 柳川市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
議案第13号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第14号 柳川市福祉巡回バス条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
議案第15号 柳川市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第16号 柳川市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号 柳川都市計画事業柳川駅東部土地区画整理事業施行規程に関
する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号 柳川市公共下水道事業受益者負担に関する条例及び柳川市公
共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
議案第19号 柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第20号 柳川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
議案第21号 柳川市消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程（６） 議案第22号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について
議案第23号 柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定について
- 日程（７） 議案第24号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 議案第25号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
議案第26号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
議案第27号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
議案第28号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
議案第29号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
日程(8) 議案第30号 柳川市農業委員会委員の推薦について
日程(9) 議案第31号 柳川市農業委員会委員の推薦について
日程(10) 議案第32号 柳川市農業委員会委員の推薦について
日程(11) 議案第33号 柳川市農業委員会委員の推薦について
日程(12) 請願について

- 1 請願第7号 非核三原則の法制化を求める議会決議・意見書採択のお願い

午前10時 開会

議長(古賀澄雄君)

皆さんおはようございます。本日の出席議員23名、定足数であります。よって、ただいまから平成24年第1回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されていますので、御報告をいたします。

次に、本定例会は平成24年度当初予算の提出もありますので、市長の所信表明をお願いいたします。

市長(金子健次君)(登壇)

皆さんおはようございます。けさは、きのうの雨も上がりまして、古賀議長、太田産業経済委員長とともに川下りコースで開催をされましたお堀開きの式典に参加をして、こちらに参ったところでございます。

それでは、所信表明をさせていただきます。

本日ここに、平成24年第1回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私とも大変御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会は、平成24年度の当初予算を初めとする重要な議案の御審議をお願いするものでございます。議案の説明に先立ちまして市政運営に関する所信の一端を申し上げ、議員の皆様並びに市民の皆様のご理解と御協力をいただきたいと思います。

今、日本の社会、経済は大きな転換期にあります。平成20年のリーマン・ショック後の経

済危機から立ち直りつつありましたが、そのやさきに発生した東日本大震災、さらにはヨーロッパの金融市場の信用不安、歴史的な円高に伴う産業の空洞化、雇用情勢の悪化など憂慮にたえない状況となっております。一刻も早く、国の責任において効果的な経済対策を講じられるよう望むものであります。

また、環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）への参加や消費税増税を含む税と社会保障の一体改革など、国民の生活に大きな影響を及ぼす政策が、十分な情報開示や議論がないまま進められております。国民の納得できる十分な説明と議論を踏まえた上での国民的な合意形成が求められています。

このような中、昨年、２次にわたる地域主権改革一括法が成立しました。基礎自治体への権限移譲、義務づけ・枠づけの見直しと条例制定権の拡大、補助金の一括交付金化など国から地方への権限移譲が段階的に進められております。今議会において、権限移譲に関連する６つの条例改正案を提案しておりますが、円滑に事務を執行できるよう準備を進めるとともに、権限移譲により本市の特色や独自性を生かした行政運営ができるよう力を尽くしてまいります。

平成24年度は、私の今任期最後の年であります。これまで取り組んできたさまざまな課題について道筋をつけ、懸案事項の解決に向けた総決算の年にしたいと決意を新たにしているところでございます。

市町村合併の優遇措置として設けられた合併特例債の活用期限は、平成26年度までの10年間とされておりますが、昨年の東日本大震災の影響などをを受けて、平成31年度まで5年間延長する法案が今国会で審議されており、可決される見通しであります。このため、今後想定される事業を含めた財政シミュレーションを行い、懸案となっている庁舎の統合、市民会館、クリーンセンター建てかえなどの事業についても財政的なめどをつけることができました。

ピアス跡地については、これまでアスベストや土壌問題などがあって、有効活用ができない状態にありました。昨年11月に15カ所の土壌調査を行い、今後の土地活用に問題はないとの最終的な結論に達しました。これを受けて1月30日に私自身がピアス本社を訪問し、解決に向けて大きく前進することができました。その後交渉を重ねた結果、ピアス社側から誠意ある回答が得られましたので、今議会中に和解案を御提案いたしまして解決を図り、早期に跡地の活用を進めたいと考えております。

市民会館については、築40年が経過し、老朽化に伴う改修か改築が必要な時期に来ております。しかし、現在の市民会館は駐車場が狭いことや座席の狭さ、空調、トイレ、バリアフリー、その他設備の使い勝手の悪さなどの問題があり、大規模改修したとしても根本的な解決にはなりませんので、別の場所に建設することを考えたほうがいいのかと思っております。私としては、ピアス問題が解決すれば、ピアス跡地を活用して市民文化会館を建設したいという構想を持っております。

庁舎統合についても、これまで議会の皆様とともに検討を重ねてきておりますので、今後も皆様の御意見を賜りながら進めてまいりたいと考えております。

私は、本市が直面する厳しい社会経済情勢を見据えた上で、合併後抱えているさまざまな課題解決のため、また市民の生活と福祉の向上を目指して、健全財政を維持しながら積極的に各種施策を取り組んでまいり所存であります。

平成24年度に取り組む主要な施策について、概要を御説明申し上げます。

まず、1点目は健康・子育て・福祉についてであります。

急速な高齢化の進行に伴い、医療費や介護費が年々増大しております。市民の健康づくりを進めることが急務であり、そのための一つの方策として、生活習慣病重症化予防訪問事業を平成24年度から始めることにいたしました。この事業は、特定健診で早急に受診が必要と判定された方の家庭を保健師が訪問し、医療機関での受診を勧めるとともに生活習慣病改善の指導を行うことにより合併症などの重症化を予防し、健康回復を早めてもらおうとするものであります。

子育て支援対策としては、昼間保護者のいない家庭の小学校低学年の児童を保育するため、全小学校区での学童保育所設置を目指して取り組んでおります。現在19校区中、13校区に設置しておりますが、平成24年度は新たに両開小学校と中島小学校に設置するとともに、開所時間を延長することにいたしました。残る4校区についても保護者等の要望をお聞きしながら進めてまいります。

合併後、懸案でありました大和・三橋地域の公共交通空白地帯の解消策として、昨年11月からコミュニティバスの試験運行を始めました。今後、利用者の御意見をお聞きしながら停留所の位置やコースなどを検証し、特に高齢者の生活の足として利便性が高まるよう改善してまいります。これまで旧柳川地域で運行している福祉巡回バスについても、大和・三橋地域と合わせてコミュニティバスと名を改め、統一化を図ることにいたしております。

老朽化した市営住宅の整備については、これまで「市営住宅ストック総合活用計画」に基づいて計画的に建てかえを行ってまいりましたが、現在、新たに「公営住宅等長寿命化計画」を策定中であり、これにより平成24年度から本町・鳥の水団地の建設に向けて取り組みを始めてまいります。

2点目は、産業の振興についてであります。

まず、観光の振興については、近年の入り込み客数の減少傾向に加え、昨年3月12日の九州新幹線全線開通の前日の東日本大震災、原発事故という未曾有の大災害となった影響により、国内の自粛ムードと国外からのキャンセルも相次ぎ観光客が大きく減少いたしました。

筑後船小屋駅と西鉄柳川駅間に設置した路線バスも利用者が思ったほど伸びず、入り込み客の回復と筑後船小屋駅周辺の施設整備に期待をしているところであります。

九州新幹線開通を機に、南九州や中国地方から多くの観光客を呼び込んでいくことが当面

する課題であります。このため昨年8月に鹿児島市で、ことし1月には広島市で観光プロモーション活動を行いました。平成24年度は関西方面で実施する予定にいたしております。

毎年、春と秋に開催されている九州市長会が、今年は5月10日、11日の両日、本市で開催されることになりました。九州・沖縄の118市の市長、随行者など300人余りが柳川を訪れていただきます。心を込めておもてなしし、城下町の風情漂う水郷柳川の景観や、食文化のすばらしさを九州全域にアピールしたいと思っております。

柳川を訪れた方の満足度を向上させ、リピーターをふやすことが大切であり、そのための受け入れ態勢づくりや着地型観光を推進していくことが、これから取り組むべき課題であります。平成24年度は、まち歩きを推進するため、今、急速に普及しているスマートホンやKIOSK端末を活用した観光情報の発信と、平成23年度から進めている「柳川千の物語」を発展させた着地型観光事業の実証実験を始めることにしています。

また、心地よい観光空間づくりを進めるため、川下りコースの清掃を充実させることと、掘割沿いの景観を魅力あるものにするため、市民参加による「水辺のガーデニングコンテスト」を実施いたします。

国際観光事業として、朱舜水ゆかりの中国上海松江区にある程十髮博物館で、柳川古文書館に保存している朱舜水から安東省庵に送った手紙を展示する「朱舜水の書と手紙展」を3月27日から1カ月間開催することにしています。これは外務省の「日中国交正常化40周年記念事業」として開催されることになりました。日中友好の一層の進展に寄与するばかりでなく、中国に柳川を紹介するまたとないチャンスであり、議長、教育民生委員長とともに訪中することにいたしております。

次に、漁業の振興については、今期のノリは、秋芽は不漁だったものの冬ノリは順調に生産が上がっており、例年並みの水揚げになるよう期待しているところであります。ことしは、柳川漁業協同組合が実施するカントリー方式のノリ共同加工施設の整備を支援していくことにしています。

国の補助金の打ち切りが心配されておりましたが、両開、皿垣漁港のしゅんせつ事業は、平成24年度は前倒しで県の補助金をつけていただくことになりました。今後とも、しゅんせつ問題や有明海の再生などについて、漁協の皆さんと連携して取り組んでまいります。

農業の振興については、農業の担い手として個人や集落営農組織に頑張ってもらっていますが、今後も戸別所得補償制度や高性能機械の導入支援などを行い、農業所得の確保と経営の効率化を支援してまいります。平成24年度からは、新規の就農者に対する支援制度が新たに導入されますので、関係団体と協議を行い取り組むことにしています。

また、転作作物の調査研究や安全で安心な園芸作物の生産、高付加価値化によるブランド化の確立などを推進して農業の振興を図ってまいります。

農村地域の環境保全事業として、平成19年度から取り組んでまいりました農地・水・環境

保全向上対策事業が、平成28年度まで延長されることとなりましたので、今後とも、関係団体の御協力をいただきながら進めてまいります。

総合的な産業振興策として、柳川の地域イメージを活用し、農漁業、商工、観光を連携させた柳川ブランド推進事業に取り組んでおります。昨年12月には、柳川ブランド認定品や「うまかもんつくりぐっちょ」によって開発された特産品を一堂に集めた、柳川ブランドショップ「おいでメッセ柳川」を開店し、好評を得ています。福岡都市圏などからの体験モニターツアーもさらに発展させ、柳川ブランドを確立することにより、活力ある地場産業の振興に努めてまいります。

商業の関係では、ゆめタウンの進出計画の問題があります。進出予定地は柳川駅東部区画整理地区内であり、地権者からは宅地としての活用見込みが立たないため推進の要望書が出され、商店会関係団体からは用途変更許可の再考を求める要請書が出されました。

市といたしましては、ゆめタウンの進出は、土地区画整理事業の目的である住宅ゾーンと商業ゾーンで構成するという当初の目的に反するものではないと考えております。

また、柳川市内から家族連れや若者たちが、市外のゆめタウンやイオンなどの大型店に買い物に出かけているのは、皆様御承知のとおりであります。市内にゆめタウンができれば、雇用の場の確保による若年層の流出防止や固定資産税等の市税収入がふえる効果も期待できます。

以上のことから、ゆめタウンの進出計画につきましては、市として協力していく考えであります。

このことによって影響が心配される各商店会の振興対策につきましては、今後とも関係者の皆様と十分協議をしながら、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

3点目は、都市基盤の整備についてであります。

幹線道路の整備については、有明海沿岸道路の大牟田 - 三池港間がことし1月に開通し、大和南 - 徳益間はことしの秋に開通する予定となっております。国道443号バイパスも3月末には徳益の有明海沿岸道路の側道に接続し、市外からのアクセスが大きく向上をします。しかし、徳益から柳川西までの着工は未定となっており、柳川駅の東口開設やゆめタウンの進出などを考えると、交通量の増加により側道部分での交通渋滞や交通事故の多発などが懸念されます。通過交通と地域内交通を分けるため、残りの区間の自動車専用道路の建設が急がれます。今後とも、早期着手、早期完成に向けて、強く国に要望してまいります。

また、浦島橋かけかえや大牟田川副線の沖端川渡架橋建設などについても、国や県の協力を得て着実な事業の推進を図ってまいります。

柳川駅東部区画整理事業に伴う駅東口の開設については、昨年、西鉄との基本的な合意ができましたので、自由通路整備と西口の駅周辺整備も含めて現在、具体的な協議を進めているところです。柳川にふさわしい玄関口となるよう、平成26年度完成を目指して取り組んで

まいります。

また、行政区要望で一番多い道路や水路の整備については、十分な対応ができていないのが現状でありますので、平成24年度は大幅に予算をふやして、特に急いで整備すべきところから、できる限り要望にこたえていくことにしております。

インターネットの光通信については、現在、大和地域と三橋地域の一部で利用できない状況にあります。インターネットは、今では道路と同じように個人で利用するだけでなく、産業振興の上でも欠かせないインフラとなっています。市内の通信格差を解消するため、平成24年度から2カ年で光通信網の整備を進めてまいります。

4点目は、生活環境の整備についてであります。

先人たちが低湿地帯の悪条件と闘い、水と共生する中で作り上げてきた歴史的文化遺産である掘割は、柳川が誇る特色であり、魅力であります。この水環境を維持保全し、将来の世代に継承していくため、行政と市民が協働で掘割と水郷景観を守り育てる活動に今後も力を入れてまいります。

掘割への家庭排水などの汚水の流入を抑止するための施策として、下水道事業の推進とあわせて小型合併処理浄化槽設置補助金を上乘せすることによって普及を促進してまいりました。その結果、改築による設置戸数が大幅に増加し、一定の成果が上がっているものと考えております。平成21年度からは3年間の期限つきで実施していましたが、平成24年度以降も上乘せ額を見直して引き続き実施することしました。

また、本市では水郷景観を守るため伝統美観保存条例や建築指導条例を制定するなど、景観形成に取り組んでまいりましたが、都市化の進展や生活様式の変化の中で、柳川ならではの景観が薄れつつあります。このため、景観づくりの基本的な考え方を明らかにし、建物の高さや色などの制限を定めた「柳川市景観計画」をこのたび策定いたしました。さらに、今議会に提案しております景観条例を制定することによって景観計画を実効性のあるものにし、景観づくりに努めてまいりたいと考えております。

東日本大震災から間もなく1年になろうとしております。このような大災害に対する防災対策、市民の安全・安心をどう担保していくかが大きな課題となっております。この地域は比較的災害の少ない地域だと言われていたのですが、万が一のためにも行政と市民が連携して被害を最小限にとどめる体制を整えておかなければなりません。この1つの方策として、自主防災組織づくりを昨年から行っております。これは地区社協を中心に行政区長、民生委員などの方々に御協力いただき、高齢者や障がい者世帯などで災害時に自分で避難することが困難な方の避難支援活動をすることを主な目的としたものでございます。

さらに、災害時の避難の呼びかけなど災害情報の一斉通報を行うことができるようにするため、公民館などの指定避難所にスピーカーを設置して放送する同報系防災行政無線の整備を進めることにしております。

このたびの原子力発電所の事故により、自然エネルギーの必要性がクローズアップされています。このため本市でも住宅用太陽光発電施設を設置する人に対し市独自の補助金を新設して、太陽光発電の普及を促進していくことにいたしました。

5点目は、教育、文化についてであります。

次代を担う子供たちのために、今後とも、よりよい教育環境を整えていく必要があります。

学校教育の基盤となる小・中学校校舎の整備については、改築の必要な校舎が4校ありますが、平成24年度は大和中学校の改築に取りかかるのを初め、二ツ河小学校、垂見小学校の設計に入り、平成26年度までに中山小学校を含めすべて完了するよう順次進めていくことにしております。

また、既存スポーツ施設の改修と市民武道場の改築についても計画的に進めてまいります。

大和・三橋地域の校区コミュニティセンター整備については、まず平成24年度の垂見校区のコミュニティセンター建設を手始めに、地元との協議が調ったところから順次整備を進め、平成26年度までに11校区すべて完了することにしております。旧柳川地域の校区公民館7館の改修事業も同時に進めてまいります。

ことしは北原白秋先生が亡くなられて70年になります。この機会に、白秋先生を顕彰する事業として、来年1月に市民会館でNHKラジオ「歌の散歩道」の公開収録を誘致いたしました。白秋先生の歌を全国にアピールしたいと思っております。

また、小学校の子供たちに対しては、地域の皆さんの御協力をいただき、公民館などに数日間寝泊まりしながら学校に通う通学合宿の実施や、豊かな人間性を育てるための「心に響く素読集」を作成し小学校の全児童に配布することにしております。

最後に、定住化対策について申し上げます。

本市では、少子化と20代、30代の若者の転出などにより、毎年700人程度の人口減少が進んでいます。これに歯どめをかけるため、これまでホームページ上に定住コーナーを設けて情報発信するとともに、ことし1月から市内の空き家や空き地情報を発信する「空き家バンク制度」を創設し、移住、定住の促進を図っているところでございます。

平成24年度は、さらにこれを進めるため、市内に長く住むことが見込まれる世帯に対する3つの支援制度を創設することにいたしました。

1つ目は、空き家バンクに登録した中古住宅の改修を行う際に改修費の一部を補助する「空き家改修等支援事業」。

2つ目は、市外に住んでいる人が柳川市内への定住を目的に市内の住宅を取得し、転入する人に対して住宅取得費の一部と義務教育修了前の子供数に応じた加算金を補助する「マイホーム取得支援事業」。

3つ目は、新婚世帯の市外への転出防止と市内への転入を促すため、実質家賃負担額の一

部を2年間補助する「新婚世帯家賃支援事業」であります。

これらの事業を呼び水として、市政全般にわたる魅力あるまちづくりを進めることによって定住化を促進し、人口減少に歯どめをかけることができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、意を尽くしますが、市政運営に関する私の所信の一端を申し述べさせていただきました。若者が夢と希望の持てる、住みたいまち、住み続けたいまちづくりを目指し、今後とも、全力を傾注してまいりますので、どうか議員の皆様、市民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げまして所信表明とさせていただきます。

議長（古賀澄雄君）

以上をもって市長の所信表明についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（古賀澄雄君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。

平成24年第1回柳川市議会定例会の会期日程等について、2月27日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

その報告を申し上げます。

まず、会期であります。本日、2月29日から3月21日までの22日間といたしております。

その内容について申し上げますと、

本日、開会、提案理由の説明、3月1日は考案日、2日を議案質疑、3日、4日は休日で休会、5日は考案日、6日、7日、8日を一般質問、9日は委員会、10日、11日は休日で休会、12日を委員会、13日、14日、15日を予算審査特別委員会、16日は事務整理日、17日、18日は休日で休会、19日は事務整理日、20日は休日で休会、21日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が、会議録署名議員の指名についてであります。

次に、日程3 議案第1号から日程4 議案第10号までの10議案の一括上程であります。

次に、日程5 議案第11号から日程7 議案第29号までの19議案の一括上程であります。

日程8が、議案第30号の上程であります。

日程9が、議案第31号の上程であります。

日程10が、議案第32号の上程であります。

日程11が、議案第33号の上程であります。

日程12が請願についてであります。本定例会に、請願1件が提出されております。請願第7号は、総務委員会に審査を付託といたしております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1が、議案質疑についてであります。

まず初めに、議案第1号から議案第3号までの3議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第1号は、総務委員会に審査を付託、議案第2号は教育民生委員会に審査を付託、議案第3号は、建設委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第4号から議案第10号までの7議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第4号は、予算審査特別委員会を設置の上、これに審査を付託、議案第5号から議案第7号までの3議案は教育民生委員会に審査を付託、議案第8号は総務委員会に審査を付託、議案第9号及び議案第10号の2議案は建設委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第11号から議案第21号までの11議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第11号は建設委員会に審査を付託、議案第12号は即決、議案第13号及び議案第14号の2議案は総務委員会に審査を付託、議案第15号から議案第21号までの7議案は即決といたしております。

次に、議案第22号及び議案第23号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第22号は建設委員会に審査を付託、議案第23号は教育民生委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第24号から議案第29号までの6議案を一括議題とし、質疑終了後、6議案とも即決といたしております。

次に、議案第30号を議題とし、質疑終了後、即決といたしております。議案第31号、議案第32号、議案第33号についても、議案第30号と同様に即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして、決定を見ておりますので、御報告申し上げ終わります。

議長（古賀澄雄君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（古賀澄雄君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、7番佐々木創主議員及び17番浦博宣議員を指名いたします。

日程第3～第4 議案第1号～議案第10号

議長（古賀澄雄君）

日程 3 . 議案第 1 号から日程 4 . 議案第 10 号までの 10 議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

議案第 1 号から議案第 3 号までの補正予算 3 議案、及び議案第 4 号から議案第 10 号までの平成 24 年度予算関係 7 議案につきまして、御説明申し上げます。

まず、議案第 1 号 平成 23 年度柳川市一般会計補正予算（第 5 号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、平成 23 年度国の第 3 次及び第 4 次の補正予算を活用した同報系防災行政無線整備費及び柳川地区漁業団地推進費の増額や、決算見込み、事業費の確定などによる不用額の減額が主なものであります。

予算規模としましては、補正前の予算額 29,195,214 千円から 200,732 千円を減額し、歳入歳出予算をそれぞれ 28,994,482 千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容を、歳出から款を追って御説明いたします。

まず、2 款 . 総務費は、146,305 千円を増額補正しております。

ここでは、勸奨退職等に伴う職員退職手当組合負担金、合併特例債の将来の公債費負担に備えた減債基金への積立金などを増額する一方、旧消防大和分遣所解体工事費などを減額しております。

3 款 . 民生費は、233,154 千円を減額補正しております。

ここでは、国民健康保険基盤安定制度負担金などを増額する一方、福岡県介護保険広域連合負担金、子ども手当などを減額しております。

4 款 . 衛生費は、59,433 千円を減額補正しております。

ここでは、女性特有のがん検診事業費を増額する一方、予防接種委託料などを減額しております。

5 款 . 労働費は、5,367 千円を減額補正しております。

ここでは、固定資産税課税台帳電子化事業費及び複式学級解消事業費を減額しております。

6 款 . 農林水産業費は、103,543 千円を増額補正しております。

ここでは、柳川地区漁業団地推進費を増額する一方、国土調査事業費などを減額しております。

なお、柳川地区漁業団地推進費については、柳川漁業協同組合が実施主体となって整備するノリ共同加工場に対する補助金等でありまして、国の第 4 次補正予算を活用するものであります。

8 款 . 土木費は、252,445 千円を減額補正しておりますが、これは市町村道整備事業費などの減額であります。

9款．消防費は、161,973千円を増額補正しております。

ここでは、消火栓工事負担金、同報系防災行政無線整備費及び全国瞬時警報システム設置工事費を増額しております。

なお、同報系防災行政無線及び全国瞬時警報システムについては、東日本大震災の教訓から消防庁が推進している市町村防災行政無線等の整備を、国の第3次補正予算を活用して実施するものであり、これにより災害時等における住民に対する迅速な災害情報の伝達が可能となるものであります。

10款．教育費は、12,688千円を減額補正しております。

ここでは、中学校6校の理科教材備品購入費を増額する一方、私立幼稚園就園奨励事業費などを減額しております。

なお、今回の中学校への理科教材購入については、財団法人緒方記念科学振興財団からの寄附金を活用するものであります。

11款．災害復旧費は10,466千円を減額補正しておりますが、これは、事業費の確定に伴う農業用施設災害復旧費の減額であります。

12款．公債費は、39,000千円を減額補正しておりますが、これは、平成22年度に借り入れた借入地方債利率の確定などによる償還利子の減額であります。

以上が歳出の主な内容であります。

続いて、この歳出に対する歳入財源について御説明いたします。

まず、1款．市税は、92,000千円を増額補正しております。

ここでは、決算見込みにより、個人市民税、固定資産税、市たばこ税を増額する一方、法人市民税及び軽自動車税を減額しております。

2款．地方譲与税から8款．地方特例交付金までについても、決算見込みによる増減額を計上しております。

9款．地方交付税は、20,610千円を増額補正しております。

13款．国庫支出金は、271,782千円を減額補正しております。

ここでは、同報系防災行政無線整備事業費などを増額する一方、子ども手当などを減額しております。

14款．県支出金は、47,946千円を増額補正しております。

ここでは、産地水産業強化支援事業補助金などを増額する一方、合併推進特例交付金などを減額しております。

16款．寄付金は、38名の方からのふるさと寄付金などにより2,408千円を増額補正しております。

17款．繰入金は、93,569千円を減額補正しております。

ここでは、国民健康保険特別会計繰入金を増額する一方、来年度以降の財政運営を考慮し

て、柳川・大和・三橋の各地域振興基金繰入金を減額しております。

19款．諸収入は、福岡県後期高齢者医療広域連合派遣職員負担金7,046千円を減額補正しております。

20款．市債は、37,500千円を増額補正しております。

ここでは、同報系防災行政無線整備事業などを追加する一方、地方債対象事業費の確定に伴い、道路整備事業などの減額を行っております。

このほか、第2表繰越明許費補正では、柳川地区漁業団地推進事業など8件について追加または変更を行っております。

第3表債務負担行為補正では、柳川市市民協働のまちづくり事業補助金など12件について限度額の変更を行っております。

第4表地方債補正では、同報系防災行政無線整備事業など6件について追加または変更を行っております。

次に、議案第2号 平成23年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、第三者納付金の増収、出産件数の減少による出産育児一時金の減額、並びに国の特別調整交付金と財政安定化支援事業費等の額の確定により必要額を補正するものであります。

まず、歳入で第三者行為として求償し納付された第三者納付金について12,800千円を増額し、歳出においては求償事務を委託している福岡県国民健康保険団体連合会に対する第三者求償事務委託料を335千円増額しております。

出産育児一時金については、出産件数の減少に伴い、出産育児一時金を7,560千円減額し、これに伴う歳入において、国の補助金を180千円、一般会計からの繰入金を4,920千円それぞれ減額しております。

健康管理システムリース料において、特定健診分については、全額を国の特別調整交付金で交付されることになったことから、歳入歳出それぞれ同額の832千円を増額しております。

また、保険基盤安定繰入金の額の確定により4,006千円を増額、財政安定化支援金の確定により5,787千円を増額、基準超過費用繰入金3,908千円増額する一方、財政調整基金繰入金を28,626千円減額して調整を図っております。

このため、歳入歳出それぞれ6,393千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,998,612千円とするものであります。

次に、議案第3号 平成23年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、補助事業費の減額、国庫補助金及び市債の減額が主なものであります。

補正前の予算総額1,127,217千円に、歳入歳出それぞれ82,746千円を減額し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ1,044,471千円とするものであります。

次に、議案第4号 平成24年度柳川市一般会計予算について、御説明申し上げます。

平成24年度の予算編成に当たりましては、財政の健全化を確保しつつ、計画事業については着実に推進することにより、本市の将来的発展と市民の福祉向上、安全・安心に資することを基本に臨んだところであります。

このようにして編成しました結果、予算規模としましては、歳入歳出ともに28,042,000千円とし、平成23年度と比較しますと、率にして5.0%、額にして1,337,000千円増の積極予算となっております。

それでは、予算の内容について、平成23年度との比較により、歳入の特徴的なところから御説明いたします。

まず、市税は、平成23年度の収納見込み、地方税法の改正及び現下の景気状況などを勘案し、平成23年度と比較して1.3%増の6,088,717千円を計上しております。

次に、地方譲与税は、国税として徴収された一部が地方に交付されるものでありまして、平成23年度とほぼ同額の305,000千円を計上しております。

次に、地方特例交付金は、年少扶養控除の廃止等により地方税が増収となることを受け、子ども手当及び自動車取得税交付金に係る減収補てん特例交付金が廃止されることとなっており、平成24年度は、住宅借入金等特別税額控除に係る減収補てん特例交付金19,000千円のみを計上しております。

次に、地方交付税は、国の地方財政計画や平成23年度交付額などを勘案し、普通交付税は平成23年度と比較して1.4%増の8,180,000千円、特別交付税は平成23年度と同額の950,000千円を計上しております。

次に、国庫支出金は、生活保護費や子どものための手当に係る国庫負担金など4,295,960千円を計上しております。

次に、県支出金は、保育所運営費や自立支援給付費に係る県負担金など2,032,403千円を計上しております。

次に、繰入金は、平成23年度と比較して22%増の428,090千円を計上しております。

平成24年度は、コミュニティセンター建設事業や大和中学校校舎改築等事業への基金活用により、平成23年度と比較して大幅な増加となっております。

次に、市債は、合併特例事業債など財政効率の高い地方債の活用を基本に、平成23年度と比較し、率にして73.6%、金額にして1,414,700千円増の3,337,500千円を計上しております。

これにより、平成24年度末の市債残高は、約33,642,920千円となる見込みであり、また、今回の市債借入額に対する普通交付税への算入額は、借入額の80.4%に相当する2,681,810千円と試算しております。

なお、今回、借入額が大幅に増加しましたのは、平成23年度当初予算の段階では、合併特

例債の活用限度額について、137億円の枠内での借り入れになるよう、充当率を通常より低く抑えて計上していたためであります。

しかし、平成24年度は、元利償還金の70%が普通交付税に算入されるという財政的メリットを考慮して、借入額の増加による元利償還金に対する後年度の財政負担軽減対策として減債基金への積立措置を講じた上で、通常の充当率による借入額を計上しております。

また、合併特例事業債は、道路整備事業など15事業に2,177,800千円を計上しており、その結果、平成24年度末の借入見込み総額は、普通建設事業分で11,098,600千円となります。

加えて、今回、筑後地域消防救急デジタル無線整備事業負担金の財源として計上しております防災対策事業債については、普通交付税に算入される元利償還金の50%を除いた分の全額が、福岡県市町村振興協会から助成される予定となっております。

次に、歳出の特徴的なものについて御説明いたします。

まず、議会費は、267,988千円を計上しております。

これは、平成23年度と比較して、率にして13.4%、金額にして41,394千円の減額となっております。この要因は、主に、議員共済給付負担金の大幅な減額によるものであります。

次に、総務費は、2,878,143千円を計上しております。

これは、平成23年度と比較して、率にして18.9%、金額にして456,677千円の増額となっております。

平成24年度は新たに、ことし5月に本市で開催されます第110回九州市長会の実行委員会負担金、合併特例債の元利償還金に係る後年度の財政負担軽減対策としての減債基金への積立金、定住化促進に向けた補助金、光通信の未整備地区解消に向けた大和地区ほか光通信事業補助金、市長選挙費などを計上しております。

次に、民生費は、10,284,621千円を計上しております。

これは、平成23年度と比較して、率にして0.2%、金額にして18,149千円の減額となっております。

まず、高齢者福祉関係では、ひとり暮らしの高齢者などのための緊急通報装置給付費、在宅介護支援センター委託料、老人クラブ育成事業費などを計上しております。

また、介護予防対策関係では、口腔・運動・栄養を取り入れた教室や音楽・楽器を取り入れた教室などの実施費用を計上しております。

障害者福祉関係では、自立支援給付費や地域生活支援事業費などを計上しております。

子育て支援関係では、ファミリーサポート事業費、保育所運営等事業費、児童扶養手当給付費、子どものための手当費、地域子育て支援拠点事業費などを計上しております。

平成24年度は新たに、両開校区及び中島校区において学童保育所を開設するとともに、保護者や地域からの要望にこたえて、学童保育所の開所時間を延長することといたしております。

このほか、地域で支え合うしくみづくりの確立を目指すため、平成25年度から平成29年度までの5カ年を計画期間とする地域福祉計画の策定経費を新たに計上しております。

次に、衛生費は、1,853,407千円を計上しております。

これは、平成23年度と比較して、率にして1.4%、金額にして25,863千円の減額となっております。

主に、妊婦健康診査事業費、日本脳炎、ヒブワクチン等の予防接種事業費、健康診査がん検診事業費などを計上しております。

平成24年度は新たに、再生エネルギー導入促進に向けた住宅用太陽光発電システム設置事業補助金を創設することとしたほか、生活習慣病重症化予防訪問事業費を計上しております。

また、クリークの水質浄化対策の一環として平成21年度から3年間実施してきました、小型合併処理浄化槽設置に係る本市単独の上乗せ補助は、補助金額を見直した上で継続することといたしております。

次に、労働費は、87,361千円を計上しております。

これは、平成23年度と比較して、率にして39.9%、金額にして58,025千円の大幅な減額となっております。

この大幅な減額は、県の雇用対策基金事業の減額によるもので、平成24年度は、平成23年度国の第3次補正予算に基づく県からの追加配分等を活用して、図書館資料盗難防止事業、複式学級解消事業など10事業を計上しております。

次に、農林水産業費は、1,769,654千円を計上しております。

これは、平成23年度と比較して、率にして4.3%、金額にして80,446千円の減額となっております。

まず、農業関係では、各種農業施設・機械設備への補助、い業・園芸作物、女性担い手育成の支援事業費などの農業振興のための経費や、農地・水保全対策事業費などを計上しております。

農地・クリークの保全関係では、クリーク防災機能保全対策事業費、湛水防除事業費などを計上しております。

なお、クリークの保全工事費は、地域からの強い要望を受け、平成23年度と比べ約70%増の2億円を計上しております。

水産業関係では、中島漁港漁業団地整備費や、各漁協等が実施する施設整備等への補助金など、漁業振興のための経費を計上しております。

平成24年度は新たに、老朽化が進んでいる中島及び両開漁港の改修を目的とした漁港機能保全計画作成業務委託料を計上しており、改修工事は平成25年度からとなる見込みであります。

次に、商工費は、639,432千円を計上しております。

これは、平成23年度と比較して、率にして5.1%、金額にして30,793千円の増額となっております。

ここでは、中小企業者等経営安定資金融資預託金や、融資制度の信用保証料の補助、企業支援相談員の設置経費、商店街活性化及び観光振興対策のための経費などを計上しております。

平成24年度は新たに、みやま市と共同で大和庁舎内に消費生活センターを開設するため、その運営に係る経費や、株式会社ファインテックの新規雇用に対する奨励金などを計上しております。

特に、観光振興対策では、柳川市観光まちづくり推進委員会からの提言を受け、平成24年度は新たに、体験型・交流型などの着地型観光推進事業、観光案内所など2カ所への観光KIOSK端末設置事業、スマートホンを活用した観光案内システム導入事業などに取り組むこととしております。

加えて、柳川ブランド推進事業についても、引き続きブランド認定事業や情報発信の強化を行い、柳川ブランドのイメージづくりを図っていきたいと考えております。

次に、土木費は、3,325,962千円を計上しております。

これは、平成23年度と比較して、率にして7.2%、金額にして224,607千円の増額となっております。

その内容は、生活基盤道路の整備費、柳川駅東部土地区画整理事業費、中島地区の密集住宅市街地整備事業費などを引き続き計上しております。

平成24年度は新たに、蒲池立石団地の駐車場不足を解消するための整備事業費や、ゆめタウンの進出に伴う用途地域変更のための都市計画決定図書作成経費などを計上しております。

また、柳川駅周辺地区事業については、西鉄柳川駅と国道208号を結ぶ西鉄柳河通り線などの実施設計業務のほか、ロータリー部分の用地購入費等を計上しておりますが、今後、事業の進捗に合わせて補正予算において事業費の追加を御提案申し上げる予定としております。

なお、市道の維持補修工事費については、クリークの保全工事費と同様に、地域からの強い要望を受け、平成23年度と比べ約35%増の190,000千円を計上しております。

次に、消防費は、764,787千円を計上しております。

これは、平成23年度と比較して、率にして4.7%、金額にして34,676千円の増額となっております。

平成24年度は新たに、第4分団格納庫の改築経費、消防自動車などの買いかえのための経費や、平成28年度からの筑後地域の15市町村による消防通信指令業務の共同運用に向けた負担金等を計上しております。

次に、教育費は、3,023,600千円を計上しております。

これは、平成23年度と比較して、率にして39.1%、金額にして849,936千円の大幅な増額

となっております。

学校教育関係では、外国語教師の派遣、中学校の学力向上支援のための講師配置、スクールカウンセラー配置などの経費や、小・中学校の営繕工事などの学校管理費などを計上しております。

平成24年度は新たに、「心に響く素読集」の作成、平成25年度からの学校給食共同調理場の集約化に向けた経費、学習指導要領の改訂に伴う中学校教師用指導書等の購入費等を計上しております。

また、二ツ河、垂見小学校の校舎改築については、設計等の経費を新たに計上するとともに、大和中学校の校舎改築等事業については、平成24年度から平成26年度までの3カ年の総事業予算額を1,530,200千円とする継続費を設定し、本格的な工事に取りかかることといたしております。

生涯学習関係では、市民の皆さんの生きがい活動を支援する公民館費、保健体育関係のスポーツ振興費、伝統文化の保存、継承を進めるための文化費などを計上しております。

平成24年度は新たに、通学合宿事業補助金、北原白秋没後70年事業としてのNHKラジオ「歌の散歩道」の公開収録、歴史民俗資料館ビデオシアター改修事業、市民の利便性向上のための既存スポーツ施設の改修及び老朽化した市民武道場を改築するための経費などを計上しております。

また、大和・三橋地域の11校区におけるコミュニティセンターの整備については、平成23年度から、順次、地元との協議が調った校区から整備のための予算を計上しておりますが、平成24年度は、11校区すべてにおいて、進捗の度合いによって予算内容は異なりますが、整備に向けた経費をそれぞれ計上するとともに、柳川地域の校区公民館7館についても改修工事に向けた設計経費を計上しております。

次に、公債費は、3,096,954千円を計上しております。

これは、平成23年度と比較して、率にして1.1%、金額にして35,768千円の減額となっております。

この減額の主な要因は、平成23年度などにおいて、地方債の繰り上げ償還を実施したことによるものであります。

以上が、歳入歳出予算の主な内容であります。

また、第2表では、先ほど申し上げましたが、平成24年度から平成26年度までの3カ年の総事業予算額を1,530,200千円とする大和中学校校舎改築等事業に係る継続費を、第3表では、柳川市市民協働のまちづくり事業補助金など9事業の債務負担行為を、第4表では大和地区ほか光通信事業補助金など17事業に係る地方債を、それぞれ定めるものであります。

次に、議案第5号 平成24年度柳川市国民健康保険特別会計予算について、御説明申し上げます。

柳川市国民健康保険の1人当たりの保険給付費は、年々増加しております。しかしながら、景気の低迷が続いていることから、医療費の増加に対して収入の伸びが見込めず、引き続き厳しい事業運営となっております。

平成24年度については、最近の被保険者の減少及び療養給付費の動向を勘案し、療養給付費については、1人当たり平均給付費を2.2%増で見込み、平成24年度の被保険者の見込数を乗じて計上したところ、前年度比3.7%減となり、予算総額では昨年度当初予算に対し0.6%減の予算となっております。

予算規模としましては、予算総額を歳入歳出ともに9,862,000千円といたしております。

次に、議案第6号 平成24年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について、御説明申し上げます。

本会計の歳出としましては、保険料の徴収に伴う事務経費、福岡県後期高齢者医療広域連合に対する事務費負担金と保険料負担金が主なものとなっております。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金と被保険者からの保険料で賄うようになっております。

予算規模としましては、予算総額を歳入歳出ともに917,000千円といたしております。

次に、議案第7号 平成24年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について、御説明申し上げます。

予算規模としましては、予算総額を歳入歳出ともに675千円といたしております。

歳入の主なものとしましては、県補助金97千円、繰越金210千円、貸付金元利収入365千円を計上しております。

歳出の主なものとしましては、公債費610千円を計上しております。

なお、新築資金等の貸付事業は、平成8年度をもって終了しており、借受人からの元利収入、及び公債費の償還事業が主な内容となっております。

次に、議案第8号 平成24年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について、御説明申し上げます。

この特別会計は、事業の執行に当たって、用地を先行取得することにより、公共事業の円滑かつ効率的な執行を図ることを目的として設置しているものであります。

予算規模としましては、現時点において、この会計を活用して用地を先行取得する計画がありませんので、平成23年度と同様に、科目開設のため、予算総額を歳入歳出ともに5千円といたしております。

次に、議案第9号 平成24年度柳川市下水道事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

予算規模としましては、予算総額を歳入歳出ともに1,077,726千円といたしております。

歳入予算につきましては、国庫支出金126,500千円、市債280,900千円、繰入金486,075千

円、受益者負担金31,000千円、下水道使用料123,100千円、手数料、繰越金、財産収入や諸収入など30,151千円を計上しております。

歳出予算につきましては、事業費及び維持管理費を含む下水道費593,786千円、公債費466,162千円、積立金12,466千円、総務費及び予備費など5,312千円を計上して、公共下水道の整備及び普及を図っていく予定であります。

次に、議案第10号 平成24年度柳川市水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

予算の概要を申し上げますと、まず、収益的収入及び支出では、事業収益を1,291,337千円、事業費を1,222,895千円計上いたしております。

次に、資本的収入及び支出であります。収入は289,473千円、支出は666,409千円計上いたし、資本的収入額が資本的支出額に不足する額376,936千円は、損益勘定留保資金等で補てんする予定にいたしております。

なお、議案第4号から議案第10号までの平成24年度予算関連の7議案の詳細については、既に配付しております予算関係提案理由説明資料にまとめておりますので、ごらんいただきますようお願いをいたします。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（古賀澄雄君）

ここで10分間休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時21分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5～第7 議案第11号～議案第29号

議長（古賀澄雄君）

日程5・議案第11号から日程7・議案第29号までの19議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

議案第11号から議案第29号までの19議案につきまして、御説明申し上げます。

まず、議案第11号 柳川市景観条例の制定について、御説明申し上げます。

本市では、昭和46年に川下りコースの掘割周辺を中心に、その付近の重要な遺産や自然美を守るために柳川市伝統美観保存条例を制定しております。その後も平成16年に城下町の面影が残る旧市街地の建築物の高さや色を制限する柳川市建築指導条例を制定するなど、積極的に景観形成に取り組んでまいりました。

しかし、その一方で、建設技術の向上等から掘割沿いに高層マンションなどが建設され、

幹線道路の整備に伴い沿道に隣接する大型店舗等の開発行為が進むなど、都市化の進展や生活様式の変化の中で、「柳川市ならではの景観」の特徴が薄れつつあるという現状がございます。

そのような中、本市では平成19年6月に景観法に基づく景観行政団体となり、市民、事業者、行政がともに話し合い、協働することにより、柳川市の景観を守り育て、将来の世代へ伝えていくため、平成24年2月に柳川市景観計画策定委員会の答申を受け、「柳川市景観計画」を策定いたしました。

この計画は、景観法を根拠とする法定計画で、「柳川市の景観づくりの基本的な考え方」を明確化したものであり、この計画を確かな実効性のあるものとするため、本条例を制定し、平成24年10月1日から施行しようとするものであります。

次に、議案第12号 柳川市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

観光に関する事務については、国において主に国土交通省の所管であることから、これまで建設部の所管としていましたが、本市で実際に観光行政を進めていく上で、柳川ブランドの推進にも深くかかわっており、また農業、水産業、商業、工業などの各産業とも連携して取り組んでいくことが必要でありますので、産業経済部の所管に改めようとするものであります。

次に、議案第13号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、平成23年12月に公布されました「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律」、
「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」及び「地方税法の一部を改正する法律」の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

主な改正の内容を申し上げますと、市民税については、東日本大震災の復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための費用の財源として、平成26年度から平成35年度まで個人市民税の均等割額を500円引き上げること、さらに退職所得の分離課税に係る所得割額の10%税額控除を、平成25年から廃止するものであります。

また、市たばこ税の税率を、平成25年4月1日以後に売り渡し等が行われる製造たばこから、旧3級品以外については、1,000本につき644円、旧3級品については、1,000本につき305円を、それぞれ引き上げるものであります。

次に、議案第14号 柳川市福祉巡回バス条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

福祉巡回バスについては、現在試験運行中であります大和町、三橋町地域への運行区域拡

大を契機に、市民の生活交通手段の確保という目的を重視してコミュニティバスとして整理し、その名称を変更するなど、条文の整備を行うものであります。

次に、議案第15号から議案第20号までの条例案6議案につきましては、平成23年5月及び8月にそれぞれ公布されました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる地域主権改革一括法が、平成24年4月1日から施行することに伴い、条例の一部を改正するものであります。

これまで、国が全国一律に決定し、地方自治体に義務づけていました基準等を地方自治体みずからが決定できるようにすることで、その地域の実情に合った最適な行政サービスの提供の実現を目指すというものであり、新たに定められた国の基準等を参考にしながら各自治体で条例を定めることが必要となったところであります。

まず、議案第15号 柳川市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、平成23年8月に公布されました、いわゆる「第2次一括法」で社会教育法の一部が改正され、これまで法令で定められていた公民館運営審議会委員の委嘱の基準については、国で定める基準を参酌し、地方自治体の条例で定めることになりましたので、関係規定の整備を行うものであります。

改正の内容を申し上げますと、文部科学省令に規定する基準と同じ内容とする委嘱基準を新たに設け、あわせて条文の整備を行うものでありまして、平成24年4月1日から施行しようとするものであります。

次に、議案第16号 柳川市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます

本案は、平成23年8月に公布されました、いわゆる「第2次一括法」で図書館法の一部が改正され、これまで法令で定められていた図書館協議会委員の任命基準について、国で定める基準を参酌し、図書館を設置する地方自治体の条例で定めることとなりましたので、関係規定の整備を行うものであります。

改正の内容を申し上げますと、改正されました図書館法施行規則に規定する基準と同じ内容とする委嘱基準を新たに設け、平成24年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第17号 柳川都市計画事業柳川駅東部土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、平成23年8月に公布されました、いわゆる「第2次一括法」により土地区画整理事業の一部が改正され、土地区画整理事業において、平成24年4月1日から県から市に権限の一部が移譲されるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容を申し上げますと、現在、土地区画整理事業区域内に地権者が建築物等を建築する際には、市長を経由し県知事が許可することになっておりますが、法改正により市長に

許可権限が移譲されますので、関係規定の整備を行うものであります。

次に、議案第18号 柳川市公共下水道事業受益者負担に関する条例及び柳川市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます

本案は、平成23年5月に公布されました、いわゆる「第1次一括法」で下水道法の一部が改正され、これまで義務づけられていました下水道事業計画策定に係る国の認可制度が廃止されることから、この認可制度を引用する2つの条例の条文を整備するものであります。

次に、議案第19号 柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、平成23年5月に公布されました、いわゆる「第1次一括法」で公営住宅法の一部が改正され、公営住宅の入居者資格のうち、「現に同居し、又は同居しようとする親族があること」という同居親族要件が廃止され、この要件を維持するためには条例で定めることとなったことから、関係規定の整備を行うものであります。

改正の内容について申し上げますと、市営住宅に入居することができる者について、老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として、改正前の法令と同じ内容とする規定を追加し、その他所要規定の整備を行うものであります。

また、法改正により入居者資格のうち、入居収入基準等についても条例で定めることとなっておりますが、さらに検討を要するため、その基準を定める新たな条例が制定施行されるまでの間、従前の例によることとする経過措置もあわせて規定するものであります。

次に、議案第20号 柳川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、平成23年5月に公布されました、いわゆる「第1次一括法」で地方公営企業法の一部が改正され、損失を補てんするため資本剰余金を処分できる場合を定めていた規定が廃止されたことにより、資本剰余金の処分を可能とするには、新たな条例で定めることが必要となりましたので、改正前の法令と同じ内容とする規定を追加するとともに条文の整備を行うものであります。

次に、議案第21号 柳川市消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、平成23年12月に公布されました「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令」により、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部が改正されたことから、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容を申し上げますと、危険物貯蔵所のうち、浮きぶたつき特定屋外タンク貯蔵所に係る審査手数料を新たに規定するものであります。

次に、議案第22号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について、御説明申し上げます。

本案は、県道柳川筑後線事業や国道443号バイパス事業、県営かんがい排水事業、大和中部土地改良事業や漁業施設整備事業、西鉄大牟田線踏切道の廃止、生活道路としての利用や私有道路の寄附採納などに伴い、10路線を新たに認定しようとするであります。また、県道久留米柳川線金納橋かけかえ後に伴う路線の短縮を初め、市道として通行上機能を果たしていない路線や県道柳川筑後線事業に伴う路線の短縮、生活道路に係る路線の延長、国道443号バイパス事業に伴う路線の短縮や延長など、8路線を変更認定しようとするとともに、県道との重複認定や市営住宅の用途廃止に伴う8路線を廃止するため、道路法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第23号 柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

本案は、柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

柳川市立歴史民俗資料館の管理については、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入しておりまして、現在は、財団法人北原白秋生家保存会を指定管理者に指定しているところであります。

この指定期間が平成24年3月31日で終了しますので、前回と同じく柳川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第1号の「公の施設の性格、規模、及び機能により公募に適さないとき」の適用から、公募によらず指定管理者の候補者に財団法人北原白秋生家保存会を選定いたし、引き続き指定管理者に指定しようとするものであります。

なお、指定の期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間といたしております。

次に、議案第24号 人権擁護委員候補者の推薦について、御説明申し上げます。

本案は、現在、人権擁護委員であります加藤君代氏の委員の任期が、平成24年6月30日をもって満了となるため、後任の委員候補者に再度同氏を推薦しようとするもので、人権擁護委員法第6条の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第25号から議案第29号までの、柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について、御説明申し上げます。

これら5議案は、柳川市政治倫理条例により設置されております柳川市政治倫理審査会の委員が、平成24年3月31日で任期満了となるため、後任委員の委嘱について、御提案するものであります。

政治倫理審査会の委員は2年の任期で、政治倫理条例第8条第3項の規定により、専門的知識を有する者、及び柳川市に居住し、選挙権を有する者の中から、合計5人を委嘱することとなっております。

そこで、専門的知識を有する委員としまして、議案第25号では税理士の石橋茂氏、及び議

案第26号では公認会計士の立花洋介氏の現委員である両氏を引き続き委嘱し、さらに議案第27号では、弁護士の桑原義浩氏を新たに委嘱しようとするものであります。

また、柳川市に居住し、選挙権を有する委員としましては、議案第28号で北原小世子氏、及び議案第29号で古川佳子氏の現委員である両氏を、引き続き委嘱しようとするものでありまして、柳川市政治倫理条例第8条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

日程第8 議案第30号

議長（古賀澄雄君）

日程8．議案第30号を上程いたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、8番河村好浩議員の除斥を求めます。

〔河村好浩議員退場〕

議長（古賀澄雄君）

議案を朗読させます。

議会事務局長（川口敬司君）

〔朗読省略〕

議長（古賀澄雄君）

お諮りいたします。提案理由の説明は、会議規則第36条第2項の規定により省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

異議なしと認め、提案理由の説明は省略することに決定いたしました。

ここで、河村好浩議員の除斥を解きます。

〔河村好浩議員入場〕

日程第9 議案第31号

議長（古賀澄雄君）

日程9．議案第31号を上程いたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、14番山田奉文議員の除斥を求めます。

〔山田奉文議員退場〕

議長（古賀澄雄君）

議案を朗読させます。

議会事務局長（川口敬司君）

〔朗読省略〕

議長（古賀澄雄君）

お諮りいたします。提案理由の説明は、会議規則第36条第2項の規定により省略したいと思いを。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

異議なしと認め、提案理由の説明は省略することに決定いたしました。

ここで、山田奉文議員の除斥を解きます。

〔山田奉文議員入場〕

日程第10 議案第32号

議長（古賀澄雄君）

日程10．議案第32号を上程いたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、17番浦博宣議員の除斥を求めます。

〔浦 博宣議員退場〕

議長（古賀澄雄君）

議案を朗読させます。

議会事務局長（川口敬司君）

〔朗読省略〕

議長（古賀澄雄君）

お諮りいたします。提案理由の説明は、会議規則第36条第2項の規定により省略したいと思いを。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

異議なしと認め、提案理由の説明は省略することに決定いたしました。

ここで、浦博宣議員の除斥を解きます。

〔浦 博宣議員入場〕

日程第11 議案第33号

議長（古賀澄雄君）

日程11．議案第33号を上程いたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、19番田中雅美議員の除斥を求めます。

〔田中雅美議員退場〕

議長（古賀澄雄君）

議案を朗読させます。

議会事務局長（川口敬司君）

〔朗読省略〕

議長（古賀澄雄君）

お諮りいたします。提案理由の説明は、会議規則第36条第2項の規定により省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

異議なしと認め、提案理由の説明は省略することに決定いたしました。

ここで、田中雅美議員の除斥を解きます。

〔田中雅美議員入場〕

日程第12 請願について

議長（古賀澄雄君）

日程12. 請願について。

本定例会に提出されました請願は、お手元に配付いたしておりますとおり1件の請願を受理しております。

お諮りいたします。請願第7号 非核三原則の法制化を求める議会決議・意見書採択のお願いについては、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本請願については、総務委員会に審査を付託することに決定しました。

以上をもって本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時46分 散会

柳川市議会第1回定例会会議録

平成24年3月2日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	佐々木 創 主	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	浦 博 宣	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	古 賀 澄 雄

2. 欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	刈	茅	初	支
教	育	北	川		満
総	務	大	坪	正	明
会	計	藤	木		明
市	民	田	島	稔	大
保	健	山	田	明	寛
建	設	野	田		彰
産	業	横	山	英	眞
教	育	高	田		厚
消	防	古	賀	輝	昭
人	事	・	見	孝	則
総	務	稲	又	義	輝
企	画	橋	本	祐	二 郎
財	政	石	橋	眞	剛
税	務	山	田	敏	昭
健	康	高	巢	雄	三
福	祉	高	田	淳	治
学	校	高	崎	祐	二
生	涯	石	橋	正	次
建	設	中	村	敬	二 郎
農	政	成	清	博	茂
水	路	安	藤	和	彦
水	産	松	尾	昭	義
商	工	田	中	利	光
ま	ち	大	淵	洋	祐
国	土	目	野	稔	男

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	川	口	敬	司
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	池
						末	勇	人	

5 . 議事日程

日程 (1) 議案質疑について

- 1 議案第 1 号 平成23年度柳川市一般会計補正予算 (第 5 号) について
- 2 議案第 2 号 平成23年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 3 議案第 3 号 平成23年度柳川市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 4 議案第 4 号 平成24年度柳川市一般会計予算について
- 5 議案第 5 号 平成24年度柳川市国民健康保険特別会計予算について
- 6 議案第 6 号 平成24年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について
- 7 議案第 7 号 平成24年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について
- 8 議案第 8 号 平成24年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について
- 9 議案第 9 号 平成24年度柳川市下水道事業特別会計予算について
- 10 議案第10号 平成24年度柳川市水道事業会計予算について
- 11 議案第11号 柳川市景観条例の制定について
- 12 議案第12号 柳川市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第13号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第14号 柳川市福祉巡回バス条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第15号 柳川市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第16号 柳川市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第17号 柳川都市計画事業柳川駅東部土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第18号 柳川市公共下水道事業受益者負担に関する条例及び柳川市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第19号 柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第20号 柳川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 21 議案第21号 柳川市消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定
について
- 22 議案第22号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について
- 23 議案第23号 柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定について
- 24 議案第24号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 25 議案第25号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 26 議案第26号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 27 議案第27号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 28 議案第28号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 29 議案第29号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 30 議案第30号 柳川市農業委員会委員の推薦について
- 31 議案第31号 柳川市農業委員会委員の推薦について
- 32 議案第32号 柳川市農業委員会委員の推薦について
- 33 議案第33号 柳川市農業委員会委員の推薦について
- 追加日程(2) 議案第34号 和解について

午前10時 開議

議長(古賀澄雄君)

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長(古賀澄雄君)

日程1 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、または自己の意見を述べることのないようお願いをしておきます。

議案第1号 平成23年度柳川市一般会計補正予算(第5号)について

議案第2号 平成23年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

議案第3号 平成23年度柳川市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

の以上3議案を一括議題といたします。

3議案について質疑を行います。

質疑の通告者の発言を許します。

5番(梅崎昭彦君)

議案第1号の一般会計補正予算(第5号)の資料に基づいて質問をさせていただきます。

まず、1点目が5ページでありますけれども、この中に活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金、マイナス5,777千円、それと経営体育成支援事業補助金、これが8,416千円の減額がされておりまして、この理由をお聞かせください。

6ページ目でございますけれども、ノリ加工の施設整備事業補助金156,208千円ありますけれども、何名くらいの共同体なのかということと、施設の周りの環境、例えば周りに家があるのかなのか。これは騒音の問題がありますので、お答えをお願いします。

それから、排水対策はどうなっているかということです。

8ページ目の国土調査の進捗状況ですけれども、どこら辺まで進んでいるのかということと、今どこら辺を実施されておるのか、また筆界未定が事業実施の何割くらいあるのかということでございます。

以上、質問いたします。

農政課長(成清博茂君)

農業振興費の2件の減額についてお答えいたします。

まず、活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金の減額ですけれども、これにつきましては、23年度、3戸のナス農家と、同じく3戸のトマト農家の省力栽培温室の鉄骨ハウスとパイプハウス育苗施設の整備を行っております。その施設の入札によりまして、事業費が減少したため、補助金5,777千円を減額いたしております。

次に、経営体育成支援事業補助金の減額ですけれども、この事業につきましては、7つの集落営農組織が導入しております自脱型コンバイン4台、大豆コンバイン2台、乗用管理機1台に対する補助金の予算措置をいたしておりました。結果として、1つの集落営農組織のコンバインの取り下げ、それと機械の入札によりまして、需用費が減少いたしております。それに伴いまして、補助金8,416千円を減額しております。

以上です。

水産振興課長(松尾昭義君)

ノリ共同加工施設整備事業補助金156,208千円の件についてお答えいたします。

今回の整備につきましては、ノリ共同加工施設1棟を建設するものでございまして、柳川漁協の組合員5名1組で行われます。

次に、施設の周りの環境についてでございますが、場所は沖端川の河口に位置しておりまして、現在建設中である県道大牟田川副線より下流側になりまして、周りは農地と堤防に囲まれた人家などないところでございます。

続きまして、排水対策でございますけれども、加工場の排水につきましてはタンクにためてポンプで堤防を越堤し、海へ放流する計画でございます。

国土調査課長(目野稔男君)

まず、1点目の国土調査の進捗状況でございますが、平成24年2月末で旧柳川市が調査必要面積26.58平方キロメートルのうち、完了済みが15.55平方キロメートルでございます。率で58.50%であります。旧三橋町が、調査必要面積が10.09平方キロメートルのうち、5.37平方キロメートルが完了しています。率で53.22%でございます。全体の進捗率では57.05%でございます。

次に、どこら辺を実施しておられるのかということですが、平成23年度は蒲船津地区の平成22年度に現地調査が完了いたしましたので、年明けまして、ことしの3月に柳川支局のほうに成果を送付する予定でございます。

現在の現地の立ち合いにつきましては、市内の柳川地区、柳河小学校校区を対象にして実施をしているところでございます。間もなく一筆調査が完了する予定でございます。

次、2点目の境界未定の割合についてお答えいたします。

旧柳川市の筆界未定率は調査前筆数4万3,142筆で、筆界未定筆数が2,136筆の率で4.95%でございます。旧三橋町の筆界未定率は、調査前筆数1万6,815筆で筆界未定筆数が145筆の0.86%です。全体で筆界未定率は3.80%。

以上でございます。

5番（梅崎昭彦君）

園芸産地の育成事業の件ですが、今、米、麦にかわって、このようにハウス栽培がふえておるわけでございます。いわゆる脱サラをして農業したいという方は皆、ハウス栽培に進んでいるわけですが、今後もこのような補助事業が続いていくというふうに理解してよろしいでしょうか。

それと、漁業団地ですが、これも以前、昭代地区からも共同施設をつくりたいという要望がございましたけれども、これにつきましても、今後、受け付けてもらえるといえますか、事業継続があるかどうか。

以上、お尋ねします。

農政課長（成清博茂君）

園芸振興の高収益型の補助事業ですが、これにつきましては24年度につきましてはイチゴのハウスを予定いたします。ただし、この事業につきましては、県の2分の1の補助を受けております。県のほうの事業も絡めて、県のほうが継続するかというのはちょっとわかりませんが、それを含めている事業を対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

水産振興課長（松尾昭義君）

昭代地区のノリ加工場の整備ということだと思っておりますが、国庫補助事業につきましては今後も継続されるということで、加工場の整備申請をしていただければ、補助事業と

して実施できると考えております。しかしながら、昭代地区については漁協が事業主体ということになりますから、用地の確保などは必要になってくるというふうに考えております。

以上です。

議長（古賀澄雄君）

以上で終わりました。次に、近藤議員。

6番（近藤末治君）

議案第1号の平成23年度柳川市一般会計補正予算についてお尋ねいたします。

予算書の44ページ、先ほど梅崎議員からも御質問ありましたけれども、ノリの共同加工場、今回156,208千円が計上されております。今お聞きいたしましたところ、1棟5名ということでございますが、加工場の規模、それとその規模の基準、採択できる基準があるのか。それと漁業団地と今回のノリ共同加工施設との相違、それと国、県、市、それぞれの補助額をお願いいたします。

次に、46ページの大和枝光線、それから高橋中牟田線ということで、今回減額をなされております。その理由が、説明によりますと事業費の確定による減額ということで、それぞれ書いてありますけれども、詳しく減額の理由をお願いいたします。

水産振興課長（松尾昭義君）

ノリ共同加工施設整備事業補助金156,208千円についてお答えいたします。

まず、補助率についてお答えいたします。

補助対象事業費といたしまして232,417千円でございます、そのうち国の補助が50%で116,208千円でございます。それから、県と市につきましては10%の補助率でございますが、過剰な投資にならないというふうな理由におきまして、1施設に対し限度額20,000千円までという設定をしております。今回は県並びに市の補助金につきましては、20,000千円ずつでございます。合わせて156,208千円であります。

それから、加工場の規模でございますけれども、加工場の規模につきましては、敷地面積が1,682平米でございます、加工施設の建物につきましては木造平家建て、建築面積が414平米であります。それから、機械設備につきましては全自動乾燥機16レーンと、その周辺機器の整備でございます。

それから、補助の条件についてでございますけれども、加工場をする場合には今回の補助対象といたしましては、5名以上で1団体ということになっております。

それから、漁業団地との違いということでございますが、今回整備いたします柳川漁協につきましては、希望者が手を挙げた時点で、その都度、みずから用地を確保して加工場の整備を行うという手順を行っておりますが、中島の漁業団地につきましては、当初から事業計画を立て、整備戸数を設定し、国庫補助事業を受けながら、用地の整備など基盤整備を市で行っております。漁協は用地や水道工事の必要はなく、そこに加工場を整備するのみで済む

という違いがございます。

以上でございます。

建設課長（中村敬二郎君）

高橋中牟田線の減額の理由についてお答えいたします。

現在の事業起点であります県道久留米柳川線の小井手橋交差点が県事業によりまして交差点改良事業が実施されております。この県事業の影響範囲が県事業で施行されることが決定いたしましたため、その分の事業費が不用となりました。

また、事業終点付近におきまして、国道385号線バイパス整備事業がおくれており、今回の供用開始区間外となりますが、その交差点及びその影響範囲が県事業として施行されることが決定したために、その分の事業費が不用となりました。

また、入札残につきましては、高橋中牟田線道路整備事業は現在の区間については今年度が最終年度でありますので、執行残額として減額補正を行おうとするものでございます。

また、なお来年度から2期区間の着手の予定ですので、2期区間につきましては用地調査、地質調査等を要請しているところでございます。しかながら、2期区間におきまして、県事業による水路工事が実施されていまして、これらの調査業務を来年度以降に行うようにするために、今回、合計の26,900千円の減額補正を行おうとするものでございます。

以上です。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

大和枝光線道路整備事業費についてお答えいたします。

大和枝光線道路整備事業において、工事費19,000千円、補償、補填及び賠償金7,916千円の合計26,916千円の減額補正をお願いしているところでございます。これは国の補助金、社会資本整備総合交付金が当初予定していた額より減額となったため、予定しておりました橋梁工事を行うことができず、市負担の補助残が不用額として生じたためでございます。平成24年度は国、県への予算要求を強く行っているところでございます。

以上でございます。

6番（近藤未治君）

ありがとうございました。

ちょっと漁業団地の件でございますけれども、ここに一般財源が23,155千円あるわけですよ。今、課長御答弁の上限が20,000千円ですので、その3,155千円というのはどこに入るのかなということをお聞きいたします。

それから、高橋中牟田線と大和枝光線、特に高橋中牟田線で工事請負費が11,000千円ほど減額になっております。これの入札率と申しますか、これがわかりましたら教えてください。

それから、大和枝光線の中で物件補償費が7,916千円か、減額になっておりますけれども、これは相手の交渉ができなかったのかですね。

それと、工事費もこれなっておりますが、工事をするところがなかったのか、残として11,000千円残さにかいかなかったのか、ちょっとそこら辺をお願い申し上げます。

総務課長（稲又義輝君）

高橋中牟田線の落札率について、私のほうから御答弁をさせていただきます。

今年度につきましては、9件の入札を執行いたしております。9件の合計の落札率につきましては、92.6%となっております。

特に大きいものについて詳細を申し上げたいというふうに思います。金額の大きいものを申し上げますと、7月7日に入札をいたしました高橋中牟田線道路改良工事の単独分の結果につきましては、落札率が77.8%となっております。

また、10月7日に入札をいたしました高橋中牟田線舗装工事単独その1の分が96.7%というふうな率でございます。

以上でございます。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

移転補償費及び道路整備工事費の減額でございますけれども、この事業につきましては55%国から補助もいただいておりますのでございまして、先ほど申し上げましたように、国からの補助金の張りつけが少なかったために次の事業ができなかったというようなところで、この減額分につきましては市負担分というようなことで、補助金がつかなかったがために不用額が生じたということで減額をお願いしているところでございます。

以上でございます。

水産振興課長（松尾昭義君）

今回の加工場の市の財源でございますけれども、市費については20,000千円ということで、あと残りの3,000千円につきましては、ちょっと漁業団地の上の共同加工施設関係でなっていると思うので、ちょっとこれにつきましてははっきりわかりませんが、155千円については事務費の関係でついております。それから、市の補助金20,000千円につきましては一般財源ですということで、3,000千円についてちょっと今の時点ではわかりません。申しわけございません。

議長（古賀澄雄君）

いいですか。これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第1号 平成23年度柳川市一般会計補正予算（第5号）については、総務委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を委託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第2号 平成23年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3

号)については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(古賀澄雄君)

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を委託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第3号 平成23年度柳川市下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(古賀澄雄君)

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、

議案第4号 平成24年度柳川市一般会計予算について

議案第5号 平成24年度柳川市国民健康保険特別会計予算について

議案第6号 平成24年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第7号 平成24年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について

議案第8号 平成24年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について

議案第9号 平成24年度柳川市下水道事業特別会計予算について

及び議案第10号 平成24年度柳川市水道事業会計予算について

以上7議案を一括議題といたします。

7議案について質疑を行います。

質疑の通告者の発言を許します。

4番(白谷義隆君)

議案第4号、平成24年度の一般会計予算についてお尋ねをいたします。

予算書の361ページ、10款・教育費、7項・学校給食費、大和共同調理場運営費の備品購入費の給食配送車購入費9,600千円についてであります。配送車を新たに購入される理由と購入台数を教えてください。

学校教育課長(高崎祐二君)

学校教育課のほうからお答えさせていただきます。

この予算につきましては、平成25年4月から柳河小学校と昭代第一小学校の給食を大和学校給食共同調理場で調理する予定としているため、給食を柳河小学校と昭代第一小学校へ配送する貨物自動車を2台購入する予定としているものです。

以上でございます。

4番(白谷義隆君)

今、お話によれば、昭代第一と柳河小学校へ給食を配送するために2台必要であるということですが、柳河小学校と昭代第一が距離的にもさほど離れていないようですが、1台では

できないのか。それと、配送車1台回すと、人件費も含めて年間経費が幾らぐらい要るのが教えてください。

学校教育課長（高崎祐二君）

まず、1点目の1台で配送できないかとの御質問になりますが、確かに柳河小学校と昭代第一小学校分を一緒に配送することは可能だと思います。

それから、2点目の配送車1台当たりの年間経費ですが、購入費4,800千円は別といたしまして、車検は2年後から毎年となりますので、車検関係、それから燃料費、それから運転手1人分の委託費の合計になりますが、およそ1,050千円程度と見込んでおります。

以上です。

4番（白谷義隆君）

1台ではできない理由は今言われましたかね。ちょっと済みません。

学校教育課長（高崎祐二君）

申しわけございません。できない理由になりますが、確かに1台で配送する場合と2台で配送する場合の配送時間の差がおよそ大体10分程度出てくるものと思っております。これにつきましては、大和町内の小学校の配送時間より時間がかかるようになっているというのが1点ございます。

それから、2点目として上げますのは、まず別のところで大和中学校を今度柳川センターで調理をお願いしたいというふうに思っておりますが、ほぼ大和中学校から柳川センターの距離と昭代第一小から大和センターの距離が一緒になっているという点がございます。

それから、柳河小、昭代第一小につきましては、ただでさえ保護者の方々が自校方式からセンター方式になるということでもかなり心配をされている状況がございます。そういう保護者の心情にも考慮をさせていただいたというところでございます。

以上です。

4番（白谷義隆君）

あと一回聞けますかね。

議長（古賀澄雄君）

はい、先ほどは確認ということで。

4番（白谷義隆君）

保護者の心情はそういうことであれば何とも言えませんが、ただ、さっきの説明では10分程度の時差が生じるということですが、それは給食時間に影響を及ぼす時間ですか。それだけ教えてください。

学校教育課長（高崎祐二君）

当然その10分間というところが、調理を早める時間になってきますので、可能かと言われるれば可能になるというふうに思います。

以上です。

議長（古賀澄雄君）

次の発言を、佐々木議員。

7番（佐々木創主君）

それでは、議案第4号 平成24年度柳川市一般会計予算について、8款・土木費、第4項・都市計画費の中の251ページですね。都市計画決定図書作成事業費8,500千円、これはゆめタウンの件だと思いますが、この予算の概要というか、内容というか、趣旨ですね。それとゆめタウンの店舗面積、ほか概要、それと出店時期、それまでのスケジュールを教えてください。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

都市計画決定図書策定事業費8,500千円についてお答えいたします。

土地区画整理事業区域内におきまして、柳川駅東南地区の開発推進地権者会から土地区画整理事業における換地後の土地利活用のため土地利用変更の支援のお願いを受けているところでございます。

また、市としましても協力したいと考えており、現在の用途の種別である第1種住居地域から商業施設が立地可能となる近隣商業地域への変更を検討しておるところでございます。このため、本業務では大規模集客施設の立地に伴う用途地域の変更について、公共交通によるアクセス性など都市構造上の問題がないかどうかなど、幾つかの観点から評価を行う大規模集客施設の立地評価者の作成業務と、あわせて用途地域の変更に伴う都市計画図書の作成業務を予定いたしておるところでございます。

それと、私のほうから出店時期のスケジュールについてお答えいたします。

ゆめタウンが進出することにより、先ほど述べましたように、区画整理内の予定地が第1種住居地域であることから、近隣商業地域への都市計画用途地域等の変更が必要になります。この都市計画用途地域の変更に伴い、区画整理事業の事業計画変更が生じますので、本年10月より国、県との事業計画変更事前協議に入り、平成25年7月をめどに事業計画変更の認可を受けたいと考えております。

また、工事につきましては、区画道路の築造、造成工事、上下水道のインフラ整備等、この事業計画の変更計画に合わせて整備を行っていきたいと考えております。

したがって、当初計画では2014年4月開業予定となっておりますが、おくれる可能性もあるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

商工振興課長（田中利光君）

ゆめタウンの店舗面積の概要について、私のほうからお答えをさせていただきます。

株式会社イズミより提供されております資料に基づき回答をさせていただきます。

敷地面積が5万1,000平方メートル、延べ床面積が1万6,692平方メートル、売り場面積が1万2,094平方メートル、駐車台数が886台となっております。

店舗の内容は食品スーパー棟、ドラッグ棟、家電棟、医療棟などとなっており、レストラン棟、医院、デイサービス、17棟が計画されております。

以上です。

7番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

それで、この件について市長のほうから積極的に後押しをしたいというお話があったんですが、その理由として雇用が生まれると、300名と。それと税収が30,000千円ぐらいで予想される。それと、市内の方々が市外に買い物に行くと。それを市内で購買をしていただきたいというお話があったんですが、その雇用の300名、近隣には大川とか大牟田、八女とかのゆめタウンがあるんですが、300名の内訳ですね。正社員、パート。それと税収、固定資産とかいろいろあると思うんですが、その内訳。それと、税収が30,000千円ということなんですが、もし、ここがゆめタウンではなくて、そのまま住宅用地ということで存続した場合、住宅の宅地の固定資産税、それと住宅等を建てられる。そして、そこにいろんな方が家を建てられてお住まいになってお勤めになると。それによって税収も上がると思います。それが実際に住宅地として活用した場合はどれぐらいの税収予測になるのか、それと今回の出店、どれぐらいの売上高を見込まれておられるのか。近隣の大川がどれぐらい売り上げがあっただけかということと、先ほどまちづくり課長からのお話によると、ここが第1種住宅用地と。こういう商業施設が出店するためには住宅用地じゃだめだと、だから商業用地、近隣商業地ですか、変更しないといけないということなんですが、まちづくり3法が改正になって売り場面積1万平米以上の大型商業施設は、商業地ではないと出店できないと。一時期、規制緩和で郊外にじゃんじゃんじゃんじゃんという大型点が出店をして、地域の、地方の商店街が非常に大きな被害をこうむってシャッター通りになったと。それを反省して、そういう中心市街地にしか、商業地にしか出店をさせないという意味で法改正はされたと。

その中で、我が柳川市は西鉄駅周辺から京町商店街、ここが中心市街地と。だから、今までの規定でいうならば、方向性でいうならば、西鉄の駅周辺から京町商店街ではないと1万平米以上の大型商業施設は出店できないということになるんですね。それをわざわざ住宅地である今回の区画整理事業、ましてや駅から約1キロ程度離れておりますけども。ここを商業地にすると。今後のまちづくりはコンパクトシティと。それをわざわざ商業地、この計画図を見ておきますと、間には住宅地域がある。その離れたところに商業地をわざわざつけて、これはゆめタウンの名前のとおり、これは巨大なまちなんですよね。巨大なまちを出現させるというのを市が今後のまちの方向性はコンパクトシティでそういうところに中心を、いろんな施設を集約するんですよと、都市計画マスタープランの中にもそう書いてあります。

それとの整合性、ちょっと私は矛盾するんじゃないかなと思うんですが、以上、御答弁願います。

商工振興課長（田中利光君）

雇用についてのお尋ねでございますので、雇用計画についてゆめタウンのほうから計画が出ておりますので、それをお答えさせていただきます。

雇用につきましては、計画として正規雇用が70名、パート雇用が300名、合計の370名という雇用計画となっております。

税務課長（山田敏昭君）

税務課のほうから税収についてお答えいたします。

まず、税収30,000千円の内訳ですけれども、市の試算では大川市のゆめタウンを参考といたしまして、土地、家屋、償却資産を合わせまして、固定資産税で約36,000千円程度の税収を想定しております。なお、法人市民税も関係しますが、これも大川のゆめタウンを参考としますと、約10,000千円の増になると見込んでおります。合わせまして46,000千円の増となると考えております。ほかに個人市民税も考えられますが、本市で課税可能な雇用者数や収入を把握することが現時点ではちょっと難しいので省略させていただきます。

次に、住宅地として活用した場合の税収予測でございますが、ゆめタウン予定地の面積4万3,400平米から1戸当たり80坪を敷地といたしまして、約150戸ほどの住宅が建設可能といたしまして算定いたしました。現在、新築住宅の平均的評価額は10,000千円程度です。延べ床面積120平米といたしまして、約12,000千円程度の税収増になると予定しております。

以上でございます。

商工振興課長（田中利光君）

予定売り上げについてのお尋ねでございますので、大川店の22年の実績で66億円となっております。

申しわけございません。柳川商業地域の売上額につきましては、福岡県の調査統計の発表がっております。これは平成19年調査で、現在は経済センサスというふうな呼び方でされておるそうでございますけれども、その時点での発表でございます。年間商品販売額として138,808,260千円となっております。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

都市計画マスタープランのコンパクトシティとの整合性についてお答えいたします。

都市計画マスタープランではコンパクトシティの考え方から、西鉄柳川駅周辺をさまざまな都市機能が集積した交易拠点として位置づけており、また中心市街地ゾーンや開発促進ゾーンとして、将来、住居や大規模集客施設の開発が促進され、主要な都市機能が集積する地域と設定いたしております。

今回、ゆめタウンが進出を予定している箇所は、こうした交易拠点や開発促進ゾーン、中

心市街地ゾーンに隣接、または一部が含まれており、ゆめタウンが進出する場合、開発促進ゾーンなどを変更する必要がありますが、進出予定箇所は周囲を街路や河川、水路に囲まれており、都市機能を大きく拡散させるものではないと考えております。また、進出予定箇所の周囲にある第1種住居地域に居住が進んだ場合、近郊の農地が保全されるとともに、市がコンパクトになることが期待できます。このため、都市計画マスタープランとの整合はとれているというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

7番（佐々木創主君）

整合がとれておるといことなんですが、よく似た環境といいますかね、立地状況の中で八女のゆめタウンが中心商店街の北側に 中心商店街というのは国道442号、それと南側にももとの商業地域があったんですが、それから約1キロ程度北側に今回開通した442号のバイパス、それに隣接してゆめタウンがあるんですね。これはもう大分前だと思うんです。そうすると、行かれた方はいらっしゃると思うんですが、ゆめタウンの周辺が、ゆめタウンがぽつんとあったのがその後、いろんな大型施設、今規制がかかっておりますから、1万平米未満なら幾らでも出店できるんですね。それで、そこに出的ているのは地元資本じゃないんですよ。全部外部資本なんですよ。有名ところでヤマダ電機とか、ああいう量販店がバイパス沿いに林立しております。非常に利便性がいいです。そのことによって、中心市街地、旧442号沿線、それと有名な土橋商店街というのがあって、これはもうほとんどかすかすの状態ですよ。

先ほどまちづくり課長から、中心市街地とコンパクトシティに整合とれているということなんですが、中心市街地というのは駅から京町商店街、それと、それにつけ加えて言うなら中島と沖端というのがあるじゃないですか。ここをいかに、商店街というのはまちのシンボルなんですよ。それをいかに維持しながらこういう大型施設と整合性をとりながらやっていくのか。そして市長の口から、今後、商店街の活性化等々についてはできる限りの考えられることをやっていくというお言葉はあるんですが、じゃ、具体的に商店街の皆さんが一生懸命考えられて努力をされてされるのも当然なんですが、まずそれが前提なんですけど、具体的な商業振興策があらわれるのか。

それと今回出店予定のゆめタウンの売上高、大川参考に大体66億円と。それで、柳川の商業の売上高が1,388億円というお話があったんですが、これは全部ひっくるめた数字ですよ。全部ひっくるめた数字。実際今回みたいな小売業、ましてや一番我々が心配しないといけないのは地場の商店街の皆さん。そういうことからいうと、個人小売の売上高、幾らかという103億円です。（「議長、一般質問になっとるよ」と呼ぶ者あり）103億円、それから観光が56億円です。差し引くと、柳川の中の商店の皆さんが売り上げられるのは46億円、法人化してあるところもありますがね。となると、今回の66億円、ゆめタウン。（「質疑じゃ

ないよ、議長」と呼ぶ者あり) しっかりそのまま柳川の商店がすっぱり移ると。これはどういうふうと考えられますか。非常に私は大きなことだと思うんですが、地権者からの要望があったということなんですが、これはまちの姿を何というか、自然に東口に移行していくかもしれませんが、呼び水をするというか、一挙に急激にまちの姿を変える。これを金子市長の時代にどうなのかなと。代替の商業振興策、これはいいなと言うのがあればいいんですが、ちょっとその辺をお聞かせください。(「答弁する必要ないよ」と呼ぶ者あり)

副市長(刈茅初支君)

今回の大規模店が進出をするということになれば、やはり地元の商店街に対する負の影響ということは考えられます。そういったことで、しっかりと地元商店街の皆様とも協議をしながら、できる支援というものはしっかりやっていかなければいけないというふうに考えております。

そういった中で、具体的な振興策ということでございます。やはりこれまでも各商店街の役員の皆様とは懇談をしまいいりました。そういう中で、まだ私の中で感じておる部分でございすけれども、やはり人をいかにそこに呼び込むかというようなことをしっかりとやっていかなければいかんのだろうというふうに思います。

例えば中島商店街、こちらはいわゆる中島の朝市と、非常に観光資源にもなっておるわけですが、一方で高齢化の問題、あるいは有明海の問題、そういった等でなかなかお客さんがふえていないという状況がございす。しかしながら、正月前など行ってみますと非常ににぎわっております。やはりこういったものがよく知られていないというようなところもあろうかと思ひます。

こういったものの情報発信等は、行政も協力してできるものだろうと思ひます。それぞれ沖端商店街、それから柳川商店街、それぞれの歴史とそういった人を寄せる素材というものはそれぞれに違いがあろうかと思ひますが、そういったところでの行政の協力、そういったことも含めまして、今後の振興策に充てていきたいと、努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長(古賀澄雄君)

次の発言者、吉田議員。

13番(吉田勝也君)

議案第5号 平成24年度柳川市国民健康保険特別会計予算提案理由説明資料があります。これの13ページについて質問をしていきたいと思ひます。

歳入歳出9,860,000千円、賦課総額が1,890,000千円、それに手数料等が900千円、国民健康保険につきましては、大変不安定な予算でございす。国、県の補助がなければ当然成り立っていない。その中で、この資料説明書に詳しく説明してあります。読んでわかるよう

にできておりますが、何点か質問をさせていただきたいと思えます。

まず、第2款の使用料及び手数料で901千円予算計上してありますが、これは期限内に納めなかった場合に100円督促料がつくやつじゃなかろうかなというふうに思うわけですが、まず、これの内訳と申しますか、昨年度、どれぐらいの方が遅延したのか。

それと、まず第1款の賦課、約19億円の内訳ですけど、これにつきましては自営業者、それから農漁業の方々、それから会社、それから公務員をやめられた方が入るのかなと思えます。そのほかに、無職の方たちが入ってくるだろうと。先ほどもお話がありましたように、個人の自営業者は全国平均約26%ぐらいに減少して、当柳川地域ではそれ以下だろうと思っております。また、最近はノリの業者、それから農家の方々もやめていく方々が非常に多くなってきていると。そうなってくると収入が非常に弱いなど。昨年度でしたかね。国民健康保険税率上がりましたが、そういったことで、その内容につきましてお伺いします。

それから、4款、5款につきましては、社会保険診療報酬支払基金というところから収入が上がっておりますが、これは多分会社をやめられた方、それから公務員をやめられた方の分をここから国民健康保険のほうに入れられているのかなというふうに思っておりますが、その点につきましてお願いいたします。

それから、第9款におきまして、繰入金850,000千円上がっております。この中で保険基金安定繰入金として、国、県、市から320,000千円ほど繰り入れられておりますが、この割合についてお伺いいたします。

それから、職員給与費は1億円ほど、これに事務費繰入金として10,000千円。事務繰入費10,000千円というのはどういうものなのかということをお伺いします。

それから、国保財政調整基金のほうから2億円入っておりますが、これがだんだん減ってきております。現在、5億円ぐらいじゃなかろうかなというふうに思っておりますが、その推移についてもちょっとお伺いしたいと思えます。

それから、出産育児一時金繰入金50,000千円がありますが、これにつきましては柳川市の一般会計から入れられているのが50,000千円なのかどうかということをお伺いします。

それから、ここに現柳川市国民健康保険運営協議会、原案賛成とお墨つきがついております。そこで、この柳川市国民健康保険運営協議会、メンバーの方をお知らせください。

以上です。

健康づくり課長（高巢雄三君）

まず、2款の使用料及び督促手数料の主なものについて御説明いたします。

国民健康保険税を納期限までに納めていない方に対する督促手数料でございます。過去3年ほどの収納状況により9,000件分、900千円を計上いたしております。

年度別、過去の状況を申し上げますと、平成20年度が955,500円、21年度が955,700円、22年度が896,700円ということになっております。

また、滞納のある世帯に交付しております短期保険証と資格証明書の交付状況でございますけれども、現在の短期証の交付世帯数は623世帯、資格証明書の交付世帯数は39世帯でございます。

次に、4款の療養給付費等交付金でございますが、この交付金は退職者医療制度により退職被保険者の医療費について、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

退職者医療制度は、対象者ですけれども、会社等を定年退職し、被用者保険から国民健康保険に加入される方ということでございます。高齢退職者については、医療費が高まる年齢層となる一方で、その医療費について国民健康保険の若年者に重い負担をとるという問題を解決するため、OBについては被用者保険が支えるとの考えに基づき、昭和59年に創設された制度でございます。

また、被用者保険からの拠出金及び市町村国保の交付金などの算定、徴収、交付等の業務は社会保険診療報酬支払基金が行っております。

それから、3点目の繰入金につきましては、国民健康保険法に基づく法定繰入分と歳入不足を補てんするための国民健康保険財政調整基金からの繰入金でございます。

法定繰入分といたしましては5点ありまして、まず1点目が低所得者の保険税軽減分と低所得者を多く抱える保険者への保険者支援分に対する保険基盤安定分、2点目といたしまして国民健康保険事業にかかわる職員給与分、3番目の保険証の交付や保険税の賦課通知及び納付所の発行等に係る事務費分、4点目が被保険者の出産に伴い支給する出産育児一時金分、それから国保財政の安定化のために国が財政措置を行う国保財政安定化事業支援分を一般会計から繰り入れております。

法定繰入分に対する国及び県の負担金につきましては一般会計で歳入いたしますが、低所得者の保険税軽減のための保険基盤安定分につきましては費用の4分の3を県負担金として、また保険者支援分のための保険基盤安定分につきましては費用の2分の1を国庫負担金として、4分の1を県負担金として歳入いたしております。

また、職員給与分、事務費分、出産一時金、1件420千円を支給しておりますが、その2分の2分、それから国民健康保険財政安定化支援事業分につきましては、一般財源化されております。

それから、4点目の国民健康保険運営協議会の委員についてでございますが、運営協議会は国民健康保険法第11条に基づき設置してありまして、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議いただいております。協議会の委員は被保険者を代表する委員4名、保健医または保健薬剤師を代表とする委員4名、公益を代表する委員4名、被用者保険等保険者を代表する委員1名の13名でございます。協議会の開催につきましては必要に応じ、年間3回から4回程度の開催をいたしております。

基金の推移ということでございますけれども、22年度末では560,831,816円ということに

なっております、合併後ずっと1億円程度の基金の取り崩しをいたしておる状況でございます。

13番（吉田勝也君）

私も一番最初に申しましたように、国民健康保険の対象になられる方が、非常に個人事業主も減ってきている。漁業、ノリ等をやってある方も減ってきている。それから、農業も減ってきている。それと無職の方がだんだんふえるという形になってくると、この基盤が非常に危ないと。そうすると、これに対して久留米市は一般会計から皆さんの理解を得て入れるというふうに出とったようでございます。今現在、基金が5億円で毎年1億円ぐらいで推移すれば、ここ四、五年は一般会計から繰り入れるということはないかもしれませんが、将来的に非常に先ほどの話ではありませんけど、納める方が脆弱になるというか、納め切らん人が多くなってくると。そういった場合に、国民健康保険のあり方を非常に心配するわけですね。

柳川市としても一般会計予算から赤字の補てんをする可能性が出てきたとき、どうされるのか、そこら辺の将来の展望はどういうふうを考えてあるのか、御意見をちょっとお聞かせください。

健康づくり課長（高巢雄三君）

国民健康保険が市町村の場合、柳川市の場合、非常に脆弱であるということでございますけれども、これは柳川市に限らず、全国的にも国保財政というのはどこの市町村も同じでございます。そういったことから、国の財政支援策ということで、今年度では今回の改正におきましては基盤安定制度でといたしますか、そういった形で拡充がされてきております。3年間の延長という形ですね。

それから、軽減制度もございますけれども、保険税が7割、5割、2割軽減という形でございますけれども、現在は7割と5割の方については基盤安定ということで措置されておりますけれども、2割軽減については市町村持ちということになっておった分が、これは国庫補助の対象……（発言する者あり）支援分という形で財政措置がなされるということでございます。

それから、法定外繰り入れに対する考え方ということでございますけれども、以前から申し上げておりますとおり、一般会計からの繰り入れの財源は市民税等の税源を財源にいたすこととなります。それを国保の特別会計に回すということになりますと、国保以外の方については他の社会保険等に参加され、保険料を支払われておりますので、社会保険関係と二重に納められるという形になります。したがって、現時点ではなかなか市民の方たちの理解は得られないのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（古賀澄雄君）

これにて質疑を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午前11時5分 休憩

午前11時15分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議案第4号 平成24年度柳川市一般会計予算については、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認めます。よって、本案は全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、全議員24名を指名いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました全議員24名の議員を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日、本会議終了後に予算審査特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行いたいと思います。

お諮りいたします。議案第5号 平成24年度柳川市国民健康保険特別会計予算については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第6号 平成24年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第7号 平成24年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第8号 平成24年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第9号 平成24年度柳川市下水道事業特別会計予算については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第10号 平成24年度柳川市水道事業会計予算については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、

議案第11号 柳川市景観条例の制定について

議案第12号 柳川市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 柳川市福祉巡回バス条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 柳川市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 柳川市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 柳川都市計画事業柳川駅東部土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 柳川市公共下水道事業受益者負担に関する条例及び柳川市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 柳川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第21号 柳川市消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

の以上11議案を一括議題といたします。

11議案について質疑を行います。質疑の通告者の発言を許します。

6 番（近藤未治君）

議案第11号 柳川市景観条例の制定についてお尋ねいたします。

今回、景観審議会の組織ということで、委員を15人以内、これで組織するという事になっておりますが、何名ずつになるのか。それと、第5章で景観アドバイザー、これを設置されますが、これは何名なのか、お尋ねいたします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

景観審議会及び景観アドバイザーの組織についてお答えいたします。

景観審議会及び景観アドバイザーの委員については、現在のところ具体的に決まっておりませんが、景観審議会につきましては、委員人数を15人以内としており、土木や建築などの学識経験者や市内有識者、建築士会など、景観形成上関係してくる方々、その他市民代表や市議会等からの委員構成を予定いたしております。

また、景観アドバイザーにつきましては、建物などを建てる際の行為の届け出において、専門的知識を必要とされる案件について、助言、指導を行うことを目的としており、土木や建築、都市計画、色彩、照明、広告デザインなどの学識者や専門家の方々に構成し、人数は8名程度を予定いたしております。

以上でございます。

6 番（近藤未治君）

それでは、景観審議会の役割ですが、これ市長の諮問に応じて審議し、及び答申するという事になっておりますが、これ市長が諮問しないときには、もう景観審議会はずっと開かれないということになりますか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

景観審議会の開催につきましては、景観施策の進捗状況等の確認を行うために、年に1回程度の定期開催と、行為の届け出に対する勧告や変更命令の審議が必要とされる場合に、年次的に開催を予定いたしております。

以上でございます。

6 番（近藤未治君）

3回目ですが、提案理由の説明の中に、柳川市ならではの景観ということですが、その柳川市ならではの景観とはどういうことでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

柳川市ならではの景観ということについてお答えいたします。

本市には、掘割という現代に残された歴史的な文化遺産があり、この掘割と周辺の空間は、他の市町村にはない独特な水郷の景観を形成しており、柳川ならではの景観となっております。しかし、同じ掘割のある景観であっても、まちの成り立ちなどから、田園地域と中心市街地では異なる景観があり、また同じ田園地域でも風土の成り立ちなどから、市北部の田園

地域と市南部の干拓地域では異なる景観があるなど、地域ごとの景観の特徴が少しずつ異なっています。さらに営みの景観も、農業や漁業、商業など、地域ごとに特徴を持っております。

そこで、柳川市景観計画では、他の市町村にはない自然や歴史、営みなどの特徴ある景観すべてが柳川ならではの景観であると考えております。このため、今回の景観計画では、風土の成り立ちやまちの成り立ち、交通、往来の成り立ちのほか、景観資源の特徴などから、市域全体を大きく3つのエリアに分け、また景観上、重要なエリアについては、その中を3つの地区に分け、それぞれの特徴を生かすようにエリアごと、地区ごとの景観形成の方針を定めて、柳川ならではの景観を守り育て、将来の世代へと伝えていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

同じく議案第11号 柳川市景観条例の制定についてお尋ねいたします。

実は、けさ、地域の役員の方と話をしていましたところ、この景観条例の話にもなりましたが、非常にそれはいいことだと、逆に遅いぐらいだというようなちょっと話もあったんですけども、そこでお尋ねいたします。今回の計画に当たり、いろんな先進地の事例も研究されたと思うんですが、実際に参考にした先進地、それと実際に視察に行かれた先進地をお尋ねします。

それから、高さの制限に関して、先般の全員協議会で、城堀のほうからは20メートル以内のところは高さが10メートル、それ以外は16メートルというお話がありまして、具体的には今度、伝習館高校の建てかえの件をお尋ねしましたら、学校は例外規定だということをお答えいただきました。そのとき、もう1つ私お尋ねしておりました。この庁舎、市役所の庁舎の高さをお尋ねしておりましたが、そのときデータをお持ちじゃございませんでしたので、翌日、財政課長からいただきました。具体的には、3階までだったら13.2メートルですが、4階までだと、ここは16.8メートルだそうです。合わせて塔屋、ですから、この上まで含めると20.75メートルということですから、掘割の近くじゃありませんが、この場所も16メートルの制限がかかる場所だと思いますけれども、それで学校と同様、高さの制限に関して例外規定の対象が学校以外ほかにもあれば、それをお尋ねいたします。

最後に4点目ですが、色彩に関して。これ具体的には、あるドラッグストアの例を市長が用いられて、具体的には緑と赤が鮮やかなドラッグストアのことだったと思いますが、色彩に関して、例外対象の規定があるのであればお尋ねいたします。

以上、4点お願いします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

まず最初に、計画に当たり参考にした先進地はということでお答えいたします。

柳川市景観計画の策定に当たりましては、平成20年度までに景観計画を作成していた全国の自治体の中から、本市と人口などが同規模である自治体や地形的に似ている自治体、観光地を持つ自治体、また景観への取り組みが全国的に有名な自治体などを抽出し、神奈川県小田原市や岐阜県高山市、滋賀県の近江八幡市などのほか、九州では武雄市や山鹿市、大分市など、全部で26の自治体から情報をいただき、参考にいたしております。

続きまして、視察を行った先進地はということでお答えいたします。

柳川市景観計画の策定に当たり、視察を行った先進地としましては、福岡県都市計画協会主催で行われた研修視察で、先ほど申し上げました神奈川県小田原市を視察しております。また、本市独自の視察では、観光地の景観に重点を置いている別府市や、高さや特定照明など特徴的な内容の規制が行われている大分市を視察いたしております。

次に、高さの制限に関する例外規制の対象でございますけれども、現時点におきましては、高さの制限に関する例外規定の対象となる施設としまして、災害等に備えるため、防災拠点となり得る学校や病院、市役所などの公共公益施設などを想定いたしております。

それから、色彩の制限に関する例外規定でございますけれども、現時点におきまして、色彩の制限に関する例外規定の対象は想定いたしておりません。ただし、これにつきましても、どうしてもやむを得ないケースが発生する可能性もあるため、そういった場合は、景観アドバイザーの助言や指導をいただき、景観審議会に諮ったりしながら慎重に判断したいと考えております。

以上でございます。（「終わります」と呼ぶ者あり）

議長（古賀澄雄君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第11号 柳川市景観条例の制定については、建設委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第12号 柳川市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第13号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第14号 柳川市福祉巡回バス条例の一部を改正する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第15号 柳川市立公民館条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員でございます。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第16号 柳川市立図書館条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第17号 柳川都市計画事業柳川駅東部土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第18号 柳川市公共下水道事業受益者負担に関する条例及び柳川市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第19号 柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第20号 柳川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第21号 柳川市消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、

議案第22号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について
及び議案第23号 柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定について
の以上2議案を一括議題といたします。

2議案について、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第22号 市道路線の認定、変更認定及び廃止については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第23号 柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、

議案第24号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第25号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

議案第26号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

議案第27号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

議案第28号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

議案第29号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

の以上6議案を一括議題といたします。

6議案について、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。6議案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

初めに、議案第24号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。

本案は原案どおり加藤君代氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり加藤君代氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

次に、議案第25号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について採決いたします。

本案は原案どおり石橋茂氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり石橋茂氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに決定いたしました。

次に、議案第26号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について採決いたします。

本案は原案どおり立花洋介氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり立花洋介氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに決定いたしました。

次に、議案第27号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について採決いたします。

本案は原案どおり桑原義浩氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに賛成の

方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり桑原義浩氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに決定いたしました。

次に、議案第28号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について採決いたします。

本案は原案どおり北原小世子氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり北原小世子氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに決定いたしました。

次に、議案第29号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について採決いたします。

本案は原案どおり古川佳子氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり古川佳子氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに決定いたしました。

次に、議案第30号 柳川市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により、8番河村好浩議員の除斥を求めます。

〔河村好浩議員退場〕

議長（古賀澄雄君）

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり河村好浩議員を柳川市農業委員会委員に推薦することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり河村好浩議員を柳川市農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

ここで河村好浩議員の除斥を解きます。

〔河村好浩議員入場〕

議長（古賀澄雄君）

次に、議案第31号 柳川市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により、14番山田奉文議員の除斥を求めます。

〔山田奉文議員退場〕

議長（古賀澄雄君）

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり山田奉文議員を柳川市農業委員会委員に推薦することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり山田奉文議員を柳川市農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

ここで山田奉文議員の除斥を解きます。

〔山田奉文議員入場〕

議長（古賀澄雄君）

次に、議案第32号 柳川市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により、17番浦博宣議員の除斥を求めます。

〔浦博宣議員退場〕

議長（古賀澄雄君）

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり浦博宣議員を柳川市農業委員会委員に推薦することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり浦博宣議員を柳川市農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

ここで浦博宣議員の除斥を解きます。

〔浦博宣議員入場〕

議長（古賀澄雄君）

次に、議案第33号 柳川市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により、19番田中雅美議員の除斥を求めます。

〔田中雅美議員退場〕

議長（古賀澄雄君）

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり田中雅美議員を柳川市農業委員会委員に推薦することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり田中雅美議員を柳川市農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

ここで田中雅美議員の除斥を解きます。

〔田中雅美議員入場〕

議長（古賀澄雄君）

本日、市長から議案第34号 和解についてが提出されました。

ここで本案につきましては、議会運営委員会で協議されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんこんにちは。議案第34号 和解についての取り扱いについて、本日9時30分から議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

日程については、本日の日程に追加し、追加日程2とし、提案理由の説明後、質疑通告、考案時間として暫時休憩をとり、再開して、質疑終了後、即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げ、終わります。

議長（古賀澄雄君）

お諮りいたします。議案第34号 和解については、議会運営委員長報告どおり決定し、直ちに議題にしたいと思っております。御異議ありませんか。

22番（伊藤法博君）

今、議会運営委員長報告で、委員会付託等を省略して、質疑後は討論の後、即決するというところでございますが、長年もめた案件でございますし、また議会の過去の議決もありますので、十分委員会で審査を尽くすようお願いしたいと思います。

議長（古賀澄雄君）

ただいまの委員会付託についての御異議でありますので、後ほど起立採決で諮りたいと思っております。

議案第34号 和解についてを日程に追加し、追加日程2として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第2 議案第34号

議長（古賀澄雄君）

追加日程2 議案第34号 和解についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（川口敬司君）

〔朗読省略〕

議長（古賀澄雄君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

それでは、議案第34号 和解について、提案理由の説明を申し上げます。

私は、平成21年4月の市長就任以来、このピアス跡地問題は、本市における最重要課題の

一つとしてとらえ、現在まで、アスベストと土壌問題との一体的な解決を図ることを基本として、その早期解決に向け、ピアスアライズ株式会社と交渉を重ねてきました。

しかし、これまで、長期間にわたり解決に至らず、活用することもできませんでした。

今後も、このような状態を続けることは、本市にとって有意義なものではないと考えます。

今回の交渉におきまして、アスベスト除去工事に係る実施設計及び監理委託経費に対する負担、今までピアスアライズ株式会社が認めていなかった平成19年度実施の土壌調査経費に対する負担及び今後、工場等の建物敷地部分に関して、ピアスアライズ株式会社由来の新たな土壌問題が生じた場合の対応など、ピアスアライズ株式会社から一定の誠意ある回答を得ることができたと考えております。

このため、1つ目には、仮に、ピアスアライズ株式会社を相手取って裁判を起こした場合、かなりの時間と費用が必要となると見込まれるとともに、複数の法律の専門家にお尋ねしましたが、アスベスト除去経費についてピアスアライズ株式会社の負担割合が2分の1を超えて勝訴することは厳しいとの見解であったこと。

2つ目には、これまで4回にわたって実施した土壌調査の結果、特に、本年度実施した調査において、「水路跡部分においては臭気対策の必要性はあるものの、この跡地の今後の土地活用には特段問題はない。」との結果であったこと。

3つ目には、給食センター用地等を除いた面積が約2万6,000平方メートルにも達する貴重な財産でありますので、この跡地を早期に有効活用することが本市にとって有意義であること。

4つ目には、今回の交渉において、先ほど申し上げましたとおり、ピアス社から一定の誠意ある回答を得ることができたと考えること。

これらのことを総合的に判断し、ピアス跡地問題につきまして、ピアスアライズ株式会社と和解しようとするものであります。

和解の主な内容につきましては、1点目が、ピアスアライズ株式会社がアスベスト除去費用や土壌臭気対策費用等に充てる解決金として39,600千円を本市に支払う。

2点目が、建物敷地部分に関して、平成26年12月31日までの間に土壌汚染対策法の基準値を超えるピアスアライズ株式会社由来の有害物質が発見されるなど、新たな土壌問題が事実として判明した場合に限り、別途協議の上解決するというものであります。

どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（古賀澄雄君）

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑通告、考案時間のため、暫時休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午前11時59分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。委員会付託の省略に御異議がありますので、起立によって採決したいと思っております。本案は委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成少数であります。よって、本案は委員会付託を省略することは否決されました。

暫時休憩し、議運を開きたいと思っております。

午後0時2分 休憩

午後1時30分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第34号 和解について、議会運営委員会で協議されましたので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（荒木 憲君）（登壇）

こんにちは。議案第34号 和解については、委員会付託の省略が否決されましたので、議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

議案第34号 和解について、全議員をもって構成するピアスアライズ社との和解についての特別委員会を設置し、これに審査を付託する。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げ、終わります。

議長（古賀澄雄君）

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長報告どおり、議案第34号 和解については、全議員をもって構成するピアスアライズ社との和解についての特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認めます。よって、本案は全議員をもって構成するピアスアライズ社との和解についての特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、全議員24名を指名いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました全議員24名の議員をピアスアライズ社との和解についての特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日、本会議終了後にピアスアライズ社との和解についての特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行いたいと思います。

以上をもって本日の日程すべてを終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 1 時33分 散会

柳川市議会第1回定例会会議録

平成24年3月6日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	佐々木 創 主	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	浦 博 宣	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	古 賀 澄 雄

2.欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次									
副市	長	刈茅初支									
教	育	長	北川満								
総務	部	長	大坪正明								
会計	管	理	者	藤木明							
市	民	部	長	田島稔大							
保	健	福	祉	部	長	山田明寛					
建	設	部	長	野田彰							
産業	経	済	部	長	兼	大	和	庁	舎	長	横山英真
教	育	部	長	兼	三	橋	庁	舎	長	高田厚	
消	防	長	古賀輝昭								
人	事	秘	書	課	長	・	見	孝	則		
総	務	課	長	稲	又	義	輝				
企	画	課	長	橋	本	祐	二	郎			
財	政	課	長	石	橋	眞	剛				
税	務	課	長	山	田	敏	昭				
健	康	づ	く	り	課	長	高	巢	雄	三	
福	祉	課	長	高	田	淳	治				
学	校	教	育	課	長	高	崎	祐	二		
生	涯	学	習	課	長	石	橋	正	次		
建	設	課	長	中	村	敬	二	郎			
農	政	課	長	成	清	博	茂				
水	路	課	長	安	藤	和	彦				
水	産	振	興	課	長	松	尾	昭	義		
生	活	環	境	課	長	江	崎	尚	美		
観	光	課	長	古	賀	廣	介				
収	税	対	策	課	長	乘	富	祐	治		

4. 本議会に出席した事務局職員

議会事務局次長兼議事係長	亀崎公徳
議会事務局庶務係長	池末勇人

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	16番 緒方 寿光	1.九州新幹線全線開業後の本市の経済効果は (1)経済効果の試算と内容は (2)観光・ビジネス客の動向は (3)今後の効果を上げるための具体的方策はいかに 2.学校教育問題 (1)中学部活動創設のあり方 3.柳川市民温水プール施設2階の有効活用はいかに (1)現状と今後の方策は	市長 市長・教育長 市長
2	23番 梅崎 和弘	1.介護保険について 2.学校給食について 3.武道授業の取り組みについて 4.子ども医療費について 5.シチメンソウ保護について	市長 " " " "
3	10番 高田 千壽輝	1.市営住宅の家賃滞納の対策と効果 2.小学校の空き教室の活用 3.市の関連施設数と職員OBの採用 4.空き家対策 5.所信表明について	市長 " " " "
4	4番 白谷 義隆	1.学校給食調理方式の変更について 2.水路の不法埋め立てについて 3.同和地区子女進学奨励費補助金について	教育長 市長 教育長・市長
5	22番 伊藤 法博	1.自治基本条例について 2.合併特例債発行期限5年間延長について 3.市税・分担金及び負担金、使用料及び手数料について 4.塩塚川沿岸に自生している絶滅危惧種「シチメンソウ」について	市長 " " "

午前10時 開議

議長(古賀澄雄君)

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいま

から本日の会議を開きます。

一般質問に入る前に報告いたします。3月2日の本会議において設置されました予算審査特別委員会及びピアスアライズ社との和解についての特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、報告いたします。

予算審査特別委員会の委員長は藤丸正勝議員、副委員長に伊藤法博議員。

ピアスアライズ社との和解についての特別委員会の委員長は白谷義隆議員、副委員長に梅崎和弘議員がそれぞれ決定しております。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問について

議長（古賀澄雄君）

日程1 一般質問について。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言はすべて簡潔明瞭にされるようお願いしておきます。

また、執行部の答弁も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、16番緒方寿光議員の発言を許します。

16番（緒方寿光君）（登壇）

皆さんおはようございます。緒方寿光です。まずは昨年3月の東日本大震災で、いまだ3,274名の行方不明の方々がおられるということに対しまして、またその家族の皆さんに対して御冥福をお祈りいたします。

早速、一般質問をいたします。

執行部におかれましては、既に質問通告も書面で行っていますので、まずは簡潔明瞭な答弁を求めます。

今回の私の質問は、3つです。1つ目は、九州新幹線全線が開業して1年が経過しようとしている今、この1年間の柳川市の経済効果と今後の方策をどうするのか。2つ目に、学校教育問題で、中学校部活動の創設のあり方。3つ目は、柳川市民温水プールの2階施設の現状と早期の有効利用の必要性について質問をします。

さて、最初の質問ですが、九州新幹線全線開業後の本市柳川市の経済効果をずばりお聞きします。

皆さん御存じのように、金子市長も言われておりましたが、今や開業からこの1年は、鹿児島の一入勝ちです。具体的には鹿児島地域経済研究所のデータで、昨年5月から12月の経済効果は前年の同期に比べ、36,510,000千円の増です。また、県外の宿泊客は5月から12月で前年の同期に比べ、何と24.5%ふえています。さらに既に行かれた方も多いのではないかと

と考えますが、特に新幹線効果で沸いているのは指宿市です。ここでは、市長もお話をされておりましたが、観光列車の「指宿のたまて箱」が大変人気になっております。宿泊客は昨年6月から9月で前年比の5割増しで、10月には何と7割増しとなって、ある老舗の旅館では、ことしの4月まで予約で満杯という状況であります。そして、今、鹿児島は、この現状に満足をせず、自然体験や農業、漁業体験に来る修学旅行生の誘客に力を入れています。既に県内の自治体を中心に学習メニューのバリエーションをふやし、修学旅行の受け入れ体制を強化している最中です。既に年間7万8,000人の学生を呼び込んでおまして、来年からは修学旅行向けの専用新幹線が運行される予定で、行政やエージェントが積極的にプロモーションを仕掛けています。

そこで、私の最初の質問ですが、柳川市の九州新幹線開業後の経済効果についてお尋ねをします。

大変残念ながら、筑後船小屋駅の利用者は当初より見込みを大きく下回っています。具体的には当駅1日の利用動向は、当初見込みの数値の32%減の650人になっています。また、関係者の中では、我々の力だけではどうしようもないとあきらめにも似たムードが漂うところもあるそうですが、指をくわえて鹿児島をうらやましそうに眺めていても、利用者は一向にふえることはないと思います。特に柳川市民の多くからは、これまで本市で駅設置のために使った金やPRのために使った金は幾らか、また路線バス負担金を今年度に支出予定で、来年度もまた継続予定としているが、経済効果はどれほどあっているのか疑問だという声があります。また、市民の血税を支出する以上は、今後の対策を含めて費用対効果をしっかりと説明すべきではないかと厳しい声も現実にあります。

そこで質問します。駅設置のための支出金及び柳川市のPRなどのこれまでの支出金の総額、さらにバス負担金は今年度と来年度で幾ら支出の予定なのか、総額をお尋ねします。

さらに、市民の関心が最も高い九州新幹線開業後の1年間の柳川市の経済効果を前年同期と比較して金額にしておよそ幾らふえたのか、その試算内容を含めてお聞きします。

これから先の質問は自席より行います。まずは、この大きくは2つの質問に対しての答弁を簡潔明瞭にお願いします。

以上です。

企画課長（橋本祐二郎君）

緒方議員の質問にお答えします。

まずは、九州新幹線の駅設置のための支出金の総額でございますけど、九州新幹線船小屋駅の設置及び早期建設の実現を図ることを目的に、平成14年の2月当時、5市12町2村で九州新幹線船小屋駅設置促進期成会を設置いたしております。この設置期成会の開業までの10年間の構成市町村の負担金額は、総額としまして10,565千円となっております。このうち柳川市の負担金は1市2町合併からのものを含めまして、560千円となっております。ちなみ

に駅が設置されております筑後市の負担金は、総額として7,490千円を支出しております。

それから、2番目の本市のPRの支出金は幾らかということでございますけど、これまで本市のPR支出金につきましては、観光関連で申しますと、筑後船小屋駅関係の5市2町で筑後広域観光推進協議会を構成しておりまして、平成22年度は筑後船小屋駅構内に情報発信施設を整備しましたので、その整備負担金を1,046千円、平成23年3月に支出しております。23年度は事業活動費を含めまして179千円を23年6月に協議会へ負担しております。このほか、鹿児島市や広島市などに観光プロモーションに関するもののほか、PRに関しての費用が現在のところ約5,110千円となっております、総計で6,700千円の支出となっております。

バスの負担金でございますけれども、本市の路線バスの負担金につきましては、路線バス、船小屋柳川線は3月12日より九州新幹線の全線開業に合わせまして開業しておりまして、バスの関連の負担金が10月から9月までの年度となっております、3月12日から9月30日までの約半年余りの柳川市、みやま市、筑後市の負担金総額につきましては、6,351千円となっております。このうち柳川市が50%負担をすることになっておりまして、3,175千円を3月の補正予算として上げております。

それと、経済効果はどうなったかという御質問でございますけど、船小屋駅の開業からことしの2月までの本市の経済効果について、これは推計でございますけど、まずは推計の前提条件としまして、1点目が3月12日から新幹線の開業からことしの2月までの筑後船小屋駅の利用者につきましては、合計で25万人と推計しております。これは1月と2月はまだ出ておりませんが、昨年12月と同数と仮定しまして、約25万人と想定をしております。

2点目が、筑後船小屋駅の利用者の観光客の割合を、2割と想定しました。この根拠としまして、地域流通経済研究所が出しております熊本駅での新幹線利用のうち、観光目的が22.9%と出ておりますので、若干低く見積もって2割としております。

それと3点目としまして、筑後船小屋駅を利用した観光客が柳川に来られる割合について、これはちょっと幅があるかと思っておりますけど、3割から5割程度と想定をしまして、4点目で、実際柳川観光に来られて、観光客が幾らぐらい消費されるかということで、これは観光動態調査から22年度の数字ですけど、約4千円程度と出ておりますので、これらをトータルしまして、船小屋駅の利用者が25万人、その2割の方で5万人が観光客ということにしまして、その3割から5割で柳川に来られて、1万5,000人から2万5,000人。これを全部掛け合わせまして、柳川への経済効果としまして、まず60,000千円から1億円程度の効果があったと考えております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

先ほど答弁をいただいたわけですが、この経済効果の金額、そして税金から支出された金、これわかったわけですけど、私も一言で言えば、柳川市にとっては大変厳しい状況下にある

んじゃないかと、そう思うんですけどね。市長、先ほどの数字を聞かれていて、どういう見解をお持ちでございますか、一言聞かせていただけますか。

市長（金子健次君）

それでは、緒方議員の質問にお答えしたいと思います。

確かに結果につきましては、バスの利用者伸び悩みというのは本当に厳粛にまた受けとめているところでございます。先週の土曜日に筑後船小屋駅におきまして、開業1周年の記念式典等がございました。その中には福岡県知事の小川氏、またJR九州の唐池社長等も御出席をされ、それは今年のあいさつの中にありましたように、東日本大震災の関係で、一種のイベント行事が中止になりまして、1年おくれということになったわけでございます。その中にJR九州の唐池社長のほうがあいさつの中で、確かに苦戦していることを十分承知をしておられますし、この筑後船小屋駅というのは、筑後圏域の中の市町村というのは、非常に潜在的にまだこれからふえてくるんじゃないかという意識を持っておるということを言われました。また、さらに小川知事も、ちょうどあそこの船小屋駅の前に今つくってありますけれども、県の文化交流施設が来春にはオープンいたします。そういうことで利用客が非常に多くなってくるんじゃないかという予測を、期待感を持ってあいさつをされたところでもございます。

そういう意味では、これから鹿児島のことについては、前回の中でお話ししましたけれども、広島市にも行ってまいりましたし、これから関西にも、これからまたやっていきたいと、トップセールスでやっていきたいというふうに考えて、実際のバスの利用者、乗降客の少ないということについては、現時点では厳粛に受けとめるというところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。私ももっと掘り下げて観光客の動向、外国人観光客とか、いろんな柳川市の利用施設、どこが一番多いのかとか聞こうと思いましたがね、聞く以前の問題だと思いますので、この質問はやめます。

次に、地元客といいましょうか、通勤、通学的手段として活用されている柳川市在住者、この駅の利用者数をお答えいただけますか。

観光課長（古賀廣介君）

ただいまの質問は、地元の通勤、通学的手段とか、利用者数ということでございますか。

16番（緒方寿光君）

そうではなくて、地元客、要は通勤、通学でこの駅を利用されている柳川市在住の方の利用者数。これについて簡単でいいので、教えてほしいという質問です。

観光課長（古賀廣介君）

それでは、お答えいたします。

地元客の通勤、通学としての活用でございますけれども、筑後船小屋駅の新幹線定期利用者数は8月時点で141人となっております、近隣の久留米駅が204人、新大牟田駅が108人という状況でございます。これはJRの数値でございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

これ以上に言いませんけど、次に質問します。筑後船小屋駅から西鉄柳川駅の路線バス、今年度の柳川市の負担金が約3,000千円の支払いの予定となっておりますが、そこでまずは昨年9月までの平均乗車密度、つまりは起点から終点まで常時乗車していた人数ですね、それが何人だったのかをお尋ねします。

企画課長（橋本祐二郎君）

開業から半年余りですが、平均乗車密度としては0.8人となっております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

0.8人ということですが、そしたら当初、この路線バスを要望されたときの想定人数、想定人数というのは、大体何人ぐらいで考えたのか。それについて、想定人数の数字と試算の根拠、これを教えてもらえますか。

企画課長（橋本祐二郎君）

当初想定につきましては、他の路線ですけど、瀬高柳川線が平均乗車密度が2.5人、それに羽犬塚黒木線が2.8人となっております、若干低く見積もって2.4人程度としております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

そうしますと、当初の試算がかなり私は甘かったんじゃないかなと、そう思うんですけどね。この件について市長の見解はいかがですか。一言聞かせていただけますか。

市長（金子健次君）

乗車密度というのは、始発駅から終着駅までずっと0.8人というとらえ方をしてもらいたいと思います。例えば、磯島から船小屋駅まで行く方もいらっしゃるし、磯島から西鉄柳川駅、その方については、また率としてはかなり落ちると。全線に乗った場合に0.8人ということで理解していただきたいと思います。1カ月間、1日のやつが35人ですかね、大体乗っておられます。

そういう中において、柳川市におきましても、市内のバス、堀川バス、西鉄バスを通しておりますけれども、結果的には赤字補てんをやっているところでございます。県南におけるバスの助成についてはほとんどの市町村がやって、福岡県の都市部については、そういうことはないと思いますけれども、そういう交通弱者については、生活手段として必要でないかというふうに思っております。

今回の生活交通とあわせて観光のターゲットにしたバスを筑後市の中村市長、また、みやま市の西原市長に協力をいただいて、私たちのまちというのは50%負担でいいと。逆に言うたら、柳川市の観光客をターゲットにしたバスだと私は思っておりますけれども、筑後市さんのほうが35%支出していただいております。そして、みやま市のほうも15%支出いただいておりますということで、今回この問題について、話し合いを2回ほどいたしました。やめるか、存続をするかという問題でございますけど、筑後市さんのほうも、みやま市のほうも、もう少し様子を見てみると、私のほうは負担をしていいですよということでございますので、もう少ししばらく先ほどの期待する分もありますし、見てみたいというふうに思って、廃止についてはもう少し検討した上で考えていきたいと思っておりますけれども、しばらく乗車のことについては、積極的にいろんな形のプロモーションをやりたいというふうに思っています。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

引き続き質問しますが、新年度についてもこれは予算で柳川市の負担金が約7,000千円計上されておまして、今の答弁も聞きましたけどね。そのまま継続されるようなお話ですが、今度新たにそしたら想定をされている平均乗車密度というんですか、それは大体どれぐらいに持っていこうと、これぐらいは必要じゃないか、それぐらいのことは考えてあると思えますけどね。その想定人数を聞かせていただけませんか。

企画課長（橋本祐二郎君）

想定人数ということですけど、当初想定の2.4人が一つの目安だと思っておりますので、まずは2.4人を目指して、それ以上の乗客数をふやしていきたいと考えております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

私は今から6カ月前の、ちょうど昨年9月だったと思います。この問題を議会で質問し、市長からの答弁は、市長よく聞いてください。（「聞いています」と呼ぶ者あり）はい。しばらく努力をして、推移を見守りたいという内容の御答弁でした。これは覚えているんです。しかしながら、6カ月経過しても、さほど乗車率は上がっていない。これは現実だと思うんですね。そして、これは厳しい市民の方の声をここで紹介しますが、読みますね。「バスはがらがらで、ほとんどだれも乗っていないのに税金で赤字補てんをやり続けるやり方は、市民の血税をどぶに捨てているようなものではないか。全く理解できない。いっそやめるべきだ」という意見は実はあるんですよ。そしてまた別の市民からは、「負担金を今後も継続するということは、何か乗車率を上げる具体的な方策がなければ、その方策を具体的に示してもらわなければ納得しない」、そういう声も実はあるんです。

そこで、僕はもう一度市長に聞きますけれども、路線バスの今後の方針につきまして、継

続するというのであれば、そんならどういう具体的な方策を掲げてこれを継続していくのか。そこをぜひ市民に対してわかりやすい言葉で御説明をしてもらえませんか。

市長（金子健次君）

いかに筑後船小屋駅に乗降客がふえるかという問題だと思います。

先般、JR九州本社のほうには筑後七国、筑後市長を含めて商工会議所の会頭や商工会の会長と一緒にJR九州を訪ねまして、「さくら」の増便、要するに船小屋駅にとまる増便をしてもらいたいということとあわせて、非常にこれ料金が高いと。博多駅まで前2千円でした。これは要請して価格安の往復切符の1,600円、3,200円になりましたけど、そういうことも要請をいたしまして、そういうことはできたと思います。使いやすいような形を、もっと利用しやすいような形を考えていただきたい。そのことは逆に言うと、バスの利用者につながっていくというふうに思っております。仮にオープン時にバスを引かなかった場合、公共交通機関を引かなかった場合のことも声としてもありました。それはそれとして、なぜ引かないのかという問題もあると思います。それは緒方議員もわかっておられると思いますけれども、そういう結果がそういうことで少ないということで、いかに今後ふやしていくかということで考えておるのが、バスの利用時間帯をどういうふうにしていくか。朝夕が非常に多いもので、そういう面で考えていかなければならないというふうに思っております。バスがあつたバスでいいのか、小型化すれば幾らか安くなるのかどうかわかりませんが、そういうことも含めて、これから検討していきたい。

ただ、私は力強かったのは、中村市長や西原市長が、よかやんね、うちも負担するけん、もう少し続けましょうと。本来ならば、柳川市のターゲットとしておりますので、100%ぐらいのことをしなければならぬような負担割合だと思いますけれども、うち本市が50%という形において、もうしばらく時間をいただきたいというふうに思っています。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。私はなぜこの質問をしたかと申しますと、これだけやっぱり厳しい時代になって、今まで自治体は使うだけのことが多かったんですけど、やはりこれからは何ぼか稼ぐことも考えなければ、交付金もいつまで続くかわかりませんし、そこが僕は今、自治体に問われているんじゃないかなと思いますので、その考えに基づいて私は質問をさせていただいていますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

私は先日、2月21日に、筑後6市議会で、これは議員研修会が、テーマは「新幹線開業後の九州における経済動向」というテーマで開かれまして、私も出席しました。結論として、6市で広域連携をして、例えば、博多に訪れる客のオプションでの観光拠点として6市がなるとか、そしてスポーツ運動公園、立派な公園もありますので、例えば、スポーツイベントを徹底的に誘致して、スポーツ駅にするとか、そして農業・商工連携、これは大体どの地域

も似ていますので、九州の食の拠点化としてやったらいいんじゃないかとか、そのほかプラットフォームの支援事業の活用、そして観光バスとの連携、ここでは「よかろうバス」というバスの紹介が 있었습니다。そういうことなんかいろいろテーマとして話されまして、要は一言で言いますと、広域連携でもう今、一步を踏み出すときではないかと、そういう大変貴重な機会の話を聞かせてもらいまして、さらに6市の議員の方々とも意見交換もさせていただきました。私自身は簡単に一言でまとめると、今後はやはり柳川市1市だけのPR活動ではなくて、やはり6市で連携して、6市で企画をつくって、6市合同でPR活動を展開していくことが早急に求められているんじゃないかと私は思っています。なぜか、それは今大きな受け皿を持って大都市、地方、海外に打って出なければ通用しない、これまでにはない厳しい時代に来ているんじゃないか、僕はそう考えるからでありまして、その地域にしかないやっぱり多くの魅力をもっと高めなければ人が寄ってこない時代になったんじゃないかなと思います。

そこで、市長に対して私は質問しますが、全線開業後2年目に当たるこの時期に、柳川市の経済効果、これどん底からいかにして上げていくのか。そのための方策をお持ちであるかどうか。特に私は広域連携での具体的な方策を率直にお尋ねさせていただきます。

市長（金子健次君）

今、緒方議員のほうから御提言いただきました。筑後6市のサザンクスでの会議のことを触れられたというふうに思います。私自身もこの筑後地区7区の、大川市を含めまして6市でございますけれども、そういう方たちについては常に連携、情報交換をしております。いい意味ではライバルであり、各自治体の競争でもあるわけです。そういう中で、いい意味での競争をしながら連携を深めていくということは、非常に唐池社長が言われるように、魅力ある土地柄でもあるというふうなことで、それをフルに活用して、柳川市の観光資源、社会資源を活用していきたいというふうに思っております。どちらかという、柳川が一人勝ちしたらいかんというふうな形も、ほかの人たちは思っておりますので、そういう面では連携をとらないと魅力あるまちはつくられないというふうに思っているところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。具体策を掲げて、ぜひ一步踏み込んでいただければと思っています。

次の質問をします。学校教育の問題で、中学校部活動創設のあり方について質問をいたします。

簡単なこれまでの経緯を話しますと、中学校の名前はこの場ではあえて出しませんけれども、昨年11月に、小学校の子供を持つ父兄の皆さんから、その地域にある中学校にサッカー部を創設してほしいという声が小学生の希望者、そしてその父兄が署名をして中学校に直接

提出をされて、その後、結論として、12月初めに、12月7日だったと思いますけど、学校側の理由によって新設の部活動は設置はできないと回答書によって伝えられたということなんですけど、まずはこの経緯について、教育長及び学校教育課、御存じかどうか、お尋ねします。

学校教育課長（高崎祐二君）

学校教育課のほうからお答えしたいと思います。

今回の部活動要望についての経過と内容につきましては、把握をしておるところです。

16番（緒方寿光君）

続けて質問しますが、この中学校から教育長及び、そして今学校教育課長から話ありましたが、学校教育課へ今回のこの結論が出される前に直接何らかの話があったのかどうか、お聞きします。あったとすれば、どのような内容の相談があって、そのことに対して、どのように対応されたのか、教育長にお尋ねします。

教育長（北川 満君）

この件につきましては、学校からはサッカー部を創設したい旨があったという、これは11月下旬でございました。と同時に緒方議員からこういった件があるが、ひとつ考えてくれないかというのを学校に申し入れているというところで伺っておりました。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

そうしますと、このときに教育長より学校長に何か適切な指導はされたんですか。その内容を聞かせてもらえますか。

教育長（北川 満君）

この中学校につきましては、先ほど申し上げましたように、議員から指摘があった、あるいはお願いがあったということで、訪問しまして、しっかりした対応をするようにということで指導しております。

その中身につきましては、3点ございます。1点は、保護者、子供たちの要望を一度はきちっと受けとめてから考えることということが1つ。次に、職員会議の開催を再度行いなさいと。それから最後に、いわゆる風通しをもうちょっとよくするために、会議を、この場合には学校、それからPTAや地域等で協議会を開いたらどうかということをご指導しております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

続けて質問します。この件で、回答書が学校側から関係の父兄に12月初めに渡されていますが、この回答書、これは学校側から父兄に渡される前に教育長は御存じでいらっしたんですか。そこをちょっと聞かせてもらえますか。

教育長（北川 満君）

それは存じ上げませんでした。緒方議員よりいただいた資料をもとに学校へ問い合わせをしたところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

それでは、その結論の回答書については、中学校の判断によって、直接父兄に提出されたものと、そう理解していいんですか。

教育長（北川 満君）

その件につきましては学校主席指導官のもとにその資料が届けられまして、それでもってひとつこれでいきますという学校長の判断をお受けしましたので、それを追認しているという事態でございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

ちょっと続けざるを得ないんですけどね、教育長はきょうまでにその回答書はごらんになりましたか。

教育長（北川 満君）

読ませていただいております。

16番（緒方寿光君）

僕は回答書を言うつもりはなかったんですけど、あえて言いますけど、この回答書の中に書いてある学校側のこれ文面ですけど、読みます。「4年前に職員会議で話し合われて、新しい部活動をつくらないという学校の方針ができています。学校全体のことを考えたとき、ベストではないにしろベターな選択だったと理解し、この方針に基づいて校長として、これまでの部活動新設についてはお断りをした」という内容が書かれているんですけどね、教育長はこの件について、どんな見解をお持ちですか。

教育長（北川 満君）

4年前に開かれた職員会議において決定されたということ踏襲するのではなく、自校の今の体制で協議するように職員会議を要求したわけです。

以上です。

16番（緒方寿光君）

そしたら、さらに質問しますが、僕はちょっと不思議でならないですよ。今回の要望当初から関係父兄の中で外部指導者として、おれがやっていいよと手を挙げられている方がおられるにもかかわらず、この回答書では、読みますよ。「技術指導ができて、熱心に指導できる人材が教職員にいればいいが、必ずしも本校に継続して在籍できるわけではないし、活動の制限も考えられる。さらには、仮に部を新設するとすると、上級生からの技術面での指導がなく、1年生から指導するので、顧問の負担が大きくなり、向こう2年間は大変で

す」といったことが書かれておりますけどね。私はこれを読みますと、全くとんちんかんなおかしな回答ではないかと考えますけどね、教育長、この件についてはどういう見解をお持ちですか。

教育長（北川 満君）

外部指導者の件でございます。

ここまで準備していただいて要望を出していただいたということについては、大変ありがたいと思っております。

また、この件につきましては、将来性、どこまで指導者としてお願いできるかという、そういった不確定な判断も含めて学校は判断したものと。ただし、ここで外部指導者については、議員の皆様にも御承知いただきたいと思っておりますので、簡単に触れさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。（「簡単でいいですから、教育長。簡単で結構です」と呼ぶ者あり）これまで中体連、これは運動部活動と文化部活動がございますけれども、それらにおきまして、特に外部指導者を招聘した場合には、ベンチに入れるかどうか。それは、ふだんの指導が試合に継続してできるかどうかということが問われるわけございまして、この外部指導につきましては、中体連の規約で1年間は様子を見て指導のあり方とか、人間性とかを試しながらやっていこうというような規約がございまして、それを登録を済ませますと、外部指導者、ベンチ入り認められるというところで、外部指導者については申し上げます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

外部指導の規定については大体わかりますので、その程度で結構ですけどね。私はもっと大事なことを質問しますが、現在の地元小学校の6年生に12名、5年生に14名、その下にやるという学年も多くいるようですけれども、地元の中学校にサッカー部があれば、ぜひ入部して頑張りたい、そう考えている多くの小学校がいるという、このアンケート結果が出ているようなんですね。このアンケート結果については、何も回答書には私が見る限りでは触れられてはいない。教育長はその回答書を読まれたということですけど。再度ちょっと聞かせてもらえませんか、この辺の見解を。

教育長（北川 満君）

要望書において、今回の中学校が出した結論につきましては、学校の施設面、それから指導体制、将来を見通した生徒数や現在の小学生の社会教育団体の取り組み状況、それにこれまで培ってきた学校や地域のスポーツ文化もあるわけございまして、そういったものを大所高所より考慮して出したものだと思っております。

特に本中学校におきましては、4年前に卓球部の女子の人数が減り、部の存続について検討する職員会議が開かれております。その結果、休部という措置をとっているわけござい

ます。少子化に伴う部員数の減少という運動部活動が抱える今日的な課題がこの中学校でも起こっておりましてございます。

ちなみに柳川、みやま市の中体連でも、平成19年度登録数から平成23年度は382人の部員が減少しております。部の数としましては、18の部が減少しております。そういった現状でございます。また市内のサッカー部では、平成19年度の登録者数が103人、6校中4校でございました。平成23年度はぐっと減りまして73人、1校廃部となりまして、3校というのが現実でございます。現在、当該中学校におきましては、10の部活動があります。これ運動部活動でございます。そのほかに社会体育のクラブ等に所属して、空手や柔道、あるいは水泳、そして硬式野球部の活動を行っている生徒もおります。現行の運動部を維持することさえ厳しい状態の中で、新たにサッカー部を創設することは大会出場を楽しみに1年間、2年間、練習に励んでまいりました在校生徒やその保護者に不安感を与えるばかりか、男子運動部全体の弱体化や、4年前のように休部や廃部に追い込まれる運動部が出てくることも十分に考えられることとございます。これらのことを考えますと、本中学校におきますサッカー部を創設することは大変難しいこととございます。学校としましては、苦渋の決断をしたものと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

そしたら、回答書をもう一回僕は言いますよ、教育長。この回答書には「現在の運動場は既存の2つの部活動だけで精いっぱい使うことができないので、新設は難しい」、そんな理由が書いてあるんですよ、実際。今、そこをお持ちですか。僕は持っていますけど、お渡ししましょうか。（「ございます」と呼ぶ者あり）あるそうですよ。そういう理由をもって、何かと何かつからない、つからない、つからないというような前提が何かあるようで僕はたまらないですもんね。要は、そういう中学校の運動場、部活動をしている運動場を教育長は見られたことがありますか。私は1週間に4回運動場を見ているんですよ。はっきり言いますが、運動場見る限りでは、新設の部活動があっても十分使えるようなスペースではないですか。いや、スペースなんですよ。そこはどうですか、視察をされたことがありますか。

教育長（北川 満君）

今の御質問にお答えします。

私も何回も回数は申し上げられませんが、本中学校には足を運んでおります。そういった中におきまして、ソフトボールが北の面、それから野球部が東西南北すべて使っております。そういった中におきまして、本市内におきましては、グラウンドを4つ使っているという中学校もございます。そういった中におきましては非常に危険であるということがありますので、曜日を変えてみたり、あるいは野球部がノックするときにはちょっと控えてジョギングをしたりとか、いろんな形で障害が出ているのが現実でございます。まして安全面に気をつ

けるという立場からいうならば、できるだけ子供たちが伸び伸びと、生徒が伸び伸びと活動できる場が必要じゃないかということで無理なく安全重視という点で、この学校の校長も判断したものと、そのように考えております。

16番（緒方寿光君）

率直に質問をします。私は学校教育だれのものか、部活動だれのものなのか。何かちょっとピントが外れているような気がしてならないですよ。やはり原点は子供が主役じゃないかなと僕は思うんですよ。私もボランティアで多少剣道の指導していますけどね、やはりここは大人のエゴは捨てて、要は大事なのは、子供たちをたくましく強く育てるという気持ちで、やはり原点にもう一回立ち返る必要があるんじゃないですか。まだ言いたいこといっぱいありますけれども、この辺でやめますけど、これ今までの御答弁を聞かれて、私の質問と教育長の答弁を聞かれて、市長はどんなふうを考えられますか。（「ちょっと私から」と呼ぶ者あり）

議長（古賀澄雄君）

いいですか。

16番（緒方寿光君）

余り時間もないので、15分しかないものですからね。僕は市長にお聞きしたいと思っています。

市長（金子健次君）

実は昨日、この井上校長の答弁書を見ました。私自身、正直言ってがっかりしました。この答弁書見てですね。（「そうですね」と呼ぶ者あり）実際のう、なでしこジャパン、アメリカに勝って世界一を目指すという形になっていますけども、なでしこジャパンがなぜあんなに強くなったかという、やっぱりいい指導者がいなくても頑張る力というのが草魂たくましくなっていた、世界一になっていたというふうに思っています。

私自身も中学校時代はサッカー部に所属していました。それは野球部があって、ソフトボール部があって、バスケット部も外にありました。その中で、肩身の狭いチームでしたけれども、その中で郡大会を寄せ集めということで、なぜそのことが思い出に残っているかというと、やっぱり昨年の東日本大震災の中でもきずなが叫ばれていますけれども、チームワークとか、友人とか、そういうことで考えると、やっぱりいろんな形で苦渋の選択されたと思いますけど、私は教育委員会でもう一回教育長も学校長もできる限り、財政的な問題があるとするならば支援をしていかなければならないというふうに思って、今感じているところで

以上です。

16番（緒方寿光君）

そうしましたら、教育長に最後に質問しますけど、この件についての今後の方針を具体的

にお答えいただけますか。

教育長（北川 満君）

ただいま市長からお言葉がございました。今後、学校の姿勢、それから保護者への周知、その辺をきちっとした会議のもとに検討していきたいと、このように思っております。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございました。ぜひ前向きに子供たちのためのことを考えて進んでいただきたいと思います。

次の質問になります。柳川市民温水プール施設 2 階の早期有効利用について質問します。

まずは、1 階のプールについて、現在、幼児から65歳以上の方、そしてまた障害者の方、現在、1 日平均130名以上の方が利用されておりまして、平成23年の3月末、今月末ですね、大体1年間利用者総数約4万人以上の想定になっているようです。市民の中にも現実的に健康づくり、リハビリ、これにこのプールを利用することができて大変ありがたいといった多くの声があります。そしてまた、親子、孫と一緒に利用している方からは、このプールでコミュニケーションをとることができて、生きがいを感じていると。大変うれしいというような声も上がっているわけなんですけど、同時に、この施設の2階をぜひ利用させてほしいといった声は実は数多くあらゆるところから届いています。しかしながら、残念なことに、2階の施設、つまりは平面図もありますけれども、60名収容の研修室、40名収容の研修室、さらに8畳の和室、12畳の和室、66平方メートルのロビー、これすぐに使用することが可能であるにもかかわらず、使用できない状況になっています。このことは、実は多くの市民から疑問の声が上がっています。

そこで質問しますが、平成18年の3月に福岡県からこの県南女性センターは譲渡を受けて、その後、改修工事をして、平成19年の4月に1階のプールが開館されてから、既に5年が経過しようとしている今になって、なぜ2階の施設の使用がいまだにできないのか。まずは最初の質問ですが、使用できない理由と、施設の譲渡を受けてからきょうまでの経過について、わかりやすく簡単に結構ですから、説明を求めます。

生涯学習課長（石橋正次君）

緒方議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、緒方議員言われたように、平成19年に新たに市民プールについては開館をしております。それで、本年でちょうど5年になるということでございますけれども、改修の時期、これは平成18年の9月から平成19年の2月の期間で改修を行いまして、事業費といたしましては161,898千円ということでございます。

それで、なぜ2階を利用していないかということでございますけれども、これにつきましては、開館の前の平成18年4月17日に、議会のほうと市執行部との話し合いが議会全員協議会のほうで話し合いをされているところでございますけれども、このプールの使用について

会議がっております。それで、この議会全員協議会の中で、当施設は目的の市民温水プールから逸脱しない施設として使い、他の目的には使用しないものとする旨の確認、これが当時の市長と、それから柳川市議会においてなされていると。こういった状況の中で、現在、その確認事項に基づいた形でプールを使用させていただいているということでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

私は実は2月29日に、この施設の2階の現場を許可をもらって見に行きましたが、実はすべての部屋がすぐにでも使える状況で、施設の掃除もこれは指定管理者のほうで責任を持ってされておりまして。私はこの改修後初めて見ましたけど、本当に大変な立派な利用価値のある貴重な施設だと私は強く感じました。

そこで質問ですが、市長は、この施設の2階を視察されたことがありますか。あるとしましたら、いつごろ、そしてどのような見解をお持ちであるか、お尋ねします。

市長（金子健次君）

最近では、3月4日の日曜日、柳川市温水プール5周年記念ということで、アテネオリンピックの柴田亜衣さんを迎えての模範泳法等がありまして、そのときにも2階のほうも全部すべて見させていただきました。また、過去においては、プールを利用していましたので、2階の分については大体承知をしておりますし、使えるというふうには思っております。

見解はいいですね、また。考え方は。後でいいですか。（「はい、後でいいです。見解を質問します」と呼ぶ者あり）はい。

16番（緒方寿光君）

ここに市民から厳しい意見が出ていますけどね。読みますね。「この施設の改修に最終的に160,000千円ほどの金が使われ、プール施設のある1階だけしか利用できず、2階の施設は閉鎖して使えないようになっている。今日5年間も塩漬けにして何を考えておるのか。早急に有効活用すべきである。そして、このことは執行部も議会も両方が市民に対し説明責任を果たすべきではないか」、こういう意見が手元にあります。そしてさらに、市民から具体的に、会議室として利用できないのか、カルチャー教室にぜひ使用させてほしい。またプールの利用者の中からは、トレーニング室やりハビリ室があればぜひ利用したい。そして高校合宿でも使うことができないんですか。そういう多くの声が実はプールが開館した5年前からあったということなんですよ。

そこで、市長に僕は最後にお尋ねしますが、市民からこれまでの要望に対してのこれまでの対応、それとこの施設の2階の早期の有効利用について、今後の方針含めて見解をぜひ聞かせていただければと思います。

市長（金子健次君）

過去において、先日も2階のほうを見てきましたし、活用できるというふうには思っていま

す。これについては、外部評価委員会の中からも、実際視察をされて見てあって、活用したほうがいいんじゃないかという意見も聞かせていただいております。また、市民からもそういう声があることも事実であります。ぜひ議会のほうにはある程度整理をしてから、方針を立ててから、使用する方向でぜひ議会のほうにお願いして、その覚書等については、もう一回再度御論議いただければというふうに考えているところです。

以上です。

16番（緒方寿光君）

御答弁ありがとうございました。私の質問はこれで終わります。このプールの2階の施設の件は、梅崎昭彦議員も質問されると思いますので、今後とも開放を前向きに検討していただきたいと思います。

終わります。ありがとうございました。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時58分 休憩

午前11時9分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、23番梅崎和弘議員の発言を許します。

23番（梅崎和弘君）（登壇）

皆さんおはようございます。23番、日本共産党、梅崎和弘です。発言通告に従いまして5点ほど質問をさせていただきます。

まず、第1点目ですけれども、広域連合介護保険についてであります。

介護保険が始まって11年になります。その間、介護サービスの総量はふえましたが、管理負担増やサービスの切り捨て、介護報酬削減などの改悪が繰り返されてきた結果、制度の矛盾がさまざまな形で出てきております。

要介護認定で軽症と判定された人が訪問介護やデイサービスを制限され、福祉用具のレンタルを受けられなくなるなど、介護取り上げが大きな問題となっています。

全国的な流れから見ますと、介護保険料は65歳以上の人は年金から天引きされ、制度発足当初の2,911円から、現在は4,160円となっております。介護保険が始まったとき、それまで介護費用の50%だった国庫負担割合は25%から、さらに23%に引き下げられております。保険料値上げを我慢するか、介護サービスを受けるのを我慢するか、こういう選択を迫られ、制度改正のたびに負担増とサービス切り捨てが繰り返されております。

そこで、3点ほど質問しますけれども、第1点目が今回の第5期介護保険事業計画はどう

なっているか。

2点目が、今回の保険料についての上昇要因、また抑制要因はどうなっているか。

3点目が、いわゆる広域連合の制度の改正など、どうなっているのかわからないので、いわゆる広域連合の動き、これがわからないので介護保険だよりなどを発行すべきではないかと前回も要望をしておりましたけれども、どうなっているのかお尋ねいたします。

いわゆる、これは広域連合に対しまして、市民の声を届けるには、ほかにどんな方法があるのかお尋ねいたします。

2点目が、学校給食のあり方です。

私は、この問題につきまして平成21年12月議会に行っております。

今回11月の全協におきまして、小学校の自校方式から随時センター方式に移行したいという報告がありました。

学校給食は、教育の重要な一環として実施されております。学校給食に関することは教育委員会の職務権限となっておりますけれども、この教育委員会では、いつどのような審議が行われたのか。

2点目が、今回の方針では自校方式からセンター方式にするメリットとして、経費の削減が上げられておりますけれども、教育的観点から見た場合、メリット、デメリットはどうなるのか。

3点目が、学校給食と地産地消について。

これにつきましては、前回も一般質問を行っておりますけれども、現在、食材の約何%が地元産となっているのか。または自校方式とセンター方式で食材の購入方法に違いがあるのかどうか、お尋ねいたします。

次に、3点目ですけれども、中学校における武道の取り組みでございます。

ことしの4月から柔道、剣道、相撲の武道が必修科目として全面实施されます。武道が必修化された目的は、武道の学習を通じて我が国固有の伝統と文化により一層親しむことにあるとされています。

そこで、1点目ですけれども、市内の中学校はどの武道を選択されているのか。また、女子中学生はどうなるのか。

2点目が、各学校で武道を安全かつ円滑に実施するためには、施設、指導者、用具の充実が必要だと思われまますけれども、この辺はどうなっていますでしょうか。お尋ねいたします。

4点目が、子ども医療費の取り組みについてであります。

どこに生まれ住んでも、子供はひとしく大切に育てられるべきであり、全国各地で子ども医療費無料化が広がっております。

子供が病気になりお医者さんにかかるには、保護者は仕事を休んで付き添ったり、交通費がかかるなど保護者の負担は多くなります。

児童福祉法では、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」、このように規定をされております。医療費助成の方法として現物給付、いわゆる医療機関の窓口で負担をしなくてもよい制度と療養費払い制度、これは医療機関の窓口で2割、または3割負担を行い、後日、市区町村から窓口負担相当分を返還してもらう制度があります。

1点目としまして、柳川市の乳幼児医療費の支給は就学前までの通院と小学校3年の入院となっておりますけれども、この現物給付、または療養費払いのどちらでしょうか。

2点目が、乳幼児医療費の支給総額はどうなっているのかお尋ねいたします。

また、3点目ですけれども、子供が病気にかかる頻度は3歳までが多く、その後は徐々に減少し、15歳から20歳までの医療費が生涯で一番少なくなっていると言われております。近隣市であります大牟田市、大川市、みやま市、筑後市の子ども医療費助成はどうなっているのかお尋ねいたします。

5点目でございます。シチメンソウの保護について。

このシチメンソウの由来は、春に芽吹いたときや秋に葉が七面鳥のように赤くなるからだとと言われております。シチメンソウは、県のレッドデータブックで絶滅種とされております。長崎大学教育学部の中西教授が柳川市を流れる塩塚川の河口近くでシチメンソウが自生していることが写真などから確認をされております。

そこで、新聞記事によりますと、金子市長は自然教育の題材になるので保護策を検討してみたいとありますけれども、どうされたのかお聞きいたします。

2点目が、この生育地のごみ処理はどうされるのか。

3点目が、両開、皿垣開の漁港のしゅんせつが予定されていますけれども、生育地に被害を与えないか心配ですけれども、ここら辺はどうでしょうか。

4点目が、塩塚川は高潮対策工事、堤防の改修工事の対象地域となっております。このシチメンソウの保護の関係で、工事の時期、規模はどうなっていますか。

以上、お尋ねいたします。第1回目の質問を終わります。

福祉課長（高田淳治君）

梅崎議員のほうから介護保険について3点の御質問を受けました。

まず、1点目の第5期介護保険事業計画はどうなっているかということでお答えをいたします。

介護保険事業計画については、介護保険法第117条に基づきまして、3年を1期として介護保険事業に係る保険給付を円滑に実施するため策定することになっております。このため、広域連合では平成24年度から26年度までの第5期事業計画について策定委員会を設置し、昨年7月から12月まで10回にわたって委員会が開催され、審議されております。現在は、最終の校正段階でありまして、3月中にはでき上がると聞き及んでおります。

また、この事業計画の大きな項目といたしましては、被保険者の現状、介護保険事業の現状、計画の基本方針、被保険者の推移、介護給付等対象サービスの利用料の見込み、介護保険事業費の算定、計画推進の方策など、10項目にわたった計画となっております。

次に、2点目の今回の保険料設定についての上昇要因と抑制要因についてでございます。

まず、上昇要因による保険料への影響額でございますが、高齢者人口の増加見込みで約220円、第1号被保険者負担割合が24年度から1%伸びて21%となったことで約250円、1.2%の介護報酬引き上げで約60円、今後の介護施設の整備に伴う影響で約200円となり、計730円の増額となります。

それから、抑制要因による保険料への影響額でございますが、介護給付費準備基金、約18億円の取り崩しで300円、財政安定化基金約3億円の取り崩しで50円、財政調整基金約2億円の取り崩しで30円、省令改正による保険料段階の基準所得金額の変更で約30円となり、計410円の減額となります。したがって、上昇要因の730円から抑制要因の410円を差し引いた320円が第5期介護保険料の平均的な増額分となります。

なお、柳川市は第5期においてもBグループに属するため、介護保険料基準額は172円上昇いたしましたので、4,872円となります。

最後に、介護保険だよりの発行はどうなっているかという御質問にお答えをいたします。

広域連合に確認をいたしましたところ、連合設立からしばらくは10月と3月の年2回、介護保険に関する情報提供等が行われておりました。しかし、現在では一定の周知が図られているとの考えから、定期的な情報発信は休止状態となり、制度改正など、必要に応じて臨時号が発行されている状況でございます。ちなみに、前回発行されたのは、平成22年4月の臨時号となっております。

今後とも地域住民の方々にわかりやすいよう周知していくということでございますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

以上でございます。

学校教育課長（高崎祐二君）

学校給食につきまして、学校教育課のほうからお答えしたいと思います。

まず、1点目の教育委員会での審議過程につきましては、平成21年度に学校教育課職員と3共同調理場の場長、それから5人の栄養士によるプロジェクトチーム会議を5回開催いたしまして、集約化計画案を作成いたしました。

平成22年に施設管理適正化計画の学校給食の今後の方針につきまして市長部局と協議を行い、平成23年5月に方針決定をいただいたところです。

それから、平成23年9月の定例の教育委員会におきまして、学校給食の今後の方針を提案させていただき決定をいただいております。

それから、2点目のセンター方式の教育的観点から見たメリット、デメリットについてで

ありますが、メリットとしては教職員の給食に対する事務負担が軽減され、教育活動に専念できる、デメリットとしましては、給食ができる過程を身近に感じられないことや調理員と児童・生徒との触れ合いが少ないことが挙げられると思います。

それから、3点目の給食における食材の柳川産の占める割合でございますが、平成22年度実績の重量ベースでは34%になっておるところでございます。

続きまして、4点目の自校方式とセンター方式の食材の購入方法でございますが、両者ともに福岡県学校給食会と地元の業者から購入している点は一緒であります。野菜の購入について、自校方式は地元の八百屋と契約をしておりますが、センター方式は地元の市場と契約をしている点が異なっていると思います。

以上です。

教育部長（高田 厚君）

武道授業の取り組みについてお答えいたします。

まず、1点目の各中学校が選択しております武道の種類についてでございますが、柳城中学校と柳南中学校が剣道でございます。

それから、昭代中学校と三橋中学校が柔道、それに大和中学校は1年生と3年生が剣道で、2年生が柔道でございます。

それから、蒲池中学校が空手ということになっております。

それから、女子中学生につきましても、男子中学生と同様に実施をすることになっております。

それから、2点目の施設等につきましては、まず、施設につきましては各学校の体育館や武道場を使用いたしまして実施をいたします。

用具につきましては、剣道の場合は中学校備えつけの竹刀と木刀を使いまして、服装は体操服で行います。

柔道につきましては、学校備えつけの道着、それに体操服で、空手につきましては体操服で実施する予定にいたしております。

それから、指導者につきましては、ほとんど各学校の保健体育の教員が指導をいたしますが、一部の種目では外部の指導者を活用する予定にいたしております。

以上でございます。

健康づくり課長（高巢雄三君）

子ども医療費についてお答えいたします。

まず、1点目の乳幼児医療費助成についてお答えをいたします。

就学前の乳幼児につきましては、福岡県の公費医療助成の要綱によりまして、入院、通院とも医療証を医療機関に提示することによります現物給付となっております。これは、県内すべての市町村において実施されているところです。

柳川市におきましては、これに加えて小学校3年生相当の年度末までの入院について、平成23年度から市独自で助成いたしております、これについては医療機関の領収書による償還払いとさせていただいております。

医療費助成の支給総額でございますが、平成22年度決算において129,058,030円支出をいたしております。

平成23年度の決算では、約135,000千円程度見込んでおりまして、このうち23年度に拡大した小学校3年生までの入院費の助成については1,300千円程度となっております。

近隣の独自助成の状況ですが、お尋ねの大牟田市、大川市、みやま市、筑後市については、現在いずれも就学前の乳幼児を対象としております。

独自助成としては、筑後市が自己負担額を無償化、みやま市が所得制限をなくしているところで、方法は違いますが、本市の状況は近隣市町に劣るものではないと考えております。

なお、みやま市は平成24年4月から小学校3年生までの入院、通院を現物給付で助成を始めるとのことであります。

以上でございます。

生活環境課長（江崎尚美君）

シチメンソウの保護についてという御質問に御回答をさせていただきます。

この件につきましては4点質問がっておりますが、生活環境課としましては、第1点目についてお答えをさせていただきます。

これまでシチメンソウは福岡県内では絶滅種とされておりましたが、塩塚川の現地調査の結果、シチメンソウがおよそ2,500個体、シチメンソウと同種のヒロハマツナが4,000個体自生していたことが確認されました。

また、福岡県では県内の絶滅のおそれのある生物の現状を把握し、希少野生生物への理解を深めていただくとともに、保全対象の資料として役立つために、平成23年11月に10年ぶりとなる改訂版「福岡県の希少野生生物レッドデータブックふくおか2011」を発行しております。今回の改訂版では、シチメンソウは近い将来絶滅の危険性が高いという絶滅危惧1のB類に、ヒロハマツナは、ごく近い将来絶滅の危険性が極めて高い絶滅危惧1のAから、同じく絶滅危惧1のBに指定されました。このカテゴリーは、緊急に対策を講じなければ群落が壊滅すると定義されています。このような極めて貴重な植物が本市に生息していることが確認されたことは喜ばしいことであり、今後、関係機関と協力して大切に保護していきたいと考えております。

シチメンソウなどの保護対策についてですが、昨年より自生している塩塚川の管理者であります福岡県と本市の建設課や水産振興課と一緒に協力をしてきたところでございます。

シチメンソウは自然に自生している植物なので、なるべく人の手を加えない自然のままの

状態で保護していくほうがよいのではないかとと思いますが、シチメンソウなどが生息している場所が塩塚川沿岸であり、一部河川改修工事にかかるため、福岡県南筑後県土整備事務所と協議しながら対策を進めているところです。現在は、県の委託を受けた財団法人九州環境管理協会で調査を終了し、現状の把握と保護策を検討してもらっている段階でございます。本市としまして、このような希少野生生物がかけがえのないものであり、できる限りの対策をしていきたいと考えております。

また、本市では24年度当初予算において、シチメンソウなどの自生している場所に説明のための看板設置費をお願いしているところでもございます。

以上です。

建設課長（中村敬二郎君）

シチメンソウに関します2点目の質問でございます、シチメンソウ生息地のごみ処理についてということに対してお答えいたします。

シチメンソウが生息しています塩塚川は、福岡県が管理しております河川ですので、福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所に問い合わせた結果を申し上げます。

毎年、上流からのごみの収集のために9月下旬から3月下旬までの間、クリーンセンター付近にスクリーンを設置いたしまして、ごみを収集しているところでございます。

また、定期的な河川巡視を行いまして対応もしているということでございました。

以上です。

水産振興課長（松尾昭義君）

シチメンソウとしゅんせつ工事の件についてお答え申し上げます。

今回、シチメンソウ群の自生しているところを福岡県で調査が行われたわけでございますけれども、その箇所はしゅんせつ工事の施工箇所より上流に位置しておりまして、今回の工事には関係ないものと考えております。

また、工事区間内にも一、二カ所、シチメンソウらしき生物が点在しているところがございますが、そこも工事施工の範囲外で掘削場所ではございませんので、影響はないと考えております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

第1回目の質問に対しましての御答弁ありがとうございました。

じゃ、2回目の質問をさせていただきます。

まず、介護保険の件ですけれども、第5期事業計画が3月中旬ごろにでき上がるということですが、この今回の保険料の値上げの根拠というとは、私はこの事業計画にのっとって保険料を決めるべきじゃないかと思っておりますけれども、ここら辺につきましての支部長であります市長はどのようにお考えでしょうか。

市長（金子健次君）

お答えいたします。

計画について、保険料の第5期を算定すべきじゃないかということでございます。

今回の算定に当たりまして、日ごろ脱退の問題含めて、梅崎議員から再三にわたって質問がっておりますけれども、それについてはCランクになるように努力してまいりたいというふうに言っていました。

今回のBランクの額については、大牟田市、みやま市、久留米市でも5千円台に乗っているようでございまして、その分については、脱退についていろんな形で会議の中で私は申し上げて、本部のほうでも申し上げてきましたけれども、そういう面では数字が上がってなかったと、これについては基金を20億円ぐらい投入したということが経過としてはあるわけでございます。

そういう面について、なるべく検討委員会も設置を今後していったって、前回議員であります古賀議長のほうからいろんな形で質問し、また意見を述べていただいておりますので、今後、検討してやっていこうということで、介護保険のあり方について見直しをしていくところでございます。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

今回の介護保険制度の改正では、国は地域包括ケアシステムの推進を掲げております。

広域連合では平成18年度の制度改正により各市町村に地域包括支援センターを目安として中学校区に1カ所設置すると、いわゆる地域の総合相談や高齢者虐待などの相談、地域ネットワークの構築、そして、各市町村で実施する介護予防事業、要支援1、2のケアプランの作成を実施すると、このようにありますけれども、今後の包括支援センターの運営はどのようになっているのかお尋ねいたします。

福祉課長（高田淳治君）

お答えいたします。

地域包括支援センターは、御承知のとおり地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことによりまして、地域住民の保険医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置をされております。

議員御指摘のように、平成24年4月の改正介護保険法施行に伴いまして、介護、予防、医療、生活支援、さらに住まいの一体的な提供を目的とした地域包括ケアシステムを構築することとなっております。このため、広域連合では平成18年4月から支部ごとに設置されているセンターを平成24年度と25年度の2カ年をかけて構成市町村に移行することとなっております。

なお、柳川・大木・広川支部では平成25年4月に、それぞれ市町に運営主体が移行するこ

とが決定をされているところでございます。この移行に伴いまして、本市の保健福祉部門などとの連携がより一層スムーズとなり、センターの機能強化と地域の実情に応じた介護予防事業等が展開できるようになるというふうに考えております。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

この平成24年、25年にかけての建設だそうですが、この支援センターの建設の規模といえますか、どのくらいの大きさで何人収容といえますか、そこら辺ある程度わかっておるのでしょうか、まだ全然わからんのでしょうか。

福祉課長（高田淳治君）

その件につきましては、今後十分に検討していきながら進めていきたいというふうに考えております。

23番（梅崎和弘君）

先ほどちょっと市長も話がありましたけれども、柳川・大木・広川支部の議員から、この広域連合化へのあり方についての質問があったと聞いておりますけれども、ここら辺につきまして、どうなっているのかお尋ねいたします。

福祉課長（高田淳治君）

それでは、お答えをいたします。

広域連合のあり方についての質問の後、どうなったかということでございますけれども、まず経過について若干御説明をさせていただきます。

昨年8月に柳川・大木・広川支部運営委員会の総意として、支部長である金子市長から本部の運営協議会において、構成団体の脱退を機に広域連合のスケールメリットが希薄化していると、そのために今後の広域連合のあり方について早急に議論をすべきではないかと提案されたところ、別途協議の場を設けるということになっておりました。しかしながら、その後5カ月を経過しても本部会議の議題に供されなかったために、本年1月26日に招集された連合議会において、本市議会の古賀議長より支部を代表されて一般質問がなされております。その結果、先月の2月21日に、まだ仮称の段階で正式な名称ではございませんけれども、福岡県介護保険広域連合のあり方検討会が立ち上げられております。この検討会では、これから10月まで毎月1回会議が開催され、協議を重ねていく予定であるとのことでございます。

なお、連合長の考えについてのお尋ねでございますけれども、連合長は、現状の問題点を分析した上で、広域連合の機能強化を図り、さらなる発展を目指すために議論を行うとされており、連合の解散を前提としたものではないというふうに伺っております。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

いわゆる連合会のあり方検討会ですが、連合長の考え方は、解散を含めての考え方

はないというふうでいいわけですね。

じゃ、次ですけれども、いわゆる広域連合議会での発言時間は質疑が10分、質問は15分間と聞いております。これだけの時間で十分に議案審議ができるかどうか、いわゆる市民の声を届けることができるかどうかと思いますけれども、こちら辺の支部長としての市長の気持ちをお聞かせ願いたいと思います。

市長（金子健次君）

広域連合では、去る1月26日に改正をされました平成24年度第1回広域連合議会から、答弁を除く質疑の時間を議案審議では1人10分、一般質問では1人15分と時間制限が設けられるようになったわけでございます。

議員の御質問は15分間の質問時間で十分に質疑ができるのかということで私に問われているというふうに思っております。

ただ、立場上は広域連合のことなどの議運の中で決定されていることでございますので、そのことについてはお答えできませんけれども、一般論としては、質問項目数や質問案件の内容にとっては10分、あるいは15分間の質疑でできる場合もございますし、時間が不足する場合もあるかというふうに思います。

ずっと3年間会議に出席をいたしまして、ただ同じ方が質疑をやって、また同じ方が一般質問をされるということで、時間はオール25分でありますけれども、答える側の時間を考えますと大体1人40分ぐらい、大体毎回同じ方が3名されますので、1時間20分という形になっておりますので、そういうことで、時間の形のことを決められたというふうに思っているところでございます。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

皆さん御存じのように、広域連合は最初72市町村が参加する、全国に例のない人口110万人として発足をしたわけでありまして。ところが現在は33市町村になっております。

広域連合は福岡県のどこに住もうと、だれでも同一水準の認定、給付、保険料で介護が平等に受けられると、こうしたことをメリット論として発足したわけですけれども、このメリット論ですね、最初10項目ほどあったと思いますけれども、このほとんどが完全に破綻しているんじゃないかと思っております。

このように、寄り合い自治体の広域連合では、住民の声や要求が届かないというのが最大の欠陥であると思えます。

先ほど市長は、発言するのは何名かの方たちと言われておりますけれども、いわゆるもう上で決まったことが、連合議会では何か知りませんが、しゃんしゃん大会で終わっているんじゃないかなと、私はこのように思うわけでありまして。

いわゆる市町村単独でいいのか、連合で行うのがいいのかと、やはり将来を見据えた議論

を行う必要があると、このように思いますけれども、もう一度市長のお考えをお願いいたします。

市長（金子健次君）

先ほどお答えいたしましたけれども、本部の運営議会の中の席上で脱退をしたいというふうな気持ちの部分も披瀝するというのは、ちょっと勇気の要ることでございましたけど、そういうことで最初の七十数団体から33団体に減少しているということで、ほとんど合併した市町村は脱退をしている。脱退というか、自動的に脱退になりますけれども、そういうことでスケールメリットがないじゃないかということのを改めて5期の保険料を算定する段階において考えるべきじゃないかということで、何とか委員会をつくってもらいたいということで申し上げました。しかしながら、5カ月間、何事も音さたなしで、こちらの支部といたしましては、古賀議員のほうからどうなっているのかということでお答えが出て、やっと立ち上がっていたということでございます。

ただ、連合長の考え方は、まだこれから充実していかなければならないということで、脱退を見据えて、解散を見据えてということではございません。

ただ、今回、今申し上げましたように、Bランクの分が四千八百何がしということで、今まで他の市と比較をいたしまして高かったわけでございますけど、その分が救いかなというふうに思っております。

目指すのはCランクを目指しておりましたけど、そこまでは到達できなかったということで、今後とも今の質問時間についてはありましたけれども、そのことは、そういうお話があったということで伝えていきたいというふうに思っています。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

田川市議会では、この脱退を決議しているというふうに聞いておりますけれども、これが出た場合、田川市として連合会のほうに自分たちで脱退するよというふうなことをした場合、それは全会一致になっておっですね。この全会一致は総務省の見解といたしますか、これはちょっと見直す必要があるんじゃないかということもちょっと聞いております。いわゆる自治権の侵害に当たるんじゃないかというふうなこともちょっと耳に挟んでおりますので、こちら辺はどういうふうに考えていいでしょうか。

市長（金子健次君）

脱退については、合併をして、その時点で脱退もできますけれども、もう1つは33団体の議会の議決を要するというので、非常にこのことが足かせになっているところです。田川市の分については、田川の市長とは特にお話しいたしました。田川市のほうも、そういう脱退したいという意向がありました。

そういう中で、田川と柳川市と、ほかに幾つかあるかと思っておりますけれども、そこら辺の話

も含めて、検討委員会に私も申し上げたいというふうに思っておりますけれども、今後、地方自治法が地方分権という形で、それぞれの自治体を尊重していくという形で、国の法律が改正すれば、それは可能になると思っておりますけれども、そういうことを含めて、私たちも上のほうには上げていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

じゃ、この件につきましては、やはり市民のために使い勝手のある介護保険であるように、今後の議論を行っていただきまして、この議論の経過を市民の皆さんに対してわかりやすく広報といえますか、説明をしていただきたいと、このように要望をしておきます。

それから、学校給食の件ですけれども、学校給食につきましては2つの大きな観点から考える必要があるんじゃないかと思っております。

その第1は、教育という観点であります。

給食は学校教育の一環として、児童・生徒の心身の健やかな成長のために実施されるものです。今回の方針では、専らセンター方式のメリットとして経費削減が強調されております。

このセンター方式のメリットの答弁がありましたけれども、いわゆる教育の一環としてこの学校給食を考えた場合、この学校給食のあり方についてどう思われますか、お尋ねいたします。

学校教育課長（高崎祐二君）

学校教育課のほうからお答えしたいと思います。

教育の一環としてというお尋ねでございますが、学校給食法は法の目的として従来の学校給食の普及、充実に加えまして、学校における食育の推進を新たに規定しております。給食は確かに食育の一翼を担っており、調理している現場を身近に体験できるという点では、自校調理方式が共同調理方式よりすぐれていると私たちも思っております。

しかしながら、小・中学校の食育という点につきましては、すべての学校で食に関する指導の各学年の目標や年間計画を作成し、各教科の指導や学級活動、学校行事等で行ってまいりまして、自校調理から共同調理場へ移行した場合でも、これまでの食育指導に大きな変化は発生しないというふうに考えておるところでございます。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

じゃ、次に進みます。

第2の観点は、地産地消の関連から見た場合ですけれども、この件につきましては、私はたびたび質問をしてきました。いわゆる自校方式は、できるだけ良質の食材といえますが、地元産の食材を使って安全でおいしい食事、いわゆる生産者の顔が見えると、こういうこと

で感謝の気持ちが生まれると、私はこのように思います。これこそが生きた教育じゃないかと、このように考えるわけでありますけれども、この地産地消から遠くなるということにつきましても、どのようにお考えでしょうか。

学校教育課長（高崎祐二君）

地産地消についての御質問になるかと思いますが、自校調理方式の長所といたしまして、一般的に地産地消が取り組みやすいという点は挙げられると思います。

しかしながら、柳川市の学校給食において、自校調理方式とセンター方式で柳川産食材の使用割合が異なっているということにはなっておりません。地産地消につきましても、柳川市全体で統一的に取り組むべき課題であるというふうに考えております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

センター方式では一度に大量の食事をつくるわけですが、この能率的につくるためには、どうしても冷凍食品とか添加物の多い輸入食材が多く使われるんじゃないかなという、このような心配がありますけれども、こちら辺についてはどうでしょうか。

学校教育課長（高崎祐二君）

食材につきましても、センター方式が冷凍食品や添加物の多い輸入食材が多く使われることになるというふうに今梅崎議員言われましたが、現在実施している柳川市の学校給食で、食材は基本的に自校方式とセンター方式で異なることはありません。

また、学校給食では自校調理方式でもセンター方式でも合成着色料や化学調味料などは一切使用をしております。イリコやカツオ、昆布でだしをとることから始めさせていただいております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

どうもありがとうございました。

予算書を見れば学校給食集約化事業と、このような事業として柳河小学校、昭一校への給食配送車購入代、配せん室の整備費が組み込まれております。いわゆるこの予算が通れば、自校方式からセンター方式へと移行することが議会では認定されたものとして取り扱われるのかどうか、お尋ねいたします。

学校教育課長（高崎祐二君）

昨年の全員協議会に、この学校給食の方針ということで議員の皆様全員にお話をさせていただいたところであります。今回、来年度の当初予算に当たりまして、今回予算という形で上げさせていただいておりますので、その予算には昭代第一小学校、柳河小学校、それから大和中学校を柳川センターへという、そういう流れの部分の予算としてお出しをしております。

それで、この予算の趣旨からいたしますと、その3校についての方針をいただけるのかなというふうに理解をしております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

ということは、このように上のほうで決めてしまって、それから説明会を行い、予算も通れば、もう自校方式からセンター方式へ行きますよということだと思っておりますけれども、今保護者への説明会ですね、前回も白谷議員のほうからいろいろあっておりましたけれども、いわゆる保護者への説明会は実施するけれども、意見とか要望として取り扱う程度であるというふうに考えますけれども、そこら辺はどうでしょうか。

学校教育課長（高崎祐二君）

ことし1月のたしか11日から昭代第一小学校のPTA役員会を皮切りに、柳河小のPTAの役員会、それから大和給食共同調理場の運営委員会、それから市PTA連合会の役員会、あわせて、そちらから要望が出ました大和中学校のPTAの役員会、一応こちらに参加をさせていただきまして、いろんなうちのほうの方針なりを話をさせていただいております。いろんな質問とか回答というのは前回全員協議会でお知らせしたとおりであります。大きな流れといたしまして、今の時代しようがないのかなという言葉も聞いております。そういう流れの中で、今回予算を提案させていただいているというふうに思っております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

いわゆる、これはもう再検討するという考えは全くないというふうに考えていいのでしょうか。

これについて、市長どう思われますか。ひとつ市長の気持ちをお聞かせください。

市長（金子健次君）

今、学校教育課長のほうからお答えした内容の、そういう方向で進めさせていただきたいというふうに考えております。

23番（梅崎和弘君）

先ほど食育基本法の話が話しされましたけれども、平成17年7月15日にこの食育基本法が施行されております。「21世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにする」とあります。いわゆる子供たちの中には、アレルギーとか偏食の方、また肥満などの方がおられると思っておりますけれども、このような場合、個別的な対応はどうされますでしょうか、お尋ねいたします。

学校教育課長（高崎祐二君）

先ほど言われました肥満等に対する指導ということですが、今県の教育委員会のほうでも

栄養教諭という者の配置を進めております。その中で、特に言われておりますのが、栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいて、みずから判断し、食をコントロールしていく食の自己管理能力、それから、望ましい食習慣を子供たちに身につけさせることが必要であるというふうに言われております。

私どももこの栄養教諭、たしか3年前はお一人だったと思いますが、今現在3名という形で、先ほど言われましたような教育を進めさせていただいておるところでございます。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

学校給食につきましては、保護者の皆さん方の話をよく聞かれて、いわゆる教育の一環であると、また食育基本法の精神が生かされるような学校給食の運営をやってもらいたいというふうに要望をしておきます。

武道教育の件ですけれども、いわゆる柔道の事故で、27年間で110人の子供が命を落とすと、このように言われておりますけれども、さらに脳障害を初め何らかの後遺症を抱える事故が261件も起きていると。各学校におきまして、安全の確保性ですね、指導方法、これは指導をされる方はどのような研修を受けておられるのか、お尋ねいたします。

教育部長（高田 厚君）

この武道を取り入れますときに、やはり一番関心を持たれるのが安全性の問題だろうというふうに思っております。

それで、指導者の研修についてでございますが、本市の6中学校におきましては福岡県の教育委員会が主催いたします武道師範派遣事業、これを平成21年度から3年間、毎年2校ずつ実施をしております、各学校で保健体育科の教員と生徒と一緒に実際に武道の模範授業を実施してもらっているところでございます。

また、各学校の保健体育科の教員は、県教委が実施いたします専門研修に参加をしたり、あるいは柳川市の保健体育課の武道指導の研究発表会を見学したりして研修を積んできておるわけでございます。

また、心配される、例えば柔道とかそういったやつでの事故の問題でございますが、今回学習指導要領の改正におきまして、予定しております武道の学習につきましては、基本動作や基本となるわざを身につけて、相手を尊重して練習などができるようにすることを重視する運動ということでございまして、「礼に始まり礼に終わる」と言われるように、まず礼法、それから基本動作や型ですね、こういったものを中心にしてやるということでございまして、部活動のような試合形式でやるというものではございません。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

武道教育につきましては、事故のないような研修をしていただきたいと思います。

子ども医療費の件ですけれども、就学前までは県の助成措置があるわけです。通院、入院を中学校までにした場合、幾らぐらいの予算措置が必要なのかお尋ねいたします。

もう時間がございませんので、2点目も言いますけれども、いわゆるみやこ町は県下で初めて通院、入院を高校3年まで拡充しております。古賀市は18歳まで、入院に限定して来年度より実施されるそうですけれども、本市の場合、拡充するお考えはありますかどうか、お尋ねいたします。

健康づくり課長（高巢雄三君）

予算措置につきまして、医療費でありますので金額を出すのは非常に難しいところでありますけれども、国保の被保険者数の実績から社保の被保者数を勘案して算出してみましたところ、入院につきましては8,700千円程度、通院については79,000千円程度と推計されます。

なお、通院につきましては、医療証による現物給付で助成をいたしますと受診の頻度がふえ、医療費が上昇することが考えられます。

2点目の柳川市において今後拡充する考えがあるかどうかということでもありますけれども、平成23年度から小学校3年生までの入院について助成を始めたばかりでありますので、現行のまま継続させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

この子ども医療費につきましては、やはりもっと拡充されるような方向性でぜひ検討をしていただきたいという要望をお願いしまして、終わりたいと思います。

また、シチメンソウの件が残っておりますけれども、時間の都合上、また伊藤議員もおられますので、そちらのほうにお願いしたいと思います。

以上です。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、梅崎和弘議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時9分 休憩

午後1時 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、10番高田千壽輝議員の発言を許します。

10番（高田千壽輝君）（登壇）

皆さんこんにちは。10番高田です。議長のお許しを得ましたので、通告に従って質問いたします。

昨年の3月11日に発生した東日本大震災発生から約1年たとうとしていますが、震災の傷

跡は深く、被災者の皆様は大変御苦勞をなされています。福島におかれましては、原発の被害により避難された方はいまだ家に帰ることができず、放射能の除染に何十年、また100年以上かかるとも言われる状況であります。そんな中でも相変わらず国政では政局を争う言動だけが目立ち、本当に被災者のことを、国民のことを真剣に考えているのかという声が多くなっているように思われます。国、国民が一体となって一日も早い復興を望んでいます。また、ことしこそ何の災害もなく過ごせることを願っています。

では、質問に入りますが、私の質問に入る前に、午前中、緒方議員の質問に関して意見なりを申させていただきます。

先ほど、クラブ活動の創設に関して厳しい回答がなされておりました。これは私は経験を持って、私も体育を専門的に勉強してきております関係上、私の意見を申し述べたいと思います。

上級生から規律面や技術面で指導がなく、1年生から指導するのは大変難しいと言われておりますが、現在、小学生を指導している指導者は技術面だけではなく、規律面も十分指導しておりますので、その点は心配御無用だと思われます。

また、スポーツは必ずルールがあって成立するものであります。だから、こういう規律面とか、そういう大変だとかという言葉は当てはまらないと私は思っております。

また、既存の2つのクラブが練習時間が減少すると書いてありますけど、これは事実、例をもって私が説明します。

皆さんも御存じのとおり、福岡に東福岡高校という大変文武両道ですぐれた高校があります。そこは皆さん御存じのように、甲子園も出て、サッカー部は全国制覇も何度も行っております。そこは野球部もサッカー部も専用のグラウンドはありません。狭い、本当に市内の真ん中に学校があります。グラウンドは大変狭いです。その中でもお互い話し合って、練習の方法でそういう全国的にすごいレベルになっている高校が実際ありますので、その辺も心配御無用だと私は考えております。

それから、今、既存のスポーツクラブがあるから、既存のスポーツをしたほうがいいんじゃないかという回答もありましたが、実際、私は中学1年生から、今はこういう体型であり、柔道じゃないかとよく言われますけど、実際、私も中学1年生から剣道を始め、中学3年間、高校3年間、剣道をしまして、そのおかげで大学まで進学ができました。そのおかげで今の現在が、私がここに壇上に立って質問できることと思っております。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

子供たちが本当に好きなスポーツだからこそ、スポーツとか、こういう練習では大変厳しい面もあります、苦しい状況もあります、やめたいと思うことは私も何度もありました。でも、本当に好きだからやめないんです。本当に好きでない、今あるスポーツをしなさい、クラブに入りなさいと言われて、本当に3年間できるでしょうか。私はそれは疑問でなりませ

ん。だから、もう少しその辺は検討に値することとなっております。

また、この壇上でいろいろ私が意見を言っても大変でありますので、教育長、市長におかれましては、もっと前向きにこのくらいは検討していただくように、再度お願いいたします。

この件に関しては、答弁は要りません。

では、私の質問に入ります。

昨年の9月議会で質問してありました市営住宅の滞納問題で、その後、どのように対策されたのか、1年以上払っていない人から払ってもらえるようになったのか、お答えください。

本市の医療給付費は1人353,605円であります。県内60市町村で上から13番目となっており、大変国保運営上厳しい結果となっております。昨年、税率を改正しましたが、まだまだ健全な運営とは言えない状況であります。

次の質問ですが、私の校区の小学校も18クラスから現在は7クラスとなっております。市内19小学校でクラス数が少なくなっていると思われませんが、小学校の空き教室の状況とどのような活用をなされているのかお伺いいたします。

平成20年のリーマン・ショック、東日本大震災、ヨーロッパの金融市場の信用不安、特にギリシャの財政破綻、円高などの影響で、企業は海外に工場を移転して操業をすることが多くなり、国内の雇用は厳しい状況であります。

そこで質問ですが、市の関連施設、一部組合も含めての数と、そこに職員のOBが何人勤めてありますか、お答えください。

最近、高齢者のひとり暮らしの方が亡くなって空き家が多くなっているようですが、空き家の実態など調査されているのか、倒壊の危険がある家や倉庫など、どう持ち主に指導されているのか、お伺いいたします。

これで壇上からの質問は終わりますが、答弁次第では議席より再度質問いたしますので、議長におかれましてはお取り計らいをよろしくお願いいたします。

建設課長（中村敬二郎君）

ただいま市営住宅の家賃滞納の対策ということで聞かれておりますので、質問にお答えしたいと思います。

家賃滞納の対策として、柳川市収納対策委員会で検討いたしまして、督促状、催告状による家賃納付の指導、電話連絡による指導、それと訪問による指導を行ってまいったところでございます。

また、平成23年8月におきましては、柳川市営住宅使用料等滞納整理事務処理要綱を作成したところです。この要領に従いまして、呼び出し、訪問に応じないなど、連絡がとれない者に対しては、期間を区切った連絡要請書で滞納指導と明け渡しの請求の予告をして、滞納家賃の滞納指導を現在行っているところでございます。

また、1年以上の滞納者が現在44名ほどいらっしゃいますけれども、これらの納付指導に

よりまして、現在34名の方が納付をしていただいております。

以上です。

学校教育課長（高崎祐二君）

小学校の空き教室の状況について、学校教育課のほうからお答えしたいと思います。

先ほど議員言われましたように、近年の少子化による児童数の減少などから、校舎の建設当時からしますと、学級数が減少している学校があり、教室に余裕が出てきているところがあります。

一方で学習指導要領の変更などに伴いまして、建設当時にはなかった学習も生まれております。例えば、生活科室、パソコン室、図工室に変更したり、少人数による指導を行うために少人数教室として使用したり、それから、外国語ルームとして活用したりしているのが状況でございます。

そのほか教具室や資料室としての活用もなされており、利用頻度を抜きにすれば、いわゆる空き教室はない状況でございます。

しかしながら、利用方法の転用が可能な教室となりますと、各学校長と協議を行い、教育活動に支障のない範囲で可能になっていくものと考えております。

以上でございます。

人事秘書課長（樽見孝則君）

市の関連施設の数と職員OBは何人勤めているのかという御質問にお答えいたします。

現在、非常勤の嘱託職員などを雇用している施設は、公民館や図書館、小・中学校など一部事務組合を含めて46カ所でございます。

そして、職員OBは古文書館長、大和公民館長、三橋公民館長など7人が勤めております。

生活環境課長（江崎尚美君）

空き家対策についてということの中で、倒壊の危険性がある家屋などについて、持ち主にどのように指導してあるのかという御質問に対してお答えをいたします。

危険家屋等への取り組みにつきましては、昨年6月議会で近藤議員からも質問がございまして、回答が重なる部分もありますので、御了承をいただきたいと思います。

生活環境課では、所有者や近所の方などを問わず、危険家屋等に関する相談があった場合、職員が現地調査を行い、家屋及び土地の所有者、または管理者に対しまして、その対応をお願いしております。危険家屋等の相談件数は、昨年度が4件、今年度も4件っております。

しかしながら、解体費用がないなど経済的理由で対応してもらえないことが多く、対応してもらったのは昨年度が1件、今年度は対応をしてもらっておりません。個人所有財産であるため、直接手が出せないというところが大変難しい対応となっております。

さきの議会でも申し上げましたが、福岡県市長会を通じて、管理放棄された老朽危険家屋等に対する措置について制度の検討を行うよう、国、県へ要望を関係市とともにしている

ところでございます。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

9月議会の答弁によりますと、1年以上の滞納者が43名と答弁されておりましたが、先ほど課長が言われたのは44名ですね。1名ふえて、そのうちの34名が払ってもらえるようになったということで理解してよろしいでしょうか。

建設課長（中村敬二郎君）

議員のおっしゃるとおりでございます。

10番（高田千壽輝君）

また、9月議会で部長のほうから、過年度分ですね、今までの分、過年度分が今から払ってもらっているのも過年度分の徴収はちょっと無理だから、少し、もし1カ月10千円としたら、過年度分を2千円ぐらい上乘せして払ってもらおうようにしていただきたいというような回答がっておりますけど、その辺に関してはどうなっておりますか。

建設部長（野田 彰君）

今議員おっしゃいましたように、9月議会で一応現年度分を優先して徴収をいたしまして、過年度分については余裕のある範囲で納付をいただきたいということで申し上げておりました。実際、その徴収方法で現在もやっております。したがって、現年度分につきましては、過去よりパーセントが実際上がってきております。過年度分につきましては、現在のところ、ちょうど横ばい状態で、前年より実績はいいかと思っておりますけど、現年分を翌年度に繰り越さないということを基本に、現在、納付指導を行ってきております。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

これも9月議会で私質問しておりましたけど、保証人に連絡をしたことがありますかということで、したことはありませんという御答弁がございました。これ再度副市長にも言いましたけど、条例に3カ月以上の滞納があった場合は明け渡し請求もできるということになっております。今現在、この方たちの保証人に連絡されたことはあるか、ないかでいいですから、お答えください。

建設課長（中村敬二郎君）

保証人に連絡をされたかという質問でございますけれども、入居者が家賃を払うというのが原則だと考え、まず、入居者本人に直接滞納家賃の納付の指導を行っているところでございます。ですが、保証人にも連絡をしたケースはございます。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

なら、44名のうち34名が払っていただくようになった、残り10名の方の保証人には連絡さ

れたということで理解してよろしいですか。

建設課長（中村敬二郎君）

現在、保証人に連絡しているのは、残りの10名以外の方でございます。（「10名ぐらい」と呼ぶ者あり）はい。

10番（高田千壽輝君）

なら、現在も10名ぐらい払っていらっしやらない方がいらっしやいますね。その方の保証人さんには連絡はしていないということですか。

建設課長（中村敬二郎君）

議員のおっしゃるとおりでございます。

10番（高田千壽輝君）

私は払っていただいた方の保証人に連絡しないで、払っていただいていない方の10名の保証人に連絡するのが筋じゃないかと思えますけどですね。何かちょっとおかしいなと私思います。これは9月議会のとき、私の質問を聞いている人たちが、あきれたと言いましたよ。何で保証人に連絡せんとかって。普通、民間だったら、もう3カ月も家賃ば滞納したら、即保証人来るぜっち。そんだけ役所ちゃ甘いと言われてたですよ。こういう御意見が大分多かったです。だから、ぜひこの残りの10名の保証人さんにも連絡をしてください。どうですか、その辺は。

建設課長（中村敬二郎君）

保証人をとる場合に、保証人さんは入居者と同等以上というような収入のお願いをしております。その中で同等以上ということで、保証人さんももう生活に困窮されている場合もございますので、ケースによりまして対応していきたいと考えております。

10番（高田千壽輝君）

ちょっと苦しい言いわけしか聞こえないんですよ。だから、保証人さんがあって入居もできているんですよ。だから、まず、保証人さんに連絡したら、保証人さんは必ず本人に言いに行くわけなんですよ。おまえ、何で家賃払うとらんかって。保証人さんは家賃を払っているものと思っている人が多いと思いますよ。やっと連絡来て、おまえ、保証人、ああ家賃払うとらんとか。なら、保証人さんに家賃を払えじゃないんですよ。払ってくださいじゃなくて、保証人さんから入居している人に1回言ってもらうことが目的だと思うんですよ。おまえ、何で家賃払わんかち。だから、その保証人さんの生活状況がどうあれ、やっぱり連絡することが一番大切じゃないですか。その辺、再度またお聞きします。

建設部長（野田 彰君）

先ほど課長のほうから、昨年に滞納整理事務処理要綱というのを作成したということを行いました。その中に連帯保証人に対する納付協力依頼というのが第6条でございます。これを読んでみますと、「催告及び納付誓約書に基づく納付指導をしても納付の確約が得られな

い滞納者については、必要に応じて当該滞納者の連帯保証人に対して電話又は文書で納付履行の協力を依頼する」という条項があります。したがって、これに基づいて、先ほどの件につきましてはやっていきたいというふうに考えます。

10番（高田千壽輝君）

やっていきたいじゃなく、ぜひやってください、お願いします。お願いすることじゃないですけどね。

新聞の報道によりますと、明け渡し請求をしますというような報道がございました。この方たち、2件ですかね、2件か1件かちょっとよく覚えていません。この方たちはどういう状況であったか、そこまで、何で明け渡しまでいくのか、その状況についてちょっと詳しく答弁をお願いします。

建設部長（野田 彰君）

滞納者、1年以上納付していない方を住宅管理審議会に諮問いたしまして、その中から三十数名から納付計画、あるいは納付誓約を出していただいている方を除いて、数名になりました。その数名の中から一応個人の状況、家庭の事情とか、家族構成とか、そういうのを含めまして、今回は第1弾として、2名の方を審議会のほうから答申をいただいたと。ほかの数名の方についても、当然納付指導はしていきますが、第1弾やってみて、どういう反応があるのかも含めて、残りの方については第2弾で法的措置を含めて対応していきたいと、そのように考えております。

10番（高田千壽輝君）

私、ちょっと聞きたかとは、その明け渡しする、いろいろ状況があるといつて、本人さんがどういう、全然こっちが支払ってくださいとか、対応も何とかしないと、家賃をどれぐらいいためているとか、そういう状況をお聞きしたかったんですけど、その辺をお願いします。

建設部長（野田 彰君）

その2名の方については、こちらから何回も電話をしてもつながらない、また、訪問しても会ってもらえない、全くそういう誠意がないといえますか、そういう方が数名いらっしゃると。その中で今回はそのうちの2名をやると、答申をいただいたということでございます。（発言する者あり）滞納は百数十万円ですか。（「百数十万円、それ何カ月分」と呼ぶ者あり）1人の方が109月、1人の方が74月です。

10番（高田千壽輝君）

109月、約10年弱ですね。ちょっと対応が少し遅過ぎたんじゃないかなと私は思いますけどね。

この後、もし、明け渡しをした場合は、滞納額はどうなるんですか。不納欠損とかなるんですか、また、一応請求はされるけど、もう払わない人には勝たんと言っているのか、どうなるんですかね、その辺は。

建設課長（中村敬二郎君）

明け渡し請求後の対応ということかと思いますが、明け渡し請求後にまた家賃につきましては、近傍同種の家賃同等額ということで請求が上がります。それと、そうしても、また市の明け渡し請求に応じてもらえない場合、こういう場合につきましては、法的な措置も視野に入れて対応してまいります。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

法的措置と言うけど、いろいろ財産を押さえるとかが、いろいろありますけどですね。なるだけこういう、もう本当に10年弱ですね。なるだけ早い段階で対応をしていただいたら、こんなに10年弱もならなかったんじゃないかなと私は思われるんですよ。大変残念でなりません。

あともう1点お聞きしたいのは、私、ある人から聞いたですね。市営住宅に当たったと。すぐ入居できるかなと思ったら、今、出ていったから、あいたから入居できるち言いよなかったと。何か部屋を修理とかそういうのをしなきゃいけないから、3カ月ぐらい待ってくださいとか言われたとかということでお聞きして、大体そのときの修理とかする金額は大体幾らぐらいですか。また、そのお金は市が払うんですか、それとも、入居していた人に負担をかけるのかどうかお答えください。

建設課長（中村敬二郎君）

住宅の退去に伴う補修でございますけれども、入居者の原因にかかわりませ分につきましては入居者に負担をお願いしておりますけれども、老朽化に伴います補修につきましては、市の負担でやっているところがございます。金額につきましては、新築で数カ月しか入っていないとか、1年以内とかというやつにつきましては、もうほとんど修理の必要がございませんので、修理の費用がないケースも今までございました。しかし、通常考えられるところで大体数万円ぐらいから高額なものになると600千円、700千円とか、それ以上かかるケースもございますので、一概に幾らということとはちょっとこの場では申し上げられないと思います。

以上です。（「負担は。金額の負担は」と呼ぶ者あり）それはもうもちろん先ほども申し上げましたとおり、住宅の老朽化に伴う修理でございますので、それは全額市の負担でやっております。

10番（高田千壽輝君）

ちょっと確認ですけど、普通、私もアパートを借りて出てきたことありますけど、普通、出ていくときに、もうほとんど、そのとき私も10年ぐらい住んでいましたから、畳がえ、クロス張り、ふすまがえ、そういう金額を全部払ってくださいって言われたことがあったんですよ。この市営住宅もそれぐらいは自己負担しなきゃいけないんですか、それとも市が負

担するんですか。

建設課長（中村敬二郎君）

市営住宅の場合も、畳とか、あと障子とか、そういうやつにつきましては、現物で、退去される場合に入居者からやっていただいて、検査をして、検査で通った段階で引き渡しという段階になっております。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

大変、この問題は長年の課題でありますね。また、新しく市営住宅も建設されるということとで計画を打って、私は前回議会で市営住宅は建てんで、民間のアパートを活用したらいいかという意見も述べておりました。今でもその方向、私はそうしてほしいと今でも思っています。この辺はまた市長が再度いろいろ検討されるということでしたので、ここではもう答弁は要りませんが、私の考えだけは新たな建設はやめて、民間のアパートを活用してくださいと言うだけであります。

次の質問ですけど、小学校の空き教室の問題で、現実的には使ってあって、何日使ってあるかわからないけど、現実的には使って、空き教室はない状況でありますと言われておりますけど、年間1時間か2時間ぐらいしか使っていない教室もあるとお伺いしていました。そういうのもやっぱり空き教室じゃないんでしょうか。その辺、教育長どうでしょうか。

教育長（北川 満君）

いわゆる空き教室という表現と余裕教室という、そういった表現に今至っているわけですが、現在では余裕教室ということで目的を持って学校が使用している場合、先ほど課長申し上げましたように、英語の教室やら、いろいろとございます。そういった中で1時間でも2時間でもというお言葉がありましたが、その辺が余裕教室扱いになった場合にはきちっと余裕教室ということであきます。しかしながら、現状としては、ほとんどの学校が余裕教室としての目的で使っております。

以上でございます。

10番（高田千壽輝君）

ちょっと私も理解できないような状況でありますけど、私も今度、地元の小学校で学童保育をするということで空き教室を提供していただくようになりました。実際、現場も見に行ったら、実際、教具室ってなっておりました。「教具室っては何ですか」と言ったら、ざっくばらんに言ったら、物置になっているんですね。物置状態でした。ここを片づけて学童保育にしたらいんじゃないですかということで、校長先生のほうからその教室を提供いただいて大変感謝していますが、そういうような状況の学校が教具室と使って、物置というような状態で使っている教室がいっぱいあるんじゃないかなと私は推測されますけど、そういう実態は教育委員会のほうで調査されたことはあるんでしょうか。

学校教育課長（高崎祐二君）

実態ということになりますと、去年の5月1日現在で1度、空き教室といいますが、余剰教室の状態ということで調べさせていただいたことがあります。市内19小学校ありまして、最終の建設年のときの学級数、これが普通学級が215学級、特別支援学級が3学級ということで218学級ございました。それから、今現在、昨年5月1日現在になりますと、19校で普通教室が154学級、それから、特別支援学級が16学級ということで、合計いたしますと、170の学級になると思います。差し引き48学級が、先ほど言われる空き教室になるのではないかと状況になるかと思いますが、先ほど答弁いたしましたように、その建設当時、学習要領になかったいろんな教室をつくったという現状もございます。先ほど高田議員言われるような教具室という形での利用も実際上がっております。それで、利用頻度を確認して、ここが空き教室だというような調査自体は今のところやっておりません。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

やっぱりこれ空き教室は一回きちんと調査する必要があると思うんですよ。そうしないと、まだ今後学童保育を検討される学校はかなりありますよ。で、空き教室はあいていません。だから、新しく施設をつくりましょうという関係になるんですよ。実際、両開小学校もそうでした。本当言ったら、我々委員会で抜き打ちで調査も行きたいんですよ。でも、必ず向こうに、学校に通して来てくださいち、1回。そういうのがいっぱいあって、本当の調査になるかなと思うのもあるんですよ。使用実態がわかんないんですよ。何とか特別教室とかつくられても。だから、私はそれを言いたいんですよ。本当に年間どれぐらいのその教室をつくってあって、使用している頻度、そういう似たような教室で2つで1つのことをできるんじゃないかなということも私考えられるんですよ。同じ教室の広さです。だから同じ、今、学習指導要領が変わったから、特別授業があって、同じ特別授業も2つあったら、1つの教室を使えることもあるんでしょう。1個1個使う必要はないと思うんですよ。その辺でやっぱり使用頻度とか、そういう調査が必要じゃないかなと思いますけど、どうでしょうか。

学校教育課長（高崎祐二君）

先ほど高田議員言われますように、両開学童保育の設置の検討の際に申し上げたことがございますが、特に学校として1階部分、こちらの部分が教育活動を行う上では大変貴重な教室になっているという現状がございます。学童保育のほうも1階部分が使いたいという御要望があると思います。そこら辺で本当に1階部分の使いやすさとか、安全・安心の面から学校としてはやっぱり1階部分が使用したい。逆に学童保育であれば、やっぱり小さいお子さんを預かるから1階部分が欲しいという形になってきますと、やっぱりそこでの双方による十分な調整が必要かなというふうに思っております。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

これは私が本来、この空き教室の問題でこうやって提議しているのは、学校教育だけじゃなくて、地域に開かれた場所ですね。今、私が言っていますけど、大変高齢者の方たちのひとり暮らしが多くなっております。そういう方たちが家に引きこもるんじゃなくて、どこかに寄れる場所を提供してやって、出ていくことで健康になるんですよ。家に閉じこもっていたら病気になるんですよ。先ほど言いましたように、350千円の医療費がかかっているんですよ。これ350千円が1人、350千円から千円給付金下がってみてください。1億円黒字になるんですよ。ですね、福祉課長、そうですね。たしか千円ぐらいの医療費削減だったら、1億円ぐらいの赤字が解消されるんですね。だから、健康になって、病院にかからないような状況を高齢者の方たちにもしなきゃいけない。だから、地域に開放して、そこに寄れる場所。学校もこういう高齢者の方たちと触れ合うことによって、子供たちに優しさとか、そういうのが学べる状況が出てくると思うんですよ。だから、私はぜひ地域に開放して、高齢者の方たちが寄れる場所を提供していただきたいと思って、この質問を、本来はこの質問なんですよ。その辺は大変学校教育課としても答弁には苦しいかと思しますので、市長、その辺はどうでしょうか。

市長（金子健次君）

学校施設、特に空き教室、また、体育館の開放等について、そういうことについて、私は賛成の立場でございます。先般、矢加部小学校の触れ合い広場に出席をさせてもらいまして、そのときに障害を持つ子供が、全盲の子供ですけれども、参加をしておりました。ほかの子供たちと触れ合う姿を目にして、また、地域のおじいちゃん、おばあちゃんたちも一緒になって、もちをひねったり、丸めたりと、そういうことについて非常に地域の中に交流を深めていくということは大事なことでもあるし、教育委員会の問題、管理ありますけれども、極力そういう開放施設に向かったほうがいいんじゃないかという考え方は私の持論でございます。特に中島小学校については、アンビシャス広場等も地域の方のそういう形で展開していただいておりますし、これからはなるべく私自身も学童保育施設についても、そういうところの空き教室を十分利用したほうがいいんじゃないかという考え方を持っています。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

これは、私はこの問題提起する前に、我々常任委員会で11月に東京都の武蔵野市の大野田小学校というところを視察しました。大変すばらしい施設でした。その中に学校内の校舎の中に学童保育もある、学童広場、これ学童広場というのは、学童保育にかかわらず、放課後自由にそこで遊んでいいという空間です。地域の高齢者の方たちも寄れる場所。かなり地域に開放してありました。すばらしくてですね。もちろん身障者の方たちも寄れるために、エレベーター、身障者トイレも設置してあって、よくこの問題を私は委員会をよく言うのです

ね。教育部、福祉部、この壁ですぐなかなか難しいですもんねとか言われるんですよね。だから、もうこれだけ我々少子・高齢化になっているこの柳川市で、もう縦割り行政を取っ払って、この壁を壊して、福祉も教育も一緒になって考える時期に来ているんじゃないかなと私は思っているんですよ。その辺に対して、市長もう一回お願いします。

市長（金子健次君）

より市民のために、また、子供たちのためにということについては、できる限りそういう方向性は持っていいというふうに私も思っております。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

またもとに戻りますけど、だから実際的にどれだけの教室を使用してあるか、そういうのを調査していただいて、地域に開放できる教室があったら、ちょっと学校にも無理をして、相談もして、やっぱり地域に開放して、高齢者の方たちが寄れる場所を提供していくのが必要だと思っております。

このことで我々柳川市の医療費が、医療給付金、通院よりも入院費のほうが多いんですよ、実際。ということは、悪くなって病院に行く数、だから、入院しなきゃいけないと、ですね。通院自体で簡単に治療できたら、入院までいかななくてもいいのに、我慢するか、そういう情報がない。そういう高齢者の方たちがみんな寄って、話しながら、「ああ、このごろこのちょっと調子の悪かもんな」とか言われて、「いや、それは早う病院さへ行かんの」という状況になって、入院までいかななくて助かるケースが出てくるかもしれないんですよ。話し合うことによって。意見交換をしながらですね。医療費も給付金も抑えられて大変いいことだなと思っておりますので、ぜひ本当に前向きな検討をお願いしまして、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、さっきも言いました、大変管理ができなくなった家とかもいっぱいあります。実際、私の家の近くにも、管理者ですね、持ち主がいないち、親戚関係もないち、近くにいらっしやらない、その親戚とかがいたら、その人にも相談できるけどな、だれもないち。実際、かわらも落ちているような、町なかですよ。道路ぎわです。そういう家屋があります。近所の方たちが大変。そこは通学路ともなっております。もし、通学中にかわらが落ちて子供に当たるようなことがあったら大変ですけど、その辺はどのような対処ができるんですか。何か方法はあるか、ちょっと教えていただきたいんですけど。

生活環境課長（江崎尚美君）

持ち主のなくなった家屋、例えば、ひとり暮らしの方がお亡くなりになって管理ができないような住宅という例が見受けられるかと思いますが、そのような場合、職員が地区の区長さんに相談をしたり、できる限り所有者や管理者等調べて連絡をしておりますけれども、通知を出しても返事がない場合や、返事があっても、また、相続人が決まっていななども

ありまして、実際すぐに対応できないこともあります。そのようなケースでも非常に難しいんですけれども、その後の経過を区長さんなり相談者なりと話し合いながら対応をしているという状態です。

適当な回答じゃないかと思いますが、済みません、そういう状況です。

10番（高田千壽輝君）

何か区長さんという、そういう区長さんから相談を受けているんですよね、実際。そういう区長さんができないから相談を受けて、どうにかならんかと言われてるんですよ。だから、本当何か、ああ回答は回答じゃないなというような感じもあっております。

本当、地域の区長さんたちに、まず苦情が区長さんに行くんですよ。だから、区長さんもいろいろ動いていらっしゃるんですよ。どうもならんから相談に来てあるんですよ、役所とかにですね。その辺をもうちょっと謙虚に受けたいと思います。

また、一番心配してあるのが台風時期なんですよ、近所の方たちは。物が飛んできたらどうするか。実際、そういうことがあっております。実際、私ももう何年か、これも1回、何年か前に同じ質問をしていると思うんですよ。この空き家のことに関しては。なかなか、先ほど言われました。個人の所有物ですよ。だから、その中に入って勝手にこっちがいじくるわけにもいかない。不法侵入になりますよと言われて。実際、一番、これはもう安心・安全面でも一緒ですけど、知ってあるとは思いますが、大和町の中島の栄のほうに元ホテルがありました。そこがもう営業やめてあります。実際、簡単に出入りできるんですよ、ロープが張ってあるだけで。現在、玄関、自動扉のガラス窓も割って、中学生が出入りしているんですよ。たばこ吸ったり、何かいっぱいしています。我々も安心・安全として見回りますよ。外からおらぶだけしかできないんですよ。そこ私有地です、民有地です。だから、そこに我々が入って、子供が、中学生あたりが悪さしよらんかというて見に行ったら、不法侵入でやられます。だから、指導できないんですよ。だから、警察官あたりに行ってもらわないとだめなんですよ。そういう問題もいっぱいあるんですよ。そこも安全安心課のほうも私も何遍でも言うて、その持ち主のほうにちゃんと相談してくださいと言っても、持ち主が市外の方で、こちらから指導しても全然何もしていただけないということですね。今もかなりの中学生が出入りしております、実際。近所の人たちも大変心配して、もし、たばこなどを吸って火事でも起きたらどうするかということで、もうホテルだったので、寝具もしっかりあるんですよ。そのまんま。何も撤去していないんですよ、備品関係も。電気は切ってあるから真っ暗ですけど、火とかがついたら本当に燃えますので、大変近所の方も心配してあります。

それも、この空き家も同じ感覚なんですよ。そうやって、もし出入りが自由にできたら、空き家も簡単にみんなが入ってきて、どうなるかわからない。そういうのも実際、火事とかそういうばや騒ぎがあっていることも実際ありますので、その辺もう少し市としては本当に、

いや、個人の持ち物だから、所有物だから何もできませんと言うんじゃないくて、どうかもう少し前向きの何か答弁できませんか、どうですか。

生活環境課長（江崎尚美君）

まず、台風の件でございますけれども、台風のときの被害はどうするかということからまず回答をさせていただきます。

建築物の維持保全に関しましては、建築基準法には建築物の所有者、管理者、または占有者はその建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するよう努めなければならないと定めてあります。台風襲来時などに予想される程度の強風に対して、屋根に補強を施すなど十分な備えを施さなかった場合には、予期できる危険に対して十分な防止措置をとらなかったとして損害賠償義務を負うことがあるようでございます。行政といたしましては、先ほど申しましたけれども、物件が私有物件であることで対応にも限界があるところでございます。したがって、老朽危険家屋等の所有者や管理者などへの橋渡しをしたり、相談があった場合、法律相談などを紹介することで対応しております。

次に、具体的な対応ということでございますけれども、これも6月議会で近藤議員のときに御答弁しましたけれども、行政によっては補助金を出したりしておるところでございます。近隣には大牟田市が450千円ということを限度でやっておりますが、今度の件についても聞き取ったところ、なかなかその物件に当たるといふ決め手が非常に難しいということで、決める方法もまた再度検討中であるということでございます。

今申し上げましたように、そういう近隣を、なかなかそういう事例はございませんけれども、そういうあるところの研究はしておるところでございます。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

管理者がいたら請求できるということですよ、台風で災害出てきたら。いなかった場合は、そんなら泣き寝入りですか、はっきり言って。どうですか。

市長（金子健次君）

法律的な財産に対して手を加えていくというのは非常に難しい問題あると思います。しかしながら、全国的にはこういうケースはかなりあると思います。当面、そういう個人の家屋とか、非行化する不純行為とかということも考えられますし、そういう出入りするところのホテルとか家屋がどのくらいあるのかという家屋の調査と、あわせて今にも倒れそうな、倒壊しそうな、台風が来たら絶対つぶれるとか、かわらが散乱するとか、そういう調査を当面して、あわせて並行して全国的にそういうやつをどういふふうに対応するかということ、恐らくあると思いますので、それとあわせてまた専門的な法律的にも見解をとるため、弁護士等も訪ねてみたいというふう考えています。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

もうあと半年もせんうちに台風シーズンが来ると思うんですよね。やっとなけなしの金で家を建てた。うわあ、そしたら、かわらの飛んでくうでしよるけんち、どげんかされんかんちいう、本当に切実な願いで区長さんとかに相談してあるんですよね。だから、なるだけ早急に調査していただいて、この問題が解決というか、いい方向に向かえるようによろしくお願いいたします。

では、私の質問はこれで終わります。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、高田千壽輝議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1 時 51 分 休憩

午後 2 時 1 分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、4 番白谷義隆議員の発言を許します。

4 番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんこんにちは。4 番白谷でございます。それでは、学校給食における調理方式の変更についてお尋ねをいたします。このことについては、さきの12月議会でも取り上げましたが、再度お尋ねをいたします。

市では現在、旧柳川市内の小学校で行っている自校調理方式の学校給食を平成25年度から順次廃止し、学校給食センターに集約するとともに、学校給食の民営化を進めるとしてあります。

そうした中、市は12月議会において、自校調理方式からセンター方式へ変更する学校、そして、民営化の対象となる学校の保護者に対し、直営と民営の違い、あるいは自校調理方式とセンター方式のメリット、デメリット等を説明しながら、自校調理方式の廃止及び民営化への理解を求めるとしていましたが、その後の経緯について教えてください。

なお、再質問及びその他の質問については自席より行いますので、よろしく願いをいたします。

学校教育課長（高崎祐二君）

学校教育課のほうからお答えしたいと思います。

まず、学校給食の今後の方針について、平成24年1月11日に昭代第一小学校PTA役員会に、それから、1月18日に柳河小学校PTA役員会及び大和学校給食共同調理場運営委員会に、1月26日には柳川市PTA連合会役員会に説明を行いました。その結果、大和中学校のPTAのほうから3月1日の大和中学校PTA役員会で説明をしてほしいとの要望がありま

したので、説明に伺わせていただいております。

説明に際しましては、今後の方針として、現状及び調理体制再編の理由、それと、今後の具体的方策について、議員の皆様にも委員会で御報告申し上げたような資料を使いまして説明をし、御理解と御協力をお願いしたところであります。

メリット、デメリットにつきましては、決して自校調理方式を否定しているのではなく、調理現場を身近に感じられるというような自校調理方式のよい点、それは認めつつ、共同調理場への集約化は総合的に判断してやむを得ない判断であることを説明いたしております。

直営と民営の違いにつきましては、調理部門の民間委託について、調理や配缶、それから、食器洗浄などを民間業者に委託するというところで説明をさせていただいております。

以上でございます。

4番（白谷義隆君）

はい、ありがとうございます。今の説明によりますと、PTAの役員会に説明されたのが昭代第一、それと柳河小学校、それと大和中学校のPTAですか、それと市の連合のPTAのようですが、今後そのほか保護者等への直接の説明も含めて、今後ほかには説明は予定されていないのでしょうか。

学校教育課長（高崎祐二君）

先ほど白谷議員言われますように、平成25年度から大きく変更になる学校のPTA役員会には御説明をさせていただきました。PTAにつきましても、間もなく役員等の改選が行われ、平成24年度には新たな役員体制になるものと思われまます。そういったことから、今後どうしていくかにつきましては、市PTA連合会会長なり役員会等に相談をしながら対応をしたいというふうに考えております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

市のPTA連合会の役員と協議をしながらということですけどね、実はそのほかにも大和の学校給食共同調理場の運営委員会にも実は説明されとるんですね。それと、今、今後相談をしたいと言われている柳川のPTA連合ですね。大和の学校給食の運営委員会についても、果たして保護者の代表であるかというのは私は疑問だと思っているんですね。もともと保護者は確かに運営委員会の委員にはなっておられますけど、1名ですかね、代表者は。ですね。そのところも。それと、さっきPTA連合と話をされると。それも私は筋違いだろうと。私が12月議会でも要望いたしましたけど、やはりこの問題は非常に子供の給食ですからね、子供の食事のことですからね、父兄の皆さんはやはりかなり興味というか、心配をされていると思うんですよ。ですから、PTA連合に相談をされてという意味がよくわかりませんがね。私はこれは市教育委員会がそういうふう to 実施するわけですから、やっぱり教育委員会が保護者の理解を求める、それが基本だろうし、私もそういうふう to 12月議会では言ったは

ずなんですね。ですから、それをPTAの役員がかわられるから、今後について連合会の役員と話をしたい。なら、PTAの連合会もですけどね、PTAはPTAの連合会で話が済むのかというと、私は違うと思うんですよ。やはり一番は直接やっぱり保護者の方に説明をする、そして、理解を求めていくのが基本だろうと。基本はそうだろうと思うんですよ。ただ、必ずしも全部の保護者に集まっていたとくというのなかなか物理的に無理であれば、やはり各校区のPTAの役員なり、もう少し枠を広げてでも市のほうが私は積極的に説明をして理解を求めていくべきだと思うんですけどね。そのことはどうでしょうか。

学校教育課長（高崎祐二君）

まず、1点目の大和学校給食共同調理場の運営委員会の説明が保護者への説明になったかという御質問でございますが、一応こちらの運営委員会につきましては、共同調理場のエリアにあります小・中学校の保護者代表、それと、校長で14名で構成がなされております。調理場の運営について審議する委員会でありますので、また、保護者代表が入っておりますので、最初の取りかかりとしては運営委員会が適当だと判断をさせていただいたところです。

それで、臨時に運営委員会を開催してもらって、その席上に大和中学校のPTAの会長もお見えになられておりました。その際に、今後、また、説明をしてほしいという要望があったら、できますかということでございましたので、それはお伺いさせていただきます。それで、実現いたしましたのが3月1日の大和中のPTA役員会という状況になっております。

あと、市のPTA連合会で一応御説明をさせていただいた後に、その役員会のほうから今まで説明に行ったQ&Aみたいなものも掲載した説明チラシをつくってくれないかという御要望がありました。それを受けまして、2月3日に各小・中学校のほうにそのチラシを作成いたしましたしてPTAのほうの説明あたりにも使ってほしいということでつくらせていただきました。

そういうことから、一応各PTAのほうから要望があれば、ぜひにお伺いしますという形で回答をさせていただいたところであります。

以上です。

4番（白谷義隆君）

今の答弁で2点ほどちょっとお尋ねを再度したいんですけどね。

先ほど運営委員会に話したのは、取りかかりとして話をしたんだという説明でしたね。取りかかりで説明されたのであれば、大和中学校のPTAの役員会には要望があったから話された。そしたら、大和調理場運営委員会の構成であるほかの小学校ですね、取りかかりですからね、あくまで。そしたら、ほかの小学校については今後どういうふうに予定をされているのか。

それと、もう1点、PTA連合会のほうに説明会の際の資料とQ&Aを配ったと。それを説明として利用していただきたいということでしたよね。それもですね、私もその当時配

られた資料を見ているんですけど、もちろんこれは説明会に参加された保護者の方からの意見もそうでしたけど、その中には、説明の中でもそういうふうであったと話聞いておりますけど、あくまで資料も含めて、市の方針と立場だけを書かれているやつじゃないですか。そのほかのことについてはあんまり触られていない。それで、保護者の方はそれだけでは市の言い分だけですからね、資料に書かれているのが。Q & Aも、正直申し上げて、余り大したというかな、それは父兄の方は心配されていることはあるんでしょうけどね、恐らく父兄の方はまだほかにも詳しく知りたいし、市としてもやはり理解を求めるためには、市が持っている情報を出さないと、自分の都合のいい分だけペーパーにして、そして、はい、これですよと出されても、私は違うと思うんですよ。やはりそこは市のほうが理解を求めるためには積極的にいろんな機会を設定しながら、あるいは利用しながら、市のほうが積極的に私はもう少し説明なりすべきだと私思うんですけどね。ちょっと答えて、再度。

学校教育課長（高崎祐二君）

まず、大和の運営委員会につきましては、先ほど申しましたように、取りかかりということとで御説明をしております。そこには各学校長、それから、PTAの代表の方がいらっしゃいますので、そちらのほうから御要望があれば行きたい旨をお伝えしておるところです。

それから、ほかのPTAへの説明という形になりますが、物すごく印象に残っておりますのが、市のPTA連合会の役員会にお伺いさせていただいた折に、今自分が聞いても、また代が変わりがしてくると。今聞いても、「はい」とも「いいえ」ともなかなか言いづらいということを言われました。それで、先ほど来申し上げておりますように、今度PTAの役員につきましても代が変わりといえますか、そういう形になってきますので、1回目御答弁させていただきましたように、市のPTA連合会の会長とか、そういう方々に一応意見を求めながら、次を進めたいというふうに考えたところでございます。

以上です。

4番（白谷義隆君）

それで、意見を聞きながら進めたい、それはいいんですけどね。市としての方針はどうなんでしょうか。あくまでそのPTAの連合会の会長さんに話を聞いて、もう会長さんが、いや、もう私たちじゃわかりませんと、将来というか、昭代第一と柳河小学校については25年からですけど、市のPTA連合で会長さんは、旧柳川市、あるいは大和も三橋もですけど、民営化に移っていくのは先のことだから、ちょっと会長さんが、私としては何とも判断がつかせんとと言われるかもしれんじゃないですか。そういう声があったら、事実あるわけでしょう。ですから、その中で市の方針はやっぱり出すべきだろうと。会長さんと話し合いをして、私はそうじゃないだろうと思う。市の方針としてどうですかと言われれば、市の方針として、まして代が変わりがするとか言われるなら、やはりいろんな機会をとらえながら、例えば、昭代第一も柳河小学校でも変わりませんが、25年度からですからね。そうすると、

今のPTAの役員の方とかは、もう大体引かれていくんですね。そうすると、そういうことがあれば、私はなおさらのこと保護者の方に直接説明をしていく、そういうことも私は必要だろうと思うんですよ。

それと、1点、大和町の分の取りかかりということでしたけど、あとの小学校をどうするかという回答がちょっともらえなかったようですけど。

学校教育課長（高崎祐二君）

大和の運営委員会で、先ほど申しましたように、学校長含めてPTAの代表の方がおいでになっておられました。そこで、私どもの説明が御入り用なときはぜひ呼んでくださいという旨を申し上げておりますので、まだ、その部分が来ていないという状況でございます。

4番（白谷義隆君）

PTA連合会の会長さんに説明するということでしたけど、私は積極的に市のほうの方針としてどうなのか、連合会の会長さんに相談するじゃなくて、市としての方針はどうなのかということをお尋ねしました。

教育部長（高田 厚君）

今議論になっております単独調理方式、それから共同調理場方式、それに直営方式か、民営化でいくのか、これにつきましては、それぞれにメリット、デメリットありまして、一概にどちらがよいとかとはなかなか言いがたいところがあるかと思えます。ですから、それぞれのメリット、デメリットを理解しながら、市としてどの方式を選択していくのかということだろうと思えます。

それで、私どもといたしましては、現在の柳川市の行財政の状況、そういったものを踏まえまして、将来展望として考えた場合、共同調理場方式に統一をして、そして最終的には民営化を図るという方策が市としての進むべき方向性だというふうに考えておるわけでございます。

それで、このことにつきましては、もう議員さん方も十分御承知のとおりと思えます。ですから、今、白谷議員御指摘の変更に対する保護者の十分な理解のもとに移行すべきではないかということだと思いますので、この件につきましては今までPTAの役員会等に説明をしまいいりましたけれども、隅々まで十分その御理解をいただいているかということ、言えない部分もあるかもしれません。それで、これで終わりということではなくて、やはり保護者等関係者の方々の理解を得て、スムーズにこの移行ができるように、これからも必要に応じて我々としては役員会等出向きまして、理解を求めていく努力を重ねていきたいというふうに考えております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

部長が答弁、そうだろうと。ただ、その中でいかに積極的に出て説明をするかなんですよ。

ですから、さっき課長の説明で運営委員会に各学校から1名ずつ代表者が参加されとるから、何かあったら呼んでくださいねと、そういうことじゃなくて、やはりもう少し広く呼びかける。例えば、大和町にしても全体のPTAの役員会かなんか知りませんが、そういった場合もあるじゃないですか。あるだろうと思うんですね。そういったところに、もう一度下までおろす。各小学校の代表者の方に話しましたから、何かあったら言うてくださいね、それではその代表者の方も大変だと思いますよ。ですから、やはり下までまだおろす。旧柳川でも、やはりそういった組織あると思うんですよ。ですから、待つじゃなくて、何かあったら言うてくださいじゃなくて、やはり積極的にこの問題は大事なことですからね。かなり私も保護者の方は心配されていると。特に昭代とか柳河小学校では、かなり心配されているという話も聞くんですよ。そうすると、ほかの小学校でも将来なるわけですから、旧柳川市でも今は自校方式でも、もう方針が出とるわけですから。センター方式に変わることも出とるわけですから。やはりそういうことも話して、昭代第一、柳河小学校以外の方にも同じような状況を説明しながら納得をしていただいてせんなら、後から、前回は言いましたけど、後からはできないわけですからね。そこら辺はもう少し積極的に市のほうから出て行って、そして、与えるべき情報は全部与えながら理解を求めていくということが、私、前回も言いましたけど、当たり前なことなんですけど。そのことについて再度お答えをお願いします。教育長、よかったですら教育長お願いします。

教育長（北川 満君）

ただいま議員のほうからいただきました御質問ですが、まず、1つは、市の方針を確実に明確にしていくと。その上で次に、平成25年度の当該校のみならず、いわゆる保護者理解をしっかりと求めていくために、御質疑のように、ブロックを活用していくと。東西南北で6校、6校、7校組織してございますので、そういった中でのPTAの三役なり、代表の方との打ち合わせ等をしていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

4番（白谷義隆君）

ぜひ理解を求めると、そして、やはりできるだけ保護者の方に直接話をするような機会も設けていただきながら、当然、要望があれば保護者の方には行くち言っているわけですからね、そうしたところで直接保護者の方の理解を求め、そういった努力もしていただきたいと思います。このことについては強く要望しておきます。

それでは、これで学校給食のことについては終わりたいと思います。

次に、水路の不法埋め立てについてお尋ねをいたします。

柳川市の水の憲法である柳川市掘割を守り育てる条例の前文には次のように書かれています。

私たちが住む柳川市は総延長およそ930キロにも及ぶ大小の掘割が網の目のように張りめ

ぐらされ、独特な水郷風景を形成しております。この掘割は現代に残された貴重な歴史的文化遺産であり、掘割は農業用水や防火用水等に利用され、生産や市民生活に直接かかわる重要な役割を担っている。そして、こう続けています。言うまでもなく、私たちは恵み豊かな水環境を享受する権利を有すると同時に、こうしたかけがえのない水環境を維持し、発展させ、将来の世代に継承していく責務と使命を有すると書いてあります。

ただ、しかし、現在、このかけがえのない貴重な市民の財産である水路が不法にも埋め立て、占有されている事案が見受けられるとも聞き及んでおります。

そこでお尋ねをいたしますが、市ではこうした事案を把握されているのか。されているとしたら、市内に何カ所ぐらいあるのか。また、それらの事案に対し、どのように対応されていますか、あるいはどう対応される予定か教えてください。

水路課長（安藤和彦君）

では、御質問にお答えいたします。

議員御存じのように、柳川市には延長にして約930キロもの水路がございます。また、面積にいたしますと、市の行政区域面積の10%を超えとも言われております。このように膨大な延長及び面積の水路の埋め立ての状況を完全に把握するのは非常に難しいものがございます。これに加えて、まだ市全域の国土調査が完了していないということも、完全に水路敷を把握することを難しくしている一因であると考えております。

現在、水路の不法埋め立てにつきましては、市民や行政区、用排水路管理委員会等、地域からの情報提供や国土調査の結果によって判明する場合がございます。市といたしましても、水路パトロール等を行っているところでございますが、体制等の問題で定期的な実施には至っていないというのが現状でございます。そういうことから、市内に不法に埋め立てられている水路があるということは認識しておりますが、何カ所あるかまでは完全に把握し切れません。

さて、水路の不法埋め立てに対する市の対応でございますが、今、現在進行形で水路が埋め立てられているという通報等があった場合には、埋め立てている者と直接会って、直ちに水路を埋め立てることをやめるよう指導を行っております。その後、水路の復旧について、本人、行政区、用排水路管理委員会等の関係者と協議をし対応をいたしております。

また、既に水路が埋め立てられて、長年を経過しているような箇所につきましては、公図、字図でございますけれども、公図による調査や地域への聞き取り等を行い、明らかに水路が埋まっていると思われた場合には、水路を埋め立てた者にそのことを通知し、官民境界を明確にした上で、その部分が水路敷であることを認識してもらっております。その後、本人、行政区、用排水路管理委員会等の関係者と話し合いを行い、水路の復旧と水路の機能に支障が出ないような対応をしております。また、これからもそのような対応をしていきたいというふうに考えております。

今後も地域からの不法埋め立ての情報提供や国土調査の結果等を活用して、適切な水路管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

今の答弁の中で、ちょっと私理解ができなかったんですけどね。現在進行形の分については原形復旧をさせるということでしたけどね。それは当然のことで理解はできるんですが、埋められて長年たっていた分については、公図で確認をしながら、官民境界を出しながら、水路に必要な部分だけを残して、あとは払い下げなり使用願で対応するというこのようでしたけど、そういうことですかね。

水路課長（安藤和彦君）

先ほど申しましたように、長年を経過して、徐々に水路が埋め立てられている部分もあるかと思います。また、そこに住まれている方とか、所有権者の方が、水路が埋め立てられているということを認識しないまま、そういう土地を使用されている場合があるかと思っています。その原因については、やはり国土調査とか、そういうものがあるかと思っていますけれども、そのような場合におきましては、まず、字図、そういうものとか、近所への聞き取り等で、その部分が旧来水路であったことを確認した上で、本人のほうにそのことを通知して、今後の扱いについて話し合いをしていきたいというふうに思っています。もちろん水路管理者としては、やはり原形復旧というのが原則だと思っておりますけれども、もうそこに住まれて生活を営まれているという場合におきましては、やはりある一定そこでの生活の継続について配慮すべきところがあるかと思っています。そういうものも含めて、行政区、本人さんも含めてでしょうけれども、行政区、用排水路管理委員会、そういう地元関係者と協議をした上で、そういう関係者の了解と水路の機能上支障がないということを前提に、生活に必要な最低限の面積は確保して、そのあとについてはやっぱり水路の回復等図っていかねばならないというふうに考えております。

4番（白谷義隆君）

長年というのは、本人も含め、周りも気がつかないで、結果として不法埋め立てになっていたと。ただ、そこを本人も周りも知らなくて、普通の生活が、家屋なり何か建って、そういう場合だと理解をしていいんですかね。

水路課長（安藤和彦君）

はい、議員言われるようなことだというふうに思っています。長年時間を経過して、そういうことに至ったという場合については、そういうことで考えていきたいと思っております。

4番（白谷義隆君）

確かにそういう場合は、課長言われるように、やむを得ないというような場合も理解はいたします。ただ、逆に本人も周りも知っている場合があるんですね。現在進行形というか、

現に事例として、市も実際は把握をしていると。市も把握をしながら、やはり何年も放置されたままに放置されて、その間に埋め立てが進んでしまうという事例もあるんですね。そう話聞いております。ですから、本人も周りも不法埋め立てとわかっている場合ですよ、わかっている場合はどのように対応されるつもりですか。

水路課長（安藤和彦君）

本人も認識の上で水路を埋めているという場合については、やはり本人のほうにそういうことは通知をした上で認識をしていただくということから始まるというふうに思っています。

その後の対応ですけれども、やはり先ほども申しましたように、水路管理者としては水路の原形復旧を図っていくべきだろうと思っています。

ただ、これも同じ答弁を繰り返すことになるかと思っていますけれども、既に長年そこで居住をされて生活を営まれているという場合については、やはり生活の継続について、ある一定配慮する必要があるかというふうに思っています。もちろん周辺の隣接者の地権者の方、もちろん行政区、それに用排水路管理委員会、そういうところの意見も伺いながら、どういうふうな解決が一番いいのかについては方針を出していきたいというふうに思っているところです。

以上です。

4番（白谷義隆君）

非常に難しい事例もあると思いますね。確かに私が聞いているところでも、不法埋め立てをしながら、家というか、家を建てられて、そこに住んでおられるということも聞くわけですね。ですから、そうした場合に具体的にそうなったときに、立ち退きまで強要されるのかどうかは、それは確かに非常に難しいことになるだろうと思うんですよ。あるいは埋め立てながら、畑を現にしてあるところもあるんですね、実際。もちろん市ではそれを把握されているわけですからね。もちろん過去にそうした話もされたんだろうと思いますよ。ところが、現在のままになっているんですね。そうすると、先ほどの課長、最初の課長の答弁によれば、水の流れだけ確保してすればいいとなれば、以前、10メートルも20メートルもあった堀が埋められて、もう仕方ないと。そこんにき1メートルじゃいろ、2メートルじゃいろの排水路をつくって、あとはもう払い下げなり、使用願で使用許可を出すと。そういうことに私は果たしてなっているのかと疑問はあるんですよ。そうすると、皆さん埋めたが勝ちになってしまうじゃないですか。私はやはり、さっき長年経過して、本人も周りも知らなかったという分については、それは先ほども言いましたけど、なかなかそれは難しいと思うんですけどね。本人が周りも明らかに埋め立ててしとるということがわかったときは、やはり長年埋め立てられた分とは違った取り扱いをしていかないと、もう埋めたが勝ちということになってしまうような気がするんですけどね。どのようでしょうか。

水路課長（安藤和彦君）

確かに議員言われることはよくわかるところでございます。やはり水路管理者としては埋まっている部分については回復するというのが大原則だというふうに思っています。もちろん先ほどから出ている例のように、既にそこで生活を営まれているということがあると、それと、その水路の機能上の問題、そういう問題を総合的にそういう関係者の方々と協議しながら、やはり原則は原則として通しながら、最善の解決方法を探っていきたいというふうに考えております。やっぱり原則はそうだと考えております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

どうしても答弁としてはそうならざるを得ないだろうと思うんですね。ただ、現実には、先ほども言いましたけど、市が把握をしながら、そういう状況を把握をしながら放置したままにしておいて埋め立てが進んできているという事実もあるわけですからね。ですから、それなりに事前に手を打たれたんだろうけど、ただ、なかなか了解というか、得られなかったとか、そういった経緯もあるだろうと思うんですよ。今後もやはりそういうこと起こり得るだろうと思うんですよ。そういう事案に当たった場合にですよ。いや、これはもう原形復旧をお願いしますよと言うても、恐らくなかなか厳しいと。そういうことは今までもあっているわけですからね。そしたら、それをそのまま放置していくかという問題なんですよ。そうしたときに、市としてやはり最終的にどうしても聞いていただかなかったときどうするのか、そこら辺を教えてください。

水路課長（安藤和彦君）

議員言われていることはよく理解できるところでございます。やはりこの水路の埋め立て問題については、水路管理者としては原形復旧というのが大原則という形で取り組んでいくべき事案だというふうに思っています。

今後につきましても、やはりそういう水路の水路敷の管理につきましても、地元からの情報提供と、それと、何回も繰り返すようですけども、国土調査の結果等を活用して、適切に管理をしてまいりたいというふうに思っています。

非常に難しいことでございますけれども、今後、水路の管理についてはやはり水路パトロールとかそういうものを活用しながら、やはり地元とも協力しながら、そういう埋め得といえますか、そういうことが発生しないような水路の管理に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

先ほど水の憲法の中の前文にも言いましたけどね。あくまで水路は、これは市民の皆さんの共有財産ですからね。別に市役所のものでなくてもいい、市民の共有財産ですからね。ただ、市はそれの管理を市民から委託をされているわけですよ。ですから、その管理に当

たっては埋め立て等については毅然とした態度で臨んでいただかないと、先ほどの教育委員会の話じゃありませんけど、行政区長さんと水利委員さん等と話しながらということですけど、それは水路を確保する分ではそうかもしれません。ただ、市の方針として、やはり不法埋め立てについては毅然とした態度で臨むと。基本的には原形復旧ですよ。特別の場合は別としても、基本的にはやはり原形復旧ですよという毅然たる態度で臨んでいかないと、なし崩し的に水路が埋め立てられてしまう。風情のある水環境というのは別に柳川の川下りのところだけではありませんからね。私たちが住んでいるところでもやはり風情はあるわけですからね。ですから、貴重な財産ですから、そこら辺の方針を立てながら、原形復旧だと。それで、場合によっては、当然、市民の皆さんから協力いただけないときは法的措置もしていきますよと、それぐらいの覚悟は私は示して取り組んでいただてもらいたいと思うんですけどね。再度、そのことについて答弁をお願いします。

水路課長（安藤和彦君）

議員言われますように、市民からお預かりをしています共有の財産の管理につきましては、今後、公平公正な水路管理に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

私が言った最後のところは答えをいただかなかったが。

水路課長（安藤和彦君）

最後の法的な措置もということでございます。柳川市については用排水路管理条例を持っておりますので、それに沿った形での管理を行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

なかなか歯切れが悪い答弁ですけどね。繰り返しになりますけど、やはり毅然とした態度で臨んでいただきたいと、そういうふうに切にお願いをしておきます。

それでは、次に移りたいと思います。

同和地区子女進学奨励費補助金についてお尋ねをいたします。

本市では現在、同和行政の一環として、同和地区の子供さんの高校進学に際し、進学奨励金として高校在学中、公立高校で月額17千円、私立高校で月額24千円を補助いたしております。

一方、国では平成22年度から高校授業料の無料化が始まっております。

そこでお尋ねしますが、高校授業料の無償化に伴い、この高校進学奨励費補助金の見直し等は検討されているのでしょうか、お尋ねをいたします。

学校教育課長（高崎祐二君）

学校教育課のほうからお答えしたいと思います。

奨励費補助金につきましては、過去の歴史的背景から、いわれなき差別の結果として関係者の就労が安定せず、経済的に困窮する状況があり、そのためにその子供たちの将来が閉ざされたりすることのないよう実施されているものと理解をしております。

この高校進学奨励費補助金につきましても、授業料ということではなくて、就学、進学に必要なもろもろの経費への補助だと考え、支給をしているところであります。しかしながら、受給者の中には一定の経済力を有しておられる方もいらっしゃると思われまますので、支給要件などを設けることの検討を進めることが必要かと思っております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

課長は今、この奨励金は授業料は入っていないというか、対象じゃないというようなことですけどね。私はこれは当然制度上、授業料も入っているのではないかというふうに私は、一部ですね、この中に含まれているのではないかと私は考えたんですけどね。そうではないというふうな見解ですか、教育委員会としては。

学校教育課長（高崎祐二君）

繰り返しになりますが、就学、進学に必要なもろもろの経費への補助というふうに考えております。

4番（白谷義隆君）

いえいえ、ですから、もろもろの中には授業料は含まれていないということですか。

学校教育課長（高崎祐二君）

授業料ということばかりでなく、もろもろの経費ということで授業料もその一部には含まれているというふうに思っております。

4番（白谷義隆君）

ですから、高校授業料の無償化が始まったわけですから、課長も今認められるように、この補助金の中には授業料も一部入っているわけですからね。ですから、そのことについてはやはり私は検討をすべきではないかというふうに考えているわけですけどね。そのことで私は質問をしているわけで。ですから、支給のあり方について今後所得制限なりを検討していかなければならないという答弁はわかりましたけどね。ただ、基本的な部分として、授業料がやはり幾らかでも積算の中に入っているのであれば、そのことは検討の対象にはなっていくんじゃないかと。もともとこの高校授業料は子供を国民全部で支えていこうという趣旨ですからね。ですから、その中には当然、高校授業料の中には私たちの税金が当然入っているわけですからね、既に。ですから、そういう意味で、幾らかでもそういう高校授業料の分が入っているということであれば、それは見直しをすべきではないかというふうに私は考えているんですけどね。再度お願いしてよろしいですか。

学校教育課長（高崎祐二君）

確かに高校無償化法が平成22年度から施行されまして、県立高校の授業料が無償化をされております。また、私立高校のほうでも県立高校の授業料相当額が減額をされております。このことによって、就学のための経済的負担が軽減されているだろうということだと思いません。

しかしながら、現実的には高校無償化法の施行以前から、生活保護世帯には高校の授業料の支給がなされております。また、低所得世帯につきましても、県立高校では授業料の減免措置が行われ、私立高校につきましても、県立高校の授業料相当額の授業料軽減措置がとられております。受給者の経済状態が今もって厳しい状況であることから考えますと、奨励金の受給者でこの無償化で直接的に恩恵を受けられた世帯は非常に少ないものと思っております。

しかしながら、実際に無償化によって恩恵を受けられた方もあるかと思しますので、先ほども申し上げましたように、受給者の中でも一定の経済力を有しておられる方について所得要件を取り入れるなどの検討が必要だというふうに思っております。

以上でございます。

4番（白谷義隆君）

なかなか議論がかみ合わないところもあるようですけどね。いずれにしても、もう一度その所得制限の部分も含めて検討をお願いしていただきたいと要望をして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（古賀澄雄君）

これもちまして、白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時56分 休憩

午後3時7分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、22番伊藤法博議員の発言を許します。

22番（伊藤法博君）（登壇）

22番伊藤法博でございます。ただいま議長の発言許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、4つの点について質問をしたいと思います。1つは、自治基本条例について、2つ目が、合併特例債発行期限5年間延長について、3つ目が、市税・分担金及び負担金、使用料及び手数料について、4つ目が、塩塚川沿岸に自生している絶滅危惧種「シチメンソウ」についてお尋ねをしたいと思います。

それでは、質問をさせていただきます。

昨年3月11日、午後1時半よりの総務委員会を終え、3時過ぎに帰宅中の車中で耳に飛び込んできた大津波警報に驚き、急いで家に帰り、テレビをつけ、テレビの前から動けなかったことをきのうのこのように鮮明に覚えています。

その2日前の3月9日の一般質問で、私は議会基本条例及び自治基本条例について質問しています。議会改革については、全議員で構成する議会改革特別委員会が設置され、次の市議会改選1年前までに改革案を出す旨の了解がなされているところであります。（「覚えとっぞ」と呼ぶ者あり）

柳川市の自治基本条例については、簡単な基本的事項のみで構成されている平成17年制定の柳川市市政運営基本条例がありますが、今後、研究していきたいと答弁されています。この件に関して、調査研究はどのように進んでいるのでしょうか、その概要についてお示し願いたいと思います。

ここ数年の間に、数多くの自治体で踏み込んだ自治基本条例が制定されていますが、全国でどのくらいあるのでしょうか。また、議会基本条例を制定している自治体数はどれくらいになるのでしょうか、お尋ね申し上げます。

以後の質問については自席でしたいと思いますので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

総務課長（稲又義輝君）

伊藤議員の1点目の自治基本条例についてお答えをいたします。

昨年の3月議会におきまして自治基本条例のことにつきまして質問があつて、今後、調査研究をしていきたい旨の回答をしておりました。その調査内容について御報告させていただきます。

この自治基本条例は、制定した市町村の市営運営の基本原則を定めた内容となっておりまして、その名称も全国的にもさまざまであります。まちづくり基本条例、行政基本条例など、多くの名称が使われております。条例の内容を見てもとみると、基本的事項のみを定め、手続や仕組みなどの細部については別途関連条例などを整備する、いわゆるコンポーネント型と細部まで定めるフルセット型がありまして、それぞれに課題があるようです。

前者の場合は、関連条例等の整備がなければ基本条例が有名無実化となりますし、後者の場合は、すべての項目などを盛り込むと条文数が膨大になるといった課題があります。本市の場合は、柳川市市政運営基本条例として平成17年6月に制定しておりますが、内容は市政運営における市民協働の基本理念や市政運営の基本原則などのコンポーネント型の条例となっております。ちなみに、基本条例を具体化するものとしましては、柳川市掘割を守り育てる条例、愛称「水の憲法」や柳川市市民協働のまちづくり事業補助金交付要綱、また、柳川市食料・農業・農村基本条例などが整備され、市民と市がさまざまな分野において協働して取り組んでいる現状であります。

また、議員が尋ねられている自治基本条例の制定数につきましては、NPO法人公共政策研究所の調査によりますと、平成23年12月17日現在で、全国1,747自治体中230の自治体が制定されております。また、議会基本条例の制定自治体数は、自治体議会改革フォーラムの調査では、23年3月8日現在で168自治体で制定されております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

全国で自治基本条例が230、議会基本条例が168というふうな制定状況だということでございます。やはりこういった自治基本条例や議会基本条例を策定して、議員の質の向上、市民のレベルの向上等に資するために、そういった制定をやはり早急にしていくべきじゃないかと思っておりますので、今後の市の取り組みをよろしくお願ひしたいと申し上げます。

次に、合併特例債の借り入れ5年延長についてお尋ねをいたします。

現在、国会において合併特例債の借入期間延長法案が審議されていて、今国会中に法案成立の見通しです。金子市長は、既に12月議会の柳川市一般会計補正予算案（第4号）の提案理由説明の中で、「減債基金への積み立てに関しましては、既定予算の合併特例債の借入額について、合併協議において定められた借入限度額137億円の枠内での借り入れになるよう、充当率を低く設定しておりました。しかし、今回、元利償還金の70%が普通交付税に算入されるという財政的メリットを考慮し、充当率を本来の95%に引き上げることといたしました。このため、今回の充当率引き上げにより後年度における元利償還金が増加することとなりますので、充当率引き上げにより生じます一般財源を活用して積み立てを行い、後年度の元利償還金に対する財政負担に備えることとしたものであります。」と述べてあります。すなわち、低く抑えた合併特例債の充当率を最大の95%に引き上げて、借入限度額137億円を超えた額の元利償還金は充当率を引き上げることによって生じた一般財源の減債基金の原資として積み立てることにより、後年度においても無理なく手当てされることとなります。

このことを考え合わせると、従来各市町村合併の優遇措置と合併特例債の5年間借り入れ期間延長により、合併特例債の活用には時間的余裕ができ、当初予定されていなかった事業にも合併特例債の適用が可能になり、柳川市にとって財政的に無理なく多くの事業に関して、かなりの財政的メリットがもたらされ、多方面の事業の進捗化が図られます。このことについては、確実な減債基金の確保及び目的に沿った維持管理が徹底してなされなければなりません。覚悟のほどをお聞かせ願ひたいと思っております。

財政課長（石橋眞剛君）

今、御質問の減債基金の維持管理の徹底というその覚悟はどうかという御質問でございます。

先月27日に開催されました議会全員協議会において御説明いたしました財政シミュレーションの中において、減債基金の各年度の積立額及び活用額についてお示しをしたところでござ

ざいますが、今後は議員おっしゃるように、減債基金条例を持っています。それと、今回の積み立ての目的に沿って適切に管理、活用を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

22番（伊藤法博君）

合併特例債の最大限の活用は非常に、柳川市の経済的な面でのメリットは大きいと思います。それに引きかえ、やはり減債基金の厳格な維持管理をしてもらって、今後のそういった後年度負担に備えていただきたいと思います。

次に、クリーンセンター建設についてお尋ねいたします。

平成22年5月の中期財政計画におけるクリーンセンター建設は、平成27年、28年に柳川市単独での建てかえ事業70億円が見込まれて、合併特例債の活用はできませんでした。しかし、今回、合併特例債の借り入れ期間5年間延長を考慮した今後の財政シミュレーションでは、みやま市との広域事業として柳川市の負担額は70億円が31億円になり、しかも、合併特例債が活用されることになっていて、財政的には言うに及ばず多面的な面でのメリットが浮上します。今後のクリーンセンター建設計画についてお尋ねいたします。

市長（金子健次君）

クリーンセンターの建設計画にということでございます。先般、全員協議会の中で申し上げました内容が繰り返しになると思いますけれども、申し上げたいと思います。

クリーンセンターにつきましては、平成3年の稼働以来、約20年間にわたりまして本市のごみの焼却施設として操業をしております。施設の老朽化も進んでおりますし、ごみの処理施設は市民が出されるごみを適正かつ円滑に処理するには必要不可欠な施設であります。

市では将来に向け、安全で安定したごみ処理体制を維持していくために、クリーンセンターの後継となります新たなごみ処理施設の整備を図るため、福岡県の指導のもとに調査研究を行ってまいりました。一昨年から考えますと、選択肢につきましては調査検討を行ってまいりましたが、次期ごみ処理体制につきましては、みやま市も状況は本市と同じとのことで、新たな処理施設を早期に建設することが重要な課題となっていたところでもございます。本市といたしましては、現在の厳しい財政状況をかんがみますと、事業費が大きいクリーンセンターの後継施設は広域的な枠組みでと考えております。いろいろと検討した結果、みやま市との共同建設が安定したごみ処理ができる最も効果的、効率的な方法と判断をいたしているところでございます。2月8日に西原みやま市長と協議をいたしまして、柳川市とみやま市とで新たな処理施設を共同で建設することを確認いたしまして、今後、それぞれの議会の同意を得て、安全で安定したごみ処理施設の建設に向けての整備計画を策定することにしたところでございます。

今後の計画につきましては、新年度早急にみやま市との協議に入りまして、建設候補地の

選定作業や処理施設の基本計画の策定作業を行うなど、合併特例債を活用できるよう、平成31年度までに活用できるよう、整備の計画を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

みやま市との広域でのクリーンセンター建設ということで、これから広域的な面で、両市にとって、やはり合理的なごみの処理ができるようなクリーンセンターの建設をやはりお願いしたいと思います。

次に、庁舎統合及び市民会館改築事業についてお尋ねします。

庁舎統合については、合併当初より3庁舎体制でいく方針がとられたために、庁舎統合の議論が深くなされず、合併してから五、六年たったころに、3庁舎分散のデメリット、すなわち1庁舎で事務手続が完結しない。そのため、庁舎間の移動ロスがある、3庁舎の維持管理費の増大、3庁舎における市民課窓口の開設などによる人件費の増大等が指摘されました。調査研究によると、庁舎統合のメリットは年間1億数千万円にも上るものとの報告がなされ、合併特例債の活用を前提に庁舎統合の議論がなされてきました。しかし、その議論は平成26年度までに庁舎統合のための工事着工をなされなければならない、時間的に余裕がないものでした。合併特例債の借り入れ5年延長により、庁舎統合事業が時間的余裕をもって建設される見通しとなり、今回のシミュレーションでは市民会館改築、平成24年から27年、その後には庁舎統合事業、平成27年から平成31年を実施するという計画をされています。今後の構想についてお尋ねをいたします。

市長（金子健次君）

お答えいたします。

所信表明でも申し上げましたが、市民会館については築40年が経過をいたしております。老朽化に伴う改修か、もしくは改築が必要な時期に来ておるところでもございます。しかし、現在の市民会館は駐車場が狭いことや座席の狭さ、空調、トイレ、バリアフリー、その他設備の使い勝手の悪さなどの問題がありまして、大規模改修したとしても根本的な解決にはなりませんので、別の場所に建設することを考えたほうがいいのではないかと考えております。

庁舎統合についても、これまで議会の皆さんとともに検討を重ねてきておりますので、今後とも皆さんの御意見を賜りながら進めてまいりたいと考えております。

合併特例債の期限延長につきましては、期限延長の決定はされておりませんが、延長される見通しでございます。今後は合併特例債の活用を前提として、さらに議会の皆さんと協議をさせていただきたいと考えております。

22番（伊藤法博君）

金子市長は先日の全員協議会の中で、旧大和町が購入していたピアス跡地問題がピアス側との交渉で解決の合意がなされ、ピアス跡地の更地化ができるので、そこに市民会館等を建

設し、文化会館とする意向を表明されました。しかし、この表明は余りにも安易で思慮に欠けるものと思われます。本来、ピアス跡地は、若者たちの雇用確保を目的とした企業誘致のための用地として購入されたものと認識をしております。まずは、市外あるいは市内の企業の規模拡大のための用地としての企業誘致の努力をなすべきではないのでしょうか。そして、若者たちに雇用の場を提供すべきではないのでしょうか。そこで、ピアス跡地の用途区分についてはどうなっているか、あわせてお尋ねをいたします。

市長（金子健次君）

ピアス跡地等についての計画についてという問いですけれども、市民会館というのは昭和46年に建設をされまして、鉄筋コンクリート3階建て、敷地面積8,450平方メートル、建築面積2,348平方メートル、延べ床面積2,967平方メートルの建物でございます。築40年を経過し、施設の老朽化に加え耐震性の不足、舞台や空調設備などの老朽化、バリアフリー化への未対応、トイレの不足、イベント時の駐車場の不足などさまざまな課題を抱えているところでもございます。これらの課題解決のため、現有施設の改修を行ったとしても根本的な解決にならず、財源が確保できるならば新築のほうが市民にとって利便性が高く、また、多くの文人を排出した柳川らしい文化活動の拠点としてふさわしい施設になるものと考えているところでございます。そこで、このたびの合併特例債の期間延長により、その期間内に有利な条件で市民文化会館の建設ができるならば、最も効果的な方法を検討したいと考えているところでございます。

一方、ピアス跡地は、合併前の旧大和町で取得をされまして、都市計画用途地域の準工業地域に位置する、およそ2万6,000平方メートルの広大な市有地で、今日まで明確な活用方針もなく現在に至っております。決して企業誘致のために確保された土地ではございませんでした。ちなみに、当時の大和町で設置をされた町有地活用検討委員会からは人、物、情報の交流拠点としての機能を有する施設の設置が望ましいとの提言がなされております。このピアス跡地は国道沿いに位置し、広域的に交通アクセスがよく、しかも、広大な面積を有していること、このような条件の市有地はほかに見当たらず、同様の土地を新規に取得する場合、相当の費用と期間を必要とすること、そうすると、合併特例債の活用期間内に事業が終わらない可能性もあることなどから、市民文化会館の建設地に適しているというふうに考えているところでございます。

以上です。

22番（伊藤法博君）

ピアス跡地が一応更地化されて、手っ取り早いのは非常に手っ取り早いと思いますが、私は市民会館のような文化施設は、適当な用地さえあれば場所を選びません。また、多くの地域が文化施設等の誘致には積極的ではありますが、騒音等で迷惑施設になりかねない工業用地の確保は困難さがつきまといま。当分の間は、企業誘致に努めるべきではないかと思いま

す。ピアス跡地の用途区分はちょっと答えがありませんでしたけれども、どのようになっているのか改めてお尋ねいたします。

教育部長（高田 厚君）

それでは、私のほうからお答えいたします。

先ほど市長のほうも答弁いたしましたけれども、用途区域といたしましては都市計画用途地域の準工業地域ということになっております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

そういった市長は安易にピアスの跡地を活用したいということでございますが、やはり柳川の若者の雇用を守るためには、ある程度の企業誘致の努力をしばらくはすべきじゃないかというふうに私は思っております。

続きまして、葬祭場建設についてお尋ねをいたします。

現在の葬祭場は昭和55年に旧柳川市、旧大和町、旧三橋町及び旧山川町の一部事務組合である有明広域葬祭施設組合施設として供用開始され、今日で32年経過して老朽化が進んでいます。施設は旧山川町の山中にあり、道は急坂で曲がりが多く、柳川市内からは片道1時間弱かかり、冬場などでは路面凍結でスリップ事故の可能性もあり危険です。

最新の葬祭場は無煙無臭、清潔で文化施設のような外観で、まちの中心部の公園の中に建設されても違和感のない施設としてかなりの数の市町村で建設されているようです。葬祭場に関してもクリーンセンターと同様、みやま市と広域で平野部に建設されれば、柳川市内からでも30分以内で安全に到着できるようになります。市長はどのような見解を持っておられるか、お尋ねをいたしたいと思えます。

市長（金子健次君）

有明広域施設葬祭組合の有峰園の建設に関する問題だと思います。伊藤議員はこの際、クリーンセンターとあわせて、みやま市とやったらいいじゃないかということでございます。

先般、議会のほうに説明をいたしましたとおり、有峰園につきましては建設から32年が経過しており、老朽化が進んでおるということでございます。当組合の副組合長という立場で少しだけお話しさせていただきたいと思えますけれども、葬祭組合議会の全員協議会では、有峰園も老朽化が進んでいるため、近い将来改築は避けられないという問題であると認識を確認したところでもございます。そのため、検討の必要があるということで検討委員会を設置していただきました。委員長には、うちの近藤議員のほうになっておられます。

そういう中で、これから親議会とも常に連絡、連携をとりながら、それにまた、さらにみやま市と一部事務組合の議員とあわせて、一緒になって取り組むようになっております。

ただ、私が感じるには場所の問題、クリーンセンターも場所の問題、葬祭組合も場所の問題だと思います。私は三橋のほうにいたところでもございまして、火葬場が中心街にあって非常

にいろんな問題がありました。現在において、山川葬祭場の施設については95%ぐらいが柳川の分でございます、処理がですね。そういう面では、みやま市のほうに大変協力していただいているなという面も思っております。

それと、みやま市は旧瀬高町、旧高田町の分を別にされておられますので、95%という形の火葬が柳川の人たちになっていると、あと5%が旧山川町の分ということでございますので、その分あわせて、これから話し合いの中でしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

以上です。

22番（伊藤法博君）

葬祭場に関しましては、旧高田町、旧瀬高町で旧山川町にあります葬祭場におくれること5年ぐらい、余りそう違わない時期にそういった供用を開始しとると聞いておりますので、みやま市のそういった旧高田町、旧瀬高町の分の葬祭場についても、やはりもう老朽化が進んでおると、そういうことを考え合わせると、やはり柳川市、みやま市で広域でやったほうがいいんじゃないかと。しかも、旧三橋町の火葬場の件を今市長はお話しになりましたけれども、当時の葬祭場と現代の非常に近代化された葬祭場では環境的にも、見た目も全く違った代物でありまして、クリーンセンターにおいてもやはり従来のクリーンセンターと近ごろ建設されているクリーンセンターは非常に公害が出ないような、そういう状況で非常に地域にもそれほど、余り迷惑がかからないような施設になってきているのではないかと思いますので、できるだけやはり便利のいいところにつくっていただきたいなという思いでございます。

さて、クリーンセンター、葬祭場がみやま市との広域で整備されると仮にいたしますと、クリーンセンター、葬祭場、東山老人ホームを一つにまとめた一部事務組合で運営すればより一層合理的になるのではないかと思います。さらには、国道443号バイパスが今月中に徳益のインターのところにつながりますので、こうなるとみやま市との一体感が増してきます。そうすれば、市民会館の改築に関しても、やはりみやま市との広域での文化センターも視野に入ってくるのではないかと思います。

国道443号バイパスを一本の軸にしたその地域一帯に、そういった文化センター等をすれば、やはり柳川市もみやま市も非常に使いやすい、そういった施設ができはしないかと私は思っております。

次に、道路改良事業についてお尋ねをいたします。

狭隘道路がまだ数多く存在します。そういった道路の拡張整備は喫緊の課題です。次に述べる農業振興地域と同様、多額の道路整備経費が必要になります。このことについてはまた、市街地の道路改良についてはお尋ねすると思いますが、今回は農村地域の道路整備についてお尋ねをしたいと思います。

農産物の貿易自由化、T P P、F T A、E P Aが将来的に推し進められようとしている昨今、米、麦、大豆等の普通作物生産の効率化、規模拡大して生産性の向上が求められています。こうした中での柳川市の農業の現状は、農業振興地域で農業基盤整備済み地域はよいのですが、未整備地区は農作業道が狭く、農業機械、自動車の行き来が困難で、通常の農作業にも支障を来しています。今後、農業従事者の高齢化、後継者不足の中で、農地の耕作放棄地がふえていくものと思われます。農地の未整備地区の早急な対策が求められます。

柳川市における農業振興地域は何ヘクタールで、農業基盤整備地区が何ヘクタールありますか。また、農業基盤未整備地区はどれくらいあるのかお尋ねをいたします。

水路課長（安藤和彦君）

それでは、議員の御質問にお答えいたします。

最初に、農業振興地域、農業基盤整備済み地区、農業基盤未整備地区内の面積はどの程度かということでございますけれども、農業振興地域内の農用地面積が3,978ヘクタール、続きまして、農業基盤整備済み面積が3,000ヘクタール、農業基盤未整備面積が978ヘクタールとなっております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

柳川市の農業振興地域における農作業道の整備は概算どの程度の距離整備が必要でしょうか。土地改良事業は20ヘクタール以上の申請で事業採択されますが、ある一定の面積を土地改良事業で整理した場合の柳川市の財政負担と、ある一定の面積の農地に必要な農作業道だけを整備した柳川市の財政負担は概算どのようになるのでしょうか、お尋ねをいたします。

水路課長（安藤和彦君）

柳川市の農業地域における農作業用道路の未整備の延長で、要整備延長はどの程度かということでございますけれども、これに関する資料が現在ございません。そこで、これはあくまでも標準的な設計基準から算定した数値でございますけれども、先ほどお答えした市内の農業基盤未整備地区の面積をもとに、農林水産省が定めた標準設計値から算出しますと、978ヘクタールに対して約117キロメートルの農業用の道路の整備が必要となります。

以上です。

22番（伊藤法博君）

大体未整備地区が978ヘクタール、まあ1,000ヘクタール、1,000ヘクタールに120キロぐらいの整備が必要だということですので、100ヘクタールにすれば12キロぐらいというような形になるかと思えます。

例えば、私が理事長をしております柳川北部地区を例にすれば、農業振興地域は大体200ヘクタールあります。そして、農業基盤整備地区が110ヘクタール、農業基盤未整備地区が90ヘクタール、そして、その90ヘクタールのうちの農作業未整備地区のやつを整備するとす

ればどれくらい必要かと計算をしてみますと、やはり2キロから3キロメートルがこの地区では必要ではないかと思っております。

そこで、ちょっとお尋ねしたいんですけども、大体農道、昔は昭和25年ぐらいに交換分合という事業がありまして、それで幅2メートル程度の農道整備と冠水域の水路整備が行われております。その道を大体100メートルつくるのに、大体筆数でいきますと、恐らくその農道には交換分合のときは登記がされておられませんので、そこに農道の中にも底地というのは個人の名義が入っていますね、それとか、冠水域の水路の底地にも個人の名義が入っております。それに各両側に田んぼが各筆ありますので、それを合わせると100メートル整備するのにやはり10筆以上の分筆登記、測量が必要になると思います。例えば、工事面だけを考えると、例えば100メートル、2メートルの道路を5メートルなら5メートルにするのに費用は大体どれくらいかかるか、わかれば教えていただきたいと思います。

水路課長（安藤和彦君）

ただいま聞かれました100メートルの農道整備の費用ということによろしいでしょうか。（「工事面だけ」と呼ぶ者あり）これは試算をいたしますと、大体1メートル当たりの農作業用道路を新設するのに、もう本当概算でございますけれども約41,500円、これは新設の場合ですので、2メートルの道路があったとして、単純に2分の1としますと約20千円程度だというふうに思っております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

新設で41,500円で100メートルで4,000千円ぐらい、それに2メートルと5メートルと換算するとやっぱり3,000千円ぐらいはかかるんじゃないかと、それは工事費だけですので、今度、測量、分筆登記、1筆に大体300千円から400千円、それに今度相続が、特に農道の底地、水路の底地にある一世代も二世代も前の所有者の名義が残っておるのを考えると、1件当たり40件も50件も相続をせないかんということになると、100メートルつくるのに500人から何百人というような相続を解決を図らなければならないし、その分筆登記だけでも工事費よりももっと高くなるというような感じがすると思います。

ところで、土地改良事業は大体、今、私たちが平成6年から18年ぐらいまでに工事を行いましたけれども、反当大体工事費すべて含めて2,500千円にちょっと乗るぐらいで、そうすると、市の負担というのはその1割ですので、例えば100ヘクタールしても25億円で、その25億円の1割は250,000千円でできるわけで、ところが土地改良事業じゃなくて農道整備だけをやるにしても、やはり100メートルするのに五、六百万円ぐらいかかると、例えば、柳川北部の100ヘクタールぐらいの未整備地区のやつをするだけでも2キロから3キロを整備せないかんということになると、やはり十数億円から20億円ぐらいかかって、それはもう柳川市の一般財源でやっていかなければならないということを考え合わせると、いかにやは

り基盤整備事業でやったほうが柳川市の負担は軽減されるかと、片一方は250,000千円するのに、片一方は20億円、30億円のそういう一般財源を使って、道路だけをつくるのに使わなければいけないというような状況になってきはしないかと思えます。

そういった面で、まだ柳川市も蒲池地区もまだ未整備地区でありますし、私たちの北部地区も部分的にはまだ未整備があつて、こういった農道整備を急がなければならないと思いますが、どうしても財政的な理由でできないしておりますが、やはりこうした合併特例債の活用を通じた、そういった一般財源に余裕が出てきた分で、やはり早急な取り組みをお願いしたいと、できれば土地改良事業を再度起こしてもらっても、そういった事業の進捗を図ってもらいたいというのが私の実感でございます。

次に、コミュニティセンター整備計画についてお尋ねをいたします。

さきの全員協議会の中で、生涯学習課からコミュニティセンターの整備状況について説明がありました。三橋、大和地区の小学校11校区に11カ所のコミュニティセンターを平成24年から25年までに完成するとのことでした。私は、東日本大震災後の6月の一般質問で、これから建設される公共施設は、特にコミュニティセンター等は災害時の避難施設としての機能を果たせる施設にすべきではないかと指摘しました。災害に対応した施設は建設にコストもかさみますから、11校区すべてに建設するのではなく、二、三校区集約して地域住民の不安にこたえるべきだと思います。現在のコミュニティセンター建設計画で災害時に十分機能できる施設になっているのでしょうか。昭和28年の大水害と同程度の災害にも避難施設として機能するのでしょうか。非常に疑問に思っておりますが、この点についてお尋ねをいたします。

生涯学習課長（石橋正次君）

コミュニティセンターの整備状況についてお答えをいたします。

現在、整備中のコミュニティセンターの有する機能の一つといたしまして、自主避難所としての機能がございます。これは、大雨や洪水、台風の接近等により、被害に遭うおそれのある場合など、住民の皆様が自主的に避難をする際に利用できる施設として位置づけているところであります。防災マップに示された第1次避難所としての地区避難所と同等の施設ということでございます。また、大地震や高潮、あるいは大水害など大規模災害が発生したときには、第2次避難所として指定避難所であります小学校などを利用していただきたいと思いますところでございます。

一方、コミュニティセンターにつきましては、校区のコミュニティー活動の拠点施設であり、幾つかの校区を合同して施設を整備するということは何よりもまずもって地域の皆様の御理解と御協力が必要であると思えます。市といたしましては、基本的に小学校区を単位に、これを整備する考えで進めております。さきの全員協議会で11校区のうち、9校区の候補地が決定をしたということで報告をしたところであります。なお、コミュニティセンターの11

校区の整備期間といたしましては、平成24年度から平成26年度までの3年間を予定しているところでございます。議員の御理解と御協力をお願いいたします。

以上です。

22番（伊藤法博君）

課長の答弁は、学校とかそういった既存の施設をそういう避難場所にするというようなことで対応していきたいということですが、そういった既存の学校とか、そういった公共施設も、そういった防災機能を持った施設としてつくられているわけではございませんので、いざというときに、それが避難場所として活用できるかどうかはまだわかりません。だから、これからつくる公共施設は、そういった防災機能を備えた施設をこれから1つずつつくっていく必要がやっぱりあるんじゃないかなと私は思いますので、そういった意味で今後、いろんな公共施設をつくる場合は、そういった検討をしていただきたいというふうに思います。

次に、市税・分担金及び負担金、使用料及び手数料についてお尋ねします。

平成23年度に収税対策課を中核としてつくられた収納対策委員会について、詳しく説明をお願いいたします。

収税対策課長（乗富祐治君）

柳川市収納対策委員会についてのお答えをさせていただきます。

まず、設立に至った経緯について御説明をさせていただきます。

柳川市の債権に係る滞納金につきましては、以前から柳川市議会の決算特別委員会、それから総務常任委員会などの各委員会で徴収の強化を行うよう求められておったところがございます。そこで、税のみならず保育料、水道使用料などの使用料、手数料等についても全庁的な連携を強化して収納率の向上を図るため、平成22年7月から収納対策委員会を設置して滞納対策を協議しておるというところがございます。

委員会では、副市長をトップとして、滞納処理を専門的に行っている私ども収税対策課を指導、監督的立場に位置づけまして、関係各課との連携を強化し、取り組みを行っております。

具体的に申し上げますと、まず、債権を持つ各課での時効の中断の実施、それから、滞納整理システムによる管理により、昨年10月から一部情報の共有化を行い、各課連携した対応により収納率の向上に努めております。また、悪質な滞納者に対しては法的措置を視野に入れた取り組みを行っております。その他、各課の収納担当職員に対して、弁護士による法律相談研修や昨年10月から税等手数料などを納付しやすくするために、銀行と同様に郵便局でも納付ができるよう市の電算システムの入替えに合わせて整備をしたところがございます。さらには、市補助金の支給制限につきまして、平成23年度からは合併浄化槽設置補助金や生ごみ処理機器設置補助金など、個人の財産取得に係る補助金の支給に関して税が完納されているという証明書の提出を交付要件とするよう各課の要項の見直しを行ったところござい

ます。

以上のように、私債権の徴収につきましては、委員会を中心として全庁的に取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

22番（伊藤法博君）

次に、不納欠損、時効について説明をお願いいたします。

収税対策課長（乗富祐治君）

それでは、お答えさせていただきます。

時効、不納欠損について御説明をする前に、柳川市が持っている債権について御説明させていただきます。

柳川市が持っている債権は大きく分けると公債権と私債権とに分けられます。そのうち、公債権は2つに分けられまして、その1つが強制徴収できるもの、つまり市の差し押さえ通知により預貯金や不動産の差し押さえなどができるもの、具体的に申し上げますと、市税とか国保税とかでございます。それから、もう一方が強制徴収できないもの、裁判所の決定がなければ市みずからで債権の回収ができないものでございますけれども、具体的に申し上げますと水路使用料などがございます。

私債権は、私法上の契約に基づく債権でございます。土地や家屋の貸付料や公営住宅の使用料などがございます。この場合も裁判所への手続を経て債権を回収するということになります。

時効につきましては、督促、差し押さえ、承認などの時効の中断の手続をとらないと公債権では債権により2年または5年で消滅をしてしまいます。また、私債権では、時効により債権を消滅させるには債務者の時効の援用が必要となってまいります。時効期間は、債権により2年から10年でございます。不納欠損とは企業の倒産や時効などで、滞納分の徴収金が徴収できなくなったということで、その調定の金額を消滅させることを不納欠損といいます。

以上でございます。

22番（伊藤法博君）

次に、市税・分担金及び負担金、使用料及び手数料の未済額は、平成21年度で469,350千円で、平成22年度で466,766千円であります。不納欠損額は21年度で56,870千円であります。平成22年度で57,978千円となっております。平成21年度決算と平成22年度決算を見比べると、不納欠損は市税で大幅に増加していますが、その原因は何でしょうか。

収税対策課長（乗富祐治君）

平成22年度では、平成21年度よりも20,220千円ほど多く不納欠損をさせていただいております。その理由の一つは、合併以前の旧柳川市、旧大和町、旧三橋町の1市2町で処理されていなかった平成2年度から平成15年度までの時効成立している市税の滞納分8,620千円を

不納欠損処理させていただきました。

2つ目でございますが、近年の不況で税の回収ができにくくなっているという現状がございます。一番不納欠損額の多い固定資産税の例で御説明をいたしますと、会社経営をされている方のように土地、工場など不動産を持って事業をされていて、高額な固定資産税を支払っていらっしゃる方が近年の不況により事業がうまくいかなかったことで、固定資産税が滞納となり、場合によっては倒産するということとなります。市としては、倒産となっても、その整理がつくまでは課税をせざるを得ない、その結果、固定資産税の滞納額が多額となってきます。しかも、そのような不動産の差し押さえをしても、先に銀行などの金融機関に抵当に取られておりまして1円も納付されないということがよくあります。そういうことで、不納欠損せざるを得ないという状況になっております。

以上でございます。

22番（伊藤法博君）

もう時間がないので飛ばしますが、柳川市と使用料等で保証人をとっているのはどのようなものがあるか、また、保証人に対する取り扱いはどのようになっているかお尋ねいたします。

建設課長（中村敬二郎君）

保証人に対する質問でございますので、市営住宅の入居に関しましては保証人をとっております。ほかの事業については、うちのほうではちょっとお答えできません。

22番（伊藤法博君）

高田議員の質問、それと12月議会の一般質問の中でも、やっぱり市営住宅の保証人に対する市当局の取り扱いと申しますか、対応の仕方が普通市営住宅の保証人になる場合は、3カ月以上滞納した場合は保証人も責任がありますよと、連絡をいただくようになっています。私もそういった保証人になっておる一人でございますが、そういった聞くところによると、1年以上も滞納した人に、そういった保証人に対する連絡がなかったというようなことを聞いて驚いておる次第です。だから、やはりあれに決まったとおり保証人にも、もう3回滞納した人には速やかに連絡をして、その保証人の責任を果していただくようにしていただかないと、うかうか保証人にもなれないというような感じを私はしております。どうかその点、よろしくお願ひいたします。

それと、柳川市と取引のある個人、あるいは業者で、これらの滞納者はいるのか、そういった業者に対する取り扱いはどうなっているのかをお尋ねいたします。

総務課長（稲又義輝君）

市と何らかの取引のある個人や業者については、その滞納の状況については総務課としてもちょっと調査ができておりません。しかし、総務課では本市における建設工事等の競争入札などに参加する業者につきましては、毎年6月1日から30日までの1カ月間、競争入札参

加資格申請書の受け付けを行っておりますが、税の未納のない証明書を添付しない者につきましては、申請書を受理しておりません。したがって、税の滞納がある業者は業者登録ができないということになります。また、公用車の車検や購入等もこれと同様に、入札告示などの参加条件に納税事項を設けております。

以上でございます。

22番（伊藤法博君）

そういった市税に対する、そういった証明書は当然だと思いますけれども、やはりそういった使用料、手数料、負担金、分担金、そういったことに関しても、やはりそのような扱いをしていただきたいと思います。

当初に質問したように、市税等の滞納に関して自治基本条例を早急に制定し、市民や業者の権利、義務、責務等を定めて条文を明記すべきではないかと思えます。特に柳川市と取引をして利益の恩恵を受ける業者は、取引に際して市税等の滞納がない状態で契約すべきだと思えます。どうかその辺の徹底をやはり図っていただきたいと思います。

最後に、絶滅危惧種「シチメンソウ」についてお尋ねいたします。

これに関しましては、梅崎和弘議員が大体質問をしていただきましたので、残余の質問についてお尋ねをしたいと思います。

ことしの予算で200千円の看板設置の予算が計上されておりますが、設置される場所や文面について、もしもわかっておればお示し願いたいと思えます。

生活環境課長（江崎尚美君）

今のところ決まっておりません。しかし、予定地が県の管理地でありますので、県の下承を得ながら十分に協議しながら進めていきたいと思えます。特に、場所が堤防ということで、見に来ていただくという観点から、まず安全を第一に考えたいと思っております。

それと、内容につきましても決まっておりませんけれども、県の関係課及び先進地であります佐賀市の東与賀町を参考にしながら、あそこに設置してある看板等も参考にしながら進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（古賀澄雄君）

以上をもちまして、伊藤法博議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後4時8分 延会

柳川市議会第1回定例会会議録

平成24年3月7日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	佐々木 創 主	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	浦 博 宣	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	古 賀 澄 雄

2.欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	刈	茅	初	支
教	育	北	川		満
総	務	大	坪	正	明
会	計	藤	木		明
市	民	田	島	稔	大
保	健	山	田	明	寛
建	設	野	田		彰
産	業	横	山	英	眞
経	済	高	田		厚
部	長	古	賀	輝	昭
兼	大	・	見	孝	則
和	庁	稲	又	義	輝
舎	舎	橋	本	祐	二 郎
長		石	橋	眞	剛
教	育	山	田	敏	昭
部	長	高	巢	雄	三
兼	三	高	田	淳	治
橋	橋	高	崎	祐	二
庁	舎	石	橋	正	次
舎		中	村	敬	二 郎
長		成	清	博	茂
消	防	安	藤	和	彦
長		江	崎	尚	美
人	事	古	賀	廣	介
秘	書	野	田	栄	作
課	長	大	淵	洋	祐
長		木	下	隆	行
総	務				
課	長				
企	画				
課	長				
財	政				
課	長				
税	務				
課	長				
健	康				
づ	く				
り	課				
長					
福	祉				
課	長				
学	校				
教	育				
課	長				
生	涯				
学	習				
課	長				
建	設				
課	長				
農	政				
課	長				
水	路				
課	長				
生	活				
環	境				
課	長				
観	光				
課	長				
区	画				
整	理				
推	進				
室	長				
ま	ち				
づ	く				
り	課				
長					
消	防				
本	部				
警	防				
課	長				

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	川	口	敬	司
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
係	長					亀	崎	公	徳
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	
						池	末	勇	人

5 . 議事日程

日程 (1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	18 番 藤丸正勝	1 . 行財政改革 (1) 市職員の削減計画について (2) 職員給料削減について (3) 職員の無料駐車場「タダ」で使用している件 2 . 市政全般 (1) 地域審議会の件 他	市長 "
2	6 番 近藤末治	1 . 市政一般 (1) 柳川の街づくりについて (2) 道路問題 市道高橋中牟田線について (国道385号バイパスも関連) (3) 市民要望 市営住宅について (身体障害者住宅入居) 水の郷の対応について 福祉バスについて	市長
3	20 番 島添勝	1 . 浦島橋架け替えで移転された跡地の活用 2 . 自然エネルギーの取組みは 3 . 営農組合法人化へ向けての市の取組みは	市長 " "
4	3 番 熊井三千代	1 . 胃がん対策について 2 . 子ども救命土育成について 3 . 後見実施機関設置について	市長 " "
5	2 番 荒巻英樹	1 . 市営住宅の建替について 2 . 「明・朱舜水書信展」開催時に上海での観光 P R は 3 . 東京事務所を開設して積極的な営業・P R を	市長 " "

午前10時 開議

議長 (古賀澄雄君)

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長 (古賀澄雄君)

日程 1 . 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第 1 順位、18番藤丸正勝議員の発言を許します。

18番（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。18番藤丸正勝でございます。

東日本の大震災、昨年3月11日、もう1年になりますけれども、地震、津波、放射能汚染などで避難されて不自由な生活をされている被災者の方々の映像がメディアを通して拝見いたしますが、被災者の方々の東北三県の皆様、地域復興に向けて大変苦勞されておられる中に、今の国会や日本政府は東日本の復興よりも政局の綱引きをしているように思えてなりません。何をしとるかというような気持ちでいっぱいでございます。

また、東日本大震災への柳川市よりの義援金が被災者の方には届いていると思えますけれども、柳川市のほうよりも義援金として54,750千円の義援金が赤十字を通して贈られております。全国からは1月現在で3,485億円の義援金が届いていると言われております。被災者の方には、いろんな力強い言葉が贈られておりますけれども、今一番被災者に必要なものは、私は義援金ではないだろうかと思っております。

私事でございますけど、政府に言いたいことは何をしとるかということでございます。早く東北の復興を第一に考えてもらいたいというようなことで思いますが、少し横にそれましたけれども、本日は議長の許可のもとに、ただいまより一般質問をさせていただきます。

今回通告しております行財政改革、職員の無料駐車場の件を重点的に質問いたしたいと思っております。

それでは質問に入りますが、行財政改革については市職員の削減計画、また職員給与削減について及び市職員の無料駐車場の件でございます。金子市長就任丸3年であります。任期をあと1年残す議会であり、任期最後の年であります。思い出すのは3年前、市長就任の所信表明のあいさつの中で、閉塞した柳川市をチェンジし、市民すべての皆様の声に耳を澄まし、柳川市を新しく変え、1市2町の垣根のない未来を築いていかなければならないと所信表明され、4年間に取り組む市民のマニフェストには、誠実で責任ある政治、だれにでも公平で公正な政治、柳川のよさを生かした政治など、市民目線で政治を進めるとともに、行政の透明化を一層図りながら、市民参加の政治を進めてまいりますと47項目のマニフェスト、それに4年間に取り組む重点項目、6項目を説明されました。その後、平成22年10月に5年後の平成27年より交付税の合併算定がえにより、段階的に削減され、平成32年には一本査定となり、現在より1,170,000千円の減収となる見込みであります。

そこで、これからの5年間で徹底した行財政改革を行い、優遇措置がなくなったときに耐え得る体質に改善しておかなければなりませんとあいさつされましたが、行政改革や財政改革がなかなか見えてきませんが、どのようにお考えですか。

後で自席のほうから質問いたしますが、市長の政策が少しスピードダウンしているのではないかと考えております。総合運動公園が市民の皆様の声で建設中止されましたように、早く何事にも対しスピード感を持つことが必要ではないでしょうか。市長就任時に、また柳川市は閉塞感のあるイメージだったのでしょうか。市長就任3年間で光り輝くまちづくりが見えてきたと思いますけど、あと1年、トップリーダーとして柳川市民のため、行財政改革には身を削ってでもやってもらいたい。

そこで昨年、市長に光が見えたのは4年ぶりの日本人大関、我がふるさとよりの琴奨菊関の川上りパレードには、これは輝かしい光が見えたように思います。この琴奨菊人気にあやかり、柳川市の施策で大相撲と観光を結びつけるアイデアでさまざまな企画ができないものでしょうか。本市は、極めて自主財源の低い市であり、いかにこの財源を高めるかが課題であります。そのためには、琴奨菊関にあやかり、マスメディアを活用し、柳川の魅力あるものを全国にアピールすることが必要ではありませんか。

私も、市長が言われますように、観光客の倍増や観光収入倍増は同感であります。しかし、新しい柳川を観光とどう結びつけるかがトップリーダーの手腕ではないでしょうか。

以前、三小田議員が提案された柳川城の再建や、私はこの地元に300メートル級の名称は有明タワーとか、そういうふうな感じで思っておりますけど、そういう柳川市の核となるものをつくり、観光産業を見直す時期ではないだろうかと思っております。

そこで、まず壇上から4つの市長に対しての質問を行いたいと思います。

市長の言われました平成21年6月11日当時の閉塞した柳川市をこの3年間でどのように変える努力をされましたか。そして、どのように変わったと評価されておられますでしょうか。また、市長の言われる閉塞感は打破されましたでしょうか。

2点目に、市長就任あと1年であります。47項目のマニフェスト及び重点項目6項目の中で、一番達成できていないのはどの項目で、あと1年でどのように計画されておられますでしょうか。

3点目に、市長自分自身のごとでございませうけれども、市長の現在のマニフェスト達成率は100点満点で何点つけておられますでしょうか。

4点目には、観光産業の抜本の見直しの考えはありますでしょうかと、これは少し抽象的な質問でございますけれども、市長の観光に対する思いをお聞かせ願いたいと思います。

あとは自席のほうから行財政改革、職員の無料駐車場、市政一般で自席のほうから質問させていただきます。

市長（金子健次君）

おはようございます。ただいま藤丸議員のほうから壇上で、平成21年の6月21日にしたあいさつのことを今、思い出しているところでございます。

この残り1年1カ月になりました。この3年間で、実際、当時話をした柳川市の閉塞感を

打破できたのかというようなこと、また、自己採点をマニフェストについては何点かというようなことと、また、琴奨菊を含めた観光のプランについてと、いろいろと出ましたので、その点についてお答えをしたいというふうに思います。

それではお答えしたいと思います。

市長に就任をいたしまして、この3年間でマニフェストに掲げた事業に積極的に取り組んでまいりました。抱える課題の多くについては、解決に向けて少しずつ動き出したというふうに私は思っております。マニフェスト以外の緊急を要する課題についてもありました。タイムリーに取り組まなければならない問題もありましたし、その分は努力をしてきたつもりです。また、それまでの懸案事項も議会や市民の皆さんの御協力のおかげをもちまして、一定のめどが立ったと思っております。

喫緊では、最近ではピアスの問題についても今議会のほうに一応御相談をいたしまして、和解に向けた、そしてまた、特別委員会も設置をしていただきまして、その中で御審議をいただくというふうになっておりますけれども、それについても努力をしてまいったところでございます。

こういったことから、私といたしましては、今の柳川を閉塞したというような後ろ向きの表現は使わなくてもいいというふうに思っているところでもございます。マニフェスト47項目及び選挙戦の公開討論会のときに掲げていました重点施策6項目のうち、最も達成できていない項目はどの項目かという問いについてお答えいたします。

4年間で行う重要施策の水環境の再生のうち、しゅんせつしたヘドロの再利用システム確立によるリサイクルというのを上げておりました。これは残された1年でどのようにしていくかということでございますけれども、しゅんせつヘドロ再利用のシステム確立につきましては、現在、産学官の研究機関等におきまして研究されているしゅんせつヘドロの堆肥化等の再利用システムは、低コストで行っていくには技術開発にもう少し時間を要するというようなことでございます。

そういうことで、本市にとってしゅんせつヘドロの再利用は喫緊の課題でもあります。当面は、公共事業への再利用の拡大を図ってまいりたいというふうに考えております。あと残り1年でこの問題は解決するとは思っておりません。

達成率は何点かということでございますけれども、昨年8月に柳川青年会議所が開催をいたしましたマニフェスト検証会では、パネリストの6人の高校生の皆さんがつけられた点数は100点満点で76点でございました。私の今の段階で自己採点ということでございますけれども、自己採点については心している点数はありますけれども、私自身はこの残された1年間で例えば80点ということとを及第点、合格点というならば、その目標に向けて市民の皆さんから1年後には80点に到達したよという形の点数をいただくために努力をしてまいりたいと、今、自分の自己採点については及第点というふうには思っておりません。

それから、観光の見直し等、また琴奨菊をどうやって利用していくかについては、建設部長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

以上です。

建設部長（野田 彰君）

それでは、観光についてどのように考えているのか、抜本の見直しはあるのかということについてお答えをいたします。

議員も御承知のとおり、観光の振興により交流人口が高まることで消費経済活動が活性化をされまして、ひいては新たな雇用にもつながることから、全国的にも観光によりまちづくりが展開されておりますので、これからの時代、本市におきましても観光振興は非常に重要な施策であると考えておるところでございます。

抜本的な見直しで、藤丸議員、例としてお城の建設、タワーの建設を上げられましたが、これらの建設につきましても、将来的に景気が回復いたしまして、企業等の協力が得られれば考えていくこともあるかと思いますが、今のところ、現段階ではこの建設についてはまだ考えておりません。

まず、基本的な考えといたしまして、昨今の観光客のニーズが変化していく中で、今まで観光資源になり得なかったものが観光資源になっている。すなわち、着地型観光のニーズが高まっている時代であると認識をしているところでございます。平成21年3月に策定いたしました柳川市観光振興計画に沿って組織をされました、柳川市観光まちづくり推進委員会を昨年7月に立ち上げまして、専門家の方々に議論をいただきまして、選択と集中プランとして提言をいただいているところでございます。内容は、川下りコースをきれいにするなど、まずは基本に立ち返り、できることから確実にやる必要があるというものでございました。

あわせまして、掘割を中心とした心地よい空間づくりに取り組み、市民や地域の力による着地型観光を推進するなど、受け入れ態勢の充実を図れば、柳川を訪れる観光客の満足度も向上し、リピーターにつながるものと確信しているところでございます。

以上でございます。

18番（藤丸正勝君）

壇上からの4点、御答弁いただきましたけど、まず、この観光産業の件なんですけど、やはり、まだ今のところ景気も回復していないということでございます。それで、やはり今後は柳川市、水を生かしたまちづくりをやってもらいたいということでございます。

景気のいい話で、景気が回復したら柳川城、有明タワーをつくるという答弁のように聞こえましたけど、しっかりやってもらいたいと思います。

それから、市長は3点、答弁の中でしっかりと3年間努力をされてきていることは、私もよくわかっております。また、市民の協力によりまして、やはり、いい柳川市になっていくと、また、3年前に閉塞感があったということも言われておりましたけれども、今のところ

はこれを打破されたような感じであるんじゃないかなろうかというようなことで思っております。

それから、この自己採点をどれぐらいかということに対して、なかなか自分自身で言われないだろうと思うんですけど、やはり、以前、商工会主催でマニフェスト検証会のときに76点か、そういう回答があっておりましたけど、私はこれはもう90点でもいいと思うんですよ、市長。あと10点はあと1年間でしっかりマニフェスト47項目、重点項目6項目にしっかりと向き合って、もうあと私は90点つけて、あと10点はその1年間でやってもらいたい、そういうふうな感じしております。

それでは、行財政改革ということで、まず職員給与、職員削減の件に関して質問いたします。

行財政改革は、大阪の橋下市長のような改革推進のリーダーシップがなければ、なかなかできないと思いますけれども、厳しい本市の状況を見ると、大阪市までとは言わないまでも、思い切った行財政改革をやらないと近い将来、そのツケが市民に回ってくると思います。新年度の市民生活は電気料金初め、各種保険料、税金、公共料金などの引き上げがメジロ押しであります。こんなときこそ、市役所も地域の民間レベルに合わせ職員数の削減を初め、給与の引き下げ、職務での能力主義導入や年功序列の廃止で成果主義に変えたら大幅な人件費の削減ができると思いますけれども、7年前の合併協議会で定員適正化計画が策定されて、平成27年までには合併時の職員数の15%減ということで決定されておりましたが、金子市長としての職員の削減計画は持っておられますか。市長としての削減計画を持っておられましたら、その計画の一端でもお聞かせいただきたいと思っております。

なぜならば、この数年間で全国的に役所の業務が官から民へと移っております。それで、かなりの民間委託がふえてきております。柳川市の予算を見ても、民間への委託料が40億円前後ありますね。それと、全職員のパソコン使用ということで仕事の量も民間委託されて、簡素化されて、図面、測量、設計、そういうことが合併後随分と外部委託されております。

このことは、職員の仕事の量が減ったことであり、当然人員削減はこれに比例していかなければならないと思っております。この件に関して市長の職員削減についての考えをお聞かせくださいませ。

総務部長（大坪正明君）

職員の削減計画についてお答えをさせていただきます。

職員の削減については、藤丸議員おっしゃいましたように、合併協議会の中で新市建設計画の財政シミュレーションをつくる際に削減可能人数を試算されております。この試算は、平成14年度の決算をもとに試算をされておまして、1市2町と消防構成事業組合の職員のうち、特別会計の職員と消防構成事業組合の職員を除いた1市2町の一般会計職員の合計人数である478人を基礎として、その15%に当たる72人が合併10年で削減可能であるとされておりました。

このような試算が示されておりましたけれども、合併後の平成18年3月に策定いたしました柳川市定員適正化計画では、平成17年4月1日の全職員数602人から消防職員81人、これは合併したからといってそう減らせないだろうということで、この消防の吏員81人を除いた521人を基礎として、10年間で15.5%に相当する81人の削減目標を定めております。この目標に対しましてどのようになっているか簡単に申し上げますと、合併後5年目に当たる平成22年4月1日現在では、この時点の目標職員数が562人ございました。実数が539人で目標を23人上回って削減をしております。また、平成24年4月1日、ことしの4月1日現在では、目標の職員数545人に対して、実数が522人になる見込みであります。10年後の平成27年4月1日が521人の目標でございますので、目標にあと1人と、7年間でほぼ10年後の目標にほぼ到達したというような状況でございます。

今後の問題でございますけれども、目標数を超えても行財政改革の精神にのっとりまして、サービスを低下させないように、そして、職員の能力向上や機構改革、事務改善、民間委託などの推進などに取り組みながら、引き続き可能な限り職員の削減に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

18番（藤丸正勝君）

市長の答弁では、削減計画にのっとりやっている。今のところ、シミュレーションでいくと10年後にはそれ以下になるというようなことを今、言われましたけど、これは私も7年前、その審議会の中に合併前に入っておりましたけれども、その中で話されて、もう適正化計画が平成16年の8月17日に1市2町合併協議会で審議されて、それが決定されたということで私、頭の中に入っておりましたけれども、これは何ら手を打たなくても、このシミュレーションというのは職員の退職がありますでしょうが、職員の退職を見据えたシミュレーションを10年計画でやったら、それは当然のごとく出てくるんですよ、私そう思っているんですよ。

それで、私はこの市民の声、社会の声にマッチしたやはり職員定数を減らしてもいいじゃないかという声を聞いて、やはり金子市長としての削減計画、今、部長が言ったのは、これは合併協議会で決定された事項じゃないですか。それに対して、今まで平成22年まで退職者ですよ、退職者、一般職、勸奨、自己退職、消防どれだけおりましたか。かなり、60名近くおったんじゃないかと思えますけれども、ちょっとそこをお聞きいたします。

総務部長（大坪正明君）

平成17年から21年までの経緯で退職者数は108人でございます。そのうち、45人採用をいたしまして、職員数が63人の減ということになっております。

18番（藤丸正勝君）

今、部長が言うように、プラス・マイナス66名かな、（「63」と呼ぶ者あり）63名かね、

そうですね。そういうことで削減計画をやっておられますけど、やはりシミュレーションどおりじゃなくて、私が聞きたいのは、市長として、この削減計画はもう7年前に決まってるわけですよ。だから、市長として今後、どういうふうに考えているかと聞いておるんですよ。

市長（金子健次君）

職員の削減計画につきましては、計画どおりのシミュレーションを少し超えているというふうに思っています。私自身もやっぱり合併することによるスケールメリット、一番大きなことは、やっぱり職員の削減、議員におかれましても、こういう形で今、24名という形になっておりますし、努力していただいております。そういう意味では、大阪市長が大阪市のバス部門は40%給与を削減するって思い切ったことを言っておられますけれども、本市におきましても今回、平成23年度時の退職者は24名でございます。24名のうち今回、4月1日に採用するのは11名でございます。

そういうことで、50%以上の削減という形でやっておるわけでございますして、非常にそのことはもうちょっと職員に筑後弁で言うと、頑張らしてもらわんといかんというふうになるわけでございます。

そういう意味で、これからも庁舎の統合の問題含めまして、組織の改革とか、それを含めてできる分について職員数を減らしていこうという考え方は、そのシミュレーション以外に私自身も考えております。

以上です。

18番（藤丸正勝君）

私、今のこの市長のその答弁を聞きたかったんですよ。

そういうことで、削減計画は市長、前向きにやってもらっているというような考えでございますけれども、続きまして、職員の給与削減についてお聞きいたします。

柳川市の平成22年度の決算の市税収入と、平成23年度職員給与、各種手当、共済年金、退職手当負担金といろいろありますけれども、その平成22年度の市税の収入と市職員給与、各手当、総額を教えてくださいたいと思います。

総務部長（大坪正明君）

職員の給与に関してでございますけれども、まず、柳川市の平成22年度の市税収入額についてでございますけれども、平成22年度の決算で6,093,840千円となっております。それから、平成23年度の一般職の給料、各種手当、共済費、退職手当負担金の内訳について申しますと、給料が1,979,200千円、各種手当が1,055,500千円、共済費が658,700千円、退職手当負担金が361,030千円で合計で4,054,420千円となっております。

以上です。

18番（藤丸正勝君）

市税収入が6,093,840千円、やはり大分落ち込んでいますね、市税収入というのが。景気

が左右されているとも感じますけれども、それに対して、職員給与、各種手当含めましてやっぱり40億円から4,050,000千円からの支出があっているということでございます。やはり、私はこの給与を民間並みとは言わないけれども、やはり民間近くまで下げていったらどうかということをおもっておりますけれども、それで、通勤手当ですね、この次の無料駐車場の件につきまして質問するうち、通勤手当が職員にはどれだけ出ておりますでしょうか。それから、職員の平均年収と平均年齢をお聞かせ願いたいと思いますけど。

総務部長（大坪正明君）

通勤手当につきましては17,200千円、平均年収が1人5,980千円、平均年齢は42.6歳でございます。

18番（藤丸正勝君）

ことしも公務員と民間企業の格差は確実に開いております。市長、これは地域民間準拠による給与並みにする考えはありませんでしょうか。その並みとまではいかないけど、そういうような考えを持っていないかと。それで民間準拠による給与の適正化で、かなり給与の削減がされるんじゃないかと思っておりますけれども、その市長の民間準拠に対する見解と、職員給与削減に対する考えをお聞きしたいと思います。

市長（金子健次君）

民間準拠と申しますと、筑後地区のことを言われているかなというふうに思っております。本市職員におきましては、福岡県の県の職員また国家公務員等もおりますし、本市の場合の給与改定というのは人事院勧告の改定に基づき、地方公務員法の給与の条項でございますけれども、それに基づいて職員団体と話し合いをしながら、給与の改定をお願いし、議会の議決をいただいているところでございます。

確かに、筑後地区の比較等につきましては、額的には私は低いというふうに思っておりますけれども、そういう近隣の市町村の均衡を保つ必要もありますし、また人材の確保の点からも一定の給料というのは、そういう形の民間準拠もありますけれども、福岡県の職員、地方公務員の近隣の状況も勘案しながら、議会のほうに提案して議決をいただいております。状況でございますが、今後もそういう方向でやっていきたいというふうに考えています。

18番（藤丸正勝君）

なかなかこの地区の民間準拠に合わせるということは、なぜできないだろうかと、私はそう思うわけですよ。もういつも、公務員法の第24条3項にのっとり、職員の給与を決めていると、それと、人事院勧告によりそれを決めていると、でもやはり、市長として給与、これはやろうと思えばできるわけですよ。公務員法の第24条3項には、今、市長言われたように国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、それを考慮してやりなさいということも書いてあるわけですよ。民間事業の従事者ですよ、そういうことも書いてあるわけですよ。市長はいつもそういうことを、こういう給料になると、この公務員法を言って

いますけど、でも、法の上に憲法というのがあるわけですね。やはり、その憲法14条には、早く言えば国民は法のもとに平等で経済的、社会的関係において差別はできないというようなことを言われながら、片一方では公務員法では職員の給与は国及び他の地方公共団体に並びなさいというようなこと、本当に矛盾したことを言っているわけですね。

それで、私は、この給与問題にしては市長がやると、削減すると思えば、市長でやられるわけですよ、大阪市長並みとは言わないけれどもですね。やはり、私はもっとこの民間との格差がこんなに開いて、やはりなかなか生活に苦しんでおられる民間の方がおられますし、市民の方はそういうことを是正するためにもですよ。それで、とにかく、公務員が恵まれているということを言っておきたいと思いますよ。

年金問題にしても思いますけど、我々、また一般の国民年金に加入されている方、国民年金に加入され、満額、全額自己負担で40年間納め続けて月額66千円ですね、普通の国民年金の方は、それでまた日雇い仕事に行かれば、その分だけの収入ですよ。それと、民間企業に勤めてこられて、再雇用されて、厚生年金をもらっている方、この方はプラス給料、年金プラス給料で最高が280千円ですね、最高280千円まで、280千円以上になったら年金が引かれるということでございますけれども、一方、公務員の方、皆さんたちも定年されたら共済年金プラス、きのうも言われましたが7カ所に天下りしているような話がありましたけど、皆さんたちは公務員年金をもらいながら、天下りして、最高480千円でしょう、皆さんたちももらえるのは、民間の方たちは280千円ですよ。それだけの年金でも格差があるわけですよ。年金は、共済年金はだれが納めているかといいますと、市民の皆さんたちが納めているんですよ、皆さんたちの退職金も給料もみんな我々の税金で納めているわけですよ。だから、もう少し公務員の皆さんたちは市長のトップリーダーとして削減をやってもらいたいと、そういうことを私、言っておるわけですよ。

そういうことで、市長、この削減、給与削減、これやっぱりできないのはなぜできないかということになるんですよ。何が問題あるんですかね、この給与削減を提案するには、そのところをちょっとひとつお聞かせ願います。

市長（金子健次君）

国家公務員の給与を100といたしまして、本市におけるラスパイレス、藤丸議員も御存じだと思いますけれども、福岡県の中で本市が市職員の給与の実態がどのくらいのランクになっているかということをお示ししたいというふうに思います。

平成23年は99.6でございます、国家公務員を100とした場合はですね。それで、この99.6というのは、26市、福岡県はありますけれども、高いほうからいくと17番目の位置にあります。そういうようなことと、先ほど地方公務員法の第24条の関係について申し上げましたけれども、国家公務員の給与、地方自治体の近隣の給与等についても、大体同じような数字というふうに思っています。

そのように、給与については、国家公務員については私たちの給与改定については人事院勧告と、国が調査する機関の中のこのぐらいの民間準拠方式という形になっておりますので、そういう額的な分については議会にお願いをして改定をしていただいておりますというようなことでございます。

私自身は、給与費の総額について、個人個人の給与じゃなくて、給与費の総額については、これからも先ほど申し上げましたように、職員の数、定数の削減について努力をやっぱりやっていきたいというふうに考えて、最終的には、これ職員の限界もありますので、どこまでが限界なのか、そこら辺を十分詰めながら、私自身は今後考えてやっていきたいというふうに思っているところでございます。

それで、大阪市長の橋下市長のやり方で40%削減すると、そういう考えは毛頭ございません。

18番（藤丸正勝君）

ラスパイレス指数を言われるだろうとは思っておりました。前回はそういうことで99.6、100%行っていないから健全だというようなことでございますけれども、やはり、これは削減してもらいたいと、一人一人の職員の削減よりも、今、市長言われますように、人件費の総額、やはり私が思うのはそれなんです。人件費の総額を見直さないと、やはり、個人個人ではなかなか難しいということで、今後、そういうことで総額の見直しを次の問いで聞こうと思っておりましたけど、先に言われましたので、しっかりと総額を見直してもらいたいということを思っております。

それから、駐車場の件に入っていきたいと思っておりますけれども、この駐車場の件で、これで私は4回目の質問をしたいと思いますけれども、なかなか前に進まないようでございます。これはまさに市民要望であり、多くの市民の声が聞こえてまいります。一般住民の皆さんの中には、通勤、通学で自動車を使い、公設、私設を問わず駐車場を利用すると、月決めや一時使用の駐車料金を払わなければならないのに、市の職員は無料で今、駐車してある。このことを理解するのはやはり難しいという声が渦巻いております。

私もこれまで、これらの矛盾点を指摘し、職員の皆さんたち、執行部に問いかけましたが、なかなか誠意ある答えが出てきません。

そういうことで、今までの執行部に対しての質問は、部長なんか特にわかっておると思いますが、この件に関して4回目の質問でございますけど、どういうふうに考えておられますか、お聞きいたしたいと思っております。

総務部長（大坪正明君）

職員の駐車場の問題について、4回目の御質問をいただいております。これまで私どもも他市とか他県の状況も調査をして検討してまいっておりますけれども、本市の場合には柳川庁舎で申し上げますと、職員が駐車しているスペースは本来、市役所や市民会館の来客用駐

車場をその目的に支障のない範囲で職員が駐車をさせてもらっているというところがございます。したがって、議会の開会のときとか、市民会館で催し物があるときなど、駐車場として利用できない場合には、職員の駐車を制限しているという状況がございます。

このように、行政財産の一部目的外使用を認めているもので、職員駐車場として優先して使用したり、あるいは職員専用の駐車場として管理をしているものではございません。

このような状態にありますけれども、改めて藤丸議員がおっしゃるように、駐車料金を徴収するというにした場合に、幾つかクリアすべき課題がございます。まず、先ほど言いましたように、市民会館の駐車場を使用できない場合などがあるので、1人ずつ駐車場所を確保できないということがございます。このため、通路などに実際とめているというような現状がございますので、このようなことで駐車料金が取れるのかどうかと、また通勤距離により使用を制限するとか、そういう方法もございますけれども、そういうことでした場合にどういうふうにするのか、あるいは自転車とかバイクなど、駐輪場を使用した場合の取り扱いをどうするか、あるいは市役所の委託業者などで職員以外の方が駐車される場合もでございます。そういった場合の駐車場の利用者の取扱いはどうするか、あるいは庁舎以外の施設、例えば福祉センターとか、小・中学校に勤務している者などの取り扱いをどうするか、こういったさまざまな課題があるところがございます。

駐車場の使用料については、昨年3月8日の藤丸議員さんの一般質問への市長の回答の中で、庁舎統合とかで職員駐車場をきちんと整備するというになれば、駐車料金を取ることも検討しなければならないというふうなお答えを市長のほうから示されております。今後、庁舎統合などの事情で新たに職員用の駐車場を整備、確保する場合などは、相応の負担を職員に求めなければならないという考えは今も変わっておりません。加えて、現状のまま新たに駐車料金を徴収するというについても、先ほど申し上げたさまざまな課題がありますけれども、課題解決に向けてさらに先進地の方法などを調査研究して、慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

18番（藤丸正勝君）

いろいろ部長言いましたけど、本当に駐車場料金を払う気があつとですか、なかっでしょうが、真っすぐ言いますが。

もうちょっと事例を言いますけれども、これは福岡県の事例なんですけど、昨年の10月27日に西日本新聞に載っておりますけど、いろいろ各自治体は県に並び、県がするからということで、これ県が今度やるということで福岡県は歳入確保として県職員駐車場の有料化を検討し、有料化による年間収入見込みは50,000千円ということで福岡県は出しております。

県市有地では、県民が利用料を払っている財政難の折、県職員も費用負担をすべきであるということで、九州ではこの福岡県だけが取っていなかったけど、県のほうも駐車料金を取

るということになったと、これは佐賀県の事例です。これは佐賀県と久留米市の事例でございます。前回、久留米市は取っているということをお聞きいたしました。これは、教職員から取っているわけですよ。教育長、これは佐賀県ですね、佐賀県は県施設の教員、職員用駐車場を有料化すると、これは財政難のため、年間90,000千円の増税を見込んでいるということで、こういう事例があります。

それと、ある市では、当市の職員駐車場についてはこれまで無償で使用させていましたが、昨今の財政状況により有料化をすることになりましたと。やはり、これには職員労働組合も納得まではいかないけど、何かそういうようなことを書いてあります。

それから、これ隣の県なんですけど、県は財源確保のための一環として有料化を目指していたが、職員労働組合の反発により見送っていたと。労組は、財政の厳しさと県有施設の使用料、手数料見直しにより有料化に合意したということで、有料化に反対していた職員労働組合も納得したというように書いてあります。

いろいろこういう7市の有料化をしている事例を挙げておりますが、今、どんどんこれだけ財政が厳しい中に、やはり応分の負担はするのが当たり前じゃないかと思うんですよ。ただじゃ、やっぱりだいでんただが一番好いととですよ。でも、ただじゃ、市民の皆さんたちの税金で駐車場は確保しとるわけですよ。今度もまた、柳川ホテル跡かな、あそこを120,000千円で今度整備されるわけでしょう、財産取得して。それと、ここの市役所の前がまた46,000千円ですか、駐車場取得が。そういうことで、市民の皆さんたちの税金を使って駐車場を、それは市民のための確保でございます。これよくわかっております。しかしながら、やはり、職員の皆さんたちにも私は、この応分の負担をしてもらいたいと、当たりのことでしょう。やはり議会も、すると言えば議会も応分の負担は私は皆さんすると思うんですよ。

ここでやはり、これは普通財産として、これは取り扱っているんですかね、職員駐車場は。そうした場合は、やはりこの利用状況は必要に応じて料金を取るのが普通じゃなかろうかと私はそう思っているわけですよ。

市長（金子健次君）

基本的には、駐車場のきちんとした確保ができれば、職員の有料駐車場条例を条例化して、徴収をしていくという形を将来に向けては考えていきたいというふうに基本的には前回の回答と同じでございます。

その間、そういうできない期間において、できるのが何ができるのか、徴収ができるのか、お金を協力できるのか、そういうことを今、部長がお答えをいたしましたけれども、最後にお答えいたしましたけど、少し4月1日からというわけにはいきませんが、いろんな調査をして、インターネットを見ますと、市職員の有料化というのはぱっと出てきますので、そういう面でできないところを、駐車場が行政財産の中に今、使っていますけれども、その分、当分の間、できるまでの間をどうやってやっていくかというのをちょっと検討してみた

いというふうに思っております。

以上です。

18番（藤丸正勝君）

初めて前向きな回答をもらったと思います、この件に関しては。

それで、市長は平成22年8月31日、一般質問の私のこの駐車場の答弁で、これで私はもう最初の答弁のときは、これはもうすぐにでもやってもらおうかなと思っていたんですよ。その答弁の内容は、柳川市では3庁舎とも現在のところ、お客様用の駐車場を確保した上で、職員数に見合う駐車場が確保できている状況でございますということで、確保できていると市長はそのとき発言されております、答弁されておりますので、やはり、それから2回、3回と、この駐車場の件を質問してみますと、最初の答弁から、いやそういう職員の駐車場がない、整備がしていない、2階建て、3階建ての駐車場をつくったら取りたいとか、そういうふうな答弁でございましたので、やはり、最初の質問にこういう前向きな駐車場が確保されているという言うたこと、これは覚えておらっしゃりますでしょう、そこんところをちょっとお聞きしたいと思います。

市長（金子健次君）

通常の場合はおさまっていると思います。ただ、議会の議員さんたちがおいでになるときの駐車場の確保、また、いろんなイベントが市民会館でございますので、そういうときには駐車できないという形でやってきておりますので、そういうことを考えて駐車場の有料駐車場に条例化しなければなりませんので、そういう意味では通常は縦列駐車まで追い込んで、そこにいっぱいいためて駐車していることを含めると、できるかなと思いますけれども、そういうことでいいのかどうかという問題もありますし、今回、新たにその用地を確保いたしましたので、その分をどういう形で活用していくかという問題もあります。

市民のほうの駐車場と私は考えておりますけれども、そういう中において、いろんなもろもろのクリアしなければならない問題を今、申し上げましたように検討して、料金を徴収する方向の分を検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

18番（藤丸正勝君）

ぜひ、そういう前向きな検討をお願いしたいと思います。

それから、地域審議会の件についてお聞きいたしますけれども、合併した当初に、この地域審議会が発足しておりますけど、この状況についてお尋ねいたしますが、この地域審議会は私、金子市長になってから1回も開催されていないという話を聞きましたけど、そのところ、どういうふうにお考えでしょうか。

企画課長（橋本祐二郎君）

地域審議会の開催状況ですけど、地域審議会は平成17年4月に第1回地域審議会を開催し

まして、旧柳川、旧三橋、旧大和、それぞれ毎年開催しておりまして、平成22年度のみ開催を見送っております。

開催を見送った理由としまして、合併協定項目、これが40項目ありまして、そのうち平成21年度までに36項目と大方の調整ができたこと、さらに、未調整項目におきましても、一定の方針ができたことなどによります。また、平成18年度にそれぞれの地域審議会から市長のほうに各地域の課題への諮問に対する答申が出されまして、その地域の課題への対応も進めていたから平成22年度のみ開催を見送っております。しかし、新たな課題がコミュニティバスとか、コミュニティセンターとか出てきましたので、市民の皆さんの意見を聞いて、その課題について一緒に検討をするために、平成23年、昨年12月にそれぞれ各地域で地域審議会を開催しております。市長になってからちゃんと開催をしております。

以上でございます。

18番（藤丸正勝君）

これは、平成23年12月に開催されたということでございます。これ平成23年の12月が新しい委員さんでやられたわけでしょう。その前まで17年の審議会の委員さんの名簿でやっておられたわけですかね、平成22年度は。

企画課長（橋本祐二郎君）

委員の任期が2年になっておりましたので、その平成21年で切れておりましたので、今回、新たに委員さんを募集しまして、各地域15名で新しい委員さんで開催をしております。

以上でございます。

18番（藤丸正勝君）

委員さんの名簿を見たら、この案内状はお墓まで持っていかなような方がおられたから、もうこの世にいない方の名簿が載っていたから、どこのお墓に案内状出してあるかなと思って、ちょっと聞いたんですよ。

それで、平成23年に新規の新しい委員さんをつくったということで、やはりこれは地域からの要望があったからと今、言われましたけれども、この審議会というのは、この柳川市議会に次ぐ課題を取り上げる重要な機関と思うんですよ、審議会とは。そういう重要な審議会を何年も開催されないという、これはちょっとおかしいんじゃないですか。合併して、合併したらやっぱり地域間がお互い活性化するためにつくられた審議会と思うんですよ。もっとこの審議会を利用するということを私は要望して、本日の一般質問を終わらせていただきます。

議長（古賀澄雄君）

これもちまして、藤丸正勝議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午前11時 休憩

午前11時11分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、6番近藤末治議員の発言を許します。

6番（近藤末治君）（登壇）

皆さんおはようございます。6番近藤です。ただいま議長から発言の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

ことわざに光陰矢のごとしと、こう申します。これは時のたつ速さを表現する言葉に用いられますが、平成21年4月、市長選挙において多くの市民の支持を受け金子市政が誕生いたしました。丸3年を経過しようとしております。残る任期は1年ほどとなりました。金子市長におかれましては、柳川市合併後の2人目の市長として、大変な激務を精力的にこなされ、一市民といたしまして心から敬意をあらわすところでございます。

さて、市長は立候補時において、柳川をこのようなまちにしたい、マニフェストを掲げられました。そして、市長に就任をされてからはさまざまな案件について取り組んでこられました。特に、前市長からの懸案であったピアス跡地の処理には多くの時間を費やされてきております。土壌調査の結果、跡地についての問題はないようですので、土地利用については一安心したところでございます。しかし、アスベストの除去や建物の解体等について、市として取り組んでいかなければならないことが残っております。また、今議会に提案されている柳川市のまちづくりの基本になる景観条例や西鉄駅前広場の整備、道路網や水路整備など、いろんな施策に取り組んでいかなければいけないことが待っております。このような施策を実施しながら、観光柳川づくりをやらなければならないと思います。

先ほど藤丸議員も言われましたが、幸いにも年間90日間、NHKの大相撲放送で「福岡県柳川市出身琴奨菊」と、柳川市の名前を全国的にアナウンスしてもらっております。このようなことは、他市からは大変うらやましがられていると思います。今こそ観光都市柳川を目指し、市長には頑張っていてほしいと思います。

そこで、柳川のまちづくりについて質問いたします。

一概にまちづくりといいましても、いろんなまちづくりの計画があると思います。人に優しいまち、住みよいまち、住んでよかったと思うまち、環境整備の整ったまち、そして思いやりのあるまち等々があると思います。今回は特に、観光都市柳川を目指し、景観条例まで制定して町並み整備をされておりますので、柳川の玄関口でもあります西鉄柳川駅周辺の整備計画の現在の進捗状況並びに何年度から具体的に整備に着手されるのか、お尋ねいたします。

また、川下りの終点であります名所、御花を中心とした殿の倉から水天宮周辺の沖端地区について整備計画があるのか、以上、壇上から質問いたしまして、2回目以降、他の項目に

ついて自席から行いますので、議長によってはよろしくお取り計らいをお願いいたします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

近藤議員の御質問にお答えいたします。

1点目の西鉄柳川駅周辺の整備計画の進捗状況につきましては、昨年の8月に西日本鉄道株式会社と東西の駅前広場を結ぶ自由通路整備により駅東側からの利用を確保することで一定の合意を見ております。その後、この東西自由通路と西鉄が土地の一部を所有している西口駅前広場の整備方針について、西鉄と協議を進め、現在、駅前広場の実施設計の作業を進めておるところでございます。自由通路につきましては、先行して測量業務や地質調査業務を進めており、さらに設計に向けた西鉄との事前協議も調べてきているため、今後、実施設計業務に取りかかる予定としております。また、西鉄柳川駅周辺整備では、自由通路や駅前広場のほか、周辺道路の整備なども予定しております。このため、こうした整備の実施設計の完成とあわせて、駅周辺に集中する各工事の工程を調整し、平成24年度中にも調整が整ったものから着手してまいりたいと考えております。

2点目の沖端地区の水天宮周辺の整備計画はあるのかということについてお答えいたします。

こちらのほうにつきましては、現在のところ沖端地区の整備計画はございません。

以上でございます。

6番（近藤末治君）

それでは、2回目質問いたしますが、柳川駅前の計画についてですね。柳川市景観計画という案が配られました。その中でイメージ図のパース図が示されておりますけれども、これによりますと東口のほう、区画整理が現在行われておりますけれども、その中で電柱、電線の地中化が行われるのか、お尋ねいたします。

区画整理推進室長（野田栄作君）

区画整理地区内の都市計画道路下百町線につきまして、電線の地中化を計画しているところでございます。現在、星子医院の北側のところから沿岸道路、東側のほうまで約400メートルの部分で地中化の計画をしております。この分につきましては、第6次の認定路線ということで、県、それからNTT、九電との協議が一定できております。そこで、24年度につきまして、この実施設計を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

6番（近藤末治君）

ありがとうございます。

先ほど御答弁の中で、西鉄の西口駅前広場については西鉄と協議を進めて実施設計を進めているということでしたがけれども、平成21年度ですかね、地方の元気再生事業の中で、水郷柳川まちづくり協議会が調査されました駅と掘割の連結による交通ネットワーク、

これが実験されましたけれども、こういうのを取り組んで、今回の計画の中に入っておるのか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

さきに行われました社会実験によりまして、公共交通機関と送り迎えの一般車との路線のすみ分けを行って実験を行われた結果、利用者からは大変評判がよかったということで、この社会実験の結果をもとに、現在、バス事業者、タクシー事業者等と打ち合わせを行っており、その実験をもとに動線のすみ分けを行いたいというふうに考えて、現在作業を進めているところでございます。

以上でございます。

6番（近藤末治君）

いずれにしましても、観光客が西鉄を使って福岡からお見えになると。そうすると、おりられて駅前の景観が目に入ると思いますけれども、柳川らしい、私、質疑の中でもお尋ねしたんですが、柳川市景観と、これをつくり出すようなイメージで整備をしていただきたいと、こちらのほうを思っております。

次に、沖端地区についてでございますけれども、沖端地区についての電線の地中化というのは考えることはできないでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

沖端地区は、観光地としてたくさんのお客様が訪れる地域でもあり、景観への配慮は重要であると考えておりますが、この沖端地区では昭和63年ごろに電線地中化の構想があり、九州電力との協議が行われております。その結果、電力の需要量や整備費、維持費などの検討をされた結果、九州電力からの協力が得られず、見送られた経緯がございます。

以上です。

6番（近藤末治君）

御答弁ですと、もう地中化というのはなかなか難しいということではございますけれども、例えば、今、川下りの終着の周辺ですかね、その電柱を路地裏といいますか、見えないところに引っ込んで電柱をおっ立て、そしてその景観を保つというような、こういうことはできないのか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

近藤議員が言われるように、道路から電線が見えないようにする方法としましては、電線は無電柱化したい道路から裏道などへ移す裏配線や沿道家屋の軒下を利用する軒下配線などがございます。通りから電線をなくす、こうした取り組みで町並みがよくなり、地域の活性化につながったり、ブランド価値が向上したりといった効果もあるようでございます。しかしながら、裏配線や軒下配線については懸念されることもあるようでございます。例えば、裏道に本来必要のない電線が配線されることにより電線が張りめぐらされたり、軒下では中

継家屋での盗聴の可能性があったり、電力線については漏電による火災の危険性もあるようでございます。裏配線や軒下配線などの無電柱化につきましては、今後十分検討させていただきたいと考えております。

6番（近藤未治君）

ありがとうございます。

沖端地区は、川下りをされた観光客が御花や白秋生家への散策をされます。残念ながら、古い民家を取り壊されて、跡地が駐車場とか空き地の状態で、くしの歯が欠けたような状況になっておりますが、まちづくり交付金というのが使い勝手がいいように、以前は補助金でこれはいろんなことをやっておりましたけれども、使い勝手がいいようにまちづくり交付金というのを国がやっておりますけれども、これは条件があるんですかね、その交付金を使うのをですね。といいますのも、今申し上げたように、沖端地区が古い民家を取り壊されていくもので、今残っておる古い民家がもしそのような状態になったときに、建物の保存目的にそういうふうなまちづくり交付金を使った補助が考えられないのかなと思ってお尋ねしております。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

まちづくり交付金事業につきましては、基幹事業と提案事業がございます。基幹事業につきましては、道路の整備とか水路の整備なり、そういうハード的なものを主に整備するものでございまして、全体の事業費としまして72%。それ以外、提案事業といたしまして、そういう市独自で行うようなソフト的なものを含めまして事業を行うことができるということでございますけれども、現在、まちづくり交付金事業といたしまして、駅前の方、整備を行っているわけございまして、この事業、今のところ平成25年までが事業期間でございまして、それ以降、新たなそういうものがまちづくり交付金事業として今後残るのかと言われると、またそれも名前がちょっと若干変わるそうでございますけれども、そういうものにつきましては県と協議しながら今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

6番（近藤未治君）

ありがとうございます。

なぜこういうことを質問したかといいますと、先日、私、岡山県の倉敷の方にちょっと勉強がてら行ったんですけれども、ちょうど柳川の沖端地区に似通った町並みがあって、ここはもう古い建物すべて連檐をして、すばらしい景観を醸し出しておったもので、ああいう景観を何かこういう交付金を使って整備ができたらいいなと思って質問したけど、なかなか厳しいようございますが、これはちょっと質問変わりますけれども、その中で私、散策した中に、ごみが全然落ちていなかったんですよ。本当にその美観地区でしたけれども、その方たちの意識の高さというものが、こういうのを私改めて感じたわけですが、柳川の場

合、水辺の散歩道、これも国庫補助を使いながら整備されておりますが、今、なかなかカラスのふんとか犬のふんとか見受けられて、そこを観光客が散策されたら私が倉敷で感じたようなことを思われるのかなと感じるんですが、川下りコースは毎日といいますか、清掃船で掃除されておりますが、水辺の散歩道とか沖端地区の清掃とかは今どのようなことで管理されておりますでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

水辺の散歩道など、市民や来訪者の多くの方が利用される場所につきましては、気持ちよく歩ける、また歩きたくなるよう、美化活動によりきれいに保たれていることは非常に大切なことであると考えます。その水辺の散歩道の管理につきましては、遊歩道の清掃、除草及び植木等の手入れを造園業者やシルバー人材センターに年間を通して委託しており、毎月、活動状況がわかる写真を添付した報告書の提出をいただいているところでございます。また、担当職員によります巡回といたしまして、遊歩道も含めまして、月に一、二回程度の巡回を行い、管理を行っているところでございます。

以上でございます。

6番（近藤末治君）

柳川のまちづくりということで、柳川市景観計画もこのように策定をされておりますので、この策定案に沿って柳川らしい柳川まちづくりをお願いしたいと思います。

次に、道路問題に移りたいと思いますが、具体的に高橋中牟田線のことについて、そして関連して385号バイパスの進捗状況についてお尋ねをしたいと思います。高橋中牟田線については、おかげさまで今月の27日に供用開始されるということでチラシが入ってまいっております。ということで、具体的に今回の供用についてどのようになるのか、お答えください。

建設課長（中村敬二郎君）

ただいまの近藤議員の高橋中牟田線の今月27日からの供用開始についてということでお答えしたいと思います。

高橋中牟田線の今回の供用開始の、まず区間でございますけれども、県道久留米柳川線の矢加部の小井手橋交差点から国道385号バイパスまでの約1.1キロメートルの区間を供用開始することにしております。また、この供用開始に伴いまして、国道385号バイパスのところが一部市道につながるようになっておりますけれども、その385号バイパスはまだ未供用でありますので、その区間までにいろいろ大型車の進入に関しまして注意を促す看板等を設置して、大型車の流入を防ぐような格好での供用開始になるかと思っております。また、中間の地点におきましては、信号機等の要望がなされておりますので、警察協議を終えまして、供用開始までに信号機の作動を行う予定でございます。また、地域の方の利便性等を考慮いたしまして、連絡する市道等の接続等も十分行っておるところでございます。

以上です。

6番（近藤末治君）

ありがとうございます。

小井手橋から385号バイパスまで今回供用開始ということですよ。それで、今課長御答弁のように、大型車は当然これは、私、図面等も持っておりますけれども、C地点ということで表示されておりますけど、ここが今の村中道路に接続するわけですよ。大型車は、これは当然行けないので、中古賀の交差点というB地点での表示になると思うんですが、いわゆる村中の車、これは中村地区と西蒲池地区の方が恐らく利用されると思うんですが、この乗用車といいますか、普通車が通るだけのスペースをされると思いますが、その手当てといいますか、どのようなことをされるんですかね。大型車は通さない。しかし、普通車、村中の普通車は通すということでしょう。そうした場合に、ある程度の表示をしておかないと、なかなか混雑をして、大型車がここに迷い込んできてUターンせにゃいかんというようなことになるかもわからないので、そこら辺の手当てはどのように考えられておりますかね。

建設課長（中村敬二郎君）

大型車、また地域の普通車の対応ということでございますけれども、大型車に対する対応といたしまして、県道久留米柳川線から入りまして、中間地点であります中古賀のところの信号予定地ですね、あのずっと手前のほうにも看板を設置して、大型車にこの先何メートル先が通り抜けできませんと、大型車の通り抜けできませんと。また、その次に、信号機付近の手前の部分につきましても、これから先何メートル大型車は通り抜けできませんと。そして、今議員がお示しいただいておる図面でございますけど、そのC地点の手前のほうにも、もうこの先大型車通り抜けできませんという格好で、ずっと大型車の流入を注意するような看板を現在設置しているところでございます。それと、地域の乗用車等に関しましては、十分接続地点の市道の整備を行いまして、流入に関してはかなり配慮しているところでございます。

以上です。

6番（近藤末治君）

ありがとうございます。

せっかく高橋中牟田線がC地点、今回の予定のところまでつながるんですが、385の進捗状況、ここがまだ残念ながら完成をしていないと。これによって、久留米から柳川へ行く普通車、また大型車、柳川から久留米に行く乗用車、大型車、これが通行できないということで、385号バイパスを早く完成していただきたいと思うんですよ。これが完成しないと、東蒲池の交差点のところまで385が現在できておりますけれども、あそこは現在ですと変則5差路になって、旧道の385は閉鎖できないと思うんですよ。それで、385の進捗状況、これについてお答えください。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

国道385号バイパス道路につきましては、福岡県のほうで整備をいただいているわけでございまして、現在は東蒲池の交差点から県道水田大川線の交差点ができるところの付近までの区間の工事を進めていただいているところでございます。

以上です。

6番（近藤未治君）

ありがとうございます。

この件については、私が平成22年の3月議会で質問いたしました。当時の執行部からの御答弁で、これは県事業ではあるが、平成23年度開通を目指し、事業に鋭意取り組まれていると。よほどのことがない限り、そういうことで理解していただければよいと思いますと御答弁になっておるんですよ。ということは、23年度で開通を目指すということは、24年の4月にはできるのかなと私このとき思ったわけですが、そのよほどのことがない限りということですので、よほどのことがあったのか、お願いいたします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

近藤議員御指摘のとおり、平成22年の3月議会の答弁で、平成23年度でよほどのことがない限り開通できるであろうというふうにお答えをいたしておりました。当時、事業主体であります県のほうにお尋ねしたところ、23年度開通予定であるとの回答でありましたので、そのような答弁をさせていただいたわけでございます。おくれています原因としましては、当時、県は23年度開通を目指して文化財発掘調査と同時に残工事を完成する予定でございましたけれども、文化財調査に不測の月数を要し、工事に着手できなかったことが大きな要因でございます。また、数名の地権者の相続関係等で道路用地が確保できなかったことも要因でございます。現在、文化財調査が完了したすべての区間の工事が行われております。市としましても、県と力を合わせて国道385号バイパスの一日も早い供用開始を目指しているところでございます。

以上でございます。

6番（近藤未治君）

ありがとうございます。一日も早い385の開通をお願いしたいと思います。この385の開通によって高橋中牟田線の事業効果も上がると思いますので、市として協力できることは協力されて、完成に向けて努力していただきたいと思います。

それと、高橋中牟田線ということで、高橋ですから国道385号に最終的にはタッチすると思うんですよ。それで今回、2期工事といたしまして、現道の385号から西のルートへの説明が地元公民館でありました、地権者を集めてですね。これは何年度から工事をされて、何年度に完成目標にしているのか、お願いいたします。

建設課長（中村敬二郎君）

高橋中牟田線の385号から先の計画はどうなっているのかということでございますけれども、2期区間につきましては、現道の国道385号から国道208号までの約1.2キロメートルの区間の計画でございますけれども、補助事業によります採択における事業期間が5年でありますので、今回はほぼ中間地点であります現道の高橋中牟田線の泉橋までの約0.6キロメートル区間を事業着手の予定でございます。事業期間は平成24年度から5年間を予定しているところでございます。

以上です。

6番（近藤未治君）

1.2キロメートルのうちの半分、0.6キロメートルを第2期工事として今回計画されているということですね。

それでは、最終的には高橋の208にタッチせにゃいかんわけですが、これも私、22年の12月議会で質問したんですが、あそこが国道208号と市道高橋中牟田線、そしてクランクになって新田西蒲池線ということで接続するわけですよ。その交差点について質問をいたしましたところ、県に要望されるかと聞きましたところ、国や県、それと交通管理者である警察と十分協議して進めていかなければならないという御答弁でありましたので、今どのように協議をされておるのか、お答えください。

建設課長（中村敬二郎君）

高橋中牟田線と国道208号線の交差点協議についてお答えいたします。

近藤議員御指摘のとおり、平成22年12月議会におきまして、一般質問で高橋中牟田線と国道208号の交差点が県道新田西蒲池線を含めて変則的なクランク型の交差点であるため、市の考え方を質問されております。当時、国、県及び警察と十分に協議して進めなければならないと考えていますと答弁しているところでございます。高橋中牟田線の2期区間事業計画は、さきにもお答えしましたとおり、ほぼ2期区間の中間であります泉橋までを来年度から5カ年の計画で整備することとしております。近藤議員の高橋中牟田線と国道208号の交差点の国と県の協議でございますけれども、泉橋までの区間の完成が見えた段階で交通管理者も含めて協議を行いたいと考えておるところでございます。

6番（近藤未治君）

ありがとうございます。今のお答えですと、泉橋まで24年度から5カ年計画で整備して、その完成が見えた段階で協議するということでの御答弁ですけれども、これはなかなか、地権者もありますし、国、県と協議せにゃいけない事項ですので、これは本腰を入れて、もう今からでも取り組んでいただきたいと。と申しますのも、これは蒲池だけの問題ではないんですよ。これは蒲池を抜けて昭代地区、いわゆる沖田から間のほうへ行く新田西蒲池線の改良にもなるわけでございますので、これはもう今のような泉橋の完成が見えてからということじゃなくて、どうせ208まではタッチせにゃいけない路線ですから、前もって先に協議

されたらどうかと私思います。

ちょっとここでお尋ねいたしますが、まちづくり課のほうが国県道対策をやるわけですよね。高橋中牟田線は建設課でしょう。今後、この協議を進めるに当たって、どちらのほうで対応されるのか。

建設課長（中村敬二郎君）

市道高橋中牟田線と208号線の接点協議、この交差点改良等も含めましては建設課の対応となるかと思えます。しかしながら、その延長線と申しますか、そうなるちょっと私たちもまたまちづくり課と協議して進めなければならない部分もあるかと思えます。

以上です。

6番（近藤末治君）

この交差点の協議は、本当に私、早く進めないと、時期になってからなかなか地権者とか、国、県、警察とか、課長言われたようにありますから、早く進めて行ってほしいと思います。この件は、私もずっと今後成り行きを見ていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、3点目の市民要望でございます。

これは3点ほどお願いをいたしたいと思えますが、まず1点目は市営住宅についてお尋ねをしたいと思えますが、現在、市営住宅に身体障害者専用、この住宅は何戸あるのでしょうか。

建設課長（中村敬二郎君）

市営住宅における身体障害者用住宅は何戸ですかということでございますけれども、柳川市の市営住宅で身体障害者用の車いす世帯向けの住宅として、吉富団地と蒲池立石団地、それと鷹園団地の3団地で7戸ございます。

以上です。

6番（近藤末治君）

7戸ですか。それでは、この入居について、あきが出たときの公募になると思うんですが、直近で何年に行われて、そのとき何名の方が応募されて、何名の方が入居できたのか。

建設課長（中村敬二郎君）

入居状況ということでございますけれども、現在の柳川市の市営住宅には一般世帯向け住宅と特別な条件の方が入居できる特目住宅があるところでございます。特別な条件の方の住宅とは、母子世帯向け住宅と身体障害者用の車いす世帯向け住宅があるところでございます。この2つの住宅ともに、入居募集につきましては、入居順番を決める空き待ち住宅の抽せん方法の募集を行っているところでございます。

なお、特目住宅御希望の方につきましては、一般住宅の募集も重ねて受け付けているところでございます。

また、特目住宅における直近の入居の状況として、車いす世帯向けの住宅の状況でございますけれども、23年度、今年度でございますけれども、2名の申し込みがありまして、2戸のあきがございました。で、2名の方が入居されております。直近ということで、22年度におきましては3名の方が申し込みをなされまして、1戸のあきがございました。上位2名の方が辞退をされましたので、最後の方が入居されているところでございます。

以上です。

6番（近藤末治君）

そうした場合に、抽せん漏れの方が何年も待たされるということになると思うんですが、一般の住宅、今あります住宅を身障者向けに改造といいますか、そういうことができないのか、お尋ねいたします。

建設課長（中村敬二郎君）

一般住宅を身体障害者向け住宅に改修できないかというような質問でございますけれども、車いす専用の住宅に改修するためには、段差の解消のほかにも出口、入り口などの幅を広げなければならず、住宅の構造的な問題もあり、かなりの大改修が必要となるところでございます。現在のところ、こういう理由におきまして考えておりません。

6番（近藤末治君）

考えていないということでございますので、今回、新たに公営住宅等長寿命化計画ということで、平成24年度から本町、鳥の水団地の建設に向けて取り組みを始めているということでございました。この中に身障者向けの住宅を考えられておりますか。

建設課長（中村敬二郎君）

建てかえを予定している住宅に身障者用の住宅を考えているかということでございますけれども、今度建てかえる予定の本町団地、鳥の水団地につきましては身障者住宅の計画はないということですが、本町団地、鳥の水団地の住宅の建てかえにつきましては、平成24年度に用地選定を計画しております。また、平成25年度に設計を予定したいと考えているところでございます。この設計時点までに、車いす世帯向けの住宅の需要状況等を考慮しながら決定したいと考えているところでございます。

6番（近藤末治君）

身障者向けの住宅というのは、やっぱりスペースも要るし、先ほど現在の一般住宅の改造は難しいということでございますので、ぜひ今回の鳥の水、本町、2つの団地の建設ですね、これについてはやっぱり何戸か考えられたほうがいいと思います。

先日、ある方から御相談を受けたんですが、この方が身障者の住宅に入っておられたんですよ。それで、その該当される身障者の方が亡くなられたと。当然これは、市は身障者の対象の方が亡くなられたから退去を指示する、これは当たり前のことだと思いますが、ただ、この方が体も弱くて、経済的にも民間の住宅に入るのもなかなか大変だということで、建設

課のほうに何とか一般住宅に入ることはできないかという相談をされたようでございますが、この事実は課長、把握されておって、どのような対応をされたんでしょうか。

建設課長（中村敬二郎君）

御質問の身障者の方が亡くなられて退去の指導により退去されたということでございますけれども、現在、柳川市では車いす世帯向けの住宅として、入居の際には特目住宅として募集するために、入居要件を欠いた場合には退去していただかなければならない点を十分に説明して入居していただいているところでございます。また、退去していただく場合には、十分な猶予期間も設けて退去指導を行っているところでございます。柳川市の市営住宅の募集方法は、空き待ち住宅募集という方法で行っておりまして、一般住宅、特目住宅のいずれの方が入居をしてありますので、現在の制度では退去していただいております。議員御質問の点につきましては、今後の課題と考えたいと思います。

6番（近藤末治君）

事務的には、身障者本人が亡くなられたので、出てくださいと言うのは当たり前なんですけれども、この方が言われたのに、本当に冷たかったといいますが、その対応されたのが非常に身にしみたといいですか、そういうふうなことを言われて、何とかという願いをしたけれども、無理だったということで、現在はもう退去されております。このようなケースがまだ出てくると思うんですよ。今、7戸ある身障者の中に入ってある方が亡くなられると。身障者の方が亡くなられたら退去せにゃいかんというのは当たり前でしょうけれども、そこら辺にちょっと市としての今後検討していただくことがあるんじゃないかと思えます。

それでは、2点目の水の郷について、この対応についてお尋ねをいたします。

この件は、私、実際に聞いた話でございますので、昨年11月に水の郷のホールを借りに行かれたそうです。これは、ちなみにお聞きしますと、6カ月前にその使用を申し込みしないといけないというふうなことで行かれて、許可を受けられたそうなんです。それで、安心して帰ってきておられたところ、そのグループといいますが、仲間の方から、あなたはホールは借りてきたばってんがら、食事はどこでするとか、衣装がえもせにゃいかんばんと。それは部屋は借りてきたかんというようなことを言われて、この方もびっくりされて、あら、そういうことかねと。ならちょっとまた借りに行たてこないかんということで行かれたら、その対応が、もう部屋はあいておらんばんもと、つれない一言で、あらっと、この方も本当に心配されたそうなんです。幸いにも何か後日キャンセルが出たから使えたということでございましたけど、この受け付けのときの対応といいますが、どのようにされておりますか。

健康づくり課長（高巢雄三君）

水の郷の対応についてお答えいたしたいと思えます。

水の郷ホールの利用申請につきましては、議員おっしゃられたとおり、利用する日の前日

から6カ月前までにしていただくこととなります。申請受け付け時に、水の郷業務係の職員が申請のため窓口に来館された方へ使用目的や利用予定日のスケジュール、御利用時の注意事項などの確認を行っております。その際、利用の目的、時間によっては同時に他の諸室利用が必要になる可能性が考えられますので、ホール打ち合わせ表を作成いたしまして、内容の概要をお尋ねし、必要に応じ、他の諸室の申請もあわせて御案内しているところでございます。作成しましたホール打ち合わせ表は、受け付け終了後、複写して申請にお見えになった方にお渡しし、打ち合わせ内容を御確認いただいております。今回の御質問のケース等も含めまして、同様の手続を行っていたと考えられますけれども、利用者の方との打ち合わせの際に、意向の聞き取り、説明、助言など、利用者へ適切な対応が不十分であったのではないかと考えております。利用内容を十分理解し、説明、助言を行うことが不足し、大変不愉快な思いをさせてしまったことに対しまして、おわびを申し上げたいと思います。

6番（近藤未治君）

今、課長がおっしゃったような打ち合わせがあつておれば、この方もこんなことは言われなかったと思うんですけども、たまたまこれが200名ぐらいの出場者があつたカラオケの発表会だったそうなんです。それで、今私も質問したように、何でそのときに言ってくれんじやろうかのと、あんた、後から行って部屋のなかと言われたらどげんするじやろうかという、もう本当にこういう対応しかせんとかねと言われたんですよ。それで、ちなみにまた駐車場もあんたたちが管理せやんぱんというようなつっけんどんのような対応らしくて、この方が言われるのに、駐車場の整理代も含めた使用料は払っていいから、そういうふうなことはできないでしょうかということも言われたんですが、その件はどうでしょうか。

健康づくり課長（高巢雄三君）

水の郷ホール使用料の中に駐車場の警備を含めてはいかがかという御質問でございますけれども、現在、ホールを御利用いただく際、駐車場の収容台数には限りがあります。混乱を避けるため、申請時に駐車場整理員の配置をお願いしているところです。駐車場整理員の費用につきましては、催し物の規模や時間、入場料の有無など、さまざまな運営形態があり、画一的な運用が困難な面があります。また、近隣の類似施設の取り扱いを調べましたところ、大川市文化センター、サザンクス筑後、大牟田文化会館におきましても、費用は本市同様に利用者負担ということになっております。したがいまして、本市におきましても、現行の取り扱いに対し利用者の御理解と御協力をお願いしたいというふうを考えております。

また、整理員の手配についてですが、事前の打ち合わせの段階で駐車場の混乱が予想されますので、御利用者と駐車場整理の段取りや人員の手配の御案内、御相談に応じているところですが、今回のケースでは何ら助言がなかったということでもありますので、利用者の立場に立った親切な対応と的確なアドバイスができるよう、より一層の接遇の向上に努めてまい

りたいと思っております。

以上です。

市長（金子健次君）

冒頭、近藤議員のほうから私に対してお褒めの言葉をいただきまして、何か座っておって恥ずかしいような感じがいたします。いずれにいたしましても、そういう本人、職員のほうが、対応がそういうつもりでやったつもりも、結果的にこういう事態が発生しているということは、本当に申しわけなかったというふうに思っております。いろんな形で私のほうには手紙やメールが届きます。実名入りで褒められる職員もおります。また、厳しく言われる職員もおります。しかしながら、私自身は、3年たちますけれども、やっぱり先頭に立たなければならぬし、私は住民サービスというのは、勇み足でも構わないから、おれが責任をとるから、うんとやっぱり突っ込んだ、市民の目線に立った、立場に立ってやってもらいたいというふうに、これからもそういうことをまたこれを機に改めてやっていきたいというふうに考えているところです。非常に申しわけなく思っております。

6番（近藤末治君）

市長から御答弁いただくとは思わなかったんですけども、市長のそのような思いを職員の皆さん一緒になってやっていければ、こういうケースはなかったと思います。それで、ちなみにそういうふうな他の団体も大川市のほうの施設を今多く利用されておるようなんですよ。大川に行けば、申し込みをしたら、大体すべてあとはもう心配せんでよかもんということでございました。それで、先ほど申し上げたように、出場者が200名ということで、例えば、弁当200個、千円のにすれば200千円。それに飲み物とかいろんなのがあって、柳川にお金が落ちると思うんですよ。そういうことで、貸すほうからの目線じゃなくて、借りるほうからの目線で対応されれば、こういう問題はなかったと思います。また一生懸命そういうことで事務の打ち合わせとかやられたらいいと思います。

最後になりますけれども、3点目の福祉バスについてお尋ね申し上げます。

旧柳川市では2台の福祉バスが運行されておりまして、今回、三橋と大和にないということで、昨年11月に蒲池出身で山形市在住の與田様からそれぞれ1台ずつ、2台のバスの寄贈がっております。與田様もこのときに言われたのが、贈呈式のときにあいさつをされたのが、お年寄りや体の不自由な方、多くの市民の方で利用していただければうれしいということでございましたので、そこで旧柳川市の場合、乗車率はどのようになってきているのか、年度ごとによろしかったらお願いしたいと思っております。

企画課長（橋本祐二郎君）

旧大和、三橋地域にコミュニティバスが試験運行を開始するに当たりまして、今、近藤議員が言われましたように、東蒲池出身で山形市の株式会社山形ビルサービス企業グループの創業者でございます與田博利様よりバス2台を御寄附いただきました。與田さんからのバス

の寄附は、旧柳川市のときの2台と合わせまして合計で4台目となりました。與田様の郷土愛に感謝をしまして、その気持ちにもこたえるために、バスの利用者をふやして、市民の皆さんの役に立てていきたいと考えております。

旧柳川市で16年度から運行しております福祉巡回バスの乗車率につきましてお答えします。

旧柳川市の地域では、蒲池、昭代、両開の3ルートを実行しておりますが、運行開始当初から運行便数とか利用対象などが変わってきておりますので、単純には比較できませんけど、3ルートの年度ごとの利用者と1日当たりの利用者の推移をお答えします。

16年度の年間利用者は3,193人ございまして、1日当たり10.4人でございます。17年度は4,121人、18年度が8,742人、19年度が1万3,858人、20年度で1万6,631人、21年度は年間1万7,145人で、22年度におきましては1万7,696人となっております。運行当初より毎年、今申し上げましたように利用者がふえてございまして、1日当たり、当初10.4人から22年度では57.5人となっております。利用者は約5.5倍となっております。

以上でございます。

6番（近藤末治君）

もう当初からかなりの方が利用していただいているところで、これは贈呈された與田さんも大変喜んでいらっしゃると思いますが、今回、試行運行をやっております三橋、大和のルートですね。これは、当初、市で見込んだのと実際はどのようになっておりますでしょうか。

企画課長（橋本祐二郎君）

大和、三橋地域の試験運行の当初見込みでございますが、11月1日から運行しております、11月の月間利用者は合わせまして193人で、1日当たりで7.4人でございます。12月は月間184人で、1日当たり7.7人となっております。1月は146人で6.1人でございます。当初の見込みは、旧柳川地域の初年度同様の1日当たり10人程度を見込んでおりましたけど、現時点では1日当たり7.1人となっております。今後も、旧柳川市地域同様、高齢者を初めとします市民の皆様が利用しやすいコミュニティバスとなりますように、バス停とか便数などの要望を聞きながら見直しを図っていきたいと考えております。また、4月から、条例等にも提案をしておりますが、旧柳川地域の福祉巡回バスと旧大和、三橋地域に試験運行しておりますバスをあわせまして、コミュニティバスと名称を改めまして統一化を図ることにしております。

以上でございます。

6番（近藤末治君）

ありがとうございます。

旧柳川の場合はもうかなりの乗車率になっているということで、今回の三橋、大和についても啓発をされて、與田さんの意に沿うように利用していただければ贈られた方も喜ばれると思います。

そこで、今回、4月からコミュニティバスということになるそうですが、コミュニティバスとなっても、今、運行されている委託業者ですか、そこにそのまま委託になりますか。

企画課長（橋本祐二郎君）

はい。現在、民間のバス会社に運行委託しておりますけど、4月からもそのような、バス会社に委託を予定しております。

以上でございます。

6番（近藤末治君）

時間もないようですが、ちょっと最後に、これもまたちょっと苦情になるといいますか、要望になるかわかりませんが、足の不自由な方がバス停のところまで行かれておっいたらしいんですよ。で、すぐそばにバスがあったけど、間に合わなかったと。そこで、手を振って呼びかけるといふか、待ってくれというようなことを言われたけれども、バスが行ってしまったと。それで、その方はまた家に帰らなければいけなかったということで、もうちょっと運転士さんの目配りはできないのかなと。それと、今、委託業者にされておりますけれども、ほかにいろんな苦情といいますか、要望とかはないのか、お答えください。

企画課長（橋本祐二郎君）

大変嫌な思いをされたことを察しまして、本当に申しわけなく思っております。ほかの苦情としましては、乗車時に早く乗りなさいというふうにせかされたとか、そういう配慮に欠けた点も見受けられました。そういう苦情もあっております。委託業者に対しまして、今までも指導をいろいろしてございましたけど、これまで以上に、安全運転はもちろんのこと、そういう気配り、目配りを含めまして、今後そのようなことがないように指導していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

6番（近藤末治君）

今、私が質問した市民要望の3点は、職員や関係者のちょっとした心配りで市民の方が本当に心のこもった行政をやっていると思われると思うんですよ。それで、人に優しいまちづくり、思いやりのあるまちづくりということにつながっていくと思いますが、今後、やっぱり職員の方がこういう気持ちで頑張っていただきたいと思います。何か市長が手を挙げておりますので、最後にお答えがございましたら。

市長（金子健次君）

もう謝ることばかりで申しわけないんですけども、バスの問題についてもいろんな声が聞かれました。それで、バス会社とも話をしまして、よく宅急便とかなんかの後ろに運転手だれだれとか書いてありますので、その分をぜひつけてもらいたいということで、バスのほうの後部のほうには名前がついております。そういうことで、自分の意識を高めていってもらいたいというようなこと等もやっておりますし、いろんな意見は忌憚なく言ってもらった

と同時に、もうその分は改善していかなければならないというふうに思っております。最初褒められましたけど、何か小さくなっておりますので、よろしく願いしておきます。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、近藤末治議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時12分 休憩

午後1時 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、20番島添勝議員の発言を許します。

20番（島添 勝君）（登壇）

皆さんこんにちは。20番、市民クラブの島添でございます。通告に従いまして質問をします。よろしくお願いします。

1つ目の浦島橋かけかえについてですけれども、浦島橋かけかえ計画地内の同意は100%得られていると思います。現在の時点での進捗状況はどうなっているかお尋ねします。

2番目の自然エネルギーについて、再生エネルギーの全量買い取り制度が7月から始まるそうでございます。国の事業資金5年間で3,500億円を想定するとして、福岡県など自治体と用地交渉に入るそうでございます。柳川市では、地球温暖化防止対策の一環として自然エネルギーの利用を促進するねらいで、住宅用太陽光発電システムを設置される方に経費の一部を補助されますが、再生可能エネルギーの全量買い取り制度が7月に始まりませんが、この面での市の取り組みをお尋ねします。

3番目の営農組合の法人化の取り組みについてですけれども、旧三橋町では17の営農組合がありますが、30ヘクタール以下の組織では法人化しても非常に不利な面があると思います。そのためには規模拡大が必要になると思います。市の取り組みはどのように指導されるかお尋ねします。

あと小さいことは席のほうで質問しますので、よろしくお願いします。

建設部長（野田 彰君）

島添議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、浦島橋かけかえ事業の進捗状況についてお答えをいたします。

現在の浦島橋は昭和31年に建設をされまして、50年余り経過をしております。コンクリートのひび割れ、剥離、漏水等が確認をされております。また、橋梁区間は車道幅員が狭く、橋の前後区間においても歩道が未整備のため、歩行者にとって危険な状態にあります。そのため、新たな橋を現在の橋の少し下流側にかけかえるものでございます。

これまでの取り組みは、平成21年6月に地元説明会を開催後、地形測量に入りまして、平

成22年4月から用地測量、建物調査を実施いたしまして、同年の10月から国土交通省福岡国道事務所の職員と一緒に市も同行しながら、用地の交渉に当たってまいっているところであります。現在も橋梁をかけかえるために必要な用地の地権者の方々を中心に交渉に入っているところでございます。

以上でございます。

生活環境課長（江崎尚美君）

自然エネルギーについてと、柳川市の自然エネルギーへの取り組み、また、言われました国の取り組みについてお答えをしたいと思います。

自然エネルギーは、石油や石炭などの化石燃料を燃焼させた場合と違って、環境を汚染する物質の排出が少ないエネルギーということで、太陽光発電、風力発電、地熱発電、太陽熱利用、バイオマス熱利用等が挙げられ、再生可能エネルギーとも言われております。昨年の大震災によります原発事故は、国のエネルギー政策の大きな転換を促し、太陽光発電などの再生可能エネルギーへの移行が言われております。国においては、昨年8月に再生エネルギー特別措置法が成立し、今言われました今年7月に施行され、太陽光発電などの普及への新たな一歩となりますが、電力会社による買い取り価格の水準、電気代アップ等の問題点も指摘されております。しかしながら、技術の進歩や生産規模の拡大で発電システムのコストダウンも進んでおります。

また、国におかれましては、今言われましたように、7月に全量買い取りということになっておりますけれども、まだ委員さんがですね、二、三日前の新聞によりますと、やっと決まったと。5人、価格等について決められる委員さんがやっと決まったと。これで国会同意が要るということでございます。

また、価格についてもはっきりはわかっておりません。しかしながら、住宅用については現在1キロワット当たり42円ということになっております。これは売電する場合ですね。

本市としても、地球温暖化防止対策の一環として自然エネルギーの利用を促進するとともに、環境負荷を軽減する循環型社会を構築するため、24年度から新たに住宅用太陽光発電システム設置に対する補助金を創設することにいたしました。24年度からは新規補助事業のスタートということで、まずは対象者をみずから居住する者、もしくは居住を予定している個人とし、一定の基準を満たしたシステムを導入される住宅としておるところでございます。

補助金等については御案内のとおりでございますけれども、23年度設置実績を考慮して24年度は300件の申請を考えております。本市としましても、環境に優しい取り組みに力を入れていきたいと思っております。

以上です。

農政課長（成清博茂君）

農政課のほうから集落営農組織の法人化についてお答えいたします。

市におきましては、集落営農の任意組織として今32団体、組織があります。その中で三橋地域のほうは、議員おっしゃいましたように17組織、割と面積が小さい、規模が小さい組織になっております。この集落営農の任意組織につきましては、将来的には法人化に向けて取り組むということになっております。

まず、法人化についてのメリット、必要性について申し上げたいと思いますけれども、農業従事者の高齢化の進行を踏まえまして、担い手の農地の集積を図って安定した経営をするためには、法的に保障される法人で賃借契約が有効であると考えられております。その中で、経営者みずからにとって経営管理能力の向上とか高度化、それと、対外的・社会的信用力の向上、それから、地域の雇用の場であったり、有能な人材の確保、それと、農地の利用権の権利主体になれるということもありまして、メリットがございます。そこで、やはり農業生産法人の育成が必要と考えられますので、その辺の支援を行っていききたいというふうに思っております。

以上です。

20番（島添 勝君）

ありがとうございました。

まず、浦島橋のかけかえについては、私はこれで2回目なんですけれども、そのときに、平成26年度以降にならないと供用とかそういうことはわからないという返事をもたらしましたが、その後の予算とか用地交渉について、それと、何年後に供用がなるのか、その点をお願いします。

建設部長（野田 彰君）

今までの予算関係と供用開始はいつごろかの質問かと思えます。

現在、用地交渉中でございますので、地権者もおられますので、具体的な説明は申し上げられませんが、可能な範囲内でお答えをいたします。

浦島橋につきましては、平成22年度で、みやま市も含めてですけど、用地費、補償費の名目で170,000千円、平成23年度で540,000千円程度を計上されておると聞いております。また、供用開始が前は平成26年度でという目標に向かってあったわけでございますが、いろいろな事情で、現在は、国道事務所の発表によりまして、平成28年度以降に供用開始をするというふうに聞いております。

以上です。

20番（島添 勝君）

そうしますと、例えば、今は移転の交渉とか、そういうことをしておられると思いますけれども、今のところは移転された空き地はどのくらいあるのでしょうか。

建設部長（野田 彰君）

完全に立ち退いて更地になっているのは4件でございます。

20番（島添 勝君）

私は中島の朝市はよく行くんですよ。そして、かなりお客さんもあって、何か魚とか野菜とか新鮮なものを売ってありますので、非常に楽しみにしていますけれども、駐車場があるんですよけれども、それに対して、何か向こうんにきあったり、遠かったりするんですけどね、その空き地が、私が知っておるところだけでん、ほんのそばにあるんですよ。そいけん、そういうところの、要するにもう綱張ってあるだけなんですよね。そういうところの活用はできないか、お尋ねします。

建設部長（野田 彰君）

今現在立ち退いてある土地に朝市のための駐車場で利用できないかということでございます。

これは、あくまでも道路建設用地として確保しているものですから、その分については国土交通省の福岡国道事務所に問い合わせをしてみて、可能かどうかを調査してみたいと思います。

20番（島添 勝君）

そういうことでございますので、そういう利用がされるように交渉をお願いします。この項についてはこれで終わります。

続いて、自然エネルギーのことについてなんですけれども、太陽光発電は火力発電に比べ割高な発電コストが普及の障害になっているそうですが、ことしの7月から始まる新制度では、原子力に頼らない自然エネルギー・太陽光発電が生み出す電気も買い取りの対象となるそうです。事業採算が改善することで設備建設が進むと期待されているそうです。ただ、現行制度では1キロワットの買い取り価格は42円、低コストで建設すれば32円でも採算が十分に確保できるそうでございます。建設が予定されている いや、失礼しました。ただ、私が言いたいのは、柳川市で11カ所のコミュニティセンターの建設が予定されていますので、用地確保も要らないんですよ。コミュニティセンターの屋根にするので、コストも下がると思いますので、市長、その辺はどうでしょうか。

生涯学習課長（石橋正次君）

まず、コミュニティセンターへの太陽光発電の設置ということでございますので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

本市においても、議員おっしゃるように、自然エネルギーの活用を促進すべきということの観点からコミュニティセンターへの太陽光発電設置につきましても検討をいたしたところでございます。しかしながら、既存施設で、現在の既存の公民館施設へ仮に10キロワットの機器を設置したとした場合には、設備機器だけの費用でございますけれども、1つの公民館当たり約13,000千円。また、垂見コミュニティセンターのように、現在11のコミセンを建設する予定にしておりますけれども、そういったところにする場合につきましては、新規の施

設としては約6,000千円が1つの公民館にかかるということでございます。それで、現時点におきましては設備費用が高額ということでございますので、コミセンの予算範囲内におさめるには非常に厳しいということで、今のところでは導入が厳しいという判断をしているところでございます。

しかしながら、公共施設への自然エネルギーの導入につきましては、議員おっしゃいますとおり、必要な検討課題ということで認識をしているところでございます。垂見のコミュニティセンターの場合につきましても、将来的な導入、こういったものを想定いたしまして、屋根の構造等につきましては、これに対応できるような構造にしていきたいというふうを考えているところでございます。

以上でございます。

20番（島添 勝君）

ありがとうございました。

私たちの垂見校区で一応設計図とか、そういうもので説明がありました。そのとき地元の方から、よかったなら、せっかく今回はよか屋根はなかちというところで要望が出たんですよ。けれども、何か余りよか返事がなかったんですよ。だから、私もいろいろ安うしてでけんかなとか、いろんな方と相談して勉強をしたんですけども、ただ、コミュニティセンターが今の設計図の上にするげっと、1キロワットのあれが15個乗せることができそうです。それで計算するげっと、設置費が1キロワットで大体500千円ぐらいかかるそうですけれども、それを計算すると、500千円で15倍するげっと、7,500千円ぐらいかかるんですよ。

ただ、かかるけれども、家庭用と違って、家庭用は24時間電気を使うんですよ。コミュニティセンターはただ昼間か、毎日はないと思う。その使い道はようっとわかりませんけれども、家庭用でげっと大体減価償却が10年から11年ぐらいでできるという話も聞いたんですよ。そうすると、コミュニティセンターはもう余った電力は買い取ってもらうことになると思うんですよ。そうすると、恐らく7年ぐらいで減価償却ができるだろうと。そうすると、あとは余った電力でうまいとこ、例えば、できるんじゃないかと思えますけれども、特に東北地震じゃないんですけども、緊急避難のときにも、停電したっちゃガスと組み合わせるげっとかなりいい結果が避難設備として出るそうでございますけれども、その点はどうか。

生涯学習課長（石橋正次君）

議員おっしゃいますように、太陽光発電、自然エネルギーのメリットにつきましては、いろんなメリットがあるということで、こちらのほうとしても認識をしているところでございます。ただ、先ほど申しましたように、現時点でコミセン自身の予算の関係、それから、将来的には安くて効率性の高い太陽光のパネル等も開発が期待をされているところでございますので、もう少しお時間をいただきたいと思います。現時点では思っているところでございますので、

よろしくお願ひしたいと思ひます。

20番（島添 勝君）

ありがとうございました。よかつたら、市長、この辺よろしくお願ひします。

市長（金子健次君）

コミセンの11カ所については、一応検討いたしましたがつ、今、石橋課長が申し上げましたようにちょっとコストが高いということで、予算の範囲ではできないということで、今申し上げましたように、これから開発をされまして、要するに、施設そのものが安くなつた時点で検討したいというふうにおもつております。

20番（島添 勝君）

ありがとうございました。

要望なんですけれども、せつかくそういう今の時代が、原子力、ああいうことになっておりますので、国の方向がこういう方向に向つてゐるんですよ、太陽光とか、自然エネルギーに。そういうことを市長にぜひお願ひして、この項の質問は終わります。

続いて、営農組合の法人化についてなんですけれども、私がなぜこういうことを質問するかというと、経営基盤交付金というのが去年から発足して、1年目にこれは法人化した後の話なんです。23年度までに法人化したところが対象になるとおもひますけれども、1年目に3,000千円、2年目、3年目に1,000千円来る。使い方とかそういうことは、農政課、よかつたらば使い道といいますが、そういうことをお聞きしたいと思ひますが、よろしくお願ひします。

農政課長（成清博茂君）

今、議員お聞きになつてゐるのは、経営基盤強化交付金の使途ということでよろしいでしょうか。

経営基盤強化交付金の使途ということなんですけれども、これにつきましては議員おっしゃいますように、23年度、今年度といいますが、県の新規事業として始まつております。23年度から26年度までということで、法人組織の分については事業期間はなつております。

その使い道ということなんですけれども、まず、主なものとしてお答えいたします。

まず、人材育成や経営管理能力の向上といたしまして、新規就農の雇用とか、労働保険料、それと先進的な経営研修の費用ですね。また、経営規模の拡大、コスト低減といたしまして、農業機械の耐用年数の延長のための修理改修費用、それから経営の複合化といたしまして、農業技術とか新規野菜の導入のための種代、それから肥料、材料等々であります。また、経営の多角化といたしまして、農業体験、それから交流会の経費、それから加工品開発に伴います試作材料費とかパッケージデザイン、そのPR経費などに活用ができるようになっております。

以上です。

20番（島添 勝君）

ありがとうございました。

そういう交付を受けるためには、32ヘクタール以上ないと交付は出ないようになっているだろうと思うんですよ。そのためには、旧三橋町が17組織あるばってん、半分以上はもう30ヘクタールないんですよ。ただ、せっかく今の農業は米、麦、大豆ではどうしてもやっていけないんですよ。だから、こういう金、交付金があるのを利用するような組織をつくるべきと思うんですよ。ただ、すぐどげんしてくれっちゅうて、きょうあしたでできるものじゃないと思うんですけれども、やっぱりこういう方法が柳川にも来るけん、農政課あたりから、こういうメリットもあるち、どことどことが、例えば、A地区とB地区と一緒にってこういう取り組みもある。例えば、野菜ばつくるげつと幾らち今答弁のありましたけれども、種代とかそういうことに使うてよかという話でしたので、その点のやり方というか、農政課あたりはその辺はどのような指導を してもらいたいんですよ、私たちは。そいけん、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

農政課長（成清博茂君）

水田農業経営力強化事業の中の経営基盤強化交付金の使いとといいますか、県の事業にのせて法人化組織を強化して経営基盤を確立していきたいということですが、この事業につきましては、組織経営体とといいますか、法人化している組織に対する支援ということで、先ほど議員がおっしゃいましたように、そのとおりでございます。ただ、現状の経営に新たな野菜の生産など、新しいアイデアとかを盛り込んで、もうかる農業という位置づけで目指す組織を支援していくということになっております。ただ、設定されるに当たりまして、事業申請に当たりましては、先ほど議員おっしゃいますように、基本的には40ヘクタールの水田面積が必要です。ただし、県のほうではおおむね8割ということで、先ほど言われました32ヘクタール以上の水田面積が必要となります。

そういう中で、法人化に 柳川市の場合、まだ法人化している組織が1団体しかございません。この事業はもう法人化しておかなければならないという条件ですが、法人化するためにはやはり大規模な耕作面積で米、麦、大豆を中心にやっていくのか、それとも、ある程度小さい面積でも園芸野菜とか、露地野菜とか、そういうのを中心にやっていくのか、その営農形態を組織の皆さん、構成員の皆さんと一緒に考えながらやっていくと。そのために農地、担い手の確保とか、農業機械の集約化、農産物の生産など、それぞれ構成員の皆さんと協議した中で、それらをまとめた、また将来ビジョン等をまとめていって検討を行っていくことも重要だというふうに思っております。その中で、県の普及センターなりJAなり市と協議しながら、連携して支援していきたいというふうに思っております。

以上です。

20番（島添 勝君）

ありがとうございました。この制度は平成26年度までで法人化するというか、そういうことでしょうか。

農政課長（成清博茂君）

いえ、この事業につきましては、既に法人化をしておかなければならない条件になっております。（発言する者あり）そうです。

以上です。

20番（島添 勝君）

今しとかやんじゃなしてですね、ことしじゅうにできるか。例えば、旧三橋町で大豆組合してあつとですよ、大豆組合だけなんですよ。で、大豆組合が60町ぐらい今しよつとですよ。そういう大豆だけでも法人化とか、やっぱり米、麦、大豆だけじゃどうでん営農組織はやっていけないんですよ。これは知ってあると思うんですよ。今、例えば、旧三橋町、さっき言いましたように、大豆組合だけで60町からあるんですよ。そういうやり方でもいいでしょうか。

農政課長（成清博茂君）

ただ集落営農、任意組織の集落営農の法人化というのは、やはり課題もあると思います。それで、法務局等に登記とか、そういう経費も必要ですので。ただ、今言われますように、旧三橋におきましては17組織のうち約7組織が32ヘクタール以下の状況でございます。それが小さい組織が幾つか一緒になって32ヘクタール以上になるというのは当然可能だと思いますけれども、それぞれの組織のコンセンサスが必要かというふうに思います。

ただ、急には法人化にはならないかと思えますけど、ちょっと時間はかかると思えますけれども、この事業につきましては、先ほど言いましたように、23年度から26年度までということになりますけれども、事業申請に当たりましては23年度が23年から3年間、それと、24年度が24年から26年の3年間ということになっております。ですから、23年度と24年度が事業申請の年度ということになりますので、今年度中に申請を行うわけですけれども、その前に法人化が必要ということになっておりますので。

以上です。

20番（島添 勝君）

ありがとうございました。

例えば、今、そういう制度を聞かれた方とよく会長さんたちと話をするんですけども、ほおっ、そげんか制度のあるなら 例えですよ、今17組織旧三橋町であるんですよ。それを例えば、東部の営農組合とか、中部の営農組合とか、そのような話のしてくるなら、ことしじゅうでん私はできるんじゃないかなという気がするんですよ。もう米ば、例えば40町つくったとすんでしょう。53%しかつくられんですよ、米は。半分しかつくられんとですよ。47%は減反じゃりけんですね。そうすると、収穫ちやもう知れたものですよ。

そういうことで、やっぱりこういう制度は利用されるようなやり方、せっかく予算のついたんですけれどもね。そして、その辺の指導といいますか、営農組合のでくつき、3年前、平成19年やったと思いますけれども、こまかところがまとまるけんちいうて、そういう話でこまかとのできとつとですよ。ばってん、今はもう去年から戸別所得補償制度になってから、もう規模拡大、規模拡大という去年から話がありよるとですよ。だから、やっぱり指導ばしてもらわんとですね。例えば、農協さんあたりも中に入れたりして、そういうやり方ちいうか、何か方法はないでしょうか。

農政課長（成清博茂君）

確かに規模拡大で、今議員おっしゃいますように、柳川市内33、うち1法人ですけれども、組織がございます。ただ、旧柳川においては、例えば、両開、昭代、蒲池で1つの集落営農と。結構大規模な、規模的には大きい集落営農組織になっております。なかなか規模が大き過ぎて課題も多いということも聞いております。ですから、どの程度が集落営農、また法人化していく上で適当な経営規模なのかというのは、その構成員なり、また集落営農の構成員の皆さん、それと県の普及センターとか、JAとか、市とですね、いろいろ協議しながらやっていって、法人化というのは当然、水田経営所得安定対策の中で法人化はある意味義務づけられたこととなりますので、法人化に向けて取り組んでいくということとなりますので、その適正な規模については、いろんな関係団体と協議しながらやっていきたいというふうに思います。

以上です。

20番（島添 勝君）

ありがとうございました。

例えば、今1つの組織が柳川に法人があるという返事があったんですよ。例えばですよ、米、麦、大豆ではもう今の状態ではかなり厳しいんですよ。だから、今さっき話がありましたように、やっぱり野菜ばつくと。例えば、そんならもとに戻りますけれども、その3,000千円の交付金ばもらうためには、こういう野菜ばつくるけん、3,000千円くれということとはでけんじゃろうけんですね、やっぱり3,000千円もろっからするのか、されるのか、その辺は申請するとはいかが 3,000千円もろうて使い切らんときは2年か3年かかって使うといいとか、その辺などうでしょうか。

農政課長（成清博茂君）

交付金の使途ですけれども、これにつきましては申請段階で3年間の計画を立てていただいて、その事業に必要な経費も合わせて県のほうに申請をします。今3,000千円と、2年目、3年目が各1,000千円ですけれども、5,000千円、これが上限になりますので、これ以上はもう自己資金で対応は可能ですけれども、あくまでも1年目が3,000千円、それと2年目、3年目が1,000千円と、これは上限というふうになっております。ですから、必要経費がそれ

以下であればですね、その以下で申請していただいて、それぞれを活用して経営基盤の確立を目指してもらおうという形になるかと思います。

以上です。

20番（島添 勝君）

ありがとうございました。

なかなか法人化ということは、もう私たちも感じておるんですよ。さっきも言いましたように、大豆組合はほんにまとまって物すごよか結果の出よつとですよ。60町っちゃすごかですよ。東部はほとんどもう大豆組合に入っているんですよ。いい結果の出てからするのか、最初からやっぱり指導、こういう交付金あたりが来るということでございますので、なかなか農政課長あたり聞いてもなんですよけれども、よかったら市長に、柳川の農業が、かなりまだ農地があるんですよ。物すごくあるんですよけれども、その辺の市長あたり、どういう考え方かお尋ねします。

市長（金子健次君）

最後こちらに回ってくるとは思いませんでしたけれども、いろんな三橋の農業のときも、それぞれの集落営農という形で取り組みをしてきました。その広域的な面積については要件を満たさないというふうなことでございますけれどもですね。いろんな形でこれからのJA柳川では米、麦、大豆というのが一、二をとっておりますし、いろんな形で、島添議員については実際経営をしておられますし、JA柳川と十分話を聞きながら、また、福岡県農林水産部と打ち合わせしながら、また、国の動向を見きわめて、農業のいろんな意見を国に伝えていきたいというふうに思っております。

以上です。

20番（島添 勝君）

ありがとうございました。

私はこれで終わりたいと思いますけれども、そういう32ヘクタールぐらいの組織を今からでもぜひ御指導をお願いして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、島添勝議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後 1 時38分 休憩

午後 1 時49分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、3 番熊井三千代議員の発言を許します。

3 番（熊井三千代君）（登壇）

皆さんこんにちは。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして順次質問させていただきます。本日は、3項目について質問をさせていただきます。

初めに、胃がん対策についての質問でございます。

日本は今や世界一のがん大国とも言われ、日本人の3人に1人ががんで亡くなっておられます。がんになる原因としては、喫煙や過度の飲酒、肥満などが指摘されていますが、いまだがんを防ぐ決定的な方法は見つかっておりません。だからこそ、がん検診で早期発見することが極めて重要です。しかし、日本でのがん検診の受診率は、欧米の七、八割に比べ、2割程度と極端に低く、がん大国でありながら、がん検診では欧米に大きくおくれをとっているありさまです。がんになれば、手術や抗がん剤治療、また放射線治療など高額な治療費がかかり、家族の負担が大きくなります。また、日本社会においても働き手そのものの人材の損失は、はかり知れません。

そこで、伺いたいします。本市のがん検診率はどうなっていますでしょうか。また、受診率は上がっていますか。他市との比較も教えてください。

2009年より乳がん、子宮がん検診の無料クーポンが導入となり、昨年7月の2010年国民生活基盤調査によりますと、女性特有のがん検診受診率が大きく上昇していると伺っております。本市での効果はいかがでしょうか、お答えください。

2回目からの質問は自席より行いますので、よろしく願いいたします。

健康づくり課長（高巢雄三君）

本市のがん検診についてでございますが、現在、本市では胃がん、肺がん、子宮がん、乳がん、大腸がん検診を実施しておりますが、受診率は平成22年度におきまして、胃がん検診受診者は754人で受診率3.06%、肺がん検診受診者は958人で受診率3.89%、子宮がん検診受診者は3,774人で受診率20.29%、乳がん検診受診者は2,736人で受診率17.6%、大腸がん検診受診者は1,649人で受診率6.669%でございます。

2点目の受診率が向上しているかとの御質問についてですが、胃がん検診と大腸がん検診につきましては受診率が増加しておりますが、その他の検診については伸び悩んでおる状況です。

なお、子宮がん、乳がん検診については、無料クーポン対象者の受診率は向上しておりますので、対象外の方の受診率が低迷しておると考えております。

次に、他市との比較につきましては、子宮がん検診につきましては県平均、近隣の受診率を上回っておりますが、他の検診につきましては県平均を下回っており、近隣に比べても低くなっております。

3点目の乳がん検診と子宮がん検診における無料クーポンの効果についてですが、議員御説明のとおり、無料クーポン事業は21年度から導入されております。昨年度の無料クーポン対象年齢の受診率を導入前と比較しますと、昨年度は導入前に比べ、子宮がん検診で19.8%

の増、乳がん検診で16%の増となっており、かなりの効果があったと考えております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

なかなか、がん検診につきましては、いろいろと検診の曜日も考慮されたり、中身も工夫されたり、また、子宮がん、乳がん検診においてはクーポンを実施したり、去年からは本市においても大腸がん検診のクーポンを実施したり、いろいろと取り組みを工夫されておりますけれども、一応上昇はしてきているにはいるんですけれども、もともとが低い受診率で、50%になるのはなかなか難しい現状というふうに、今後の課題も大きいように受け取りました。

その中で、本題の胃がんのほうに入っていきますけれども、日本では毎年11万人の方が胃がんを発症して、年間5万人が亡くなっておられます。死亡数は、過去40年間横ばいという状態で、日本の胃がん対策は功を奏していない、胃がん検診のあり方自体を改善する余地が大いにあると指摘されている声も聞かれております。

そこでお伺いいたしますけど、本市の胃がん患者数、死亡数、医療費、検診率、過去数年間の推移がわかりましたらお答えください。

健康づくり課長（高巢雄三君）

お答えいたします。

最初に、本市の胃がん患者数と医療費についてでございますが、医療費につきましては、把握できるのは国民健康保険の23年4月から12月の医療費となりますが、延べ患者数543人、医療費は57,406,460円となっており、月平均約6,370千円となっております。

次に、胃がんによる死亡者数でございますが、平成19年度39人、20年度30人、21年度50人でございます。

検診受診率の推移ですが、平成21年度2.94%、22年度3.06%、23年度3.29%となっております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

比較データがないということなので、医療費がどうなっているのかというのは、ちょっと比べたかっただけですけど、死亡数として、だんだんと死亡人数が多くなってきているので、医療費もだんだん高くなっているんだなというふうな想像はつきます。

このように、がんにかかればかなりの 23年の4月から12月、8カ月で57,400千円の国保、患者さんの医療費がかかっていまして、月平均6,370千円かかるというふうにお答えいただいております。この胃がんなんですけれども、発症は皆さん御存じのように、ピロリ菌

という言葉をよく耳にされるかと思えますけれども、原因はこのピロリ菌が大きな原因であるというふうに今言われています。

日本ヘリコバクター学会理事長の北海道の大学教授らの研究によりますと、これまで胃がんの発症は生活習慣や食塩の摂取が影響していると考えられていたけれども、最近の研究で胃がんの原因の95%はピロリ菌であり、感染症であることがわかったというふうに発表されています。

また、2008年にまとめられた研究でも、ピロリ菌に感染していない人は胃がんを発症することはほとんどなく、胃・十二指腸潰瘍も8割から9割がピロリ菌感染者であると発表されています。こういうふうに研究発表がなされておりますけれども、本市として、このピロリ菌と胃がんや胃・十二指腸潰瘍などの関係をどのように把握しておられますか、聞かせてください。

健康づくり課長（高巢雄三君）

ピロリ菌と胃がんや胃・十二指腸潰瘍との関係ですが、近年、胃がんの発症に大きく関係していることがわかってきたという報告が出ていることは承知をいたしております。

また、胃・十二指腸潰瘍を繰り返して再発する人に、その原因としてピロリ菌が大きく関与しているという報告があつておることも把握いたしております。

ただ、ピロリ菌の検査が陽性でも潰瘍にならない人、陰性でも潰瘍になる人がおり、胃・十二指腸潰瘍の原因としてはストレスや暴飲暴食、喫煙、体質など、他の因子の関係も考えられるようでございます。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

ピロリ菌感染が大きく影響するというのは把握されているけれども、それがすべてではないというふうなお答えであつたかと思うんですけど、それはすべてではありません。でも、このピロリ菌感染が大きく胃がん、また胃・十二指腸潰瘍にかかわっているということがわかった以上は、このピロリ菌を除菌することによって胃がんの予防が可能というふうな考え方ができると思います。

本市でも胃がんの予防対策を前進させるのと、また胃がんの撲滅を目指す意味でも、胃がんの検診にピロリ菌の検診と除菌をセットで行うべきではないかなというふうに考えますけれども、どういうふうにお考えでしょうか。

健康づくり課長（高巢雄三君）

胃がん検診とピロリ菌の検査及び除菌の同時実施についてということでございます。

胃がん検診とピロリ菌検査と除菌の同時実施についてでございますが、まず、現在の胃がん検診は検診車による集団検診方式で、バリウムを飲んでレントゲン検査を行うものです。

一方、ピロリ菌の検査方法には、呼気検査、血液検査、内視鏡検査と3つの方法があり、同時実施となれば、検診機関と医療機関での実施方法の調整や実施体制等の課題があり、受け入れ体制にはまだまだ準備を要するかと考えております。

なお、現在、国におきましても、胃がん検診につきましては、ピロリ菌の除菌の有効性も含め、胃がん検診のあり方を検討されているようでございますので、今後、国の動向に合わせ、よりよい検診体制がとれるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございます。予測どおりのお答えが返ってきております。

ごもっともだと思えますけれども、だからピロリ菌の感染を検査するとしたなら、特定健診中の血液を少し使わせていただくとか、大腸がん検診で今クーポンを配布されておりますので、そのときの検便を使わせていただいたら菌の検診もできますし、いろんな工夫の仕方はございますけれども、いろんなお金の問題もありますから、さっき課長が御答弁いただいたようにしか答えられないのかなとも思います。

胃がん検診としてピロリ菌の検診は、まだ国のがん検診指針の中にも位置づけられておりませんし、除菌費用についても、胃・十二指腸潰瘍やったら保険適用になりますので安いお金でできますけど、胃炎ぐらいだったら除菌の保険適用がなされておられませんので数万円かかるケースもありますし、非常になかなかまだ難しい問題もありますけれども、とにかくピロリ菌という感染が胃がんの大きな原因であることがわかった以上、いろんなことを考慮されて、前向きにピロリ菌検診ができるようにやっていっていただければなと思います。

ここで、平成23年度から取り組まれているのが、群馬県高崎市がピロリ菌の抗体検査とペプシノゲン検査、胃の萎縮度の検査をABC判定で行われております。検診費用は1,500円で自己負担が500円、あと市の負担が千円でやっておられます。医療機関は医師会系の病院で、高崎・地域医療センターというところで集团的にこの検診を行われていて、3段階の評価をされています。ピロリ菌感染がない方、また、ピロリ菌感染があっても胃の萎縮がない方、ピロリ菌感染もあって胃の萎縮がある方というふうに3段階に分けてありまして、ピロリ菌の感染がある方は除菌する、また、ピロリ菌感染と胃の萎縮が見つかったら、そのときは胃透視とかの胃がん検診に移っていくというふうに、段階的に行われている市町村もあると聞いております。

さっき課長がおっしゃいましたように、まだまだ費用の面でも非常にかかってくると思いますけれども、いろんな工夫をしたらできないことはないかなと思いますけど、もう一度課長の答弁をお願いいたします。

健康づくり課長（高巢雄三君）

私自身も胃潰瘍を患いまして、ピロリ菌の除菌をして、ある程度爽快になってですね、治

療という面からのピロリ菌除菌については、議員言われるように大変有効性があると思っております。

ただ、市町村が実施するがん検診は、がん検診指針に基づき実施することになっており、現在、ピロリ菌検査と除菌につきましては位置づけられておりません。しかしながら、先ほども申し上げましたように、胃がん検診につきましては、ピロリ菌の除菌の有効性も含め、国で検討されております。したがって、国の動向に合わせ、よりよい検診体制がとれるよう検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

とにかく予防できる疾患は、しっかり積極的に予防できるところで対策に取り組んでいただけるような体制をとっていただきたいと思ひます。そして、さっきもおっしゃったように、今国でもこのピロリ菌検診を胃がん検診の中に導入することとか、ピロリ菌除菌の保険適用の拡大も検討に入られたと聞いておりますので、しっかり動向を見きわめられて、本市で効果の上がる検診体制が一日も早くできますように要望したいと思ひます。

とにかく県と国に呼びかけていただかないと、なかなか進まない問題だと思ひますので、副市長が今度県のほうにお帰りになるということで、どこの課に戻られるかわかりませんが、御専門であられると思ひますので、このピロリ菌検診と除菌については、本当に積極的に医療費の助成とかを国に呼びかけていっていただきたいと思ひます。これで少しでも予防対策が進めば、福岡県の医療費も柳川市の医療費もかなり救われるのではないかなと思ひますけど、ちょっとそこら辺を副市長、一言お願ひします。

副市長（刈茅初支君）

最後に御配慮をいただいたというふうに思ひます。

今言われましたように、胃がんでの死亡者も近年ふえているという状況もございますし、このピロリ菌との因果関係というの、かなり明らかになりつつあるというようなことでございます。

それで、先ほどから課長のほうが申し上げましたように、このピロリ菌の除菌の有効性ですね、こういったところもしっかり検査はした、発見はされた、しかし、除菌ができるのかというようなところ辺も、まだまだ国のほうで研究されているようでもございますし、繰り返し答弁になりますけれども、国の動向を注視しつつ、そういったところで、すぐ本市も動けるような、そういう検査体制という準備を進めていきたいというふうに思っております。

それから、県に戻りまして、そういった関連部署に戻れば、頭の中にしっかり置いて帰りたいと思ひます。

3番（熊井三千代君）

よろしく願いいたします。しっかり覚えておっていただきたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。子ども救命士育成についての質問でございます。

日本におけるほとんどの自治体では、これまで救命救急講座の対象を中学生以上としてきましたが、世界一の救命都市、アメリカ・シアトルでは、小学生にも救命の授業を行っております。救命率を見ると、シアトルは30%以上に達し、日本の救命率はわずか5%未満です。シアトルでの高い救命率を支えているのはバイスタンダーCPR、その場に居合わせた人の心肺蘇生法の実施率の高さです。市民の救命講習の受講率の高さが背景にあると想定されています。シアトル市の総人口は60万人で、その半数が何と救命講習の受講者であると言われています。我が国においても、バイスタンダーによる救命率の向上には講習受講者をよりふやす必要があることはわかっていますけれども、なかなか受講者がふえないのが現実であると言えます。

そこで、お伺いいたします。本市の救命率、救命講習の受講者率など、受講対象者の過去数年間の実績をお答えください。

消防本部警防課長（木下隆行君）

柳川市の救命率についてお答えします。

呼吸が停止した場合、数分後には心臓も停止します。人工呼吸や心肺蘇生法を早く実施すればするほど、蘇生する割合が高くなります。救急車が来る前に救命処置を何もしなかった場合と、そばに居合わせた人が救命処置をした場合は、命の助かる可能性が約2倍になります。また、脳が酸素なしで生きられる時間は3分ないし4分と言われております。

柳川市で平成22年中に心肺停止状態で救急隊により医療機関に搬送された人は69人です。そのうち、2名の方が1カ月後に社会復帰されております。率にして2.8%でございます。毎年、救命率は2%から5%の間でございます。しかし、その69人のうち、心臓疾患を原因として心臓が停止して倒れるのを家族や一般市民が目撃している症例は17人で、社会復帰された2名の救命率は11.8%となります。つまり、バイスタンダーが人工呼吸や心臓マッサージを行えば救命率が向上すると言えます。平成23年は70名が救急搬送され、2名が社会復帰されており、割合はほぼ同じでございます。

次に、救命講習の受講者についてお答えします。

消防本部では、救急隊員が現場に到着するまでの間に、その場に居合わせた市民による応急手当てが適切に実施されれば大きな救命効果が得られますことから、積極的に救命講習を実施しています。過去5年間の救命講習の受講者は、平成19年2,017名、平成20年2,943名、平成21年3,258名、平成22年4,212名、平成23年4,256名と毎年増加しています。5年間の合計は1万6,686名です。柳川市の人口に対する割合から見ますと、平成20年の3%から23年の6%という受講率になります。5年間合計で見ますと23%になります。

平成23年を詳細に申し上げますと、中学、高校生に延べ13回、872人、高校生以上の市民には延べ80回、3,384人に救命講習を実施しています。幼稚園、保育園、小学校では保護者を対象とした救命講習を実施しておりますが、園児、児童を対象にした救命講習は実施しておりません。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

思いのほか講習が進んでいるなというふうに関心を伺いました。また、バイスタンダーの養成によって救命率が高くなるという証明も出ましたし、今後、やはり柳川市でも救命講習をどんどんやっていかなければいけないなというふうに関心を伺いました。

私も去年2回ほど、消防本部に救命救急の講習のお願いに行きました。時間的にも夜であったり昼であったり、また曜日も日曜日であったり普通の日であったりするんですけども、本当に要望にこたえていただき、人員確保していただき、非常に丁寧な講習をしていただいて、非常に印象がよかったことを覚えております。今後もしっかり積極的に講習を続けていていただきたいと思います。

そこで、救命率のより一層の向上のためには、より早い段階での教育、意識づけが重要であることから、ライフサイクルのより早い段階、小学生を対象に救急講習を開催し、子供たちに命の大切さを理解してもらうとともに、救急救命の知識を子供のときから身につけてもらい、市民の救命率向上につなげる目的で、小学生が応急手当や心肺蘇生法を学ぶ子ども救命土育成プロジェクト事業を開始している地域が今注目されておりますけれども、本市としても今以上に講習率が上がるように、本格的に小学生を対象とした講習の開催についてのお考えについてお聞かせください。

消防本部警防課長（木下隆行君）

小学生を対象とした救急講習の開催についての考え方ということでございます。

議員御指摘のとおり小学生という、より早い時期からの教育、意識づけが重要かと思えます。小学生のころから応急手当の必要性を教えることによりまして、命の大切さを理解していただけたらと思います。けがや病気をした人を見つけたとき、どんなことをすればよいのかわかると思えます。救急救命を通じて命の大切さをわかってもらい、さらには他人を思いやる心、助け合いの心を育てるのにも役立つと思えます。

現在、中学生には一般の人たちと同じ内容で講習をやっておりまして、習熟度は非常に高いものがございます。小学生には内容を少し易しくして、小学生でもやれることを教えれば実施可能と考えます。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。小学生の救急講習は前向きで、非常に効果が上がるだろうというふうな答弁をいただきました。

そこで今取り組んでいる、山形県の村山市というところが取り組んでありますけれども、これは2009年1月に村山市の消防職員意見発表会で、その前の年に小学生のお母さんから、小学生に救命講習をやってほしいという要望があったそうですけれども、その年は無理だろうということで行わなかったそうです。しかしながら、シアトルの海外の事例もあることや、小学生にできるような、わかりやすいカリキュラムをつくってやればできるんじゃないかというところで意見発表会をされたそうです。それを市で検討されて、実際に行われたということです。

内容は、対象学年が、ここが社会見学が3年生からなので3年生が入っているんですけど、本市の消防署の社会見学は4年生だと聞いていますので4年生からでもいいと思います。まず、3年生は応急手当での必要性とか人を呼ぶ方法を30分、5年生になったら観察の必要性、救急車を呼ぶ、また、けがの手当て、異物除去などを45分、6年生は、けが人を発見して安全の確認、それから観察の要領、助けを呼ぶ、救急車、自動体外式除細動器（AED）の要請、心肺蘇生法、AEDの操作などもカリキュラムの中に入っております。45分というふうに、長い時間じゃなく、本当に30分とか45分という目安をつけて、しっかりプログラムをつくって行われています。

2010年には、市内全8の小学校のうち7校がカリキュラムに参加されて、233の方が養成講座を終えられて認定証をもらっているようです。この受講を終えたときに子ども救命士認定証というのをいただくんですけども、そのときの子供たちの感想は、倒れている人を見つけたとき大人を呼んで何を話していいか、また、どう手当てをしていいかがよくわかったとか、実際に救急活動をするときがあればできることを進んでやりたいとかいうふうな、非常に前向きな意見が聞かれております。

こういうふうにご子供を講習することによって大人の講習率アップ、ひいては市民の救命率向上につながるのではないかと思いますので、積極的にこういうふうな、仮名ですけども子ども救命士育成プロジェクトを本市も実施していただきたいと思うんですけども、再度答弁をお願いいたします。

消防本部警防課長（木下隆行君）

議員御提案の子ども救命士の育成は、命の大切さをより早い段階で学ぶこととなります。子ども救命士が学んだ喜びを御両親に話され、さらには祖父母にも話されまして、ひいては講習に消極的だった両親、祖父母が隣近所の方々を誘い合って救命講習に参加されるという相乗効果が期待できます。

今まで講習会に全然参加されていなかった方々が、応急手当や心肺蘇生法を身につけることによりまして積極的な応急手当が開始されますと、今後、救命率が向上するものと確

信しております。今後、先進市の状況を十分調査し、また学校との話し合いの場を持ちまして、実現できますよう研究してまいります。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

消防本部からの回答は、本当に前向きな回答をいただきました。開講の日時や場所についても、先ほど消防本部も言ってあったように小学校との連携が必要だと思えます。本当に小学校の協力がなければこのプロジェクトは進まないと言っても過言ではありませんので、ちょっと教育長が前に座っておられますのでお聞きいたします。

小学校のカリキュラム決定はどなたがされるのか。また、講習時間の確保は、本市小学校はできる体制にあるのか、お聞かせください。

教育長（北川 満君）

お答えいたします。

1つの教育課程の編成権は学校長にございます。校長がすべて、その地域、子供たちの実態に応じて作成し、そして成果を求めるということになっております。

2点目でございますが、今の現状で実施しているのが中学生でございます。これは消防署からも答弁の中にあつたとおりでございます。

そこで、実施できるかどうかの御質問でございますが、今現実に学校自体、子ども救命士については未整備の状況でございます。そういった中で何とか、今御提言をいただいた資料、あるいは先進地域のそういったところをきちっと整理しながら、早急に進められたらというふうに考えております。

なお、ほかにも対象学年をどこにするかとか、あるいは指導内容をどうするかとか、また、回数は一回限りで本当に大丈夫なのかと、一回限りじゃすぐ忘れてしまうんじゃないかというような御指摘もあるかと思えます。

それから、御案内のように、ちょうど今小学校では学習指導要領の改訂、全面実施に向けて1年目が終わろうとしているところでございます。そういった中で、2年生も新たに5時間目の授業が1回ふえたりとか、授業時数の中に当てはまるかどうか、その辺も現場と十分に検討しながら進めていきたいというように思っております。

結論から申し上げますと、先進地域の取り組み等を早急に調査しながら、消防署の答弁どおり、私どもも消防署と小学校等との連携を密にしながら進めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

今、小学校では指導要綱が変わって大変だということはわかるんですけども、こちらのほうも非常に子供の教育には重要だと思いますので、ぜひ講習が実現できますように、環境づくりの整備をよろしく要望しておきたいと思います。

次に、後見実施機関設置についての質問に入らせていただきます。

厚生労働省の老人保健健康増進事業の研究会が、認知症高齢者などの財産管理や権利を守る成年後見制度の普及を図るために、市町村ごとに後見実施機関を設置することを求める報告書を昨年3月にまとめています。

後見人制度は2000年、高齢化社会を支えるために介護保険制度と車の両輪として創設されました。認知症高齢者は今後30年で約400万人に達すると言われていますが、現状でも高齢者が悪質商法の被害に遭うケースが後を絶っていません。後見人が必要でも利用に結びついておらず、後見機関が全国に置かれれば、高まるニーズにこたえる一歩になると期待が高まっています。

本機関は、身寄りがいない人を保護するため市町村長が申し立てるケースで、介護事業所と連携し、認知症高齢者の発見から後見の実施、支援までを一貫して担うワンストップセンターの役割を果たすとも言われています。また、一般市民を対象に、市民後見人の育成も行うことになっておるようでございます。

2011年、平成23年度に、20市町村程度を選んで市民後見人を育成、普及させるためのモデル事業を実施するというふうになっておりましたけれども、このモデル事業の成果なり等報告がっておりますでしょうか、お聞かせください。

保健福祉部長（山田明寛君）

熊井議員の御質問にお答えしたいというふうに思います。

国のモデル事業の状況ですけれども、国は平成23年度に105,554千円の予算をもって、全国で20カ所を想定してこのモデル事業をやるということになっておりました。現在、その数を把握してみますと、全国で37の市町村で実施がされているようであります。

実績なり報告があっているかということにつきましては、今年度まだ始めたばかりの事業でありまして、それぞれの市区町村で行われている事業についての具体的内容については報告がおりません。これにつきましては、平成24年度中にはまとめた報告があるのではないかとこのように考えております。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。モデル事業があると聞いておりましたので、少しは何か進展があっているのかなというふうに思って、本日質問に取り上げさせていただきました。

本当に在宅の現場では、高齢者が巻き込まれるトラブルは少ないんですね。この後見実施機関の設置があればなと幾度となく思う場面も多かったので、早期実施を本当に期待しておりますし、動向が決まりましたら、本市においてもとにかく早目に取り入れていただき

たいと思ひまして、なかなかお答えできない部分もあるかと思ひますけれども、少し尋ねさせていただきますと思ひます。

一応、国、県の方向性というのなかなか見えてこない状況ではございますけれども、本市にとって後見機関設置についてどのようにお考えなのか、ちょっと聞かせていただきたいと思ひます。

保健福祉部長（山田明寛君）

現在、本市では成年後見制度についての相談等っておりますけれども、まだ少ない状況にあります。また、議員御承知のとおり、昨年3月に、先ほど述べられました厚労省の所管の研究会が報告書をまとめたばかりでありますし、国、県からの具体的な情報等の提供がまだあっておりません。現時点では、後見実施機関の設置については検討するまでに至っておりません。

ちなみに、県内の状況ですけれども、県内では政令市である北九州市において北九州成年後見センター「みと」という組織が立ち上がっております、そこは現実的に事業が展開されておるといふふうに聞いております。しかしながら、今後はひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者の推移及び成年後見制度への事業等を考慮するとともに、近隣市の動向等も見ながら設置についての検討を行っていく必要があるだろうといふふうに考えております。

なお、柳川市においては、高齢者の権利擁護として、平成19年に成年後見制度利用促進事業実施要綱を制定し、家族、親族などに申立人がない場合に対応するために、本年度もその経費を予算計上いたしまして、市長申し立てによる制度利用を行うようにいたしておるところであります。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございます。

非常に難しいのではないかなとは思っておりますけれども、介護保険サービスを受けている方とか、あと包括支援センターで管理したりとか、気がけてくださっている方々は、非常にこの成年後見制度の申し込みとかを牽引してもらったりしてうまくいくんですけれども、普通在宅におられる方はなかなか、金銭トラブルに巻き込まれているなというふうに思っているも、周りの人がどこに相談しに行ったらいいのか、また、事お金のことになると口出しできない部分もあったりして非常に困ってある部分があるので、本当にこの後見機関設置が早くできればいいなというふうに思っております。

厚労省の報告によりますと、この後見機関は市町村が社会福祉協議会とか市民後見NPOなどに委託してもいいというふうに内容は書かれておりますけれども、本市がもし取り入れるとしたらどういふふうに考えていらっしゃるのか。また、対象としてはひとり暮らしとか認知症だけなのか、ちょっと考えてあるならばお聞かせください。

保健福祉部長（山田明寛君）

先ほど申し上げましたように、現時点では検討するまでに至っていない、ないしはまた検討の必要性は認めますけれども、まだそこまでいっていないというお答えをいたしました。しかし、仮に後見実施機関を設置するとした場合、市で直接運営するのか、あるいは議員おっしゃったように社会福祉協議会等に委託をするのか、いろんな選択肢があるというふうに思います。設置の時点で、その方法等については検討をしていくことになるだろうというふうに思っております。

また、対象者につきましても具体的には、これも設置の時点で検討することになると思いますけれども、現時点では、認知症の高齢者のほかに知的障害者や精神障害のある方などが考えられるというふうに思います。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。そういうふうに対象者を広げていただければ幸いです。本市がまだ考えに及んでいない、本市というか、県、国もまだ方向性がわかっていない中で、質問で、本当に答えにくくて申しわけなかったなと思う部分があるんですけども、やはり本市にとって後見機関設置をどれだけ必要とされているかというのが現場にいてよくわかりますので、とにかく前向きに後見機関をいち早く設置していただくことを期待いたしまして、本日の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、熊井三千代議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時35分 休憩

午後2時47分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、2番荒巻英樹議員の発言を許します。

2番（荒巻英樹君）（登壇）

2番荒巻英樹でございます。議長の発言許可をいただきましたので、通告に従って質問を行います。本日最後の質問者になろうかと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

今回、多くの方が、東日本大震災で被害に遭われた方々へのお見舞いの言葉を述べておられましたが、私からも心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

今回で私の一般質問は22回目となりますが、

〔発言取消〕

さて、西日本新聞の「聞き書きシリーズ」では、一昨日から、前北九州市長の末吉興一さんのコーナーになっております。その第1回目で、末吉さんは次のように語っていらっしゃいます。「つくづく市長は駅伝ランナーなんだと思います。前任者からたすきを引き継ぎ、任された区間を全力で駆け抜け、次の人にたすきをつなぐ」と。

3年前に金子市長が引き継いだたすきには、幾つもの重しがついていたわけですが、金子市長はどれだけの力で走ってこられたのでしょうか。男子マラソンの川内選手は、ゴール後ぶっ倒れるくらい自分の力を出し尽くしています。市長には、所信表明で述べられたとおり、さまざまな課題に道筋をつけ、懸案事項の解決に向けて総決算の年にすべく、川内選手以上に全力を出し切っていただくことを切にお願いしまして、質問に移ります。

1点目は、市営住宅の建てかえについて伺います。

老朽化している本町団地、昭和30年度建設24戸と、鳥の水団地、昭和41年度、42年度建設37戸の建てかえについては、平成21年3月議会、平成22年9月議会で質問しておりますが、前回の答弁では、平成23年度に計画の見直しを行うということでした。両団地を一つにまとめて、非現地、すなわち別の場所で建てかえを行う予定だと聞いておりますが、計画概要について伺います。

2点目です。皆さん御案内のとおり、ことしは我が国と中国の国交が正常化されて40周年の節目を迎え、両国では記念事業が数多く計画されております。2012「日中国民交流友好年」実行委員会の資料によりますと、3月2日現在で102の事業が認定をされ、上海市松江区文化広播影視管理局と程十髮芸術館が主催し、本市と柳川古文書館の共催により開催される「朱舜水の書と手紙展」が第49号として認定をされており、行事概要には次のように書かれております。

江戸時代初期に日本に亡命し、のちに水戸藩主徳川光圀の師となった明の知識人朱舜水と柳川藩の儒学者安東省菴の交流を、残された手紙・筆語や書などを展示し紹介する。また関連行事として朱舜水学術報告会、「日中（松江・柳川）書法作品展」を開催する。

展覧会は今月27日から1カ月間にわたり開催されますが、中国上海で本市の観光PRを行う絶好の機会だと思っておりますが、具体的に2点お伺いいたします。

1つ、会期中、展覧会へ来場された方々へのPRはどのように計画をなさっておりますでしょうか。2つ、金子市長が現地に行かれると聞いておりますが、展覧会公式行事以外での市長のトップセールスの予定はどうなっておりますでしょうか。

3点目です。

御承知のとおり、合併時に7万6,000人強だった本市の人口は、7年後の先月末現在、7万1,390人まで激減しております。人口減によるデメリットは、住民税の減少や購買力の低下など挙げられますが、ここでは観光の面から一例を申し上げます。

観光庁によりますと、定住人口が1人減少した場合、年間の消費額は1,240千円のマイナ

スだそうです。よって、7年間での人口減が5,000人だとすれば、62億円の消費減ということになります。もちろん1,240千円は全国平均であり、仮に本市の平均消費額を1,000千円としても50億円の減少であり、本市を訪れる日帰り観光客の平均消費額を4千円として計算しますと、125万人の観光客の増加が必要、すなわち倍増しなければならないわけです。それは従来の観光PRではとても及ばない数字であり、人や情報が多く集まる東京を中心に、メディアや旅行会社、学校等に積極的な仕掛けが必要だと考えます。

また、ノリを初めとする柳川ブランドの発信や地元企業のPR活動など、首都圏での知名度を上げるためには、東京での拠点が必要だと思いますが、見解をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

建設課長（中村敬二郎君）

議員御質問の本町団地、鳥の水団地の建てかえ計画の進捗状況についてお答えいたします。

現在の市営住宅の建てかえ、改修等は、平成19年3月に策定いたしました柳川市営住宅ストック総合活用計画により進めております。しかし、新たに公営住宅等長寿命化計画の策定により、公営住宅の建てかえや改修が国庫補助の対象となるという国の方針によりまして、現在、柳川市営住宅等長寿命化計画の策定中であり、今月末に策定を終える予定でございます。

本町住宅、鳥の水住宅の建てかえにつきましては、平成24年度に用地選定を計画しておりまして、平成25年度に設計をいたす予定であります。

以上です。

観光課長（古賀廣介君）

荒巻議員の御質問にお答えいたします。

まず、本事業は、先ほど荒巻議員も申し上げられましたけれども、柳川藩の儒学者安東省菴先生と、水戸藩主水戸光圀公の師朱舜水先生の手紙の交流、350年以上前の日中交流のあかしを、朱先生ゆかりの地で広く紹介しようとするものです。3月27日から4月26日の1カ月間、中国上海市松江区において、松江区政府が主催、本市と古文書館が共催する事業でございます。外務省の2012年日中国交正常化40周年記念事業に認定をされております。

また、国内では、観光庁を初め九州運輸局、在上海日本国総領事館、中国駐福岡総領事館などの後援もいただいております。

市長の所信表明のとおり、3月27日の開幕式典には、日本側から7人招待されることとなっております。本市からは市長初め教育長、安東省菴顕彰会会長など、招待客として出席する予定でございます。また、議会からも古賀議長、高田教育民生委員長にも御出席をお願いしているところでございます。

さて、来場者向けのPRについてでございますが、会場となる施設が中国の国民的画家、書家である程十髮氏を顕彰する公立の芸術館であることから、観光のDVDを施設内で放映

したり、特産品の展示販売などができないとのことでした。しかし、柳川文化を紹介する目的であるということで、本市を紹介する大型パネルを8枚展示いたしまして柳川を紹介することとしております。それから、中国語版の観光リーフレット等も置くことで中国側と協議が調ったところでございます。

また、期間中は柳川市在住や出身者などの書家12人と、中国の書家12人の皆様の作品展も同時開催されることになっておりまして、民間の方々の文化交流においてもPRできるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

企画課長（橋本祐二郎君）

東京事務所開設についてお答えします。

本市は、詩聖北原白秋先生、今では大関琴奨菊関のふるさととして、詩情豊かな水郷のまちとして全国的に有名になっております。また、九州新幹線全線開業後は、市長及び議長初め民間団体の皆様と一緒に昨年の8月、鹿児島市で、ことし1月は広島市で観光プロモーション活動を行い、柳川市のPRを積極的に行われております。平成24年度につきましては、関西方面で実施することになっております。

また、現在、農漁業、商工、観光を連携させました柳川ブランド推進事業に取り組んでおります。ノリを初めとする柳川産の農作物、柳川ブランド認定品や、うまかもんづくりぐっちょによって開発されました特産品を、柳川ブランドショップ「おいでメッセ柳川」を開店しまして、PRをやっております。また、インターネットによる情報発信はもちろんのこと、東京と福岡という、東京福岡県人会の会報がありますけど、この表紙に柳川ひなまつり、さげもんめぐりの写真を使ってもらいまして、その中で柳川の特産品の紹介など、いろんな形で情報発信に努めております。

荒巻議員御提案の、東京事務所を開設しまして、柳川の観光、柳川ブランドのPR等、企業誘致等を進めれば一定の効果が上がるかもしれません。しかし、事務所を開設するとなれば莫大な費用とか人を派遣しなければなりませんので、福岡県の東京事務所等もありますので、そこと連携をとりながら、柳川市のPRに努めていきたいと考えております。

以上です。

市長（金子健次君）

議員のほうから上海松江区でのセールスということでお話がありましたので、その件について回答させていただきたいと思っております。

今回26日に上海松江区を訪問いたしまして、松江区の区長に表敬訪問をいたす予定でございます。その後、夜には晩さん会、また、翌日には開幕式典等、そしてまた晩さん会ということで、あいさつの機会を4回私は与えていただいております。そのあいさつの中にも、通訳が入るとは思いますけれども、柳川市の紹介を、絶好の機会でありますので、してみたいと

いうふうに思っております。

それから、今回初めて私、上海に行きますので、日程的には2泊3日の行程については松江区側で手配をされておりますけれども、このような状況の中ではありますけれども、福岡県及び福岡市の上海事務所と連絡をしながら、可能な限り現地のクルーズ船運航会社やLCC、格安航空会社とのセールスも視野に入れていきたいというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、現地です、柳川の魅力や、上海から柳川までは近くて便利ということを知っていただくことが大切ではなからうかと思っております。そして、柳川に行ってみたいなということ、ぜひPRしてまいりたいというふうに考えております。

また、展覧会終了後には、松江区の方々も福岡県、柳川市にお越しいただく予定となっております。まずは行き来しながらお互いのことを知り、身近な交流から始めてまいりたいと考えております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、市営住宅の建てかえに関してなんですが、本町、鳥の水団地、平成24年度に用地選定、25年度に設計ということですが、これ、現在の住民の方々へアンケート その建てかえに関する件だと思っておりますけれども おとりになったとお聞きしておりますけれども、その内容につきまして、かいつまんでお知らせいただけますでしょうか。

建設課長（中村敬二郎君）

住民に対するアンケート調査の内容ということかと思っておりますけれども、平成24年1月に柳川市営住宅の全入居者に対しまして、柳川市営住宅等長寿命化計画の策定のためのアンケート調査を行ったところでございます。

その内容についてお答えいたしたいと思っております。

調査項目は、回答者の属性、今後の住まいの予定、建てかえについて、住戸について、周辺環境についての各項目にアンケート調査を行ったところでございます。

結果といたしまして、回収率は52.6%、約半数の方から回答を得ております。その中で7割以上の方が、このまま現在の市営住宅に住み続けたいという結果になっております。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。私は本町団地のほうで、そういったアンケートがあったよということをお聞きしました。内容等は一切、中身についてはお聞きしておりませんでしたけれども、私は、ですから、本町団地と鳥の水団地、近々の建てかえ計画にお住まいの方が対象かと思っておりましたが、全住居者に対してのアンケートをとられたということによろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それで、先ほどの課長の御答弁の中で、7割以上の方が現在地に住みたいというお答えだったということで、ですから、私もこのことをお尋ねしておりますが、住民の方は今の場所、ですから、もちろん新しく建てかわるにこしたことはないけれども、今のままでも、このままでも今の場所が、この場所がいいと、ほとんど異口同音におっしゃるわけですね。それで、建てかえの計画があるということで、ただ、それは非現地、今の場所じゃないところということを以前からお聞きしておりましたので、再度御質問をさせていただいているわけなんです、実際に現地、本町団地、鳥の水団地で、今の場所で建てかえを行うということとはできないのか、検討できないのか。ちょっとその辺をお尋ねいたします。

建設課長（中村敬二郎君）

現地での建てかえができないのかという質問でございますけれども、現在の本町団地、それと鳥の水団地の敷地でございますけれども、接続する道路が非常に狭小でございます、建設用の重機等の搬入が不可能でございます。新たに近くにはなかなかないかとも思いますけれども、なるべく同じ小学校区はちょっと無理かと思えますけど、中学校区ぐらいの範囲内で選定をいたしたいと考えているところでございます。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。

現在地で建てかえには、工事車両の搬入等が困難であるということですが、それに関しては、こういったイメージの建物、ですから、最近の建設された市営住宅でいいますと、一番近々は中山住宅が5階建ての50戸かと思えます。その前は桜ノ木団地で2階建て、戸数はちょっと細かく覚えておりませんが、こういったイメージでお考えなのか、お尋ねいたします。

建設課長（中村敬二郎君）

現在の鳥の水、本町両団地とも基本構造が木造になっておりますので、準耐火的な部分もでございますけれども、耐用年数的にはもう30年程度の住宅でございます。今回計画しておりますのは、鉄筋コンクリートづくりのほうを考慮したいと思います。これになりますと、耐用年数をはるかに延びまして、約三十数年から40年近く、それ以上のやつができるかと思えます。木造の住宅となりますと、現在の住宅地に可能かと思えますけれども、現在の住宅には駐車場がございませんので、今度建てかえるということになれば、さらに駐車場の用地、それと、余裕の空地とか、そういうやつが必要になってきますので、当然、現在のところでの建てかえはちょっと無理かと考えております。

2番（荒巻英樹君）

1つだけ、先ほどの件で。何階建ての建物でイメージというか、お考えなのか。

建設課長（中村敬二郎君）

その選定用地のぐあいにもよりますけれども、中山団地も5階でつくっておりますので、

用地の有効利用という点から考えますと、同程度ぐらいの建物になるかと考えております。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

非現地ということが前提で、今5階建てというお答えいただいておりますけれども、私としては、やはり住民の方の御意見を尊重していただきたいと思うんですね。

それで、普通の2階建てで、ツーバイフォーとかで、そういった形で、何かよくありますよね、最近、ふえているじゃないですか、2階建ての2DKとか2LDKぐらいの住まいがありますよね。だから、そういう建物であれば、現地で可能ではないかなと私は考えるわけなんですね。もちろん、一たんどこかに仮住まいしていただいて、また戻ってきていただくという、そういった分は発生しますけれども、現地で建てかえが全くできないということはないと私は考えますけれども、そういったことまで選択肢に入れることができるのかどうか、お伺いします。

建設課長（中村敬二郎君）

現地に絶対無理なのかということをございますけれども、構造等を木造に変えて、今本町で24戸ですか、それと鳥の水で37戸、それをぐっと減らしまして建てかえた場合には、木造で2階建てということなら建てられないこともないかと思いますが、その後、足らなかった住宅については結局非現地というような格好になってくるかと思えます。

ただ、そういう場合にも、せっかく建てても耐用年数が三十数年ぐらいの耐用年数になってきますので、近い将来にまた建てかえと、改修ということになってきますので、できましたら、最大の耐用年数が期待できます鉄筋コンクリートで考えていきたいということで考えております。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

前回お尋ねしたとき、中山団地、鉄筋で耐用年数75年とお答えいただいております。ですから、今、小学校区内は変わるかもしれないが、中学校区内は変わらない中で、なるべく近くで探したいということをお聞きしておりますが、ですから、そこら辺も住民の方々と情報交換を密にさせていただいて、繰り返しになりますが、7割以上の方が場所を移りたくないとおっしゃっているわけですので、その御意見は非常に重たいかと思えますので、ぜひ今後検討いただきたいと思えます。

あわせて、今後、市の公営住宅のストック計画に基づいて、いろいろこれから進めていかれると思えますけれども、ちょっと公営住宅のストック計画について、簡単に御説明をお願いします。

建設課長（中村敬二郎君）

現在の計画が柳川市の市営住宅のストック計画ということになっておりますけれども、こ

のストック計画を踏襲いたしまして、先ほどもちょっと述べたかと思いますが、長寿命化計画につくりかえると。この長寿命化計画と申しますのは、このストック計画を踏襲いたしました計画でございます、ストック計画は現在の市営住宅を改修とか、建てかえとか、修繕、そういうやつで長く使っていきたいと思いますという計画になっております。それを踏襲いたしまして、さらにこの長寿命化計画の中では維持管理の点まで考慮した計画ということで考えております。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

ということだと、次の本町団地、鳥の水団地は新しくなるけれども、その後に関しては、新規の建築は見合わせるという理解でよろしいのでしょうか。

建設課長（中村敬二郎君）

後ですね、木造が主構造になっておる住宅もございますので、そういう住宅に関しては建てかえの計画になるかと思えます。その残りの鉄筋コンクリートのやつは改修とか、修繕とかという計画になるかと思えます。

2番（荒巻英樹君）

そうですね。国のほうからも2000年度から、改修費の約45%を国が補助する、トータルリモデル事業ですか、そういったこと始まってありますし、1965年から79年ごろに建てられたものは、最初のころは鉄筋コンクリートも強度的にどうかなということがあったと言われておりますけれども、失礼しました、昭和40年ごろからは鉄筋コンクリートの品質も安定したとなっております。それ以前は余りよくなかったんでしょうけど、ですから、昭和40年以降に建てられたものは、補強すればまた使える。要は、先ほどのトータルリモデル事業も、30年余計長持ちさせるということで進んでおりますので、ぜひ、なるべく新規の建設じゃなくて、そういった改修等の対策を打っていただきたいと思えますし、もう1点、これも22年の9月議会でお尋ねしていた件ですけれども、民間住宅への住宅補助ですね。

一例で、茨城県ひたちなか市のことをお伝えしまして、公営住宅、新規の作成は見合わすということで、1戸当たり1カ月20千円の補助、年間240千円ということで進められておりますけれども、平成22年度から始まって、23年度、順調にふえて、24年度、来年度も予定されておることです。20戸ずつふえていって、来年度で60戸が住宅補助という形で進んでおりますので、しばらくは当面続けていくということでございます。

そして、22年の9月、この件に関しまして当時の建設部長の答弁が、「家賃補助制度については、補助制度がないというふうに私のほうも理解しておりましたけど、先ほどの地域住宅交付金ですか、これは住宅補助の件で、国が45%補助することです。それであるということでございますので、さらに、その辺については掘り下げて調べてみたいと思えます。」という御答弁をいただいておりますけれども、この件、その後どうなっている

のかお尋ねします。

建設課長（中村敬二郎君）

荒巻議員おっしゃるとおりで、当時、勉強してみたいということで回答しています。その後、調査した結果ですけれども、地域住宅交付金の提案事業という格好で、ひたちなか市が全国で唯一、市営住宅の入居条件に合致した人に限り応募をして、期間限定で補助制度により家賃補助を行っておるという現実がございました。しかし、この家賃制度でございますけれども、これは期間限定ということでございますので、柳川市につきましては市営住宅を維持管理しつつ、低額所得者に対しまして恒久的に住宅を供給できるように、現在のところ、市営住宅の建てかえ、改修等を行い、長く住宅の供給に努めていきたいということで考えております。

2番（荒巻英樹君）

ということは、これから柳川市が地域住宅交付金を申請しても、これはもう無理だということですよ。

建設課長（中村敬二郎君）

ひたちなか市と柳川市では、かなりの条件の違いがございまして、ひたちなか市につきましては、ちょっと調べたところによりますと、日立本社、あの近くでかなりの労働者がいるような状況がございまして、人口にしまして柳川市の約倍ぐらいの人口、それと公営住宅に対しましても、県営住宅、市営住宅、これらに対しましても3,000戸以上の公営住宅がある中に、毎年かなりの応募者があって、入れない状況が続いておるとい状況の中での対応ということで聞いております。柳川市の場合につきましては、持ち家率とかなんとかにつきましても、それ以上の持ち家率もございまして、現在のところ、家賃補助については考えていない状況でございます。

2番（荒巻英樹君）

ひたちなか市の公営住宅が、希望者が非常に多いということでおっしゃっております。私が理解している限りでは、柳川市でも毎年100名近くの方が応募なさって、10件前後の方しか入れていない、競争率10倍近いというふうに理解しておりますので、決して柳川市が、だれでも希望すれば、だれでも市営住宅に入れるという状況では決してないかと思っておりますので、やはり希望なさる方の要望にこたえられるように努力するのは必要だと考えておりますので、いろんな国のルールが変わることはあるかと思っておりますけれども、ぜひ今後、再度検討していただきたいと思っております。昨日、高田議員からも同じ趣旨の発言がございましたけれども、ぜひこれは検討していただきたいと思っております。現状の滞納の状況をかんがみますと、現状でいいとは決して思いません。これはぜひ再度検討していただきたいとお伝えして、次に移ります。

次に、上海でのPRなんですけれども、現地の、会場ではやはりいろんな縛りがあって、

パネルの展示と、中国語の今度新しくつくられた分だと思えますけれども、パンフレットを置かれるということで、今回行かれるのが7名ということで、招待とお聞きしましたが、これはもう先方さんのほうから、先方のお金でといいますか、行かれるということでよろしいんですかね。あわせて、観光課の方も今回は行かれるのかどうか、お尋ねします。

観光課長（古賀廣介君）

職員につきましては、私どもの係長1名と観光課が所属します建設部長ということで、2名参加をさせていただくようになっております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。ぜひ野田部長と係の職員の方、ぜひ観光PRにもお願いしたいと思います。

それで、市長のセールスに関しまして、直接御答弁いただいてありがとうございました。現地でパーティー等4回ごあいさつをいただくということ、それと、スケジュールが残念ながら2泊3日ということですので、これはスケジュールってあれですかね、何時ごろのフライトで、何時ごろと、往復のあれはもうわかっているんですかね。

建設部長（野田 彰君）

ちょっと私も同行する関係で手帳に書いておりますので、福岡を昼の12時30分に出発します。帰りは3月28日の、福岡に午後8時50分に到着予定でございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

中日2日目が現地でいろんな事業があると思います。3日目には、そういった観光のPRの時間もとれるかと思えます。それで、市長おっしゃいました、福岡県、福岡市の上海事務所、それとクルーズ関係。クルーズのセールスというと、ちょっと今タイミング的には印象がどうかというのがありますけれども、間違いなく伸びる市場ですし、あとLCC、具体的には、これは春秋航空のこともおっしゃっているかと思うんですけれども、実はこれ私が、私自身、こういったところがありますよと御提案を申し上げたいなと思っていたところ、予定されておりますので、非常に心強く思っておりますので、時間の許す限りPRを行っていただきたいと思います。

それと、今回の上海と別になりますが、海外でのPR、この後、東京でのPRも行っておりますけれども、やはり今までやったことがないことをやっていかないと、今までどおりでは立ち行かないということが、実際数字が物語っておりますけれども、実はこれ、4年前に韓国の釜山、金素雲さんということで交流を持たれましたけれども、その後の動きがどうなったのか全く見えてこないんですが、このことに関して、その後どうなっているかをお尋ね

します。

観光課長（古賀廣介君）

今の荒巻議員の御質問はハウンドのことかなというふうに思いますけれども、一度うちの職員を派遣いたしまして情報交流を行って、もう双方で時間をかけて交流を進めていこうという向こうのほうからのお言葉もそのときはいただいていますけれども、その後も向こう側からハウンド側、韓国側からもアプローチが現時点では直接的にはございません。こちら側からも、まだちょっと模様を見ているといいますが、そういった状況でございます。

今、荒巻議員言われますように、海外も当然今からの観光については視野に入れていかなければならないということは十分理解をしております、いろんな国にというお話もございましたので、1つお話をしておきたいと思っておりますけれども、先般私どもの職員を1人、タイのほうに出張がございまして、これは単独の行動ではございまして、本市は福岡市のプロモーション協議会に参加をしております、その行動の海外のPR活動の中で、うちの職員も、柳川市も一緒に同行させていただいて、柳川のいろんな魅力をPRしてきたところでございますので、今後につきましても、いろんな県であったり、九州観光推進機構さんであったり、いろんなところから情報が入ってまいりますので、柳川に誘いがもしもあった場合については、その都度検討しながら、予算を見ながら活動をしていきたいと、このように考えております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。福岡観光プロモーション協議会、九州観光推進機構等と連絡を密にとりながら、ぜひ積極的なPRをお願いしたいと思います。

最後に1つだけ、済みません、クルーズ船の会社で、これ、どちらに行かれる予定ですかね、ちょっとそれだけ済みません。

市長（金子健次君）

セールスの話をしましたけど、本来は、私は上海松江区の招待を受けまして、その部分では原則的にはそれに時間を費やさなければいけないというふうに思っているところでございます。今回、特に松江区和柳川市との取り持ちをコーディネートしていただいたのが、北九州在住の師村妙石先生という方で、この方は日展の篆刻の審査員でございまして、上海市の名誉市民でもあるわけでございます。そういう方で、師村妙石先生の奥様が柳川市昭代の出身という縁等もございまして、柳川の安東省菴のことと朱舜水の関係を知っておりまして、上海で話をされて、こういう盛り上がりがあったということでございます。

その中の7人の中にも、先生も同行されますし、あくまでも私自身はそういうことを主にやってきて、時間があれば、そういうことをですね、上海のそういうセールスもやっていきたいということでございますので、具体的にはどこどこに行くとかいう日程というのはまだ

詰めておりません。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

一昨年の5月に副市長を団長と言っているんですかね、余姚市に訪問された際にも、クルーズ会社に行かれておりますし、あとハウステンボスが始めたクルーズ船もございます。まだスタートしたばかりで、非常にまだ視界不良といいますか、まだまだ厳しい船出だったみたいですが、将来的には伸びる要素がございますので、そういったところも検討していただければと思っております。

それでは、最後の東京事務所の件なんですけれども、まず現在、東京事務所を設けている県内の自治体がどれくらいあるのか、お尋ねします。

企画課長（橋本祐二郎君）

東京事務所を設けている県内の自治体につきましては、福岡県を初め政令指定都市の北九州市及び福岡市、中核市の久留米市の4団体でございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

それで、仮に一定の効果が上がると思うけれども、現状では、費用対効果ではまだ十分見合わないということだと思いますけれども、仮に事務所を設けたと仮定した場合、どれくらいの経費がかかるのか、目安で結構ですので、お尋ねします。

企画課長（橋本祐二郎君）

仮に開設した場合のコストとか年間の維持費ということですので、福岡県内や九州各県で、九州管内20の団体で東京事務所を持っておりますけど、大多数が全国都市会館や日本都市センターに事務所を構えてあります。事務所を開設するとなれば、事務所の看板を初め、机、イスなど、パソコン等の備品が必要になることと思います。詳しい試算は、詳しく数字とかはまだしておりませんが、事務所の年間維持費につきましては、事務所の借上料が少なく見積もっても月500千円で年間6,000千円程度、また、事業費におきましては、活動内容によってまた変わってくると思いますし、人件費等についても、派遣する人数によって上下するものと思われませんが、全体で少なく見積もっても数千万円が必要になると思われます。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

数千万円というのは、20,000千円から90,000千円までありますけれども、最初の御答弁で、決して効果がないというわけじゃないけれども、ちょっと費用には合わないということだと思いますが、実は、徳島県の阿南市、こちらは人口が7万7,000人強ということですから、

本市より若干多いぐらいのまちです。これは、ちなみに、野球のまち推進課というのも立ち上げたところなんですけれども、徳島新聞に載ってありましたけれども、少し紹介させていただきます。

阿南市が2012年度から東京事務所を開設する。開設時期は5月連休明けの見込み。東京事務所は市政会館4階の一室で60平方メートル。市職員1人と現地採用の嘱託職員1人、臨時事務員1人の計3人。人件費、家賃を含めた年間維持費は約20,000千円を見込んでいる。立地は非常によいという。事務所開設は、省庁との連絡調整をスムーズにすることと、市関係者が要望活動などで上京する際の戦略拠点とするのがねらい。市の観光物産を積極的にPRするほか、関東で活躍する市出身の経済人や文化人、企業との情報交換やネットワークづくりにも当たる。岩浅市長は国の施策や経済の情報収集、人的資源の掘り起こしを積極的に行い、市政のさらなる活性化につなげたいと話している。

こちらは、ですから、市の正規の職員の方が1名行かれて、現地でお2人を雇用するということでした。ですから、当初は20,000千円、でも、やっぱり事務費、それから東京に在住される方の住居費とかがありますので、次年度以降もやっぱり10,000千円ぐらいは必要になるんじゃないかなということをおっしゃってありましたけれども、ですから、私は先ほど申し上げましたように、観光にしる、もろもろやはり今までいろいろとやってきて、観光振興計画等もいろいろとできておりますけれども、結果的には大きく変わっていないといいますが、ほぼ横ばい状態です。横ばいでも、努力をして横ばいということ。ですから、今までどおりのやり方では、大きい上昇を描くことは無理じゃないかなと思っておりますので、いわゆる治療ではだめなんですね。大きな手術が必要だと私は考えております。ですから、この当初で目安20,000千円、次年度以降も10,000千円相当をどうするかという大きな課題がありますけれども、少しずつの積み重ねで、どうにかやりくりできない数字じゃないと私は考えます。ぜひ、仮に20,000千円という数字、一般会計280億円から見ると、0.066%、こうして見ると小さいかもしれませんが、20,000千円というのは間違いなく大きな数字ですが、どうにかやりくりすれば、生み出せる金額じゃないかなと思っております。

例えば、今の市のほうで土地を借りられているのもいろいろありますけれども、今、非常に土地の算定基準となる基準宅地評価額もかなり落ちてきております。ちなみに、柳川駅前が2011年度から12年度にかけてマイナス26.4%、県内では、久留米市の西鉄久留米駅付近の次に大きく下がったということが出ておりますので、やはり市がお借りしている土地、市内にかなりあるかと思いますが、ぜひそういった料金交渉等、民間であれば必ずやる、当然のごとくやる話ですので、そういったことでも少しずつ浮いてくる分があるかと思っておりますので、ぜひ御検討いただきたいと思っております。

それと、やはり東京に拠点があれば、いろんなことができますよね。県人会でのいろんな催し物に出たり、あと、地元出身者などの交流も広げることができるんじゃないかなと思っ

ていますし、地元の高校の同窓会等にも出て、いろんな情報を得られますし、ふるさと納税等のお願い等もできるかと思いますので、東京に人を置くことによって、いろいろできることがあると思いますので、可能性が広がると私は思っておりますので、一度御検討というか、シミュレーションをぜひ行っていただきたいと思います。

それでは、東京事務所に関して、済みません、ちょっと市長お願いします。

市長（金子健次君）

朝ですね、きょうは人件費の問題等も含めまして、いろんな論議をさせていただきました。なるべくその分の節約をしていきたいというよりも、減らしていきたいという考えを基本的に持っております。本省庁の連絡については地元の代議士、また、福岡県出身の当地のいろんな代議士の秘書さんにも結構便宜を図っていただいて、向こうではいろんな形で省庁に連れていっておられますし、また、ノウハウを心得てありますので、そういうことを私は今後利用していきたいというふうに思っております。

また、いろんなこちらの農産物等についても、JA関係の中央のほうにもありますので、そういうことでいきたいと思うし、ここで二千数百万円を捻出するというのは非常に厳しいなど。それに係ることについては、観光のプロモーションやインターネットでの紹介や、特に私は一番琴奨菊大関が発信をしていただくのは大きな成果だと思うし、彼が一生懸命努力してくれておりますので、観光に対しても活躍を期待してみたいというふうに思っているところでございます。効果はわかりますけれども、今の段階では、財政上どうしてもできないというふうに、はっきりお答えしたほうがいいかなと思っております。

2番（荒巻英樹君）

済みません、順番がちょっと逆だったかと思うんですけど、事務所を直接持つか間借りをするかということで、直接持たずに間借りをすれば家賃等がかからないというか、少しだけになりますけれども、実は、福岡県の東京事務所に問い合わせをしてみました。福岡県の東京事務所、私、実は行ったことないので、状況はわからないんですけども、現在、正規職員の方が17人と、それ以外の方がお2人、19名勤務なさっているということで、実は手狭ではある。ただ、古いので、近い将来移ることも考えなきゃいけないというお話を東京事務所の総務課長はおっしゃってありました。それで、県内の自治体から、そういった問い合わせ等は今まであったことはないということですけども、ぜひ県事務所が新しいところに移って、スペースがあるようでしたら、ぜひ柳川市の東京事務所を、家賃負担なしで県のほうにお願いに、市長に上がっていただきたいと思いますが、ちょっとその件で、実はこれを副市長に先にお尋ねすればよかったんですが、ちょっと副市長いかがでしょうか。

副市長（刈茅初支君）

今、荒巻議員のほうから言われました、県の東京事務所がそういうことでの移転といううなことは、私はきょう初めて伺ったところでありまして、なかなか場所も半蔵門の近くで

ございまして、非常に県の、今言われましたように、正規の職員が17人と、それから現地の職員が2人というようなことで、19名の人の配置に対しましては、手狭な感があるのかもしれませんが、非常に本市あたりが仮に使うとなると、それは結構な広さがあるかどうかというふうに思っております。

先ほど市長も答弁いたしましたように、なかなか現状の財政事情からは、今すぐにそういった東京事務所でのPRといたしますか、そういうことはまだまだよくですね、いろんな他市の状況なりを見ながら検討していかなければならない事項であろうというふうに思っております。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

そうですね、すぐに結論を出せる話じゃないかと思えますけれども、やはり真剣に考えることだと私は考えますし、先ほど紹介しました徳島県阿南市の動きを見ながら、効果が上がるようであれば、また改めてこの場でも御提案したいと思っております。

そして最後に、大川市が、これは大川市の場合は家具を、物を売る活動ですから、事情は違いますが、台湾の台北に事務所を開くというのは、新聞記事で皆さんもごらんになっていると思えますけれども、そういった国を越えて、そういった展開をお隣の市がやっているときでもありますので、やはり日本の中心、首都東京でやはり拠点を設けるといのは、決して時代おくれでもないし、逆に必要なことだと思っておりますので、そのことをお訴えして質問を終わります。ありがとうございました。

議長（古賀澄雄君）

これもちまして、荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後3時44分 延会

柳川市議会第1回定例会会議録

平成24年3月8日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	佐々木 創 主	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	浦 博 宣	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	古 賀 澄 雄

2.欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次										
副市	長	刈茅初支										
教	育	長	北川満									
総務	部	長	大坪正明									
会計	管	理	者	藤木明								
市	民	部	長	田島稔大								
保	健	福	祉	部	長	山田明寛						
建	設	部	長	野田彰								
産	業	経	済	部	長	兼	大	和	庁	舎	長	横山英真
教	育	部	長	兼	三	橋	庁	舎	長	高田厚		
消	防	長	古賀輝昭									
人	事	秘	書	課	長	・	見	孝	則			
総	務	課	長	稲	又	義	輝					
企	画	課	長	橋	本	祐	二	郎				
財	政	課	長	石	橋	眞	剛					
税	務	課	長	山	田	敏	昭					
健	康	づ	く	り	課	長	高	巢	雄	三		
福	祉	課	長	高	田	淳	治					
学	校	教	育	課	長	高	崎	祐	二			
生	涯	学	習	課	長	石	橋	正	次			
建	設	課	長	中	村	敬	二	郎				
農	政	課	長	成	清	博	茂					
水	路	課	長	安	藤	和	彦					
水	産	振	興	課	長	松	尾	昭	義			
安	全	安	心	課	長	野	田	洋	司			

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	川	口	敬	司						
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	亀	崎	公	徳
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	池	末	勇	人			

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	5 番 梅崎昭彦	1. 改修後、閉鎖されている温水プール施設の活用は 2. 柳川市外環状道路の整備は	市長 "
2	15 番 矢ヶ部 広 巳	1. 政権交代して交付税は 2. 「宝の海」再生を 3. すすむ地方の疲弊 4. 老人医療の悲哀 5. 暴走大会	市長 " " " "

午前10時 開議

議長（古賀澄雄君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（古賀澄雄君）

日程1、一般質問について。

一般質問を、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、5番梅崎昭彦議員の発言を許します。

5番（梅崎昭彦君）（登壇）

どうも、皆さんおはようございます。5番梅崎昭彦でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は、通告いたしております、改修後、開放されない市民温水プールの施設活用について及び柳川市外環状道路の整備についての2項目を質問いたします。

その前に、私、きょう市役所に来る前、昭代、七ツ家、梅の木街道公園の前を通ってきました。地域の皆様方がはっぴを来て、3月6日より10日まで梅まつりをしております。全長800メートルの中に150本の梅の木が今満開しております。梅の木の甘い香りが漂っています。午前10時より午後4時まで、地元の婦人会の皆様方がお茶、せんべい、昨年とれた梅を酢につけて梅酢、自分たちがつけた漬け物を振る舞って接待しておられます。今度の土日が満開だと思っております。どうか皆さん足を運んでいただきたいと思います。

では、質問させていただきます。

緒方議員も質問されました、温水プールについてであります。改修され、平成19年4月再オープンした旧県南女性センター、現在、柳川市民温水プールの問題であります。

この市民温水プールの問題を取り上げるのは、私は今回が初めてでございますが、あの7

年前の平成17年4月の合併時から、この温水プールについては存続か解体かで市議会が2年間紛糾したことが、今も市民の皆様の記憶にあると思います。幸いに、あのときは福岡県の仲介あっせんによって温水プールが残ることになり、温水プールの存続とともに、館内各部屋の改修が行われたことは案内のとおりであります。

当時、私は議員でなく、一市民でしたが、県内女性センターが残ることとなり、その当時、同センターを利用していた方々から、引き続きサークル活動ができる、存続を喜ぶ多くの声が来ました。だが、その後、残念なことに、1階の部屋の一部屋が使用できているだけで、2階の各部屋へ行く階段は封鎖され、2階の各部屋すべて利用ができないでいると市民の皆さんから抗議や多くの苦情を聞いています。もったいない、なぜ使えないの、なぜ……、恐らくそんな声を皆様方もあちこちで聞かれていると思います。

当時、施設館内すべての部屋が改修されたと聞いていたものの、なぜ多額の金をかけながら、いまだに利用できないなど、そんな理不尽で、ばかな話があつていいのでしょうか。私には理解できません。市民の皆さんにも、わかりやすく説明し、私の質問に答えてください。

県から譲り受けたのはいつですか、また、改修事業は幾らかかりましたか、お尋ねいたします。

次に、柳川市外環状道路の整備についてお尋ねします。

この問題については、私が議員として議席をいただいてから、過去に2度質問している問題であります。

この構想は、従来柳川都市計画道路整備計画をベースに、合併後の平成20年に議会を初め、その整備計画が市民に伝えられました。今進んでいる蒲池の中牟田から高橋までの事業がそれではありますが、その後、私の住む昭代地区への路線整備計画に係ることについての説明会などの話を聞いたことがなく、いまだにこの事業計画に係る地区などに説明があつていません。

そこで、お尋ねしますが、現在、この計画はどのような状態にあるのか、お尋ねします。

後は自席から一問一答で質問します。執行部におかれては、この議会中継を見ていられる市民の皆様によりわかりやすい答弁をいただくよう要望して、壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。

生涯学習課長（石橋正次君）

梅崎議員の質問でございますけれども、県から譲り受けたのはいつか、また改修工事費は幾らかということでございます。

市民プールにつきましては、平成18年の3月に福岡県より県南女性センターの譲渡を受けておるところでございます。

改修に係る総事業費といたしましては、161,898千円でございます。

以上です。

建設課長（中村敬二郎君）

柳川市外環状道路構想についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、柳川市のマスタープランにおきまして、市街地を取り巻き、蒲池、昭代、矢留を経由する外環状道路構想が計画されているところでございます。

この外環状道路の一部が高橋中牟田線でございますけれども、県道柳川筑後線の柳川市高島から県道久留米柳川線の柳川市矢加部までの約1.6キロにつきましては、平成16年度に完成しております。

また、県道久留米柳川線から現道の国道385線の柳川市西蒲池までの区間につきましては、国道385号線バイパスの影響分を省きまして、今月の下旬に供用開始をする予定にしております。

また、平成24年度より、現在の整備区間の延伸といたしまして、現道の国道385号線から国道208号線までのほぼ中間地点までの区間であります0.6キロの区間を5年の予定で整備することとしております。この区間が完成すれば、引き続き国道208号線までの接続を目指すこととなります。

議員御質問の、高橋から西浜武、古賀、南浜武から矢留に抜ける道路につきましては、その後詳細なルート選定や財政等を考慮いたしまして事業化の検討をしなければならないと考えているところでございます。

以上です。

5番（梅崎昭彦君）

ありがとうございました。

それでは、改めて質問させていただきます。

温水プールについてであります。

平成10年から改修がされる前の最終年度の平成15年までの同施設の年間利用者数を教えてください。

生涯学習課長（石橋正次君）

お答えをいたします。

平成10年度からの施設の利用者数ということでございます。

平成10年度から14年度にかけては、本館とプールの利用者ということで分けてお答えしますと、10年から14年までは本館利用者数が6万5,000から7万人、そして、プールの利用者数が約4万4,000人から5万3,000人で推移をしております。最終の平成15年度につきましては、本館利用者数が約6万人、そしてプールの利用者数が約3万2,000人ということになっております。

以上でございます。

5番（梅崎昭彦君）

ありがとうございました。

それでは、年間使用者数がざっと見ますと、平成8年の本館使用者数は約4万9,000人で、プールの使用者が4万3,000人、また、平成15年は本館が約6万人、室内プール4万5,000人となっております。いずれも多くの方が利用されています。

しかも、目を引くのが平成8年から15年の間、いずれの年度もプールの利用者より本館の利用者が多く、当時、その他の施設利用を含めると、この施設の年間延べ人数は13万7,000人にもなっていたのです。それが今使えないというのは、もったいない話ではないですか。市長、いかがでしょうか。お願いします。

市長（金子健次君）

2階の部分の施設について、市民からもったいないということで、市長はどう思っているかということでございます。

先般、一般質問の初日の日に、緒方議員のほうからも同質問がございました。3月4日の日、プール5周年記念ということで、そのときに私も改めて2階を見させていただいたところでもあります。

これにつきましては、いろんな形で議会と当時の市長との確認事項等もございまして、それについてはもう梅崎議員もわかっておられるというふうに思いますけれども、その部分について私自身は、外部評価委員会の中でもこの意見、活用したほうがいいんじゃないかという御意見をいただいておりますし、市民の声もそういうことでありますので、議会のほうにこのことについて御相談をしたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

5番（梅崎昭彦君）

ありがとうございました。

先ほど、改修にかけた事業費の答弁がありました。160,000千円余りの金をかけて整備されているんですね。

いいですか。改修した部屋名を説明してください。

生涯学習課長（石橋正次君）

平成18年の9月から平成19年の2月にかけて改修事業を行っているところでございます。

改修の施設といたしましては、1階にプール、和室、ロビー、そして2階には研修室1、研修室2、和室1、和室2、そしてロビーがありますので、そういった状況で改修をしているということでございます。

以上でございます。

5番（梅崎昭彦君）

今答弁されました、1階がプール、和室、ロビー、そして2階部分の60名収容の第1研修室、40名収容の第2研修室、それに8畳、10畳の和室2部屋とロビーですね。

でも、今この中で市民が利用できる部屋はありますか。お願いします。

生涯学習課長（石橋正次君）

施設の利用につきましては、先ほど市長のほうからもお話がありましたけれども、当時の議会と執行部のほうで確認事項があっているということです。それについては、利用につきましてはプール関係の事業以外は使用されていないというふうな状況でございます。

以上でございます。

5番（梅崎昭彦君）

今、市長から確認書という言葉も出ましたけれども、私はそんなものがあるかは、存在しているかは知りませんが、市民の皆さんもお聞きですから、どういう確認書か説明、お願いいたします。

市長（金子健次君）

平成18年4月17日の全協におきまして、当施設 プールのことだと思います。目的の市民温水プールから逸脱しない施設として使い、ほかの目的には使用しないものとするとの確認がされております。

5番（梅崎昭彦君）

はい、わかりました。

それは、当時の議会、執行部のことであり、冒頭に言ったとおり、同施設の存続か解体かで混乱したときの産物であって、時代の趨勢からして、その問題がいつまでも存在するというのはおかしいじゃないですか。

私は、行政においては情勢適応の原則は常識です。市長の見解をお聞かせください。

市長（金子健次君）

考え方につきましては、先ほど申し上げましたが、そういう確認事項はありますけれども、確認した後の経過をいたしております。

それと、市民の要望、また、その部屋の現在使われるかどうかもきちんと確認をして、利活用したいと思っているところでございます。

そういう意味で、先日行ったときに、利用状況を見ますと、障害者の方もたくさん、あのプールを利用されておりますし、いろんなことに利用したいということで市民の声も上がってきておるわけでございますので、時期を見て議会に相談をしたいというふうに考えております。

以上です。

5番（梅崎昭彦君）

ありがとうございます。

私も、昨年春から、この市民温水プールに足を運び、いろんな人から話を聞いてきました。正直言って、私も、なぜ、こんな立派な改修ができていないのに使用できないのか、疑問

です。

今、時代は超少子・高齢化社会であり、市民の学習意欲の高まりがあり、婦人会、またいろんな団体の活動活性化なども本市の重要課題です。施設の活用方法は無尽蔵にあると思います。一日も早い開放、活用が必要だと思えます。

最後に、市長、見解をお伺いいたします。

市長（金子健次君）

梅崎議員が言われるような形、考え方というのは、私も理解をしますし、私自身もそう思っております。そういう意味では、早いうちにそのことを相談してまいりたいというふうに考えております。

5番（梅崎昭彦君）

うれしい答弁、ありがとうございます。

執行部におかれましては、本当にスピーディーな決断と、市長、実行を期待して、この問題についての質問は終わります。ありがとうございました。

次に、2点目の、柳川市外環状道路の整備についてお尋ねします。

私がこの問題を取り上げるのは3回目になります。執拗にお尋ねするのは、市の発展の根幹をなす社会資本であるからです。道なくして、住宅も工場も企業も新産業も生まれるはずがありません。ましてや、自主財源に乏しい柳川市を活性化するには、九州縦断道路のみやまインターから国道443号バイパスは、三橋、大和の徳益までつながり、間もなく開通します。

一方、県道久留米柳川線の蒲池中牟田から西蒲池の高橋までの事業は、平成17年から順調に進み、さきの平成21年末に都市計画マスタープランが市民の皆さんに知らされました。このマスタープランは、観光まちづくり座談会を初め、子育てワークショップ、学識経験者、各産業団体などによる策定委員会など、平成19年、20年、21年度の3カ年をかけ、皆さんの柳川への思いを持ち寄って策定されたものと聞いてきました。

この道路計画は、これまでのこの本会議の一般質問で取り上げてきた地元の昭代地区、とりわけ西蒲池、高橋から南へ枝光、西浜武の諸藤、古賀、南浜武の崩道を抜け、沖端川をまたぎ、矢留本町、上宮永へと示された外環状道路都市計画路線であるが、これこそ将来の発展を左右する事業であります。

一日も早く路線整備に取り組むべきではないですか。いかがですか。

建設課長（中村敬二郎君）

外環状道路につきましては、一日も早く整備に取り組むべき重要路線であるという議員のお考えと思えますけれども、市といたしましても、この外環状道路につきましては、柳川市の重要な路線であると考えてところでございます。

しかしながら、道路の性格上、道路整備は連続性を確保しながら進めなければならないと

考えるところでもございます。高橋中牟田線が国道208号線の接続が見えた段階で、次のステップであります昭代地区への進捗を図りたいと考えるところでもございます。

以上です。

5番（梅崎昭彦君）

ありがとうございます。

この3月議会前に、金子市長が示した中には、このことは一言も触れられていないです。どのように考えてありますか。

市長（金子健次君）

将来の幹線道路であります外環状線については、十分、重要な路線であるということは認識をしております。

今現在、大牟田川副線の沖端の間につきましては、一定、道路が整備できました。また、沖端川の河口には橋の整備が、今、福岡県におきまして測量、また用地の買収等をこれから行われるだろうということで、橋の建設も進んでおるところでもございます。そのことの東西を結ぶ路線は、昭代、大川に抜けるということはもう計画の中に入ってきているようでもあります。

それで、今先ほど言われました梅の木街道の、そういう市外からおいでになる方については、208号から、そういう南北の道路、環状線は必要であると思います。

しかしながら、現在、道路は連続性を保つという意味では、しばらくすれば208号に蒲池の部分がつながると思います。それから、構想から、私自身も早く計画路線に変更して、いち早く全体的に柳川市の道路整備、インフラ整備は進んでいると思いますけれども、昭代地区においては、そのことはぜひ重要であるという認識を私は持っておりますし、そのことが早く緒につくような形で努力してまいりたいと。国、県の力もいただきながら努力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

5番（梅崎昭彦君）

ありがとうございました。

私はこの3年、関係地区、関係者などに一回の説明もあっていないこともあり、人口増、企業誘致対策などのまちづくりでの最重要な課題は、この道問題だと思うからであります。

柳川市の閉塞感を打破するには、何をさておき、道路整備であり、多額の合併特例債が使えるではありませんか。市長、どのようにお考えですか。

市長（金子健次君）

合併特例債の活用につきましては、国のほうで5年間延長するというふうなことで閣議決定等もなされておりますし、私自身も法案は今国会で通過するんじゃないかを見ております。

そういう中に、先日、財政シミュレーションを起こして、その中には入っていないということで今指摘がありました。将来的には、そのことも含めますけれども、まだまだ時間的に、

少し時間がかかるかなというふうに思っておりますし、そのことはぜひ必要であるという形で、財政的な裏づけ、そういう県道の読みかえ問題含めて、これからも努力をして、なるべくならば県道に読みかえをしていただいで、道路の整備を図っていきたいというふうに考えてもおりますので、十分これからも外環状線につきましては、道路整備については、いち早く構想から計画路線にのせるように努力してまいりたいと思っております。

以上です。

5番（梅崎昭彦君）

ありがとうございました。

今、柳川市の中小企業は泣いています。経済が低迷しているときだからこそ、地元経済浮揚のため特例債を使い、この道路整備予算に充当し、整備を急ぐべきだと思っております。

市民会館建設は、市民が求める喫緊のものではないと思います。これにはまだまだ議論に時間がかかるはずですよ。いかがですか、市長。

市長（金子健次君）

市民会館と庁舎統合の問題等も触れられましたけれども、それも必要でありますし、道路も大事な部分でもあります。今後とも、事業の選択もありますけれども、外環状線については、重要な、柳川の施策の中で、環状を結ぶことによって、外回りを結ぶことによって、柳川全体が活性化をしていくというふうに私も理解をしておりますので、梅崎議員と同様な考え方でございます。

5番（梅崎昭彦君）

本当、ありがとうございました。一日も早いアクションを起こし、具体的にされんことを強く要望し、私の質問は終わります。ありがとうございました。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして梅崎昭彦議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時28分 休憩

午前10時37分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、15番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

15番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

おはようございます。15番、市民クラブ、矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しを得ましたので、平成24年最初の一般質問をさせていただきます。

3月議会の一般質問は、私で最後であります。

〔発言取消〕

与えられた1時間、最後までよろしく願いいたします。

金子健次市長、去る2月26日の日曜日に開催された文化会館での林家正蔵・三平の落語競演会、ごらんになられましたでしょうか。前売り券は完売で、大ホールは満席でした。わずか2千円の会費で2時間、精いっぱい笑わせていただきました。皆さん、大変満足でした。本当に楽しいひとときを過ごさせていただきました。お世話いただいた関係者の皆さんに、この場をかりまして心から厚くお礼を申し上げます。教育長も大変でございました。ありがとうございました。

それだけではありません。60代の方からうれしい電話をいただきました。夫婦で会場に行きました。主人は足が少し不自由です。それを見た職員の方が飛んでこられました。そして、席まで案内し、介添えしていただきました。感激しました。ネームプレートには「生涯学習課」と書いてありました。金子市長さんにくれぐれもよろしく伝えておいてくださいと。議員の一人として、こんなうれしいことはありません。これからも金子市長のモットーであります人に優しい職員づくりに向けて精進されますよう、こいねがうものであります。

私は、5項目にわたって一般質問通告をしております。

1つは、政権が変わって地方交付税はふえたか、それとも減ったか、2つ目は、「宝の海」再生、復活を、3つ目には、進む地方の疲弊化、4つ目には、老人医療の悲哀の実態、5番目は、暴力団追放大会について。

あとは自席にて一問一答で質問をさせていただきます。議長のお取り計らいをよろしくお願いいたしまして、壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。

15番（矢ヶ部広巳君）続

まず最初に、政権交代して地方交付税はどうなったかについて伺いますが、時間を節約する意味から、私のほうで10,000千円未満四捨五入した数字を述べさせていただきます。

まず、普通交付税であります。平成20年度に柳川に交付された金は7,510,000千円、翌21年度は7,890,000千円、前年比プラス380,000千円であります。22年度は、普通交付税は8,380,000千円、前年比プラス490,000千円。

それから、特別交付税、平成20年度が1,240,000千円、21年度が1,270,000千円、前年比プラス30,000千円、22年度が1,330,000千円、前年比プラス60,000千円。

それと、普通交付税と全く同じ形で臨時財政対策債というのが交付されますが、平成20年度が7億円、21年度が1,090,000千円、前年比プラス390,000千円、それから22年度は1,610,000千円、前年比プラス520,000千円。

それに間違いございませんでしょうか。お確かめをお願いいたします。

財政課長（石橋眞剛君）

間違いございません。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

今申し上げましたとおりに、普通交付税も特別交付税も臨時対策債もすべてが前年比で、ずっと増額をされてきております。それまでは、ずうっとこの交付税というのは下がってきておりました。減額、減額でありました。それで、これはもう大変だ、やっぱり合併しないことには財政的に苦しい、そういうことで合併をしていったという経緯があります。

政権がかわって、地方交付税が毎年毎年増額されていったわけですから、柳川市もかなり財政的には助かったのではなかろうかと思うわけですが、その点いかがでございましょうか。

財政課長（石橋眞剛君）

交付税に関しまして、議員も御承知のように、平成13年に成立しました小泉内閣時代における三位一体改革、要するに骨太方針によりまして、一時期、地方交付税総額の抑制が行われました。しかし、その後、抑制による地方財政の疲弊を受けまして、現在、地方交付税は増加傾向にあります。

この地方交付税、特別交付税及び臨時財政対策債は、使い道が特定されていない一般財源として取り扱われるものでございます。このため、高齢者福祉費、児童福祉費、公債費等の伸びによる需要額の増加の影響もありますが、議員が先ほど申し上げられましたように、平成21年度、22年度と増加をしております。これによりまして、本市として財政的に助かっていることは確かでございます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

前政権のツケを改善し、暮らしを重視した予算措置を実現するとして誕生したのが新しい政権の目玉政策の一つであります。それが地方交付税の増額であります。

市長にお願いしますが、市民の目に見える税金の使い方、それが私たちがお願いをするところではありますが、答弁をお願いいたします。

市長（金子健次君）

平成17年の3月21日に合併をいたしまして、先ほど石橋財政課長が申し上げた形で、臨時財政対策債も含めまして、合併したことによっての合併特例債、また地方交付税の算定が等等も合わせますと、非常に助かったということでございます。

今後とも、市民の方々から信頼される市役所を目指し、また、市報などによりましてできる限り情報を開示し、透明性の高い使い方にこれからも心がけていくように考えております。

15番（矢ヶ部広巳君）

ひとつ、これからもよろしくお願いをいたします。

これで、この質問は終わりたいと思います。

次に、「宝の海」再生について伺います。

自然の恵み豊かな筑後地方、米に野菜、海の幸に山の幸、その宝の海・有明海が20年前ご

るから少しずつ環境異変が起きていることは、前回の12月15日、私が一般質問で取り上げた
とおりであります。私は、この問題を前回に引き続き取り上げさせていただきました。

御案内のとおり、平成13年度から毎年20億円を国と県が折半して覆砂事業、つまり海へ砂
をまく事業がなされてきました。平成13年度からでありますから、今までに220億円もの
税が投入されたこととなります。

その効果は上がっていますか。再生の兆しは少しでも見えていますか。お尋ねをいたしま
す。

水産振興課長（松尾昭義君）

議員の御質問の、覆砂事業と再生の兆しについてということでございますが、有明海の覆
砂事業は、浮泥の堆積や漁場の生産力、それから海域浄化の能力が低下した漁場の機能回復
と環境保全を目的に、昭和62年から干潟地域を主体として実施されております。

覆砂の効果といたしましては、赤潮の原因となるプランクトンの、シストと言いますが、
プランクトンの種でございますけれども、が泥中に多く生息しておりますので、覆砂によっ
て、その生息域を減らすということで、赤潮の原因となる過度なプランクトンの増殖を抑制
すること、また、泥土化した底質を改善することにより、アサリやサルボウの増殖を図るこ
とができ、そこに発生した二枚貝がプランクトンを捕食するということにより赤潮を抑制す
ることができます。

また、さらには、覆砂後の海域は、網漁業やかご漁業の主要対象物であるクルマエビ、シ
バエビ、ガザミ、ウシノシタなど多くの魚介類の稚魚育成の場としての機能も有します。

平成19年、並びに平成23年の有明海研究所から発表されました覆砂事業の効果では、表層
付近では浮泥等の混合による泥分率の上昇が見られるものの、10センチから30センチの層で
は泥分率の低い砂が残存しているということから、泥分率やCODの環境指標の値が、覆砂
を実施していないところより低い値を示し、底質の改善効果が大きいということが報告さ
れております。また、覆砂を実施したところは高密度にアサリの稚貝が生息していること
も確認されております。平成18年度からは、3年ぶりにタイラギの潜水器漁が再開されてお
ります。

また、香川県の津田湾における覆砂事業の環境改善効果の検証では、浮泥の堆積は見られ
るものの、施工後15年にわたり覆砂層は維持され、環境指標の値は低い値を示し、底質の改
善や底生生物層の回復といった覆砂による改善効果が見られ、その効果が15年以上維持され
ていることが確認されておるところでございます。

このように覆砂事業は、浮泥の堆積で悪化した底質の環境改善に効果があるとして、博多
湾や苅田港、また三重県の三河湾など、全国各地で実施されておるところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

つまり、今、よその海のことを話されましたが、有明海の実態を言いますと、220億円もの大金をつぎ込み、有明海はよくなるどころか、悪くなる一方でありますよ。覆砂事業のやり方を、やっぱり、この有明海では変えるべきではないでしょうか。

例えば、砂をまいたところでは8割方、魚は死んでしまっていると漁師さんは言われております。それはなぜか。砂をまくから、まき方が厚いから、魚は窒息して、息がされんで死んでいっている。こんなばかなことを毎年毎年20億円の大枚をつぎ込んでやっておるのが実態ですよ。

だからこそ、実際に魚をとってある人たちの生の声をしっかり聞いて、それを素直に受けとめて、覆砂事業をやるべきと思う。そうしなかったら、何の効果がありますか。そう思われませんか。どうでしょうか。

水産振興課長（松尾昭義君）

覆砂の実施については、漁業者の要望なりに基づき、福岡県の水産局と、また福岡県有明海漁連において協議されて、組合長会議の承認を得て実施されておるところでありまして、漁業者の意見もそこに反映されていると思っております。

15番（矢ヶ部広巳君）

その辺がかなり、非常な問題です。

例えば、その覆砂事業、10年間でやっておるわけですね。そして、その覆砂事業に縛りがある。どんな縛りがあるかという、1回砂をまいたところは2度まいてはならないという縛りがあるんですよ。あれは10年間の時限立法でできた法律であります。10年間ですから、もう1回まいたところは二度とまいてできないというわけですから、10年間まかないということですよ。

だから、どうしておるかといいますと、覆砂事業のやり方の疑問、砂は上、すなわち河口にまけば自然の原理で下へ流れていきます。当然、上流がよくなれば下流もよくなるはずですよ。なのに、なぜか、2割を河口に砂をまいて、8割を下流にまいている、これが現状ですよ。沖合で幾ら砂をまいても、その効果はゼロと言われております。なぜでしょうか。今、課長が言ったじゃないですか。海底はヘドロが20センチも30センチもたまっている。だから、まいたところを二、三日して、実際、海の底に潜って見てみると、もう砂は沈んでしまって、全く見えないそうであります。こんな税金をどぶに捨てるようなことが平成13年から毎年毎年、11年間もされてきているんですよ。本当にあきれ物と言えませんか。そうじゃないですか。

今、組合と漁業者と話し合った上で砂をまいてある、覆砂事業をされておると課長はおっしゃいましたが、それは間違いはないですか。どうでしょうか。その点が本当に、海に行っている人たちの声を通していっておるならば、こんなことにはなっていないと私は思います。

答えられる範囲でいいですから、答えてください。

水産振興課長（松尾昭義君）

漁業者の意見が反映されておるかということでございますが、私たちは、漁業者の代表である有明海漁連、そこと福岡県の、先ほど申しましたように水産局が十分に協議して、皆さん方にいかに効果があるかということも協議され、そして、そこで組合長会議にも諮りながら実施されているということで、調査なんかも、また、覆砂をしたところの調査、また検証なんかも十分やられておりますから、私たちは漁業者の意見も十分反映されておると思っております。

それから、先ほど、1回まいたところは10年間まかないという御質問がありましたが、今までの覆砂の資料やデータなどに基づきまして、覆砂は耐用年数が10年と決められておるそうでございます。ですから、10年間はまけないということで、耐用年数の決まりがあるということでございました。

それから、ヘドロが堆積するという御意見もございましたけれども、確かに長期間経過すると、浮泥が覆砂の上に堆積をいたします。けれども、ヘドロが堆積しても、覆砂の効果は、先ほど申しましたように、10センチ、20センチ下には砂が残っております。ですから、その効果というものはまだ維持されているというふうに聞いております。

ですから、覆砂事業で実施されたところは、環境の改善は、私たちは、図られておると、また、先ほど申しましたように、アサリの稚貝なんか立っているということは報告を受けているところでございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

そうになったら、全く意見は違うんですよ。当局が言うのは、そんなに有明海がなっているはずがないというのが言い方でしょう。

そしたら、何で今のような有明海の惨状があるのでしょうか。宝の海は死の海になっているんですよ、この間も言ったように。ウネゲ、アカガイ、ヨコタガニ、アナゴ、グチ、アサリ、タイラギ、いないじゃないですか。生命力の極めて強いサルボウガイもおらんとですよ。ザリガニでもおらんとと思う。どうですか。まさに、有明海は末期の状態であります。

漁師さんは去年から、魚がとれんから、海から上がったままやないですか。干し上がっていますよ。どげんして暮らしていけばいいか、このままやったら生活保護を受けやん。前回の私が一般質問で言ったとおりですよ。まさに、先ほど梅崎議員が中小企業の方は泣いておられますよとおっしゃいました。漁民も泣いておられますよ。柳川市は、なら、ざまなか……。中小企業も泣いておられる、漁民の方も魚がとれんで泣いておられる、これが現状ですよ。

どうでしょうか。答弁をお願いします。

水産振興課長（松尾昭義君）

確かに議員おっしゃるとおり、今の有明海はタイラギやサルボウのへい死など、昔のように多種多様の魚介類が大量にとれていた時代と同じような有明海には十分に回復しておりま

せんが、かつての豊穡の海・有明海によみがえるために、さまざまな有明海再生のための事業が実施されておるところでございます。

さらには、昨年7月には国会において、有明海の再生のためにまだまだ課題が残るということで、有明海特別措置法が見直され、法の改正が承認されております。今後も有明海再生のためのさまざまな事業や調査、研究が継続して行われていくと思っております。

また、有明海関係4市の市長や議会、漁連、漁協で組織する有明海漁業振興対策協議会というものがございます。そこにおいても、常に有明海の再生については協議しておりますし、県や国への再生の要望を重ねておるところでございます。

今後とも、また有明海再生に向けて国、県へ強く要望していきたいと思っております。

15番（矢ヶ部広巳君）

くれぐれもよろしくお願いいたします。

先日、有志による宝の海再生、復活の会が結成をされました。岩本司農水副大臣に6,542名の署名を添えて陳情書を手渡されました。そして、本格的な原因調査を国に求められました。

その中で、副大臣は、省庁の壁を越えて有明海の環境異変の調査をスピーディーに行いたいと、覆砂してもタイラギがすぐに死んでしまうなら、原因を調べないといけないと約束をされたと新聞報道されておりました。

繰り返しますが、有明海は待たなしの状況にあります。だから、去る2月18日、水の郷ホールで若っかもんの主張がありましたが、その中で筑後中部魚市場の総務課のある方が切々と訴えられたじゃないですか。アサリの収穫は最盛期の3%ですよ。魚市場に行っている方が言うわけですから。3%ですよ。有明海の復活、再生に、もう余り時間は残されていない、子供たちの将来のために多くの方が行動する必要があると。幸いにして、地元柳川市出身の国会議員には城島光力国対委員長さんが、また、金子市長の職場の後輩であった江崎孝幹理事長補佐が政権与党におられます。自然は金では買えません。今、このままにしておいたら、有明海はなくなるんですよ。

市長、よかったら、一言でいいですから所見をお願いいたします。

市長（金子健次君）

きのう、ノリの入札がありまして、一定、量的に、また価格の面も、全国的に不作だということで、年間を通したら23年度については担当のほうから、大体130億円ぐらいいけるんじゃないかということで、ちょっとほっと一安心しております。

有明海の貝、また魚等については、矢ヶ部議員のほうからいろいろ指摘がありましたし、そのことは有明漁連、また水産局等も十分承知をしておるわけです。

先般、先ほど、岩本農水副大臣のほうに要請があったということも私も承知をしておりま

すし、私自身も福岡県出身であります岩本農水副大臣にもいろいろお願いをいたして、早急にこのことを原因を究明していただきたいということは常々お話をいたしているところでございます。

確かに、毎年20億円の覆砂事業が、今言われるような魚が死んだりとか、いろいろなことについては、今、松尾課長が申しあげましたように、十分に有明漁連、また組合長さんたちにも十分に協議をしながら、そういうことのないような形で進めていきたいということでございますので、調査を急ぐ必要があるという認識に私も立っておりますし、また、国、または県のほうにも、柳川市だけではできませんので、そういうことをお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

この問題は、最後にします。答弁は要りません。

ノリ養殖に使う薬剤について、私は言いたいわけですが、これは議会としての縛りがありまして、言えません。なぜならば、施肥問題については請願が出ておりますから、それは触れることができないという議会内のおきてがありますからですね。

そこで、宝の海再生は、漁師さんの問題ではないというのは、これはもう当然と思います。一方、ノリ漁業の方も、魚がとれない、とれるは、それは知ったこつかいと、おどんたちや、ノリさえとれとつとよかばい、それで満足たいと、そんな勝手なわがままな気持ちは、これっぽっちも私はないとかたく信じております。

どうか一日も早く宝の海へよみがえることを心から訴えまして、この質問を終わります。

次に、進む地方の疲弊ということで、私が3番目に出しておりますが、少子・高齢化が進み、地方の疲弊、これは柳川のことですからね、驚くばかりであります。

市長は、自身の選挙で、ほぼ全戸を回ってあると思います。選挙が終わって、やがて丸3年になります。わずか3年の間のさま変わりは、もうびっくりするほどですよ。

そこで、市長、どうでしょうか、多忙な時間を割いて、職員と一緒に市内の隅々まで、車でいいですから、回ってみてはどうでしょうか。市内の現状を市長みずからが自分の足を運び、自分の目で見て確かめる、これは決して無駄なことではないですよ。私はそう思いますが、どうでしょうか。

市長（金子健次君）

私も市長に就任をして、もうちょうど3年目を迎えることになります。少子・高齢化により人口構造の変化や国の財政状況の悪化は、地方の疲弊化に連動しております。さらには、住民の暮らしやコミュニティーの崩壊に直結するものというふうに思っております。

柳川市の将来のことを危惧されて、このふるさとを守っていかなければならないという矢ヶ部議員の思いというのが、今質問だと思えます。

私は、何か気になることがあれば、解決策を求めて現場に赴き、積極的にそういうことは努めております。自分の目で見て、聞いて、確かめようと努めて努力してまいりました。現場百回という言葉がありますけれども、現場百回の精神のように、問題意識を持って、現場に足を運び、取り組む姿勢は原動力になったり、また小さなことに気づき、ひらめきを生むこととなります。常に原点に返ってヒントを探すことは非常に重要なことということでございます。

私自身も努めて、なるべく、そういう現場に何かあれば立つという形で調査をして、今日までやってきたつもりでございます。これからも続けたいというふうに思っております。

15番（矢ヶ部広巳君）

よろしく願いをいたします。

ところで、私は毎年正月2日から、1日400戸をノルマとして、バイクで一戸一戸回り、市議会報告を各家庭へ届けさせてもらっています。決して、人に頼むことをしません。自分の足で、自分の手で、自分の目で、心を込めてポスティングさせてもらっています。だから、柳川市の移り変わりがよくわかります。

そこで、率直に感じたことを質問させていただきます。

柳川市は、合併して、わずか7年足らずで人口が、きのう荒巻議員が言われましたが、4,500人減っております。今、柳川市は、ことしの1月末現在の人口は、男が3万3,870人、女は3万7,617人の、合わせて7万1,487人であり、女が4,000人も男より多いわけでありませぬ。

市の中心地は、どんどん店が閉められております。解体されております。駐車場になっているところもあります。一方、両開、昭代等では、もう昭代のあの通りはいいですが、ガソリンスタンドも大分閉められております。雑貨店、日用品店もありませんよ。パンを買おうにも、1年前に来たときはあったばいなという店が張り紙してあります。長い間お世話になりましたと、こういう状況です。一体、こういう状態のまちをどのようにして、村おこし、まちおこしを考えてあるのか。大変、これは深刻な問題ですよ。特に高齢化になりましたから、お年寄りも、私の近くのようにトライアルがあれば24時間いいですけども、田舎で年をとって、足も思うごつ動かんとに店屋がなか。どうでしょうか。どのようにこれから先のまち起こしを考えてあるのか、よかったら御所見をお願いいたします。

市長（金子健次君）

人口減に対する対策ということで、特効薬はなかなか、どこの市町村も頭を痛めているというふうに思っています。

その中において、先日開催をされました水の郷の若っかもんの主張というのを、きのうビデオを見せていただきました。どうしても出席できなかったので、らせていただきました。その中に、本当に感動する部分もありましたし、力強さも私は感じているところでございま

す。

人口をふやす意味では、余りやりたくなかったんですけども、新婚さん云々とか、そういう事業とか、いろんな形の3事業を加えました。よそのまちから柳川に転入してくれればいいんじゃないかという論議があると思いますけれども、そういうことじゃなくて、これから若い人たちが住める魅力あるまちづくりをどうやっていくかということは、なかなか非常に難しい問題がありますけれども、恵まれたこの自然の中に、柳川というのはやっぱりすばらしいまちと、大好きなまちというふうに私も思っておりますので、そういう若者たちの、きのうビデオを見た主張の中に、私は感じておりますし、これから、マイナス方向じゃなくてプラスの方向に、私は若い人たちと一緒にやって取り組まなければならないというふうに思っているところでございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

確かに、今、市長おっしゃったとおりに、人口をふやす、若者をふやす、その特効薬は見つからないと思います。でも、指針は示すべきではないでしょうか。それも具体的に。来年は選挙であります。市長選挙であります。今、市長が3つの新しい新規事業を言いました。1番目は、住宅取得者への最大1,000千円の補助、新婚家庭への月額10千円の補助、2年間で限度にして、そして、空き家取得者への200千円の補助。それはまだ私が通告時点では示されていませんでした。これ以外に何かあったら、もうなかなかいいですから、いや、これから出そうと思うとるという気持ちがありましたら、もう一言でいいです、どうでしょうか。

市長（金子健次君）

以上の3点、今言われました分の政策の分、また、結婚サポートセンター等についても、大牟田市が4月からまた入っていただくということで、実際、1年間ぐらいは何も成就できなかったんですけども、現在では、そのサポートセンターの効果が今出てきております。

そういうふうなことと、合併浄化槽の設置の補助金の上乗せ、これも定住化促進という形で、合併浄化槽、水をきれいにしようということもありましたし、柳川市においては県下一番の上乗せというような形で、大分利用していただきました。これとあわせて、太陽光発電施設の設置補助金等も加えていきたいというふうに思っております。

本市の定住、また移住に関する支援窓口を、サポート体制をきちんと整えていきたいというふうに思っています。

人口は、私は、やっぱり7万人を割らないような形で、いろんなことについても議会の皆さん方のいろんな御意見等も取り入れながら、また専門家の意見を取り入れながら、これから、まちの活性化に向けて努力してまいりたいというふうに思っております。

15番（矢ヶ部広巳君）

大変ですが、ひとつよろしく願いいたします。

市長は、いろんな会合にまめに手広く参加をされております。市民にとって大変心強いものがあります。これからも市民の先頭に立って、柳川市発展に向け努力されんことを願いまして、この質問は終わります。答弁は要りません。

次、4番目ではありますが、老人医療の悲哀について伺います。

まず最初に、直近のデータで結構でございますから、柳川市の総人口に占める65歳以上の比率はどうなっているか、お尋ねをいたします。

健康づくり課長（高巢雄三君）

高齢者医療についてお答えをいたします。

まず、直近のデータの件でございますが、平成22年の国勢調査によりますと、柳川市の人口7万1,375人のうち、65歳以上の高齢者は1万9,165人となっております、率にしますと26.9%となります。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

それでは、65歳以上のひとり暮らしの比率はどうなっておりますか、お答えをお願いいたします。

健康づくり課長（高巢雄三君）

65歳以上のひとり暮らしの比率でございますが、65歳以上の一般世帯に住む単身世帯で見ますと、2,020人いらっしゃいます。これは、施設入所を除いたひとり世帯でありまして、実態としてひとり暮らしと思われませんが、これを65歳以上の人口で割りますと10.5%となり、65歳以上の高齢者の約1割がひとり暮らしということになります。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

つまり、65歳以上の10人に1人はひとり暮らしだということであります。

自分の足で歩けること、自分でトイレに行けること、自分の食べたいものを食べたいときに食べられること、自分の入りたいときに好きなペースでお風呂に入れること、そして、家族と一緒におれることのありがたさ、これだったらもう言うことはありません。しかし、現実には全く逆であります。病院に行きますと、哀れな悲しい出来事を目の当たりにします。

それは、今先ほど三位一体問題を言われましたが、それ以前は入院しとくとよかったんですよ、いつまでも。病院もちゃんと入院させよらした。今は違うですよ。1カ月もすると、病院のほうから、もうそろそろ退院せやんめだんち言われる。家に帰ったっちゃ、だれもおらんばんも。今言われたように、10人に1人は年寄りひとり暮らし。おら、帰ったっちゃ、ひとりで暮らさやん。飯を炊く、せんかことはでけん。ふるも掃除ば、ひとりでしいきるも

んかんも。病院にまいつとき置かせてくれんかんもち言うと、それはあなた方の考えのことやっかんもと。それはあなた方の問題でしょうもん、あなた方で解決せんとでけんばんち。そんなにつれないですよ、今現実は。

ところで、入院1カ月過ぎると診療点数はダウンするのでしょうか。どうですか、お尋ねします。

健康づくり課長（高巢雄三君）

入院期間が1カ月を過ぎると点数がダウンするようになっているのかというお尋ねでございますが、医療機関が算定する入院基本料は、入院期間に応じて算定できる点数が違います。

具体的には、入院期間が15日、30日、90日、180日を超えると、算定できる点数が少なくなります。これは、治療の必要性の小さい方については療養型の病床や介護施設などに移ってもらうことを促進するために設定されているものでございます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

今の答弁でわかりました。15日したらペースダウンする、30日したら落ちる、だから病院が、もうそろそろどけんかんも、もう施設に入れたがよかやっかんもち言うように、もう医者が今はじきじきに言いますからね。看護婦長さんは哀れですよ。今、看護師と言うと思いますけれども。医者と一緒にあってですね。それはもう実際にそういう経験をしてみんとわからん。

前も言うたように、前は1カ月も2カ月も1年も入れとったっちゃった病院が見てやらした。今、現実はそのげんですよ。15日くらいから、もう出ていけとか、30日くらいから出ていけ。足腰が不自由で介助は要る。いつもではないが、認知症はまだらが見られる。そばにだれかついておかんと不安でならない。そんな人に、今言ったように病院は早く施設に入れんかんもと言うですよ。

一月に、施設に入れると150千円、200千円もかかるばんも、ぞうたんのごとと言うぎんと、病院は何と言うと思いますか。病院におったっちゃ100千円要っじゃっかんもち。そんなことを、澄まして辛辣なことを言いますよ。

それは、高額の年金を200千円、300千円も月もらっとる人はよかくさんも。金もない、寄る辺もない人は施設に押し込まれ、孤独に死んでゆく。その施設さえ簡単に見つからんばんも。そして、打ち果てる人もおられますよ。経済の成長の上に花開いた長寿社会の、それが皮肉な現実であります。

このような老人医療の悲哀の現実を少しでも皆さんに知ってもらいたい、そういうことで私はこの質問を取り上げました。

簡単でいいですから、何かコメントがありましたらお願いをいたします。

市長（金子健次君）

矢ヶ部議員が言われるような実態も、否定は私もいたしません。そういう中において、平成24年の4月から改正介護保険法が施行されることになりました。その中で、介護、予防、医療、生活支援、さらには住まいの一体的な提供を目的とした地域包括ケアシステムを立ち上げることとなります。その中で積極的に、この問題については取り組んでまいりたいというふうに思います。

議員がおっしゃるとおり、家庭で介護やケアができないから病院が安心だ、また逆に、高齢者の皆さんが病院退院後は要介護状態となっても、家族と安心して自宅で過ごしたいという要望もあります。それも含めて、これからどういう高齢者対策をやっていくかということについては、十分、いろんな形で積極的に取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

時は、年金にいたしましても、3人で抱えて、将来は1人1役で抱えていかなければいけないという大変な時代に突入をするわけでございます。十分、高齢者対策については、議会とまた御協議をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

どうか、ひとつ情けのあるような行政をお願いしたいと思います。

それでは、最後になります。暴追大会ということであります。

ことしも去る1月21日、市民など1,200人が参加されまして柳川市民会館で開かれました。最後に参加者全員で、暴力団を利用しない、恐れない、金を出さないと、シュプレヒコールを上げました。早いもので、ドンパチ事件から丸3年が過ぎます。ちょうど市長選挙の1年前でした。市民を震え上がらせました。

今回、金子市長の要請で、みやま市長に要請をされまして、みやま市と合同でやろうという大会となりました。そうなりますと、来年からは、今度は会場はみやま市と交互にするのか、いや、会場はずっと柳川でして行って、みやま市から柳川のほうに足を運んでもらうと、どうなるのでしょうか。よかったら教えてください。

安全安心課長（野田洋司君）

ただいまの、来年度の暴追大会についての御質問にお答えをいたします。

今回は、みやま市との合同開催になりましたけれども、この大きな理由と申しますのは、柳川警察署の管轄が昨年度から柳川市とみやま市という広域になりましたことから、暴追大会、暴追運動のほうも広域的に展開していこうということで、両市の安全安心まちづくり推進協議会、並びに柳川警察署が協議を行いまして、共同開催に至ったわけでございます。

そこで、来年の開催方法でございますけれども、現時点で、その協議を関係機関行っておりません。それで、決まっていなくてございますけれども、今後、開催方法につきま

しては、来年度、柳川市、みやま市の安全安心まちづくり推進協議会、並びに柳川警察署との協議の中で決定されていくものと考えております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

よろしく願いいたします。

大会で、暴対法は元組員も適用範囲に入ること講演で学びました。組員は当然ながら、あたかも組員のような言動で善良な市民を脅し、たかり、絡み、迷惑をかける、実に卑怯卑劣なやからに、私たち議員、行政が毅然たる態度で臨むことが求められます。強い者にへらつき、何も言えないような社会では、何をかいわんやであります。

常に警察と連絡を密にして、市民の暮らしの安寧に努力していきたい。私たちも努力しまして、当局も努めてもらいたいと思います。私たち議員も、暴力追放について努力は惜しみません。

答えがありましたら、答弁をお願いいたします。

安全安心課長（野田洋司君）

ただいまの御質問にお答えをいたします。

柳川警察署のほうでは、暴力団犯罪への対策につきましては、最重点対策に上げられておりまして、署を挙げて市民の安全のために取り組まれております。

市のほうでは、暴力団関係の事案につきましては、安全安心課に警察OBである安全安心相談員を配置しておりまして、市民が被害を受けている相談がございました場合には、柳川警察署と連絡を密にしまして、被害防止に努めているところでございます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

あと1分でございます。もう答弁は要りませんから。

新大関誕生で市民は沸いております。ちょうど去年の今ごろは、相撲協会は八百長問題が大きなニュースとなりました。琴奨菊関が暴力団に巻き込まれることのないよう、私たち後援会員はしっかり検証していかなければならない責務があります。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

以上をもちまして本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時39分 散会

柳川市議会第1回定例会会議録

平成24年3月21日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	佐々木 創 主	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	浦 博 宣	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	古 賀 澄 雄

2.欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次	
副市	長	刈茅初支	
教	育	長	北川満
総務	部長	大坪正明	
会計	管理者	藤木明	
市民	部長	田島稔大	
保健	福祉部長	山田明寛	
建設	部長	野田彰	
産業	経済部長兼大和庁舎長	横山英真	
教育	部長兼三橋庁舎長	高田厚	
消	防	長	古賀輝昭
人	事	秘書課長	・見孝則
総	務	課長	稲又義輝
企	画	課長	橋本祐二郎
財	政	課長	石橋真剛
税	務	課長	山田敏昭
健	康	づくり課長	高巢雄三
福	祉	課長	高田淳治
学	校	教育課長	高崎祐二
生	涯	学習課長	石橋正次
建	設	課長	中村敬二郎
農	政	課長	成清博茂
水	路	課長	安藤和彦

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	川	口	敬	司						
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	亀	崎	公	徳
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	池	末	勇	人			

5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 各委員長報告について

1. 総務委員長報告について

- 議案第1号 平成23年度柳川市一般会計補正予算(第5号)について
- 議案第8号 平成24年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について
- 議案第13号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 柳川市福祉巡回バス条例の一部を改正する条例の制定について
- 請願第7号 非核三原則の法制化を求める議会決議・意見書採択のお願い

2. 建設委員長報告について

- 議案第3号 平成23年度柳川市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第9号 平成24年度柳川市下水道事業特別会計予算について
- 議案第10号 平成24年度柳川市水道事業会計予算について
- 議案第11号 柳川市景観条例の制定について
- 議案第22号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について

3. 教育民生委員長報告について

- 議案第2号 平成23年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第5号 平成24年度柳川市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第6号 平成24年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第7号 平成24年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について
- 議案第23号 柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定について

4. 予算審査特別委員長報告について

- 議案第4号 平成24年度柳川市一般会計予算について

5. ピアスライズ社との和解についての特別委員長報告について

- 議案第34号 和解について

日程(3) 議案第35号 柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 非核三原則の早期法制化に関する意見書

日程(4) 議案第37号 柳川市副市長の選任について

日程(5) 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について

午前10時 開議

議長(古賀澄雄君)

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（古賀澄雄君）

日程1．議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。

平成24年第1回柳川市議会定例会最終日の日程等について、3月19日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

日程2が、各委員長報告についてであります。各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。

再開後、各委員長報告に対して質疑、討論、採決といたしております。

日程3が、議員提出の議案第35号及び議案第36号の上程であります。

提案理由の説明後、2議案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。

再開いたしまして質疑終了後、即決といたしております。

日程4が、執行部提出の議案第37号の上程であります。

提案理由の説明後、本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。

再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

日程5が、閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出についてであります。

以上のとおり、議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（古賀澄雄君）

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

異議なしと認め、本日の日程につきましては、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 各委員長報告について

議長（古賀澄雄君）

日程2．各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（佐々木創主君）（登壇）

おはようございます。総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

2月29日の本会議において当委員会に付託を受けた請願1件並びに3月2日の本会議において当委員会に付託を受けた議案4件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

4 結果

(1) 議案第1号 原案可決

本案は、平成23年度柳川市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

補正前の予算額「291億9,521万4千円」から「2億73万2千円」を減額し、歳入歳出それぞれ「289億9,448万2千円」としようとするものであります。

審査の過程において、総務費の地方バス運行補助金等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(2) 議案第8号 原案可決

本案は、平成24年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算についてであります。

本特別会計は、公共事業の円滑かつ効率的な執行を図ることを目的に設置したもので、予算総額は歳入歳出ともに「5千円」の科目開設の予算となっております。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(3) 議案第13号 原案可決

本案は、柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成23年12月に公布された、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人等特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律」、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」及び「地方税法の一部を改正する法律」の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(4) 議案第14号 原案可決

本案は、柳川市福祉巡回バス条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

現在試験運行中の大和町、三橋町地域への運行区域拡大を契機に、市民の生活交通手段の確保という目的を重視してコミュニティバスとして整理し、その名称の変更等、条文の整備

を行うものであります。

審査の過程において、各路線の便数や利用者の推移、八女オンデマンドバスの利用者数等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(5) 請願第7号 採択

本件は、非核三原則の法制化を求める議会決議・意見書採択のお願いについてであります。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく採択することに決定いたしました。

以上で終わります。

議長（古賀澄雄君）

次に、建設委員長の報告を求めます。

建設委員長（河村好浩君）（登壇）

皆さんおはようございます。ただいま議長の許可を得ましたので、建設常任委員会の報告を申し上げます。

3月2日の本会議において当委員会に付託を受けた議案5件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

4 結果

(1) 議案第3号 原案可決

本案は、平成23年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(2) 議案第9号 原案可決

本案は、平成24年度柳川市下水道事業特別会計予算についてであります。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(3) 議案第10号 原案可決

本案は、平成24年度柳川市水道事業会計予算についてであります。

本案につきましては、委員より配水管工事の計画、減価償却費や水道料金等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(4) 議案第11号 原案可決

本案は、柳川市景観条例の制定についてであります。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(5)議案第22号 原案可決

本案は、市道路線の認定、変更認定及び廃止についてであり、道路法第8条及び同法第10条に基づき、市道路線の10路線を新たに認定し、8路線を変更認定、8路線を廃止するものです。

本案につきましては、委員より国道443号線バイパスや県道柳川筑後線事業に伴う路線の認定について、当該路線で計画している事業分担や管理等の質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

以上、建設常任委員会の報告を終わります。

議長（古賀澄雄君）

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（高田千壽輝君）（登壇）

議長の命を受けましたので、教育民生常任委員会の報告を行います。

3月2日の本会議において当委員会に付託を受けた議案5件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりであります。

4 結果

(1)議案第2号 原案可決

本案は、平成23年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(2)議案第5号 原案可決

本案は、平成24年度柳川市国民健康保険特別会計予算についてであります。

本案につきましては、県調整交付金等の率の変更による国保財政と個人負担への影響や特定検診の受診率について質疑がありました。また、脳ドック助成について、予防事業として今後さらに多くの市民が利用できるよう予算枠の拡大要望がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(3)議案第6号 原案可決

本案は、平成24年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

本案につきましては、総務費についての質疑があり、被保険者の負担増を止めるため、議員定数の見直し等、経費節減を図るよう要望がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(4)議案第7号 原案可決

本案は、平成24年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算についてであります。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(5)議案第23号 原案可決

本案は、柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定についてであります。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

以上で報告終わります。

議長（古賀澄雄君）

次に、予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。予算審査特別委員会の審査結果を報告いたします。

3月2日の本会議において、当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了いたしましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりであります。省略いたします。

4 結果

(1)議案第4号 原案可決

本案は、平成24年度柳川市一般会計予算についてであります。

予算規模としましては、歳入歳出ともに「280億4,200万円」で、前年度と比較しますと、率にして5.0パーセント、額にして13億3,700万円の増額となっております。

当委員会は、3日間にわたり歳入歳出予算について各款ごとに説明を受けて審査を行いました。

歳入審査では、市税の22年度決算・23年度決算見込みでの収納率、民生使用料で水の郷温泉利用者の推移、教育使用料で施設使用料の減免基準、衛生使用料で葬儀取扱所の取扱件数、保育料の国の基準額との差異、生活保護返還金、市債での柳川駅東部土地区画整理事業等について質疑がありました。

歳出審査では、人件費全般で各協議会・審議会の人数の変化や管理職手当等について、西

鉄大牟田線久留米大牟田間複線化の進捗状況、マイホーム取得支援・新婚世帯家賃支援事業について、EMによる環境対策事業の今後の対応、活力ある高収益型園芸産地育成事業や生産振興作物調査委託料について、柳川アンテナショップ運営の実績と今後のPR方法、観光案内所指定管理料の内容、柳川駅周辺地区事業の自由通路整備の具体的内容及び西鉄との負担割合、市民温水プール指定管理料の積算根拠、小学校給食の自校方式からセンター方式への移行に関して、等について質疑がありました。

なお、総括質疑終了後、本案に対する修正案が提出されました。

修正内容は、歳出の10款教育費、7項学校給食費、18目備品購入費の大和共同調理場運営費の給食配送車購入費960万円から480万円に減額し、予備費を480万円増額しようとするものであります。

提案者の主旨概要は、配送車購入については、2台分の購入費となっているが、1台で十分であるという説明でありました。

修正案について、審査の結果、当委員会といたしましては、賛成少数により否決と決定いたしました。

続いて、本案について、審査の結果、当委員会といたしましては、賛成多数で原案可決と決定いたしました。

以上で予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（古賀澄雄君）

以上で予算審査特別委員長の報告は終わりました。

次に、ピアスアライズ社との和解についての特別委員長の報告を求めます。

ピアスアライズ社との和解についての特別委員長（白谷義隆君）（登壇）

皆さんおはようございます。ピアスアライズ社との和解についての特別委員会の審査結果を御報告いたします。

3月2日の本会議において、当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

4 結果

(1) 議案第34号 原案可決

本案は、和解についてであります。

ピアス跡地問題について、ピアスアライズ社と和解しようとするものであります。

執行部からアスベスト除去工事に係る実施設計及び監理委託経費の負担割合や土壤調査費用及び建物敷地部分に関して新たな土壤問題が生じた場合の対応等の説明を受け、審査を行いました。

審査の過程において、臭気対策、建物敷地部分の土壤について及びこれまで行った土壤調査の実施理由等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会といたしましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

以上でピアスアライズ社との和解についての特別委員会の報告を終わります。

議長（古賀澄雄君）

以上でピアスアライズ社との和解についての特別委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、委員長報告に対する質疑通告、考案時間のため、暫時休憩をいたします。

午前10時21分 休憩

午前10時21分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を各報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第1号 平成23年度柳川市一般会計補正予算（第5号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第8号 平成24年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第13号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第14号 柳川市福祉巡回バス条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。請願第7号 非核三原則の法制化を求める議会決議・意見書採択のお願いについては、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本請願は総務委員長報告どおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本請願は総務委員長報告どおり採択と決定いたしました。

次に、建設委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第3号 平成23年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第9号 平成24年度柳川市下水道事業特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第10号 平成24年度柳川市水道事業会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第11号 柳川市景観条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第22号 市道路線の認定、変更認定及び廃止については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第2号 平成23年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第5号 平成24年度柳川市国民健康保険特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第6号 平成24年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第7号 平成24年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第23号 柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、予算審査特別委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第4号 平成24年度一般会計予算について、23番梅崎和弘議員から反対討論の通告が

あっておりますので、梅崎和弘議員の発言を許します。

23番（梅崎和弘君）（登壇）

皆さんおはようございます。23番梅崎和弘です。議長の許可がありましたので、議案第4号、一般会計予算の反対討論を行います。

地方自治体の役割は、住民の福祉の増進を図ることであります。住民のために必要な予算は大いに賛成であると、まず申し上げておきます。

第1点は、長い間の行政と住民の努力の結果、国は、同和問題は基本的に解消したとして、2002年3月に同和対策特別措置法が失効しており、同和行政の法的根拠がなくなっております。ところが、本市におきましては昨年の同和予算は、従事職員、各団体補助金、入学・進学奨励費補助金、人権・同和対策費、人権・同和教育費など82,977千円であり、ことしは約5,000千円増額の87,710千円であります。同和教育をやめてこそ、国民的融和で差別を解消することができる、このように思っております。同和事業を早急に廃止して、一般行政に移行すべきであります。

第2点は、農業予算です。前回までは転作作物研究費でしたけれども、ことしは生産振興作物調査委託料となっております。その予算額も800千円そこそこの金額です。転作作物、ブロッコリー、ツボミナ、ソラマメから、今回はヒシやミズイモなども取り組みたいということであります。助成金をもっとあったらやってみようという人も多くおられるのではないかと思います。農業は柳川の基幹産業であり、農業政策にもっと予算措置をすべきだと思っております。

第3点は、漁業関係です。ことしもノリ養殖は順調だということで、大変喜ばしいことでもあります。しかし、魚介類関係ではアサリ、アカガイ、タイラギなどは大変な不漁状態であり、漁業者の方は生活ができないと、このような声が上がっております。このような問題解決のためにも、予算をもっとふやすべきではないかと思っております。

第4点は、広域連合介護保険については、スケールメリット論が完全に崩れています。田川市は単独運営の方向で検討されているとお聞きしております。連合会のあり方についての協議会に、大いに期待したいと思います。

第5点目は、学校給食に関する予算として、配ぜん室整備費、給食配送車の購入などが組み込まれております。給食は学校教育の一環として、児童・生徒の心身の健やかな成長のために実施されるものです。今回の方針では、専らセンター方式のメリットとして、経費削減が言われております。今回の予算が通れば、センター方式の方針をいただいたものとして扱い、再検討する考えはないということです。

まず、今回、昭一校と柳河小をセンター方式にして、その後は10年計画で実施されるということですが、なぜこの10年間もかかるのか、納得できません。食育基本法には、21世紀における我が国の発展のためには、子供たちが健全な心と身体を培い、未来や社会に向

かって羽ばたくことができるようにするとあります。この精神に基づいて、今後も学校給食の運営をやっていただきたいと思います。

第6点は、子ども医療費の予算です。児童福祉法は、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うと規定されております。通院、入院を高校3年まで拡充されているところもあります。本市におきましても、さらなる拡充に取り組んでいただきますようお願いいたします。

ほかにもありますけれども、市民の皆さんが安全・安心、笑顔で暮らせる魅力あるまちづくりのために予算執行をお願いしまして、討論とします。

議長（古賀澄雄君）

次に、賛成討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

次に、反対討論をされる方はありますか。

4番（白谷義隆君）（登壇）

私は、議案第4号 平成24年度柳川市一般会計予算に対し、反対の立場で討論を行います。今回の予算で、私が問題だと考えているのは、10款・教育費、7項・学校給食費、1目・給食運営費に係る大和調理場運営費の給食配送車購入費9,600千円についてであります。

市の説明によれば、現在、自校方式で提供している昭代第一小学校及び柳河小学校の学校給食を、平成25年度よりセンター方式に変更し、大和町にある大和学校給食センターから給食を配送するとしています。そのため2台の配送車を購入するというものです。2台購入する理由として、市は4点挙げています。

1点目が、大和学校給食センターから配送するため、1台では無理がある。2点目が、他の配送車が故障したとき、代車としての利用をすることができる。3点目が、旧柳川市内のほかの小学校についてもセンター方式に移行する計画があり、いずれ新たな配送車が必要になる。そして4点目が、市民感情に対応するためとしています。

私は、この中で市が一番懸念しているのは市民感情ではないかと考えています。なぜなら、1点目の、1台では無理があるとする理由は現実的ではなく、現に、今回の予算委員会で、市は1台で対応できると答弁しています。また、2点目の、代車としての利用についても、仮に今、配送車が1台故障したとしても、今あるほかの配送車での対応が可能であり、大きな影響はないと思われます。また、3点目の、いずれ新たな配送車が必要になるからといっても、5年先か10年先かもわからない中で、今購入する理由にはなりません。それでも2台購入するというのは、市民感情、つまり、今回新たにセンター方式に移行する昭代第一及び柳河小学校の保護者への対応にあると思われます。昭代第一及び柳河小学校にそれぞれ配送車を1台ずつ用意することで、センター方式への理解を求めようとしているのではないかと

私は考えています。

しかし、配送車をそれぞれの学校に1台ずつ用意しても、何のメリットもありません。確かに1台で2校配送するより、各学校に1台ずつで配送したほうが、早く給食を届けることができます。今回の昭代第一及び柳河小学校を考えた場合、1台で2校を配送するより、2台で2校を配送したほうが、どちらか一方の学校は七、八分早く届くことになります。でも、これは全く意味のないことです。なぜなら、給食時間は決まっています。どんなに早く学校に給食が届いても、給食時間まではそのまま学校の配せん室で保管されています。ですから、給食時間が始まる前までに各学校に給食を配送しておけば、何ら問題はありません。たとえ今回、昭代第一及び柳河小学校の2校を1台で配送するとしても、給食時間の20分から40分前までには配送することができます。こうしたことから、私は今回提案されている配送車の購入については、2台の必要性はなく、1台で十分だと考えています。そして、そのことによって、配送車の1台分の購入費4,800千円、それと毎年の維持費1,050千円を削減することができます。本市の平成24年度の一般会計の予算は280億円を超えます。そうした中で、4,800千円の購入費や1,050千円の維持費は小さな額かもしれませんが、しかし、これも市民の皆さんの大事な税金です。言うまでもなく、1円たりとも無駄にはできません。

以上の理由から、2台購入するとした給食配送車購入費の予算を認めることはできません。よって、私は本予算に反対するものであります。

議長（古賀澄雄君）

次に、賛成討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

次に、反対討論をされる方はありますか。

7番（佐々木創主君）（登壇）

議案第4号 平成24年度一般会計補正予算について、反対の立場で討論を申し上げます。

この中で8款・土木費、4項・都市計画費の中に、都市計画決定図書作成業務委託料8,500千円、いわゆるゆめタウン出店のための予算がございます。これに反対であります。

このゆめタウン出店予定地、西鉄柳川駅東部の現在区画整理事業が行われている地区内にあります。その土地を所有する地権者から、今後、住宅地としての活用の見込みが立たないとの要望書が市長に提出されたことが事の発端である。しかし、この事業はまだ完了してありません。このエリア内には有明海沿岸道路が走り、西鉄柳川駅には東口が開設される予定であります。人口減少が続き、定住化促進が大きな課題である本市にとって、今後、住宅、マンション等の建設が期待される優良な住宅地であります。このゆめタウン出店予定地である5万平米の造成には2億円もの血税が投入されております。市長は、このゆめタウン出店によって固定資産税等の税収が30,000千円、そして、雇用が300名生まれ、市外へ流出して

いた市民の購買が戻ってくるとしておりますが、ゆめタウンの出店店舗は、ほとんど大手の外部資本であることが予想されます。その売上予測は60億円と見込まれておりますが、それに対し、地場の個人商店の売り上げは約55億円程度であります。そのことから、地場商店街の大打撃が予想され、そして、その地場商店街の売り上げが減ることによる税収の減少、そして、職場が失われることとなります。

次に、時代が昭和から平成に入るところから、規制緩和により、全国各地の都市郊外に大型店舗の出店が相次ぎ、そのことによって地場商店街が大打撃を受け、シャッター通りと化し、車を利用しなければ買い物もできないという拡散したまち、不便なまちが全国に出現いたしました。そこで、国は平成18年、まちづくり三法を制定し、売り場面積1万平米以上の大型店舗の出店は、商業地、準商業地といった中心市街地以外は出店できないように改正をいたしました。その中心市街地というものは、商店、住宅が密集し、1万平米以上のまとまった土地というものはほとんど存在しません。つまり、国は大型店舗の出店自体を実質上できなくした法改正であります。

今回の予算は、区画整理事業という事業が完了しておらず、定住化促進のため大きな期待が持てる優良な住宅地を、ゆめタウン進出のため商業地に変更させるもので、あの反省に立った国の法律改正、全国の流れに逆行するものであり、中心市街地の活性化、コンパクトシティーの具体策を見出せないまま、まちの姿を変えてしまう引き金になってしまうこの予算には、私は反対であります。

議長（古賀澄雄君）

次に、賛成討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

次に、反対討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

ほかに討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案に対して採決いたします。

本案は、予算審査特別委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第34号 和解については、討論を省略し、(「議長」と呼ぶ者あり)何でしょうか。(「議案第34号の討論をさせていただきたいんですけども」と呼ぶ者あり)これは討論なしでいくように決定しておりますので。(「討論、発言を許してよかでしょうもん」と呼ぶ者あり)まず、ちょっと先に進みます。

お諮りいたします。議案第34号 和解については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。(発言する者あり)今受け付けますから。

御異議がありますので、これにより討論を行います。

まず初めに、反対討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(古賀澄雄君)

次に、賛成討論をされる方はありませんか。

22番(伊藤法博君)(登壇)

ピアス跡地和解について討論させていただきます。

ピアス跡地問題がピアス側と和解の合意がなされ、ピアス跡地の活用に向けての検討がなされるようになってきました。今回のピアス跡地問題のピアス社との合意を否定するものではありません。ただ、今回の合意に至るまで、跡地購入から7年、ピアス社撤退から5年、なぜ合意できなかったのか、最大の原因は何か、過去を振り返って、この問題の本質を検証する必要があります。

緒方議員、梅崎議員の一般質問で指摘された県南女性センター跡の市民温水プール2階の理不尽な封鎖、県南女性センターに増設された大広間600平方メートルの無意味な解体撤去、議会による温水プール、さげもん館併設否決による補助金返還、それに伴う(「何の話」と呼ぶ者あり)市民温水プール再開(「議長」と呼ぶ者あり)1年おくれによる施設改修費用の160,000千円の費用増大等、今から考えると、道理も理想もヘチマもない行為で、当時の市長に対する嫌がらせ以外の何物でもなかったと思わざるを得ません。予算審査特別委員会でも指摘されましたように、合併浄化槽の維持管理が適正になされる……

議長(古賀澄雄君)

ちょっとそれていますので。

22番(伊藤法博君)続

浄化槽が……

議長(古賀澄雄君)

伊藤議員。(「何ち言いよるか。趣旨の外れとろうが」と呼ぶ者あり)

22番(伊藤法博君)続

討論をしておるわけですよ。

議長(古賀澄雄君)

伊藤議員に申し上げます。

22番（伊藤法博君）続

（聴取不能）されている案件が（聴取不能）との指摘がありました。こうした兆候は10年ほど前から指摘されていて……

議長（古賀澄雄君）

暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時30分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤議員に申し上げます。

議案第34号 和解についての討論でありますので、議案の趣旨から逸脱しないようお願いをしておきます。

22番（伊藤法博君）（登壇）

討論の途中で、討論が中断いたしました。私が申し上げたかったのは、市民温水プール、合併浄化槽、あるいは漁業団地など、議会によるさまざまな抵抗があったことは皆様も御存じのことと思います。このようなたぐいの、いわれのない議会の反対が多数ありました。ピアス跡地問題が長期間解決できなかった原因は、平成18年7月の臨時議会で採決された、ピアス跡地の活用策並びに環境調査特別委員会報告書や、平成19年3月に決議されたアスベスト即時撤去を求める議決等の議会の対応であったと思います。これらの決議は、当時の市長に対して交渉の余地を与えない代物であり、また、その後、裁判で争うにしても議会が反対するという、身動きのとれない状況に追い込んだものが最大の原因ではないかと思えます。

当時の市議会の異常さは目に余るものがありました。そういった市議会の行為が柳川市に何の必要性があったのか、今もって私にはわかりません。だれが先導したかわかりませんが、今から考えると、間違った方針のもとでなされた結果が、とんでもない損害を柳川市に与え続けたのではないかと、私は改めて強く感じています。合併当初から反対のための反対ではなく、柳川市民と柳川市のための議会であったなら、今よりも1歩も2歩も前に進んだ柳川市になっていたのではないかと思われてなりません。このピアスとの和解ももっと早く解決したであろうと思われて、残念でなりません。

議長（古賀澄雄君）

次に、反対討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

次に、賛成討論をされる方はありますか。

15番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

おはようございます。15番矢ヶ部広巳でございます。議案第34号 和解について、賛成討論させていただきます。

ピアスライズ社との和解を、なぜ議会運営委員会は議論の場を封鎖し、即決の道を選ばれたのか、不可解でなりません。8人で構成の議運のメンバーを見てください。委員長初め、あれだけピアス社への不信、非難を浴びせられた委員が多数を占めているのにです。果たして同じ議員かと、その変身ぶりには正直あきれています。だったら、大変なる税金の無駄遣いをしてきたことになり、いかに不毛の議論をしてきたかということになります。

思い起こしてください。あれだけ大がかりな土壌調査をしていながらにです。この問題は、先ほど伊藤議員おっしゃったとおりに、合併後7年もかけた懸案事項でありました。いつもけんけんごうごうたる非難を双方から浴びせていた議会でありました。会議録を見ていただければ、一目瞭然であります。それを、事もあろうに即決とした議運の責任は、開かれた議会からはほど遠く、決して見過ごすわけにはいきません。もし議運決定どおりに即決でしゃんしゃんと決めていたならば、柳川市議会は市民にどう説明できたのでしょうか。

もう一つ、議運委員長に申し上げさせていただきます。十分御承知おきとは存じますが、あえて申させていただきます。

委員長は議長と同じく、あくまで中立でなければならぬことは大原則であります。どうも忘れておられるようであります。さらに、委員長は議会を空転させてもらっては困ります。去年3月議会でも、長時間にわたって空転しました。委員長の不手際で議会を空転させたことで、多くの税金の無駄遣いが生じます。議員24名とひな壇に並ぶ市長、副市長、教育長、部長、課長を縛るわけで、市民へのサービスダウンは、はかり知れないものがあります。本議会の2日目に、本議案の即決案が賛成少数で否決されました。つまり、議運の提案は不信任をされました。これは前代未聞であります。その後、直ちに議運が開かれました。常任委員会へ付託をするのか、さもなくば特別委員会を設置するのか、たったこれだけのことを決めるのに、なぜ2時間もの空白となったのでしょうか。傍聴されている方、テレビをごらんの方、いつまでも待ちぼうけを食わされました。このことも市民へ、この場からはっきりと説明をしていただきたいと思います。もし納得できる説明がないとするならば、議運委員長の辞任を求めます。この議会は、品位がないと言う前に常識がありません。議運を取り仕切る立場にある委員長は、常識がありますか。だったら、日本国憲法3章21を御存じですか。御存じでしたら、どうして私が編集し、各戸に配布している市議会報告に対し、ある議員から言われたので、古賀澄雄議長へ議員全員協議会で取り上げるよう要請したと、去る2月27日の全協で発言されました。（「少しずつずれよっばい」と呼ぶ者あり）ある議員とは、だれですか。はっきりしてください……

議長（古賀澄雄君）

矢ヶ部議員に申し上げます。

15番（矢ヶ部広巳君）続

議員3名連署の議員が発行する議会報告の……

議長（古賀澄雄君）

矢ヶ部議員。矢ヶ部議員に申し上げます。

議案第34号 和解についての討論でありますので、議案の趣旨から逸脱しないようお願い
します。

15番（矢ヶ部広巳君）

品位を保つことの決議について、決議文が全協で提出されました。しかも、御丁寧にも、
私が発行している市議会報告をわざとらしくコピーして全議員に渡されました。（「ずれよ
ろうが」「ずれとるばい」「議長、議長」と呼ぶ者あり）

議長（古賀澄雄君）

矢ヶ部議員に申し上げます。

矢ヶ部議員……

15番（矢ヶ部広巳君）続

その後、怖くなったのか、その決議文は取り下げられました。その理由すら私たち議員に
は（「議長、暫時とらんですか」と呼ぶ者あり）報告がっておりません。まさにマッチボ
ンプと言わざるを得ません。

議長（古賀澄雄君）

暫時休憩します。

午前11時41分 休憩

午後0時20分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

矢ヶ部議員に申し上げます。

議案第34号 和解についての討論でありますので、議案の趣旨から逸脱しないようお願い
をしておきます。

15番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

私は一つも逸脱しているとは思っておりません。しかも、討論の場にありますから、はっ
きり議員には言わせる。とめるそのものが私はおかしいと思います。続けさせていただきます。

しかも、御丁寧にも、私が発行している市議会報告をわざとらしくコピーして、全議員に
渡されました。その後、怖くなったのか、その決議文は取り下げられました。（「議長、ず
れよる」と呼ぶ者あり）その理由すら私たち議員には報告がおりません。

議長（古賀澄雄君）

矢ヶ部議員に申し上げます。

先ほど注意をしましたが、なお議長に命令に従わないので、地方自治法第129条第1項の規定により、本日の会議が終わるまで発言を禁止いたします。矢ヶ部議員、お願いいたします。（「おかしいじゃないですか、それは」と呼ぶ者あり）矢ヶ部議員、お願いいたします。（「それは私は納得できません」「議長の指示ですよ」「いや、納得できません」「じゃ、暫時休憩ばとらんですか」と呼ぶ者あり）

議長（古賀澄雄君）

ここで暫時休憩いたします。

午後0時22分 休憩

午後0時32分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決をいたします。

本案は、ピアスアライズ社との和解についての特別委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第35号～議案第36号

議長（古賀澄雄君）

日程3 議案第35号 柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第36号 非核三原則の早期法制化に関する意見書についての2議案を一括上程いたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（川口敬司君）

〔朗読省略〕

議長（古賀澄雄君）

まず、議案第35号 柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提出者の提案理由の説明を求めます。

9番（荒木 憲君）（登壇）

議案第35号 柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説

明を申し上げます。

本案は、観光課の所管を建設部から産業経済部に改める柳川市事務分掌条例の改正を受け、柳川市議会委員会条例の一部を改正しようとするものであります。

議員各位におかれましては御賛同の上、速やかに御決定していただくよう、よろしくお願いいして、提案理由の説明といたします。

議長（古賀澄雄君）

次に、議案第36号 非核三原則の早期法制化に関する意見書について、提出者の提案理由の説明を求めます。

7番（佐々木創主君）（登壇）

議案第36号 非核三原則の早期法制化に関する意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国是である非核三原則を空洞化させないために、非核三原則を法制化することを求めて意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願いいしまして、提案理由の説明といたします。

議長（古賀澄雄君）

提案理由の説明が終わりましたので、2議案に対する質疑通告、考案時間のため、暫時休憩いたします。

午後0時37分 休憩

午後0時37分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第35号 柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第36号 非核三原則の早期法制化に関する意見書については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第37号

議長（古賀澄雄君）

日程4．議案第37号 柳川市副市長の選任についてを上程いたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（川口敬司君）

〔朗読省略〕

議長（古賀澄雄君）

提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

提案理由を説明する前に、お礼を申し上げたいと思います。

3月の定例会におきまして、特に平成23年度、24年度の一般会計、特別会計の予算については、御承認いただきましてありがとうございます。さらに、ピアスアライズ社との和解についても全会一致で御承認いただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、日程4．議案第37号 柳川市副市長の選任について御説明申し上げます。

本案は、平成24年3月31日をもって刈茅初支副市長が退任されるため、後任の副市長に石橋義浩氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、説明申し上げましたが、よろしく御審議いただき、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

議長（古賀澄雄君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑通告、考案時間のため、暫時休憩をいたします。

午後0時41分 休憩

午後0時41分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第37号 柳川市副市長の選任については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり、石橋義浩氏の柳川市副市長の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり石橋義浩氏の柳川市副市長の選任に同意することを決定いたしました。

日程第5 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について

議長（古賀澄雄君）

日程5 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出についてを議題といたします。

閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について、お手元に配付いたしております申出書のとおり、所管事項の調査を平成25年3月31日まで付託されたいとの申し出がっております。

お諮りいたします。本件につきましては、申し出のとおり、所管事項調査を平成25年3月31日まで常任委員会及び議会運営委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本件は申し出のとおり所管事項調査を平成25年3月31日まで各常任委員会及び議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

ここで、先ほど選任に同意いたしました石橋義浩氏よりあいさつを受けたいと思います。

石橋義浩氏

御紹介いただきました石橋義浩でございます。議長のお許しをいただき、一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま副市長の選任の同意をいただきまして、厚く御礼申し上げます。ここ柳川は、私が高校時代を送った地であり、私をはぐくんでくれた思い出深い場所でございます。そしてまた柳川は、美しい掘割のある風景、文化の薫りの高い風土、有明海の産物など魅力いっぱいの土地でございます。このたび、縁の深い、そして魅力あふれるこの地で仕事をさせていただけるという機会を与えていただいたことに非常に感謝申し上げます。

もとより私は微力ではございますが、金子市長を補佐し、柳川市がより一層住みやすい、魅力的なまちになりますよう、誠心誠意努力してまいり所存でございます。議員の皆様方におかれましては、格別の御指導、御鞭撻をお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、私のあいさつとかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして平成24年第1回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午後0時46分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 古賀澄雄

柳川市議会議員 佐々木 創 主

柳川市議会議員 浦 博 宣